

軽米町地域防災計画

軽米町防災会議

平成28年3月18日改正

本 編



目 次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	町民の責務	1
第3節	計画及び他の法令に基づく計画との関係	1
第4節	災害時における個人情報の取扱い	1
第5節	軽米町防災会議	2
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	3
第7節	軽米町の概況	9
第8節	災害の発生状況及び災害想定	12
第2章	災害予防計画	13
第1節	防災知識普及計画	13
第2節	地域防災活動活性化計画	15
第3節	防災訓練計画	17
第4節	気象業務整備計画	19
第5節	通信確保計画	20
第6節	避難対策計画	21
第7節	要配慮者の安全確保計画	26
第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	28
第9節	孤立化対策計画	29
第10節	防災施設等整備計画	30
第11節	建築物等安全確保計画	31
第12節	交通施設安全確保計画	33
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	34
第14節	危険物施設等安全確保計画	36
第15節	風水害予防計画	38
第16節	雪害予防計画	41
第17節	土砂災害予防計画	43
第18節	火災予防計画	48
第19節	林野火災予防計画	51
第20節	農業災害予防計画	54
第21節	防災ボランティア育成計画	55
第3章	災害応急対策計画	57
第1節	災害応急対策の活動計画	57
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	70
第3節	通信情報計画	79

第4節	情報の収集・伝達計画	82
第5節	広報公聴計画	88
第6節	交通確保・輸送計画	93
第7節	消防活動計画	99
第8節	水防活動計画	103
第9節	県、市町村等応援協力計画	105
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	109
第11節	防災ボランティア活動計画	116
第12節	災害救助法の適用計画	118
第13節	避難・救出計画	125
第14節	医療・保健計画	137
第15節	生活必需品供給計画	140
第16節	食料供給計画	143
第17節	給水計画	146
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	149
第19節	感染症予防計画	153
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	156
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	161
第22節	応急対策要員確保計画	164
第23節	文教対策計画	167
第24節	農畜産物応急対策計画	171
第25節	公共土木施設応急対策計画	174
第26節	ライフライン施設応急対策計画	176
第27節	危険物施設等応急対策計画	184
第28節	林野火災応急対策計画	186
第29節	除雪計画	192
第30節	防災ヘリコプター応援要請計画	194
第4章	災害復旧・復興計画	196
第1節	公共施設等の災害復旧計画	196
第2節	生活の安定確保計画	199
第3節	復興計画の作成	204
震災対策編		205
原子力災害対策編		285
資料編		324
様式編		433

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和26年法律第223号）に基づき軽米町防災会議が作成する計画で、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第 2 節 町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する町民としての責務その他法令又は岩手県地域防災計画若しくはこの計画により防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者（高齢者、障害者、介護保険の要介護認定を受けた者、難病患者、けが人及び乳幼児等）等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

「みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編1-4-3」

第 3 節 計画及び他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条第1項の規定に定めのあるとおり岩手県地域防災計画に矛盾し又は、抵触するものであってはならない。

第 4 節 災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、軽米町個人情報保護条例（平成15年輕米町条例第15号）の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第5節 軽米町防災会議

第1 所掌事務

軽米町防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- 1 軽米町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- 2 軽米町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【軽米町防災会議条例 資料編 1-4-1】

第2 組織

軽米町防災会議は、資料編 1-4-2 に掲げる会長及び委員をもって組織する。

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第 1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 町及び広域行政事務組合

町及び広域行政事務組合は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関との相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町にその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 防災関係機関の業務の大綱

1 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県	1 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 2 防災に関する施設及び組織に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災知識の普及及び教育に関すること。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 7 災害応急対策の実施に関すること 8 災害時における犯罪の予防、取締りなど、社会の秩序維持に関すること。 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること 10 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

2 町及び広域行政事務組合

機 関 名	業 務 の 大 綱
軽 米 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。
二戸地区広域行政事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防業務に関する事。 2 救急救助業務に関する事。 3 ごみ処理及びし尿処理に関する事。 4 災害予防対策の実施協力に関する事。 5 災害応急対策の実施協力に関する事。 6 介護保険事業の運営に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握及び報告連絡等に関する事。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3 防災関係職員の派遣に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 津波警報等の伝達に関する事。
東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関に対する金融上の措置要請に関する事。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関する事。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定会の立会に関する事。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関する事。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関する事。 2 関係職員の派遣に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全事業の推進に関する事。 2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関する事。 3 種苗その他営農資材の確保に関する事。 4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関する事。 5 災害資金の融通に関する事。 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。 2 山火事防止対策に関する事。 3 災害復旧用材の供給に関する事。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策に関する事。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関する事。
関東東北産業保安監督部	<p>電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び応急復旧対策に関する事。</p>

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北運輸局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東北航空局仙台空港事務所	災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。
仙台管区気象台 [盛岡地方気象台]	1 気象、地象及び水象の観測並びにこれらの成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	1 通信の確保に必要な措置に関すること。 2 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 3 関係業界団体の協力のもとで通信機器の供給の確保に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 被災労働者の救助に関すること。 3 被災労働者の就労斡旋等に関すること。
東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 2 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 3 水防活動の指導に関すること。 4 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 5 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	1 災害時における通貨の供給確保に関すること。 2 災害時における非常金融措置の指導に関すること。

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本赤十字社岩手支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること。 2 救援物資、義援金品等の受付及び配分に関すること。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。
東日本高速道路（株）東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 3 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社 日本貨物鉄道（株）東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害防止に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運（株）盛岡支店 北東北福山通運（株）盛岡支店 佐川急便（株）岩手支店 ヤマト運輸（株）盛岡支店 岩手西濃運輸（株）	<p>災害時における車両による緊急輸送に関すること。</p>
東北電力（株）岩手支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。 3 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵政グループ [軽米郵便局] [小軽米郵便局] [晴山郵便局] [円子郵便局]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵政事業の業務運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構 本部北海道東北ブロック事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等の支援に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株) IBC岩手放送 (株) テレビ岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	1 気象予警報等の放送に関する事。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関する事。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関する事。
(公社) 岩手県トラック協会 (公社) 岩手県バス協会 岩手県北自動車(株) 南部バス株式会社 ジェイアールバス東北(株) 二戸営業所	災害時における車両における緊急輸送に関する事。
(一社) 岩手県高圧ガス保安協会	1 ガス施設の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時におけるガス供給に関する事。 3 ガス施設の災害復旧に関する事。
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会	1 医療救護又は歯科医療救護に関する事。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する事。
(一社) 岩手県薬剤師会	1 医療救護に関する事。 2 災害時における医薬品の供給及び管理に関する事。
(公社) 岩手県栄養士会	1 災害時における栄養管理に関する事。
(公社) 岩手県看護協会	1 医療救護及び保健衛生に関する事。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。
社会福祉法人軽米町社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。 2 避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者)の避難行動支援に関する事。
(一社) 岩手県獣医師会	1 災害時における愛玩動物の保護及び救護に関する事。
(一社) 岩手県建設業協会	1 災害時における道路啓開及び除雪に関する事。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関する事。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
新岩手農業協同組合 二戸地方森林組合 西部九戸漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 協同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する事。 2 農林業関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋に関する事。 4 被災農林漁家に対する種苗その他資材の確保の斡旋に関する事。
軽米町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物価安定についての協力に関する事。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関する事。
一般病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関する事。 2 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関する事。
一般輸送事業者	災害時における緊急輸送に関する事。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関する事。
軽米町土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線用水路等の施設の整備及び災害防止に関する事。 2 水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線用水路等の災害復旧に関する事。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事。
(株) 朝日新聞社盛岡総局 (株) 毎日新聞社盛岡支局 (株) 読売新聞社盛岡支局 (株) 河北新報盛岡総局 (株) 産業経済新聞社盛岡支局 (株) 日本経済新聞社盛岡支局 (一社) 共同通信社盛岡支局 (株) 時事通信社盛岡支局 (株) 岩手日報社二戸支局 (株) デーリー東北新聞社二戸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況及び災害対策についての報道に関する事。 2 県知事及び町長からの要請に基づく災害報道に関する事。

第7節 軽米町の概況

第1 町の地勢と気候風土

(1) 地形の概況

本町は、岩手県の最北端に位置し、東に洋野町、南に久慈市と九戸村、西に二戸市、北に青森県の八戸市と南部町に隣接している。総面積は245.82平方キロメートル、周辺は標高550～850メートル程度の低い山に囲まれた丘陵地帯で、大半の集落及び田畑が200～300メートルの標高地帯に集中している。人口約1万4百人の農業を基幹とした農山村である。

町のほぼ中央を南北に流れる雪谷川と晴山地区を南北に貫流する瀬月内川が青森県境付近において合流し、新井田川となり八戸市を経て、太平洋に注いでいる。

県都盛岡市までは103キロメートルで、行政関係は隣りの二戸市と密接な関係にあるが、国道340号及び東北自動車道八戸線により、青森県八戸市とは近年経済的な結びつきが密接である。

位 置				距 離		面 積
東 端	西 端	南 端	北 端	東 西	南 北	
経度 141° 37' 18"	経度 141° 21' 44"	緯度 40° 13' 6" 2	緯度 40° 22' 27"	22.25km	15.50km	245.74km ²

(2) 山

山 名	位 置	標 高
折 爪 岳	二戸市福岡字織詰26-2	852m
久 慈 平 岳	九戸郡軽米町上館55-49-3	706m

(3) 河川

番号	水系名	河川名	河川延長(km)	流域面積
1	新井田川	2級河川 雪谷川	27.80	
2		瀬月内川	19.20	
3		小玉川	6.30	
4		坊里沢川	0.79	
1	新井田川	準用河川 笹渡川	10.00	
2		沢尻川	6.80	
3		塚内川	3.20	
4		戸草内川	2.20	
5		蛇口川	4.80	
6		米田川	4.60	
7		沢里川	0.70	
8		湯の沢川	1.80	
9		林沢川	0.50	
10		宮沢川	1.20	
11		八木沢川	2.60	
12		外川目川	4.60	
13		太田川	2.40	
14	高家川	0.50		
15	平 川	2.00		
16	青沢川	3.80		
17	市野々川	4.30		

(4) 土質土性

地質は軽米地区火山層に、晴山地区第3紀層が交錯分布し青森県に走っている。又古生層と相接し二戸市の第3紀層とも合している。

洪積層は瀬月内川にやや大きな構成をなしている。この外、平坦地に若干の沖積層がある。

古生層は地質系統中大部分を占め、岩手、下閉伊郡から発達して広く分布し前記の諸層とその間に連けいしている。

土性は瀬月内川、雪谷川流域火山地帯の軽米地区、晴山地区はいずれも砂壤土が多く、山田、沢里方面には壤土をみ、又晴山地区には砂壤土が分布する。

洪積層地帯では、いずれも腐植に富む壤土が殆んどを占め沖積層地帯においても一般に壤土が多く河岸に砂壤土を若干見受ける。

(5) 地目別面積

(平成23年1月1日現在)

区分 \ 地目	田	畑	山林	原野	宅地	その他	計
面積(k㎡)	11.04	22.74	184.9	3.34	3.85	19.87	245.74
構成比(%)	4.5	9.2	75.2	1.4	1.6	8.1	100.0

(6) 気象

本町は、本県においても不安定な地方であるが、特に冷害年の夏季における天候は異常低温、日照不足が連続する。即ち寒冷な北東風が三陸沿岸より襲来するため九戸郡北東部は、やませ風が霧の影響を受け、特に軽米、小軽米の東北部が平均気温摂氏9.3度、降水量は海岸部に比して少なく、1,000ミリメートル程度、降霜は晩霜の被害が多く、畑作地帯の本町にとっては致命的である。

風速は一般に冬季から春季にかけて強く、風速10メートル以上の強風日数も冬季から春季にかけて多く、火山性土壌と有機質の欠乏した畑地の表土を飛散して土地産力を低下させる原因となっている。

なお、最近の気象状況は別表のとおりである。

別表

軽米町の気象状況

年次	気温 (平均) ° C	降水量 (年合計) mm	日照時間 (年合計) h
昭和60年	8.8	715	2,302.9
平成2年	10.2	1,275	1,726.9
平成7年	9.1	964	1,507.3
平成8年	8.4	808	1,460.0
平成9年	9.3	918	1,554.2
平成10年	9.3	1,292	1,434.0
平成11年	9.7	1,342	1,665.3
平成12年	9.6	1,187	1,469.3
平成13年	8.7	924	1,104.1
平成14年	9.2	1,296	1,365.2
平成15年	8.8	844	1,451.5
平成16年	10.1	1,207	1,732.4
平成17年	8.8	984	1,625.8
平成18年	9.0	1,088	1,655.3
平成19年	9.6	1,092	1,755.5
平成20年	9.4	924	1,751.4
平成21年	9.5	1,082	1,697.4
平成22年	10.0	1,210	1,708.8
平成23年	9.5	1,034	1,772.2

第8節 災害の発生状況及び災害想定

第1 災害の発生状況

本町における異常気象等による過去の主な災害は、資料編1-6-1のとおりである。

第2 災害の想定

この計画の策定に当たっては、本町における地勢、気象等の自然的条件及び都市化の状況、産業構造等の社会的条件並びに過去における災害発生状況を勘案し、次の災害を想定している。

- 1 大雨、台風、大雪による災害
- 2 地震による災害
- 3 大規模な林野火災による災害
- 4 危険物の漏洩、流出、爆発等による災害
- 5 その他異常な自然現象による災害

なお、社会環境の変化に対応し、地域の災害危険性を把握するため、防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成に努めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識の普及計画の作成

防災関係機関はその所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、説明会、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料等を配布して防災教育の普及徹底を図る。

職員研修等の機会を得て、又は防災予防検討会等を開催するなど、職員に対し次に掲げる事項に係る防災知識を涵養し、防災意識の高揚を図る。

- (2) 防災教育は次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策関係法令
- イ 防災対策、防災知識その他防災活動に関する事項
- ウ 災害に関する基礎知識
- エ 災害を防止するための技術
- オ 町民に対する防災知識の普及方法
- カ 災害時における業務分担の確認

3 町民等に対する防災知識の普及

- (1) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 説明会、講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配付
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

- (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
 - ウ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ③ いざというときの対処方法を検討する。
 - ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑥ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - エ 災害時における心得、避難誘導
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去における主な災害事例
 - ケ 災害に関する基礎知識
- (3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

4 児童生徒等に対する教育

児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織等の育成強化

- 1 自主防災組織の結成促進及び育成
 - (1) 町は、町内会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。
 - (2) 町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努めるものとする。
 - (3) 町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため必要な指導、援助を行うものとする。

2 自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織等が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を班編成等により明確にする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 家庭及び地域の火気設備、器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 安否確認及び避難誘導
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 町民に対する避難勧告等の伝達、確認
- エ 地域内の被害状況等の情報収集
- オ 救出、救護活動の実施及び協力
- カ 炊き出し及び救援物資等の配分等避難運営に対する協力

3 自主防災組織の現況

本町における自主防災組織の結成状況は次のとおりである。

組織名	隊員(隊)数	組織されている世帯数	備考
軽米町婦人消防協力隊 連絡協議会	867人 (7隊)	1,175世帯	

平成25年4月1日現在

第3 消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- ア 「消防団活性化総合計画」の策定
- イ 消防団の施設・設備の充実強化
- ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
- エ 報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- オ 消防団総合整備事業等の活用
- カ 競技会、行事等の開催
- キ 青年層・女性層の消防団への参加促進
- ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- (3) 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、計画的な実施に努める。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 町民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日（9月1日）を中心とする防災週間期間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し定期的に実施するよう努める。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである

ア 通信情報訓練	エ 避難訓練	キ 救出、救助訓練
イ 職員非常招集訓練	オ 消防訓練	ク 医療救護訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	カ 水防訓練	

2 実施にあたって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 主要防災関係機関の参加
防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、主要防災関係機関等の参加を得て、各種訓練を実施すること。
また、特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救護活動に係る各種の訓練を実施する。
- (2) 町民の参加促進
町民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成を図るため、町民の積極的な参加を得て各種訓練を実施する。
- (3) 広域的な訓練の実施
広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定に基づく広域応援要請訓練その他の各種の訓練を実施する。
- (4) 教育機関等における訓練の実施
児童、生徒に対する防災教育の観点から、幼稚園、保育園（児童館含む）、小・中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

- (5) 要配慮者を対象とした訓練の実施
医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。
- (6) 地域の実情を踏まえた災害想定
訓練の実施にあたっては、地勢的な条件や過去の災害等を参考とし、より実践的な災害想定を行う。
- (7) 各種訓練の有機的な連携
有事の際の実践的な対応を想定し、関係機関の合同訓練、あるいは各種訓練が有機的に連携する訓練とする。
- (8) 訓練災害対策本部の設置
町に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。
- (9) 所有資機材等の活用
訓練の実施にあたっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、町、その他の防災関係機関や報道機関を通じて町民に適時・適切に防災気象情報を提供できる体制の整備に努める。

第2 観測体制の整備等

1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理。

- (1) 盛岡地方気象台は、気象、高潮、高波、地震、津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、これらの維持に努める。
観測施設等の整備に当たっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。
- (2) 盛岡地方気象台は、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係機関、大学等の研究機関等と協力して観測体制の充実に努める。
- (3) 盛岡地方気象台は、災害発生時において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図る。
- (4) 盛岡地方気象台は、町が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。

2 情報処理・通信システムの整備・充実

- (1) 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

第3 情報の提供

気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て町民に周知するように努める。

第4 防災知識の普及啓発の実施

1 盛岡地方気象台は、町民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、町民の防災活動を促進する。

- (1) 平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。
- (2) 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、要配慮者や一時滞在者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。
- (3) 災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害訓練を伝承する取組を支援する。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制に努める。

第2 通信施設・設備の整備等

1 町の通信施設

- (1) 軽米町防災行政無線
屋外拡声器、戸別受信機等の機能の充実強化を図るとともに、その機能維持強化に努める。
- (2) 軽米町情報通信施設
町全域に整備した光ファイバーを活用したきめ細やかな情報提供に努める。
- (3) 防災行政無線、情報通信施設、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 非常・緊急通話用電話の指定

町その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

4 通信運用マニュアルの作成等

- (1) 町その他の防災関係機関は、災害時における通信回路のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- (2) 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第6節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、火災、風水害等の災害から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うために避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- (1) 町は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

【指定避難場所等一覧 資料編3-13-1】

ア 避難準備情報（一般町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法

イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所等への経路及び誘導方法

エ 避難場所等の管理

① 管理責任者	⑧ 避難収容中の秩序維持
② 管理運営体制	⑨ 避難者に対する災害情報の伝達
③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保	⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底
④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段	⑪ 避難者に対する各種相談業務
⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法	⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放
⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法	
⑦ 医療機関との連携方法	

オ 避難者に対する救援、救護措置

① 給水	④ 医療・衛生・こころのケア
② 給食	⑤ 生活必需品の支給
③ 空調	⑥ その他必要な措置

カ 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に対する救援措置

① 情報の伝達	④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有
② 避難の誘導及び避難の確認	⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定
③ 避難所等における配慮	
⑥ 避難場所から避難場所への移動手段	

キ 避難場所等の整備

① 収容施設	③ 給水施設
② 給食施設	④ 情報伝達施設

ク 町民に対する広報

ケ 避難訓練

- (2) 避難計画作成に当たっては、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援

者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。

- (3) 町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。
- (4) 避難計画に盛り込む避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (5) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (6) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定めるよう努める。
- (7) 避難計画の作成に当たっては、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- (2) 施設の管理者は、町、二戸地区広域行政事務組合消防本部、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 学校、幼稚園、保育園等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (4) 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (5) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

3 広域一時滞在

- (1) 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (2) 町は、県内広域一時滞りの受け入れ又は他の都道府県の避難者の一時的な滞りの受け入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受け入れ方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- (1) 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所

- ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等からの避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。
- イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。
- ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。
- エ 避難者一人あたりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する。）を収容できるような場所であること。
- オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。
- カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。

避難所

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
- カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。
- キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- ク 避難生活の長期化に配慮し、公共住宅、民間アパートなどの確保も配慮すること。

- (2) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。
【福祉避難所一覧 資料編3-13-3】
- (3) 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

2 避難道路の整備

町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場所の代替経路の確保が可能であること。
- ウ 浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。

3 避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 町民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備。
- イ 非常用電源の配備と燃料の確保。
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置。
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等、必要な資機材の整備。
- オ 医療救援、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備。
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設の整備。
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備。
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備。
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備。

第4 避難所の運営体制等の整備

町は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、その内容について住民への普及啓発に努める。

第5 避難行動要支援者名簿

- (1) 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (2) 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。
- (3) 避難行動要支援者名簿等に掲載する情報の範囲は次のとおりとする。

ア 個別計画

- ・ 支援を要する要因
- ・ 世帯番号及び宛名番号
- ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所及び行政区名
- ・ 電話番号等の連絡先
- ・ 血液型、主な病気及びかかりつけの病院
- ・ 緊急通報装置の有無
- ・ 居住建物に係る建築年及び構造等
- ・ 緊急時の連絡先
- ・ 家族構成等
- ・ 避難支援者の氏名、住所及び連絡先
- ・ 避難誘導時等において留意すべき事項等

イ 避難行動要支援者名簿

- ① 高齢者、要介護3以上の者、身体障害者程度等級が1級又は2級の者
 - ・ 個別計画の登録の有無
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所及び行政区名
 - ・ 電話番号
 - ・ 世帯区分
 - ・ 障害等級、要介護状態区分、利用施設、担当ケアマネージャー、障害の種類
- ② 精神障害者
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）住所
 - ・ 識別番号、手帳番号及び障害の等級
- ③ 知的障害者
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所
 - ・ 組織番号、手帳番号及び障害の程度
- ④ 妊婦
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、世帯番号、宛名番号及び世帯主名
 - ・ 電話番号
 - ・ 出産予定日
- ⑤ 乳幼児
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、世帯番号、宛名番号及び世帯主名

⑥ 外国人

- ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、世帯番号、宛名番号及び世帯主名

ウ 当分の間、前記イの避難行動要支援者名簿は、平成 26 年 10 月に作成された軽米町災害時要援護者支援台帳をもって当該名簿とする。

(4) 避難行動要支援者名簿等は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項及び第 3 項に基づき、次の第 5 号に規定する避難支援等関係者に提供し情報を共有する。

(5) 前号に基づき避難行動要支援者名簿等の情報を提供し共有する避難行動要支援者は、二戸消防署軽米分署、二戸警察署軽米駐在所、軽米町民生・児童委員協議会、軽米町社会福祉協議会、岩手県立軽米病院、日本郵便株式会社及び行政連絡区長等地域において防災活動に携わるものとする。

(6) 第 4 号に基づき避難行動要支援者名簿等の情報を保有する避難支援等関係者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に避難行動要支援者情報を使用してはならない。

また、平常時において個別計画等を保管する者は、避難行動要支援者名簿登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子情報で保管する場合はパスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分注意する。

第 6 避難に関する広報

町は、町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。

1 避難場所等に関する事項

- | |
|------------------------------|
| ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 |
| イ 避難場所等への経路 |

2 避難行動に関する事項

- | |
|----------------|
| ア 平常時における避難の心得 |
| イ 避難勧告等の伝達方法 |
| ウ 避難の方法 |
| エ 避難後の心得 |

3 災害に関する事項

- | |
|--------------|
| ア 災害に関する基礎知識 |
| イ 過去の災害の状況 |

第 7 避難訓練の実施

1 町は、災害時に町民の的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を町民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督促するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。

2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び町民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者の実態把握

- (1) 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
- (2) 国、県及び町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備（避難行動要支援者避難）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

3 避難誘導

- (1) 町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受け入れなど、福祉関係職員による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

6 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

町は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による避難勧告等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(4) 情報の提供

県及び町は、インターネット等を活用した多言語による災害情報の提供に努める。

(5) ボランティアの育成等

県及び町は、国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

県及び町は、国際理解関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び町の役割

1 県の役割

- (1) 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- (2) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (3) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。
- (4) 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。

2 町の役割

- (1) 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- (2) 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- (3) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (4) 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- (5) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

- (1) 各家庭において、家庭の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯、ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

- (1) 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第9節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定区域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、町情報通信施設等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、町民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するよう努める。

2 避難先の検討

町は、集落内に指定避難所や避難できる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うように努める。

3 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても町民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

4 防災体制の強化

町は、町民自らが、救助、救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 対策事業の計画

1 防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

- ア 災害応急対策活動における中枢機能
- イ 庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ウ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- エ 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- オ 人員、物資等の輸送、集積機能
- カ 災害対策用資機材の備蓄機能
- キ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- ク 被災町民の避難・収容機能

2 公共施設等の整備

- (1) 町は、避難路、避難地（公園、緑地、道路などの町民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

3 消防施設の整備

町は、消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

4 防災資機材等の整備

町は、大規模な災害において、災害応急対策活動を行うため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

- ア 水防用資機材
- イ 空中消火用資機材
- ウ 林野火災消火用資機材
- エ 特殊災害用資機材

5 避難場所の整備

避難場所は、一時避難場所と収容避難所とに区分し、安全な場所及び施設を選定するよう配慮する。

- (1) 一時避難場所
安全な公園、広場等を対象とし、おおむね1名あたり1.5㎡とし、50名以上収容可能な場所を選定する。
- (2) 収容避難所
安全な建物で、給食施設を有するところ又は給食施設を急増できる所及び比較的容易に給食を搬入できる所を対象とし、おおむね1名あたり2㎡とし、100名以上収容可能な施設を選定する。
- (3) 救急施設
人的被害の軽減を図るため、救急車等の救助機械器具を計画的に整備する。

第 1 1 節 建築物等安全確保計画

第 1 基本方針

「人命の尊重」と「財産の保全」を建物防災の目標に掲げ、これを実現するための密集地における構造物等の不燃物化、特殊建築物の災害予防措置及び災害発生のおそれがある区域の建築物の安全確認等に重点を置き、諸施策の一層の推進を図る。

第 2 建築防災の現況

本町における町形成の推移をみると、その大半は昔からの集落が自然的に成長発展したものが多く、これに昭和 30 年代以降における周辺部から町中心部への移転現象が加わり、集落から密集地形成が進んでいる状態である。

しかしながら、この密集地化に対応すべき道路、公園広場等、都市防災の拠点となるべき安全施設の整備あるいは建築物の防火、避難面における整備が遅れていることから、建築基準法、消防法等の整備強化に呼応し、建築物の防火、避難等安全確保のための施策を講じているところである。

がけ地近接等危険住宅については、住宅移転事業等の対策を計画化していく必要がある。また、建物の現況は、木造は全体の 92 パーセントを占め、耐火構造は、わずか 8 パーセントに過ぎず、防火上からの危険度は、非常に高い現況である。

第 3 対策事業の計画

1 建築物の安全確保

地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行うとともに、学校、診療所、庁舎等の主要建築物については、大災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置づけ、積極的にその機能を確保するよう指導する。

2 防火対策

- (1) 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化をはかるため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理等、防火管理業務の充実を図るよう指導する。なお消防法に定める指定防火対象物は、資料編「消防法に定める指定防火対象物数」(2-1-1)のとおりである。
- (2) 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全を確保するため、現行基準に基づく消防用施設等の設置の促進並びにその適正な維持管理を推進するよう指導する。
- (3) 住家、その他の建物から火災発生と被害の軽減を図るため、防火指導の強化並びに一般町民に対する防火思想及び防火知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期すよう積極的に指導する。

第 4 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間(11月1日～7日)、文化財防火デー(1月26日)等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 文化施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 文化財の現状等

(平成19年11月15日現在)

指定区分	有形文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝天然記念物	建造物保存	計
国								
県	1		1					2
町	6	9	1		8		1	25

建造物

ア 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を推進する。

美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財

- ア 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を推進する。
- イ 搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を推進する。

史跡、名勝、天然記念物

- ア 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を推進する。
- イ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

4 文化財防災組織の編成、訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、町民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- (2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

第 1 2 節 交通施設安全確保計画

第 1 基本方針

災害による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第 2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) 道路隣接法面の路面への崩壊が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のため測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を推進する。

保全的な修繕から計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、安全で安心な道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の耐用年数の延長（長寿命化）による必要な予算の平準化及びコストの削減を目的に平成22年12月に策定した長寿命化修繕計画を基に計画的に実施する。

- (1) 橋梁の耐震点検調査
平成8年11月、建設省道路局長及び都市局長から通達があった「橋、高架の道路等の技術基準」に適合する構造の改善補強を行うため、橋梁耐震点検を実施、補修等を対策工事の必要な橋梁を指定する。
- (2) 橋梁の耐震補強の実施
(1)の調査、点検に基づき補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強を実施する。
- (3) 耐震橋梁の建設
新設橋梁は、道路橋耐震設計指針に基づいて建設する。

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の分散配備、増強に努める。

4 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資機材の配置及び整備
- (3) 消防及び救護体制

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

第3 ガス施設

1 LPガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

(1) 施設の整備製造施設及び貯蔵所

二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。

(2) 容器置場

火気との距離を確保するために、雪害等を考慮して設定する。

(3) 容器

容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

(4) 安全器具

ア 防災防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。

ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- ア 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、自家発電設備の整備を図る。
- イ 配水管は、管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等を行う。
- ウ 既設管は、漏水調査、作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする飲料水(一人当たり1日3リットル以上)の供給を確保できるよう、ろ過器、給水タンク車の配備、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

(1) 下水管渠

- ア 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。
- イ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩擦等の危険な箇所の補修、交換を行う。
- ウ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

(2) ポンプ場、終末処理場

- ア ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。
- イ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。
- ウ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

第5 通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、県計画の定めるところにより、電気通信施設の整備等を図る。

2 放送施設

放送事業者は、県計画に定めるところにより、放送施設の整備等を図る。

第14節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物災害予防対策

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、二戸地区広域行政事務組合消防本部等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 町及び二戸地区広域行政事務組合消防本部は、県の指導助言のもとに、石油類等危険物に係る許可及び立入検査等を実施し、災害の防止に努める。
- (2) 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
 - イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
 - ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時のとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

- (1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。
- (2) 不等沈下の著しいタンクの措置
 - ア 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。
 - イ 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。
- (3) 敷地外流出防止措置

二戸地区広域行政事務組合消防本部は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織強化を推進する。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

東北経済産業局及び県が実施する高圧ガス又は火薬類による災害予防対策に対して、町は積極的に協力する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

県が実施する毒物、劇物による災害予防対策に対して、町は積極的に協力する。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出・許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第15節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業の計画的な実施を促進する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
水害発生予想箇所の調査、把握及び水防資機材等の整備により、洪水等の水害を防止する。
- 3 町その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第2 河川改修事業

町は、緊急度及び防災効果の大きい河川の改修を優先的に実施するなど、町管理河川の改修事業を計画的に推進する。

第3 ダムの適正管理

河川流域における洪水調整機能を図るため、県営ダム等の適正管理を促進する。

第4 砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守るため、砂防事業の計画的な実施を促進する。

第5 浸水想定区域の公表及び周知

1 浸水想定区域の公表及び周知

県は、洪水予報河川又は水位情報周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に指定される水深を公表し、町に通知する。

2 洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。

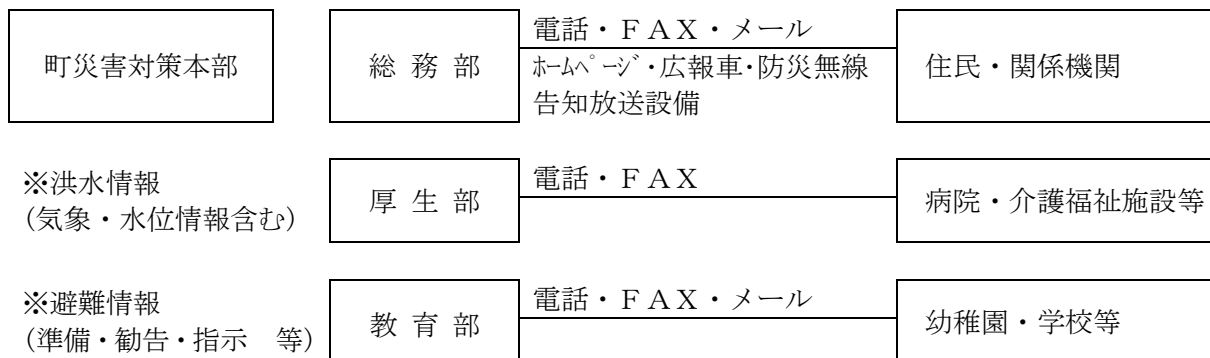
- (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名所及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。
浸水想定区域において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は次のとおりである。

新井田川水系

- ア 高齢者等の要配慮者が利用する施設
ディサービスセンター せせらぎ

(2) 洪水に関する情報等の伝達方法・伝達経路

町は、住民・関係機関並びに前記(1)に規定された施設に対する洪水に関する情報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。



(3) 避難場所

浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合、当該浸水区域の町民等を次の場所に避難させる。

○ 新井田川水系 雪谷川

地区名	避難場所
下新町、上新町、元屋町、大町	町立軽米中学校屋内運動場 軽米町大字軽米6-17-1
仲町、本町、荒町	軽米町民体育館 軽米町大字軽米6-34-1
蓮台野、桜山、門前	町立軽米小学校校舎及び屋内運動場 軽米町大字軽米5-34-2
萩田	軽米町老人福祉センター 軽米町大字上館1-78-1
向川原	県立軽米高校第1、第2体育館 軽米町大字軽米9-34-1
軽米地区全体	県立軽米高校第1、第2体育館 軽米町大字軽米9-34-1
円子	円子生活改善センター 軽米町大字円子6-17 旧町立円子小学校屋内運動場 軽米町大字円子5-20
小軽米	町立小軽米中学校屋内運動場 軽米町大字小軽米10-3-5 町立小軽米小学校屋内運動場 軽米町大字小軽米7-25-1

○ 新井田川水系 米田川

地区名	避難場所
米田	米田農業構造改善センター 軽米町大字小軽米6-17 牛ヶ沢集落センター 軽米町大字小軽米22-180

○ 新井田川水系 瀬月内川

地区名	避難場所
高家、尾田	高家生活改善センター 軽米町大字高家6-20-1
晴山	晴山農業構造改善センター 軽米町大字晴山11-10
山内	県北農業研究所 軽米町大字山内23-9-1 大清水地区活性化センター 軽米町大字山内3-50

(4) 町民等に対する周知

町は、軽米町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の名称及び所在地等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

第6 風害予防の普及啓発

県、市町村その他の防災関係機関は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及を図る。

第16節 雪害予防計画

第1 基本方針

積雪期における道路交通の確保は、地域町民の生活安定と産業振興を図るうえで欠くことのできないものであり、冬期間、積雪により使用不能状態及び凍結被害の解消を重点に事業の実施に努める。

第2 道路交通の確保

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、次により除雪を行い、国道、県道、町道等路線の交通を確保する。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実施機関	除雪路線
国土交通省	直轄管理する一般国道のうち、雪寒指定路線となっている国道4号、46号及び283号
岩手県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
軽米町	町内町道
東日本高速道路	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道

(2) 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保を図る。

(3) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

2 町の除雪体制

町道の除雪体制は、町において定める除雪計画による。

第3 雪崩危険箇所の調査及び周知

町は、雪崩による災害の発生を防止するため、適期に雪崩発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置、その他の方法により関係者に対し、適切な周知を行い、災害発生防止に努める。

1 調査対象

(1) 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの

(2) 町道に危険を及ぼすもの

(3) その他防災機関は、県防災計画に定めるところにより災害の発生防止に努める。

第4 豪雪時における医療計画

豪雪のため医療の方途を失うおそれのある町民の医療を確保するために次の方法により措置する。

措置区分	措 置 方 法	担当医療機関及び担当地域	
救急医療	救急患者の収容、治療を目的とする救急医療班を編成し待機させる。	第一次出動病院	第二次出動病院
		県立軽米病院	県立久慈病院 県立二戸病院 県立一戸病院 九戸地域診療センター
通常医療	無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療に当たり、必要な場合は医薬品の配置を行う。	小軽米、小玉川、笹渡、米田、円子、長倉、晴山、山内	

第 1 7 節 土砂災害予防計画

第 1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為の制限などの土砂災害対策を促進する。

第 2 土地崩壊災害危険箇所の現況

地すべり危険区域、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。

所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		
			概成	工事中	未着手
国土交通省	4				4
林野庁	1				1
農林水産省					

現在実施中の地すべり防止対策事業の早期完成を促進するとともに、未着手箇所については防止区域指定及び事業化の促進を図る。

第 3 土石流対策事業

- 1 土石流危険溪流等は 16 箇所となっている。

【土石流危険溪流箇所一覧表 資料編 2-4-2】

- 2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（平成 23 年度～27 年度）に基づき、推進する。
- 3 町は、土石流危険溪流及び危険区域に関する情報を地域町民に提供し、適切な土地利用及び日ごろの防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 4 町は、警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土石流による災害の未然防止に努める

（危険雨量の想定基準）

基準雨量		警戒区分
前日まで連続雨量があった場合（100mm 程度まで）	日雨量が 100mm 以下でも強風のとき	警戒を要する
	日雨量が 100mm を超えたとき	注意を要する
	日雨量が 130mm を超えたとき	警戒を要する
前日までの雨量がほとんどない場合	時間雨量が 40mm を超えたとき	注意を要する
	時間雨量が 50mm を超えたとき	警戒を要する
	日間雨量が 150mm を超えたとき	注意を要する
	日間雨量が 180mm を超えたとき	警戒を要する

第4 山地災害予防事業

- 1 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、30 箇所（国有林地内 0、民有林地内 30）となっている。
- 2 治山事業の採択基準を満たす箇所については、森林法に基づく治山事業の促進を図る。また、採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独事業等による対策工事を促進する。

第5 急傾斜地崩壊対策事業

- 1 急傾斜地崩壊危険箇所は 21 箇所となっている。
【急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 資料編 2-4-1】
- 2 急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、推進する。
- 3 町の危険箇所に関する情報は、県計画に基づき、地域住民に提供し、適切な土地利用及び日ごろの防災活動、降雨時の対応等についての周知を促進する。
- 4 県及び町は、災害時における被害状況の早期把握と関係機関の連携強化を図るため、災害情報の連絡体制を整備する
 - ア 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流による災害で、土石流危険渓流又は急傾斜地崩壊危険箇所において被害が発生した場合、もしくは危険箇所以外であっても、人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害が発生した場合とする。
 - イ 情報の収集伝達等の連絡系統は、防災行政無線及び消防無線等を利用する。
- 5 町は、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、降雨量等に応じた警戒体制をとる（警戒体制の基準雨量）

		前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの雨量がない場合
第1 警戒体制	危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等	当日の日雨量が 50mm を越えたとき	当日の日雨量が 80mm を越えたとき	当日の日雨量が 100mm を越えたとき
第2 警戒体制	住民に対する避難準備の広報、避難の警告、指示等	当日の日雨量が 50mm を越え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80mm を越え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100mm を越え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき

※ 「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し、市町村地域防災計画に定める事項について」（昭和 44 年 8 月 20 日消防防第 328 号）による。

第6 土砂災害防止対策の推進

町は、県が指定する土砂災害警戒区域等の区域ごとに次の事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合に

- っては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
 - カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第7 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

4 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。

5 避難勧告等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備検討要	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 (避難準備の検討が必要な状況)
避難勧告検討要	橙	2時間以内に土砂災害発生 of 基準値を超えるおそれがある場合 (避難勧告の検討が必要な状況)
避難指示検討要	赤	既に土砂災害発生 of 基準値を超えている場合 (避難指示の検討が必要な状況)

※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を町に提供する。

第8 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施期間)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

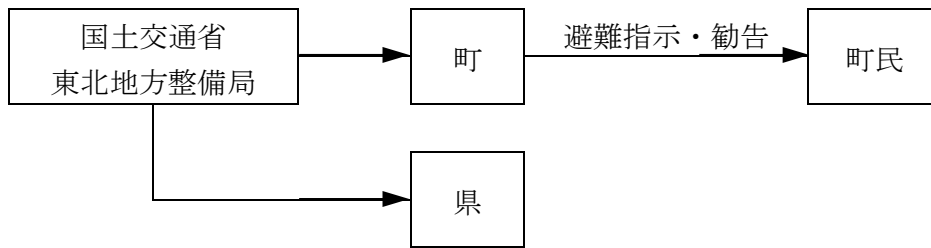
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統

広域振興局等及び総合支局の土木部等 ⇔ 町

第18節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 町は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 町は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、町民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象 指導内容

・一般家庭

- (1) すべての町民が参加できるよう全地区を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。
- (2) 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。
 - ア 火気使用設備の取扱方法
 - イ 消火器の設置及び取扱方法
 - ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法
- (3) 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。

・職場

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。

- ア 災害発生時における応急措置要領の作成
- イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底
- ウ 避難、誘導體制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、火災時において、二戸地区広域行政事務組合消防本部の活動とともに、町民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練

防災機関の訓練と併せ、町民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした地域づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小・中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

ア 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

町は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全管理指導に対し協力する。

(3) 化学薬品

町は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画 二戸地区広域行政事務組合消防本部が、適切かつ効果的な警防計画を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。

ア 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。

イ 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。

ウ 特殊建築物の防ぎょ計画

建築物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。

エ 危険物の防ぎょ計画

爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。

オ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、二戸地区広域行政事務組合消防本部をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

ア 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

【災害時における消防相互応援協定 資料編3-7-1】

イ 「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

特殊車両等の増強

ア 建築物の複雑化に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

ウ 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

第 19 節 林野火災予防計画

第 1 基本方針

山火事の原因は、タバコ火、たき火、火入れなどによるものが多いが、その対策としては、山林管理の徹底、森林愛護思想の高揚を図ることが最も重要であると考えられる。

そのために、山火事防止運動月間における各種行事、対策事業を通じて、森林所有者及び地域住民を始め山菜採取者あるいは、ハイカー等の入山者に対し、山火事予防意識の普及啓蒙を図る。

第 2 林野火災予防施設等の現況

1 町内の山林の現況

町内には、県行造林及び私有林とあり、林野火災予防施設の現況は次のとおりである。

林 道 延 長 84,281m
山 林 面 積 18,776ha

2 林野火災の状況

本町の林野火災は、比較的多く 4 月から 5 月にかけての春の乾燥期に集中して年 2～3 件発生している。過去においては、大正 12 年 4 月焼失面積 100ha、昭和 27 年 5 月焼失面積 418ha、昭和 51 年 4 月焼失面積 30ha、平成 10 年 4 月焼失面積 142ha 等の林野火災が発生している。

3 林野火災消火資機材の整備等

林野火災対策用資機材保有状況は、下表のとおりである。

二戸地区広域行政事務組合消防本部は、保有する林野火災対策用資機材の保管場所、数量等を常時把握しておくとともに、不足分については、計画的に整備する。

林野火災対策用資機材保有状況

機(器)材名 団体名	可搬式 散水装置	軽可搬 ポンプ (山火事用)	移動用 水槽	布製 バケツ	スコップ	唐ぐわ
二戸消防署 軽米分署	98	3	4	20	30	18
軽米町消防団	59	4	22	8	114	2
合 計	157	7	26	28	144	20

第3 予防対策

1 林野の火入れの延焼火災の予防対策

林野の火入れの主なものは、

- (1) 牧野、牧草地、萱生地の改良のための火入れ
- (2) 造林地の地ごしらえに伴う火入れ
- (3) 開墾準備のための火入れ
- (4) 防火線の火入れ
- (5) 沢田、山畑の畦畔の焼却火入れ

等である。このうち延焼火災になりやすいのは(1)、(2)、(5)等の火入れによるものが多い。

よって、火入れ延焼予防策として、森林法等を遵守させるとともに、延焼防止設備の整備、軽米町火入れに関する条例による届出及び許可条件を厳守させるよう努める。

(資料編2-17-1 軽米町火入れに関する条例)

2 製炭に伴う林野火災の予防対策

炭窯の失火延焼火災となる主な状態は、

- (1) 焚口の火の延焼
- (2) 排煙口の火の粉や窯の付近の可燃物への着火
- (3) 窯のはちの落下による炭火の噴出延焼
- (4) 製炭小屋の灯火の不始末
- (5) 製炭者の住居の火災の延焼

等であるが、製炭作業の施設は、作業上の構造、設備に防火対象としての不備な施設が多く、また、着火しやすい可燃物が散乱している場合が多いので、予防対策については、設備の改善、位置の取り方や窯の使用管理等の指導措置をとらせる。

3 林野内の工事、作業従事者の失火火災の予防対策

林野内の工事、作業従事者の失火の主なものは、

- (1) 焚き火の後始末の不十分
- (2) たばこの吸い殻の不始末
- (3) 作業場、休憩所の火の取扱の不始末
- (4) 飯場の煙突からの飛び火
- (5) 牧夫の火気取扱の不始末

等によるものが多いが、林野内の工事作業の種類が伐木、運材、造材、森林除伐、土木工事等の多方面にわたり、作業期間もまちまちであるため防火対策は困難であるが、予防対策として、火の管理の重要性について広報活動等により予防思想の徹底を図る。

4 入山者等の火気取扱による失火の予防対策

登山、遊山、山菜取り、狩猟、一般通行、農耕等のたき火、タバコ火等の不始末による失火火災は、入山入林が自由なだけにこの原因による火災の予防は困難である。

予防対策として、広報、消防機関の活動等による火災予防思想を徹底する。

5 特殊な原因による林野火災の予防対策

林野火災は、林野内道路を通行する自動車からのタバコの吸い殻の投げ捨て、放火、子供の火遊び等により発生することがある。

この予防対策としては、自動車等のドライバーに対する啓発を行うとともに、特に子供の火遊びによる予防として、家庭、学校を通じた広報活動や、子供会、森林愛護少年団等を通じ指導啓発を行う。

6 消防水利の確保

林野火災防御活動は、水による消火活動が効果的であり、自然水利の活用を図るため、取水可能な小河川、沢等の調査、把握に努める。

第20節 農業災害予防計画

第1 基本方針

気象の長期予報及び警報の迅速な把握・伝達を図ることによって、作付の当初から安定技術の普及を計画する。

なお、突発的な異常気象に際しては、その種類に応じた臨機措置がとられるよう計画する。

第2 現状

近年における異常気象下において、昭和55年から昭和57年、昭和63年、平成3年、平成5年に冷災害に見舞われ、農作物に甚大な被害を受けたところである。

第3 予防対策

現在、農作物及び畜産物に災害をもたらす異常気象を完全にコントロールする方法はない。したがって被害を最少限に止めるための対策に重点を置く。

1 冷害防止対策

- (1) 耐冷性品種の育成普及
- (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期の励行
- (3) 育苗技術、適正水管理等の指導徹底
- (4) 長期予報の伝達の徹底

2 凍霜害防止対策

- (1) 予報の早期伝達（指導機関との連携）
- (2) 樹園地における散水の準備と励行
- (3) 苗代及び野菜のビニール栽培における二重被覆等の励行

3 水、雨害防止対策

- (1) 水稻の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用
- (2) 長雨、冠水等により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、モリニア病等の防除及び家畜の感染症の予防

4 干害防止対策

- (1) 水源（ダム、水利施設）の確保
- (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備
- (3) 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備

5 風害防止対策

- (1) 防風林、防風垣の設置
- (2) 耕土の風蝕防止のための等高線栽培、草生栽培等の実施

6 雪害防止対策

- (1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前）
- (2) 消雪の促進
- (3) 牛乳、飼料等の輸送路の確保
- (4) 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等）
- (5) 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行
- (6) 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行

7 病虫害発生予察

- (1) 予報、情報の早期伝達
- (2) 防除機具の整備と活用

第21節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- (1) 町本部長は、日赤軽米町分区、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- (2) 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。
この場合において、日赤軽米町分区、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。
- (3) 町本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア 地域事情に関すること	エ 避難所の状況
イ 要配慮者の状況	オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等
ウ 要配慮者に対する心構え	

2 関係団体等の協力

町本部の各班長は、あらかじめ、それぞれ次の団体等と震災時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア 防災班長	・ 自主防災組織等
イ 総務班長	・ 町内会等
ウ 教育班長	・ 女性団体 ・ 各種団体等

3 防災ボランティアの登録

- ア 日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- イ 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域の別に行う。
- (1) 町は、日赤県支部、日赤地区等県社協及び町社協その他の団体等とともに防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

4 防災ボランティアの受入体制の整備

町は、想定する被災状況に応じ、次の事項を、あらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

ア 防災ボランティアの受付場所	オ 日赤軽米分区及び町社協との連絡調整の方法
イ 防災ボランティアに提供する情報	カ 防災ボランティアの宿泊する施設及び場所
ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材	キ 防災ボランティアの活動拠点
エ 防災ボランティアとの連絡調整の方法	ク その他必要な事項

5 防災ボランティア等に対する補償制度

福祉班長は、県社協、町社協、その他関係団体等と連携し、災害応急対策活動中において死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における補償として、あらかじめ登録された防災ボランティアに対し、各種団体が行う「防災ボランティア保険（災害特約付）」制度への積極的な加入促進を働きかける。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自が行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 町職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を動員できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、他市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動計画

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、軽米町災害警戒本部（以下、本節中「警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

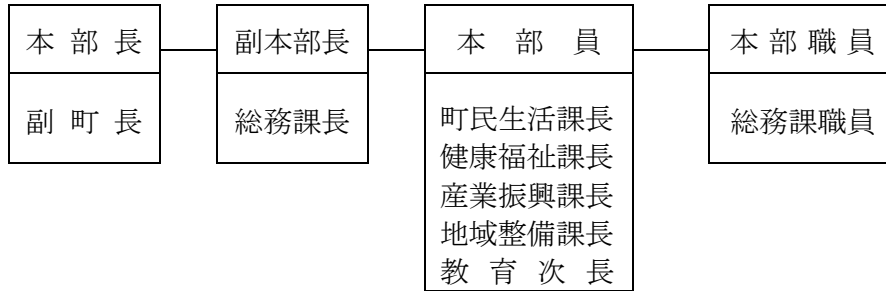
災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」資料編（3-1-1）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

- ア 集中豪雨、長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合
- イ 気象警報、洪水警報が発表された場合
- ウ 町内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合
- エ 大規模な火災・爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めた場合
- オ 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節中において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合
- カ その他警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達
- ウ 気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ その他の情報の収集に関すること

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係課は必要に応じ次の防災活動を実施する。

課	担当内容
総務課	1 気象予報・警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集、伝達
町民生活課	1 人的被害及び住家被害情報の収集 2 衛生施設等の被害情報の収集
健康福祉課	1 要配慮者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集
産業振興課	1 農業施設被害情報の収集 2 ダムの流量情報収集
地域整備課	1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集
教育委員会事務局	1 小中学校及び幼稚園等学校教育施設の被害情報の収集 2 社会教育施設の被害情報の収集

(5) 廃止基準等

- ア 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、町本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- イ 町本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- (2) 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力を求める。

(3) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 3 町内に震度5強の地震が発生した場合 4 その他本部長が特に必要と認めた場合
1号非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報、気象特別警報又は洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 3 町内に震度6弱の地震が発生した場合 4 原子力事業者から原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下本節において同じ。）の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下本節において同じ。）を講じる必要があると認めたとき。 5 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。 6 その他本部長が必要と認めた場合
2号非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があると認めたとき 2 町内に震度6強以上の地震が発生した場合 3 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれることが想定されるとき。 4 その他本部長が特に必要と認めた場合

(4) 組織

災害対策本部の組織は、下記及び別表1「軽米町災害対策本部組織図」のとおりである。

ア 本部員会議

- (7) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じて本部長が招集する。
- (イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災

害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 部

- (ア) 災害対策活動組織として、部を設置する。
- (イ) 部に部長、副部長を置き、別表2に掲げる町職員の職にあるものをもって充てる。
- (ウ) 各部は、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- (エ) 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため本部長が必要と認めるときに設置し、災害情報の収集、関係機関等との連絡調整を行う。
- (イ) 現地災害対策本部長は、本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員の中から指名する。

エ 班

各部に班を設置し、別表3に掲げる町職員の職にあるものをもって充てる。

(5) 分掌事務

- ア 災害対策本部の分掌事務は、別表4「軽米町災害対策本部事務分掌」のとおりである。
- イ 各部は、その所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(6) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
- ア 町本部長が、町内に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
- イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

3 緊急初動特別班

- (1) 町本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間、初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- (2) 緊急初動特別班員は、毎年度総務部長が指名する。
- (3) 緊急初動特別班は、総務部長直属の組織とし、町本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、次の班で構成する。

班名	分掌事務
総務班	1 災害対策本部の設置及び運営 2 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 3 本部長の指令等の伝達 4 県、他の市町村及び防災関係機関との連絡調整
対策班	1 本部の実施する災害応急対策の総括 2 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡 3 自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整 4 各部の実施する災害応急対策の調整 5 町民からの要請の処理
情報班	1 被害状況の情報収集及び県に対する報告 2 気象状況、交通状況、道路情報、住民の動向等の情報収集・伝達
広報班	1 報道機関に対する災害情報の発表 2 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 3 災害応急対策に関する広報

- (4) 緊急初動特別班は、町本部から配備指令があった場合又は災害対策本部2号非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、

担当業務を遂行する。

- (5) 総務部長は、町本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達成したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

第3 町職員の動員配備体制

1 動員配備体制

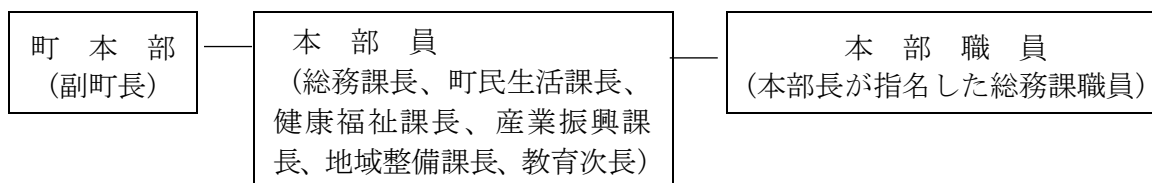
町本部の配備体制は、次のとおりとする。

区 分		配 備 職 員
災 害 警 戒 本 部		総務課長、町民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、地域整備課長、教育次長、本部長が指名する総務課職員
災 害 対 策 本 部	警 戒 配 備	総務課、町民生活課、健康福祉課、産業振興課、地域整備課、教育委員会の課長、次長、主幹、課長補佐、グループ長及び総務課職員
	1 号 非 常 配 備	主任主査相当職以上の全職員及び総務課職員
	2 号 非 常 配 備	全職員

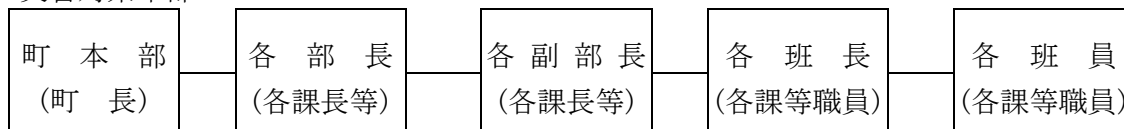
2 動員の系統

- (1) 動員は、次の系統により行う。

ア 災害警戒本部



イ 災害対策本部



- (2) 配備指令は、次のとおりとする。

ア 町本部長は、設置基準に従い各課長等に対し配備体制の指令を発する。

イ 各課長等は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに所属の職員に指令する。

ウ 指令を受けた職員は、各課長等の定めるところにより勤務先に参集し、又は自宅等で待機する。

- (3) 配備指令の伝達は、次の方法により行う。

区 分	伝 達 方 法
勤 務 時 間 内	庁内放送、電話、口頭
勤 務 時 間 外	防災行政無線、電話、口頭

- (4) 各課長等は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項をあらかじめ定め、総務課長に報告するとともに、所属職員に対して周知徹底を図る。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 勤務場所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

3 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害

の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務先に参集する。

4 勤務先に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により勤務先に参集できない場合は、最寄りの支所その他の出先機関に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに町本部長に報告する。
- (4) 参集先の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を勤務先へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と協議の上、当該職員の移動を命ずる。

第4 活動要領

1 警戒配備における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、次の措置を講ずる。
 - ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
 - イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、資機材等を点検整備して直ちに使用できるよう準備を整えること
 - ウ 予測される災害に対処し、必要の認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。
 - エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に迅速に移行できる体制を整えること。
- (2) 本部長は、状況に応じて本部員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

2 1号非常配備体制における活動要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、警戒配備体制における措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 本部に本部室を設ける。
- (3) 本部長は、本部員会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講ずる。
- (4) 総務部長は、被害状況を取りまとめ本部長の指示により、県北広域振興局及び岩手県総務部への報告等の措置を講ずる。

3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を実施する。

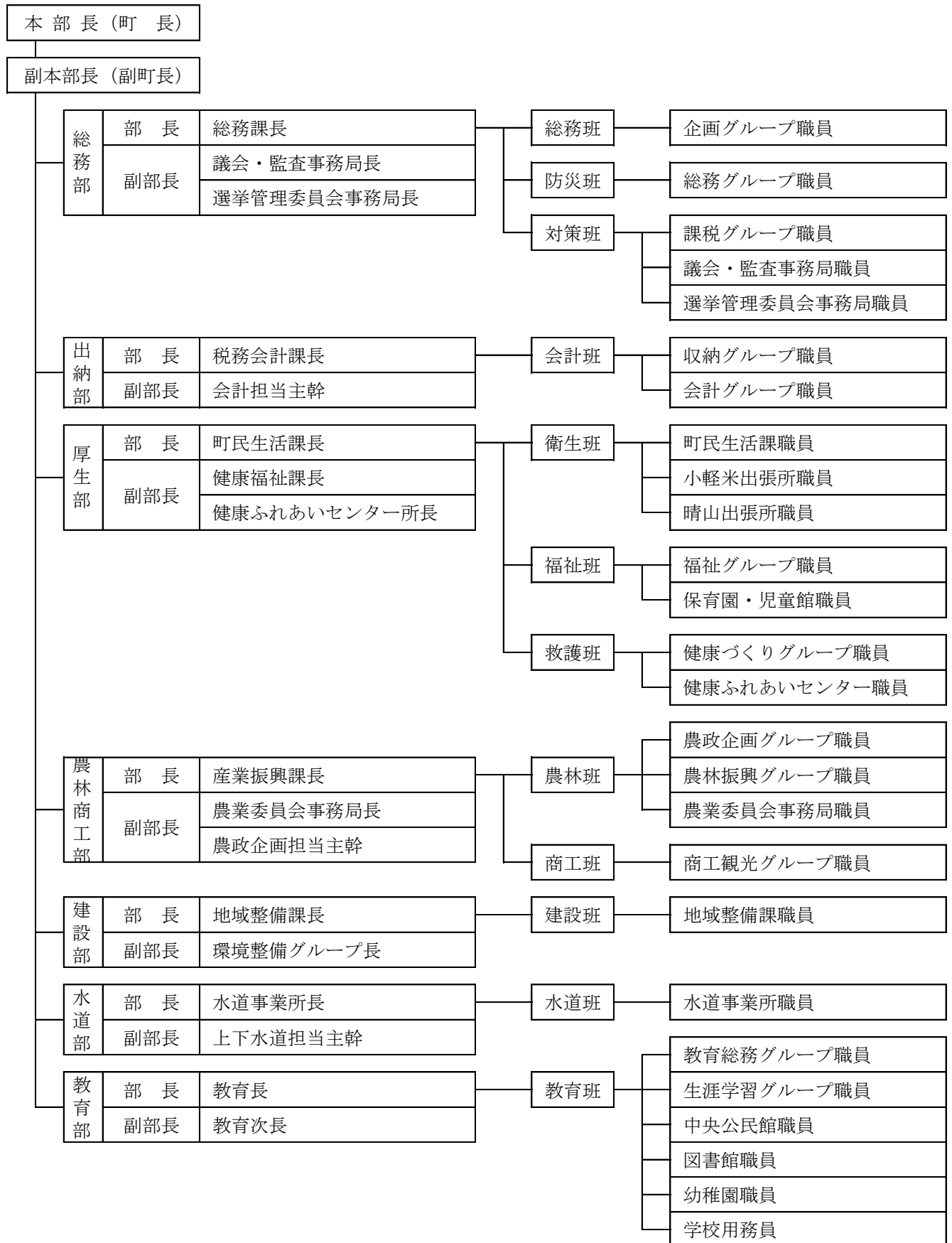
4 避難対策における活動要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の放送要請
- (2) 避難状況の把握
- (3) 避難所の設置、運営

第5 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、軽米町地域防災計画等の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- (2) 防災機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- (3) 災害応急対策の実施に当たっては、県及び町との連携を図る。

軽米町災害対策本部組織図



軽米町災害対策本部 部組織図

部 名	部長に充てる職	副部長に充てる職
総 務 部	総 務 課 長	議会・監査事務局長
		選挙管理委員会事務局長
出 納 部	税 務 会 計 課 長	会計担当主幹
厚 生 部	町 民 生 活 課 長	健康福祉課長
		健康ふれあいセンター所長
農 林 商 工 部	産 業 振 興 課 長	農業委員会事務局長
		農政企画担当主幹
建 設 部	地 域 整 備 課 長	環境整備グループ長
水 道 部	水 道 事 業 所 長	上下水道担当主幹
教 育 部	教 育 長	教育次長

軽米町災害対策本部 班編成図

部 名	班 名	班長に充てる職	班員に充てる職
総務部	総務班	企画グループ長	企画グループ職員
	防災班	総務グループ長	総務グループ職員
	対策班	課税グループ長	課税・収納グループ職員
		庶務・議事グループ長	議会・監査事務局職員
			選挙管理委員会事務局職員
出納部	会計班	会計グループ長	会計グループ職員
厚生部	衛生班	町民生活課長補佐	町民生活課職員
			小軽米出張所職員
			晴山出張所職員
	福祉班	健康福祉課長補佐	福祉グループ職員
			保育園・児童館職員
	救護班	健康ふれあいセンター所長補佐	健康づくりグループ職員
健康ふれあいセンター職員			
農林商工部	農林班	農政企画担当主幹	農政企画グループ職員
			農林振興グループ職員
			農業委員会事務局職員
	商工班	商工観光グループ長	商工観光グループ職員
建設部	建設班	環境整備グループ長	環境整備グループ職員
水道部	水道班	上下水道担当主幹	上下水道グループ職員
教育部	教育班	教育総務グループ長	教育総務グループ職員
			幼稚園職員・学校用務員
		生涯学習グループ長	生涯学習グループ職員
			公民館・図書館職員

軽米町災害対策本部事務分掌

部	班名	担当課等	分掌事務
総務部	総務班	総務課(企画グループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等町有建物の被害調査及びその応急復旧の総括に関する事 2 災害の被害状況及び災害応急対策の実施状況の把握及び町民への伝達に関する事 3 報道機関への発表及び広報の要請に関する事 4 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事 5 災害対策の記録整理に関する事 6 自主防災組織など関係機関等との連絡調整に関する事 7 防災行政無線、広報車等による広報活動、その他広報に関する事 8 罹災証明に関する事 9 国、県等に対する要望等の資料作成に関する事 10 庁舎利用者の安全確保措置に関する事
	防災班	総務課(総務グループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集及び配置並びに解除に関する事 2 防災会議に関する事 3 災害対策本部本部員会議に関する事 4 災害対策本部の設置及び運営に関する事 5 災害対策本部長の命令指示等の伝達に関する事 6 災害対策本部の各部、各班との連絡調整に関する事 7 災害対策本部の各部の人員の把握及び調整に関する事 8 他の市町村の地域で発生した災害に係る相互応援に関する事 9 自衛隊の災害派遣要請手続き及び受入措置に関する事 10 災害救助法の申請に関する事 11 本部用自動車及び自動車燃料に関する事 12 ヘリポートの確保に関する事 13 消防水防活動全般に関する事 14 警戒区域の設定に関する事 15 警戒区域、危険区域の巡視及び警戒に関する事 16 災害救助法に基づく緊急予算に関する事 17 応急対策費の予算措置に関する事 18 電話等通信施設の確保に関する事 19 地方公共団体等に対する協力要請に関する事 20 県等の職員派遣要請に関する事 21 その他、他部に属さない事項に関する事
	対策班	税務会計課 議会・監査 事務局 選管事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査に関する事 2 町税の減免に関する事 3 被災納税者の調査に関する事 4 被災者の救助、救出に関する事 5 避難の勧告、指示、誘導、確認に関する事 6 行方不明者及び死者の捜索並びに収容に関する事 7 危険物施設等の応急対策全般に関する事 8 災害対策基本法第65条第1項の規定による災害応急対策作業の従事命令に関する事

部	班名	担当課等	分掌事務
出納部	会計班	税務会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策に要する経費の経理に関する事 2 災害見舞金の出納保管に関する事
厚 生 部	衛生班	町民生活課 小軽米出張所 晴山出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害及び建物等被害の調査及び応急対策に関する事 2 避難所の設置及び運営に関する事 3 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の物資の給与又は貸与に関する事 4 救援物資、災害見舞金、義援金品の受付及び配布に関する事 5 物価調査の調査、指導に関する事 6 各種保険金の給付手続き指導に関する事 7 環境衛生、食品衛生等の保健指導に関する事 8 塵芥の処理及びし尿の汲み取り処分に関する事 9 廃棄物の処理に関する事 10 清掃業者との連絡調整に関する事 11 死体収容所の開設管理に関する事 12 死体の処理、埋葬に関する事 13 国民年金被災保険者の給付関係等事務に関する事
	福祉班	健康福祉課 (福祉グループ) 保育園・児童館	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立以外の社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 県立以外の医療施設、衛生施設の被害調査に関する事 3 防災ボランティア活動計画に関する事 4 町民の相談に関する事 5 罹災者に対する世帯更正資金等に関する事 6 施設入所者の安全確保措置及び施設の保全措置に関する事
	救護班	健康福祉課 (健康づくりグループ) 健康ふれあいセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災地区における児童及び母子並びに高齢者世帯、生活保護世帯の救護策に関する事 2 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療及び助産全般に関する事 3 医療機関による医療班の編成及び派遣に関する事 4 他の医療機関に対する応援要請に関する事 5 医療品及び衛生資材の確保に関する事 6 医師会への協力要請に関する事 7 薬剤師会への協力要請に関する事 8 感染症予防活動全般に関する事 9 被災住民、避難住民の衛生指導に関する事 10 災害時における救急医療及び助産に関する事 11 罹災地における応急救護に関する事。 12 保健指導及びメンタルケアの実施に関する事 13 救護所の設置運営に関する事 14 収容可能病院の把握及び救急救護所の指定、開設に関する事

部	班名	担当課等	分掌事務
農林商工部	商工班	商工観光グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、観光施設の被害調査に関する事 2 商工業関係施設の被害調査に関する事 3 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害調査に関する事 4 応急食料の調達に関する事 5 被災中小企業者並びに勤労者への災害融資に関する事 6 商工会等商工団体との連絡調整に関する事 7 陸上輸送（営業用トラック）に関する事 8 衣類、寝具その他の生活必需品等の調達及びあっせんに関する事
	農林班	産業振興課（商工観光グループを除く） 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査及び応急対策に関する事 2 家畜等の被害調査及び応急対策に関する事 3 農地農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 林業施設及び町有林並びに私有林の被害調査に関する事 5 林産物の被害調査及び応急対策に関する事 6 農道、林道の被害調査及び応急復旧に関する事 7 農作物の技術対策等に関する事。 8 農作物等防疫対策全般に関する事。 9 農作物種苗等の確保に関する事。 10 主食の調達及び主食の配給等に関する事。 11 家畜伝染病の予防及び防疫、家畜飼料の調達に関する事 12 地滑り対策、治山対策等の調査及び応急対策に関する事 13 被災農家に対する融資に関する事 14 農産物の調達及びあっせんに関する事 15 食料品取扱機関との連絡調整に関する事 16 炊き出し計画及び実施に関する事
建設部	建設班	地域整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町管理の道路、橋梁、河川、土石流の被害調査及びその応急対策に関する事 2 被災した下水道施設の被害調査、応急措置及び応急復旧の実施 3 建築物の応急危険度判定に関する事 4 急傾斜地の被害状況の調査把握及び応急対策に関する事 5 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 6 町管理の道路通行不能箇所の調査及び迂回路線の決定に関する事 7 町管理道路の交通規制及び道路情報に関する事 8 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設並びに建設に要する資材等の調達に関する事 9 応急仮設住宅の供与及び建設に関する事 10 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事 11 被災住宅の応急修理に関する事 12 町営住宅の入居のあっせんに関する事 13 労務者及び技術者の確保に関する事 14 震災復旧資材等の調達及び輸送に関する事 15 障害物の除去に関する事 16 住宅関係融資に関する事 17 輸送計画の作成並びに輸送に関する調査に関する事 18 輸送用燃料の調達に関する事 19 雪害及び除雪計画に関する事

部	班名	担当課等	分 掌 事 務
水道部	水道班	水道事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設及び簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 下水道施設等の被害調査及び応急対策に関すること 3 被災世帯への応急給水の実施に関すること 4 飲料用水等の供給確保に関すること 5 飲料用水の水質検査及び汚染水等の使用禁止、停止に関すること 6 水道事業者への協力要請に関すること 7 給水応援要請に関すること
教育部	教育班	教育委員会 事務局 公民館 図書館 幼稚園 学校用務員 町民体育館 ハートフル スポーツラ ンド	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校及び幼稚園施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 学校給食施設の被害調査及び給食の応急対策に関すること 3 学校給食施設との連絡調整に関すること 4 避難場所への給食の輸送及び配分に関すること 5 学校教育施設の使用に関すること 6 教職員の動員及び調整に関すること 7 児童生徒の被害調査及び安全確保措置に関すること 8 児童生徒に対する学用品の調達あっせん等に関すること。 9 応急教育に関すること 10 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 11 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 12 社会教育施設の使用に関すること 13 施設利用者の安全確保措置に関すること

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報・警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			活 動 の 内 容
町本部	部	班	1 気象予報・警報等の通報の受理
	総務部	防災班	2 関係機関への気象予報・警報等の伝達
県 本 部 長			気象予報・警報等の市町村等に対する伝達
盛岡地方気象台			気象予報・警報等の発表及び関係機関に対する通知
東日本・西日本電信電話株式会社			気象警報等の市町村に対する伝達
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手			気象予報・警報等の放送
二戸地区広域行政事務組合消防本部			火災警報の発令

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種 類	内 容	
気象に関する情報	気象情報	気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開示する場合等に発表する。
	記録的短期時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。
	土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに県と盛岡地方気象台が共同で発表する情報を速報する。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったと

種 類	内 容
	きに、1時間を有効期間として県単位で発表する。

イ 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が10m/s以上と予想される場合
	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が30mm以上の場合 ○ 3時間雨量が50mm以上の場合 ○ 24時間雨量が90mm以上と予想される場合
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平地で15cm以上、山沿いで20cm以上と予想される場合
洪水注意報	大雪、長雨、融雪などにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が30mm以上の場合（ただし総雨量 50mm以上） ○ 3時間雨量が70mm以上の場合 ○ 24時間雨量が100mm以上と予想される場合（二戸地域）
気 象 注	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され次の条件に該当する場合 ○ 濃霧のため視程が陸上で 100m以下になると予想される場合
	雷注意報 (備考1) 落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合
	霜注意報 早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合

意 報	低温注意報	夏期	低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
		冬期	低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-11℃以下、沿岸で-8℃以下になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	着雪注意報	著しい着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 ○ 積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合
	融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合
地面現象注意報 (備考2)		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考2)		浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

- 備考1 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
- 2 地面現象注意及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。
- 3 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が20m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が20m/s以上と予想される場合

象 警 報	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が50mm以上の場合(ただし総雨量130mm以上) ○ 3時間雨量が90mm以上の場合(総雨量130mm以上) ○ 24時間雨量が130mm以上と予想される場合(二戸地域)
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平地で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合
	洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が50mm以上の場合(総雨量90mm以上) ○ 3時間雨量が90mm以上の場合 ○ 24時間雨量が130mm以上と予想される場合(二戸地域) ア 内陸平地で130mm以上 イ 山 地 で 170mm以上 ウ 沿 岸 で 160mm以上 と予想される場合
	地面現象警報 (備考4)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸水警報 (備考4)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 暴風雪警報にあたっては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

- 2 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
- 3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。
- 4 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。
- 5 大きな地震が発生し、土砂災害などの二次被害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	地面現象警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

備考2 実施に当たっては、降水量、積雲量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

オ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

a 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

b 震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づける。

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生時約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

種 類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

カ その他

地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当区域で大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

(イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(消防法に基づくもの)

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 ○ 平均風速が10m/s以上と予想される場合 <p>(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p>
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種 類	内 容
水 防 活 動 用 気 象 注 意 報	大雨注意報に同じ。
水 防 活 動 用 気 象 警 報	大雨特別警報又は大雨警報に同じ。
水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	洪水注意報に同じ。
水 防 活 動 用 洪 水 警 報	洪水警報に同じ。

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 伝達経路

気象、洪水についての予報・警報並びに火災気象通報の発表機関及び伝達経路は別表 1～4「気象予報・警報等伝達系統図」に定めるとおりである。

イ 気象予報・警報等を受領した場合は、次により直ちに通知又は広報を行う。

内 容	担当課	通知先	通知方法
○気象、洪水についての予報・警報等、並びに地震に関する情報 ○火災気象通報	総務課	○地域整備課長、産業振興課長 ○事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長等 ○町内の住民、学校、関係官公所、団体等	○庁内放送 ○電話、口頭 ○防災行政無線 ○情報通信施設 ○広報車 ○F A X

ウ 夜間及び休日等勤務時間外における気象予報・警報等の受理及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、次により当直員が行う。

内 容	担当	通知先	通知方法
○気象、洪水についての予報・警報等、並びに地震に関する情報	当直員	○総務課長、地域整備課長、産業振興課長（ただし、不在の場合は課長補佐に通知する）	○電話 ○F A X
○火災気象通報		○総務課長（ただし、不在の場合は課長補佐に通知する）	

エ 気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、二戸消防署軽米分署、県北広域振興局土木部、二戸警察署、消防団等との連絡を緊密に取り合いながら的確な気象情報の把握に努める。

2 異常気象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報するものとする。

(2) 町長の通報先

通報を受けた町長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	県北広域振興局土木部 県 総 合 防 災 室	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県 総 合 防 災 室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県 総 合 防 災 室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(3) 伝達機関等の責務

ア 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

ア 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、(2)に定める伝達系統により、直ちに、町本部に対して通知を行う。

(5) 町の措置

ア 町本部長は、気象予報・警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、町民、団体等に対して広報を行う。

イ 町本部長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

ウ 町本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

エ 気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県本部二戸地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

オ 町本部長は、防災行政無線の整備等により、町民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

カ 気象予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	イ 広報車	ウ サイレン及び警鐘	エ 情報通信施設
----------	-------	------------	----------

(6) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町本部に伝達する。

イ 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）

警報又は特別警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知する。

ウ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

3 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項	防災ダム、河川の堤防等の異常

区 分	異 常 現 象 の 内 容
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
土砂害関係	1 溪流 流木内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り 2 がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧き水の異常（量の増加、濁り等）斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
 - (1) 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡にあたっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。
 - (2) 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

専用通信施設の設置機関

設備名	設置者
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
日本電信電話無線設備	東日本電信電話株式会社岩手支店
東北電力（有線・無線）設備	東北電力(株)岩手支店

- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
 - (1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用
町本部長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、気象通信設備、
鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

- (2) 非常通信の利用

町本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

- ア 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- イ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- ウ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- エ 防災関係機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- オ 非常通信は、岩手県において組織する岩手地区非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
- カ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する機関
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号

- 2 字数は 200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- 3 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- 4 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

キ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(3) 自衛隊による通信支援

町その他の防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(4) 放送の利用

町本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請、気象予報・警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

ア 町本部長は、主として町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）について、要請を行う。

イ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	エ 放送希望時間
イ 放送内容	オ その他必要な事項
ウ 放送範囲	

ウ 緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8811	盛岡市上田4-13
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-624-1166	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道制作部	019-656-3303	盛岡市本宮5丁目2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5511	盛岡市盛岡駅前通8-17

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関及び県公安部と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
町 本 部 長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難勧告・指示の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、2-1	2、2-1
		2-2	2-2
	4 町有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、C、5	5
		5-1	5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の漁業施設等の被害状況	F	11
	12 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	13 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、13-1
	14 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	15 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	16 林業施設、林産物、市町村有林及び私有林の被害状況	F	16
	17 市町村管理の河川、道路・橋りょう及び都市施設等の被害状況	G-1	17
		G-1	18
	18 市町村管理の公営住宅等の被害状況	G-1	18
19 市町村立学校に係る児童、生徒及び教員の被害状況	H	19	
20 市町村立学校の被害状況	H	20	
21 市町村指定文化財の被害状況	H	21	

県 本 部 長	1 災害発生 の概要及び災害応急対策 の実施状況	1	—
	2 避難勧告・指示 の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害 の状況	2、2-1、2-2	2、2-1、2-2
	4 庁舎等 の被害状況	A	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設 の被害状況	4	4
	6 医療施設、上水道施設、衛生施設被害 の状況	B、C、5、5-1	5、5-1
	7 消防施設 の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設 の被害状況	D	7
	9 商工関係 の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係 の被害状況	9	9
	11 農業施設 の被害状況	F	12
	12 農作物等 の被害状況	F	13、13-1
	13 家畜等 の被害状況	F	14
	14 農地農業用施設 の被害状況	F	15
	15 林業施設、林産物、森林 の被害状況	F	16
	16 河川、道路・橋りょう等土木施設及び都市施設等 の被害状況	G-2	17
	17 公営住宅等 の被害状況	G-2	18
	18 児童、生徒及び教職員 の被害状況	H	19
	19 学校 の被害状況	H	20
	20 文化財 の被害状況	H	21
	21 通信事故・通信規制情報	I	—
	22 電力関係施設 の被害状況	23	23
東北森林管理局	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16
東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	国管理の河川、ダム、道路、地すべり防止、港湾及び海岸保全施設の被害状況	17	17
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認めた場合における施設等の被害状況	—	—
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 株NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	所管する電気通信関係施設の被害状況	1	—

東日本高速道路(株) 東北支社(八戸管理 事務所)	高速道路の被災状況	17	17
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 IGR いわて銀河鉄道(株)	所管する鉄道関係施設の被災状況	J	25
東北電力(株)岩手支店 電源開発(株)東和電 力所	所管する電力関係施設の被災状況	23	23
盛岡ガス(株) (一社)岩手県高圧ガ ス保安協会	ガス関係施設の被災状況	9	9
県本部調査班、自衛 隊等	現地調査状況速報	K	—

[町本部の担当]

報告種別	報告区分	被害調査・情報収集担当		初期情報報告 様式	被害額 等報告 様式
		部	班		
被害発生等報告		総務部	防災班	1	
避難勧告・指示の実施 報告		総務部	防災班	1-1	
人的及び住家被害報告	人的被害	厚生部	衛生班	2、2-1	2、2-1
	住家被害	厚生部	衛生班	2-2	2-2
庁舎等被害報告		総務部	財政班	3	3
社会福祉施設・社会教 育施設・文化施設・体 育施設被害報告	社会福祉施設	厚生部	福祉班	4	4
	社会教育施設	教育部	教育班		
	文化施設	教育部	教育班		
	体育施設	教育部	教育班		
医療衛生施設被害報告	医療施設	厚生部	福祉班	B、C 5、5-1	5、 5-1
	水道施設	水道部	水道班		
	衛生施設	厚生部	福祉班		
消防施設被害報告		総務部	防災班	6	6
観光施設被害報告		農林商工部	商工班	D	7
商工関係被害報告		農林商工部	商工班	E	8
高圧ガス、火薬類施設 及び鉱山関係被害報告		農林商工部	商工班	9	9
漁業施設等被害報告		農林商工部	商工班	F	11
農業施設被害報告		農林商工部	農林班	F	12
農作物等被害報告		農林商工部	農林班	F	13、13-1
家畜等関係被害報告		農林商工部	農林班	F	14
農地農業用施設被害報 告		農林商工部	農林班	F	15

林業関係被害報告		農林商工部	農林班	F	16
公共土木施設被害報告	河川、道路、橋梁施設	建設部	建設班	G-1	17
	公園施設	農林商工部	農林班		
	下水道	建設部	建設班		
公営住宅等被害報告		建設部	建設班	G-1	18
児童、生徒及び教員等被害報告		総務部	防災班	H	19
学校被害報告		教育部	教育班	H	20
文化財被害報告		教育部	教育班	H	21

第3 実施要領

1 災害情報の収集要領

(1) 災害対策本部設置前における災害情報の収集

ア 各課等の長は、それぞれ所管する事項に係る災害に関する情報及び被害等の通報を受けたときは、その状況を確認の上、速やかに総務課長に通報する。

イ 総務課長は、前記の通報又は直接収集した被害状況を取りまとめ、関係課長等に通報するとともに、重要と認めた事項については、町長及び副町長に報告する。

(2) 災害対策本部設置後における災害情報の収集

ア 各部長は、それぞれ所管する事項の被害及び応急対策の状況を常時把握し、総務部長に対して報告する。

イ 総務部長は、災害に関する全ての情報を接受し、常時災害状況及び応急対策状況の把握に努めるとともに、収集した情報を整理分析して町本部長に報告する。

(3) 災害情報の収集にあたっての留意事項

ア 災害情報の収集にあたっては、二戸警察署と緊密に連絡を行う。

イ 被害の規模が甚大のため、被害状況等の収集及び被害調査が困難であると認めたときは、県本部長及びその他の防災機関の長に対し、次の事項を明示して応援協力を求める。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

ウ 災害情報の収集にあたっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

エ 災害発生当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

オ 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

カ 災害情報の収集にあたっては、災害の規模及び状況を推知し得る写真の撮影等により、収集に努める。

キ 覚知者又は発見者から被災等の報告があった場合は、覚知者又は発見者の住所、氏名、電話番号を確認しておく。

ク 災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら確認できない情報については、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

ケ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

コ 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報の報告要領

(1) 災害情報の報告

ア 総務部長は、報告機関担当一覧（資料編「報告機関担当一覧」3-4-1）により、災害情報について二戸地方支部等に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

イ 町本部長は、災害情報の報告に当たっては、災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

ウ 町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国に対して被害状況を報告する。

エ 町本部長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、二戸地区広域行政事務組合消防本部への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

(2) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

ア 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの

イ 災害救助法の適用基準に合致するもの

ウ 町が災害対策本部を設置したもの

エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの

カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(3) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編「被害状況の判定基準」（3-4-2）の定めるところによる。

(4) 災害情報の種類

町本部の各部長及び各班長は、収集した災害情報を、次の種類別にとりまとめ、逐次、総務部長及び県本部二戸地方支部の主管班長に報告する。

種 類	内 容	報告様式	県本部二戸支部等への伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1 ～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J 及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明したときに、種類別に報告するもの	様式2 ～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

3 防災機関の災害情報の収集、報告等

防災機関は、その他所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合は、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告又は通報する。

4 災害情報通信の確保

(1) 町、県その他の防災機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 県本部及び二戸地方支部と町本部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信、インターネット

イ 防災関係機関と町本部との場合

指定電話、インターネット、電報、非常通信

ウ 国と町本部との場合

地域衛星通信ネットワーク、指定電話、インターネット、電報、非常通信

第5節 広報公聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についての配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		担 当 業 務	
担当部	担当班		
町 本 部	総務部	総務班	1 報道機関への発表及び広報の要請 2 災害の発生状況 3 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 4 各災害応急対策の実施状況 5 災害応急復旧の見通し 6 二次災害の予防に関する情報
		防災班	1 町が実施した避難準備情報の発令（提供）、避難勧告・指示 2 避難所の開設状況
	厚生部	衛生班	1 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 2 安否情報及び避難者名簿情報
		福祉班	1 生活関連情報 2 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 3 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 4 その他必要な情報
		救護班	1 救護所の開設状況
	建設部	建設班	1 道路及び交通情報

実施機関	担当業務
県 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難勧告・指示 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 通信の疎通の状況 3 災害応急復旧の状況 4 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路（株） 八戸管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
JRバス東北(株)二戸営業所 岩手県北自動車(株) 南部バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 バス車両等の被災状況 2 バス路線の復旧状況 3 利用者への情報提供
東北電力(株)二戸営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

ア 町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

(ア) 町本部総務班が撮影した災害写真、災害ビデオ等

(イ) 現地災害対策本部が撮影した写真、ビデオ等

(ウ) 防災機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等

イ 総務班は、広報資料の収集にあたっては、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して「災害原稿」と朱書きし、保管する。

ウ 町本部長その他の防災関係機関は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 町民等に対する広報

ア 広報の実施

災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により被災者その他の町民等に必要な広報を的確に行う。

イ 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 災害の発生状況 | ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給 |
| ② 災害発生時の注意事項 | ⑧ 安否情報 |
| ③ 避難準備情報、避難勧告、指示の発令状況 | ⑨ ライフラインの応急復旧の見通し |
| ④ 道路及び交通情報 | ⑩ 生活相談の受付 |
| ⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況 | ⑪ 各災害応急対策の実施状況 |
| ⑥ 給食、給水の実施 | ⑫ その他の生活関連情報 |
| ⑥ 給食、給水の実施 | |

ウ 広報の方法

災害広報は、各種の広報手段を駆使して迅速かつ的確に行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

防災行政無線、情報通信施設、広報車、回覧、広報誌、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞

エ 報道機関への発表

(ア) 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

(イ) 発表は、原則として、町本部総務部長が報道機関に対して行う。

(ウ) 町本部総務部長は、災害に関する情報を報道機関に発表したときは、必要と認める町本部関係部長にその発表内容を通知するとともに、必要に応じ関係防災機関にも提供する。

(エ) 防災機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として町本部総務部長と協議の上、行う。

ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を町本部総務部長に報告する。

(3) 関係省庁等に対する周知

ア 関係省庁等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。

イ 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、町本部総務班を派遣してその実情を説

明する等、徹底を図る。

2 広聴活動

- (1) 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町その他の防災機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		担 当 業 務
町本部	担当部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
	担当班	
	建設部	建設班
岩手県災害対策本部		<ol style="list-style-type: none"> 1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び物資の緊急輸送
二戸警察署		広域交通規制
軽米郵便局	小軽米郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
晴山郵便局	円子郵便局	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本高速道路（株） 八戸管理事務所		所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
JRバス東北(株)二戸営業所 ヤマト運輸(株)軽米営業所 日本通運(株)盛岡支店 岩手県北自動車(株)軽米営業所 南部バス(株)		トラック、バス等の車両による緊急輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積・輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

ア 防災拠点

町本庁舎、小軽米・晴山出張所、二戸消防署軽米分署、二戸警察署軽米駐在所、岩手県立軽米病院

イ 物資集積・輸送拠点

町農村環境改善センター、役場駐車場（旧県立病院跡地）及び運送事業者等の営業所

ウ 交通拠点

八戸自動車道軽米IC

3 緊急輸送道路の指定

- (1) 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- (2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ア 他市町村とを結ぶ一般国道を中心とする幹線道路
 - イ 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路
 - ウ 上記道路の代替道路
- (3) 町本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。
 - ア 国道395号線
 - イ 国道340号線
 - ウ 一般県道二戸軽米線
 - エ 主要地方道八戸大野線
 - オ 主要地方道軽米九戸線
 - カ 主要地方道軽米種市線
 - キ 主要地方道戸呂町軽米線
 - ク 主要地方道軽米名川線
 - ケ 広域農道軽米九戸線

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、町内地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

ア 道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車及び緊急通行車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官が自らその措置を行う。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、規制標識を設置する。

イ 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。

ウ 規制標識には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	エ 規制する理由

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、必要に応じ報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

ア 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに町民への周知に努める。

イ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い連携を図る。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

ア 町本部長は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、緊急通行車両の事前届出制度に基づき、あらかじめ県公安委員会に対して届出書を提出し、届出済証の交付を受ける。また、届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両事前届済交付簿に登載しておく。

イ 緊急輸送のため車両を使用する場合は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 輸送日時
イ 輸送人員又は品名	オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

6 災害時における車両の移動

(1) 放置車両等の移動

ア 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動の命令を行う。この場合において、運転手がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

イ 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

ウ 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

(2) 県公安委員会による緊急車両の通行確保のための要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。

(3) 県による緊急車両の通行確保のための要請

県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

(1) 町その他の防災機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結により、緊急輸送体制を整備する。

(2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

ア 応急復旧対策に従事する者

イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者

ウ 食料、飲料水その他生活必需品

エ 医療品、衛生資材等

オ 応急復旧対策用資機材

カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

緊急輸送のため使用する自動車は、次による。

ア 町が所有する自動車

イ 防災機関が所有する自動車

ウ 運送事業者等が所有する自動車

エ その他の自家用車

(2) 燃料の確保

町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める

(3) 運送事業者の保有する自動車の調達にあたっては、一般旅客自動車運送自動車者及び貨物自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業者に対して、あらかじめ協定を締結するなど関係業者の協力体制について整備を図る。

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

町本部長は、次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

ア) 町本部長及び防災機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

イ 自衛隊機を希望する場合における手続は、第 10 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、資料編「3-6-2ヘリポートの設置基準」のとおりである。

(4) ヘリポート基地の指定状況

町におけるヘリポート基地の指定状況は、資料編「3-6-1ヘリポートの基地の指定状況」のとおりである。

4 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

町本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第65条第1項の規定に定めるところによる従事命令のほか、災害対策基本法第71条の規定による自動車輸送業者及びその従事者に対する従事命令を県本部長に要請し、その確保を図る。

(2) 従事命令の手続

従事命令の手続は、第22節「応急対策要員確保計画」に定めるところによる。

第5 災害救助法を適用した場合の輸送の基準

1 輸送及び移送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための移送
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 罹災者救出のための輸送等
- (4) 飲料水供給のための輸送等
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) 遺体捜索のための輸送
- (7) 遺体処理のための輸送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じた場合には、県本部長に対し要請し、厚生大臣の承認を得て実施する。

2 輸送の期間

- (1) 罹災者の避難……………避難を要する期間
- (2) 医療及び助産……………災害発生の日から 14日以内
- (3) 罹災者の救出……………災害発生の日から 3日以内
- (4) 飲料水の供給……………災害発生の日から 7日以内
- (5) 救済用物資

ア 被服、寝具、生活必需品……………災害発生の日から10日以内
イ 学用品

教科書……………災害発生の日から1ヶ月以内

その他の学用品……………災害発生の日から15日以内

- (6) 炊き出し用食料、調味料、燃料等……………災害発生の日から7日以内
- (7) 医療品、衛生材料……………災害発生の日から14日以内
- (8) 死体の捜索……………災害発生の日から10日以内
- (9) 死体の処理……………災害発生の日から10日以内

上記の期間は、それぞれの救助の実施機関が厚生大臣の承認を得て延長された場合は、輸送期間も自動的に延長される。

3 費用の限度

輸送業務における輸送あるいは車両等の借り上げの場合は、運輸省許可の運賃とする。なお、自家用車の借り上げの場合もこれに準ずる。

4 整備すべき書類

- (1) 救助の種目別〔燃料及び消耗品〕物資受払状況 (様式編 救助様式 1)
- (2) 輸送記録簿 (様式編 救助様式 16)
- (3) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式 4)
- (4) 輸送関係支払証拠書類

第 7 節 消防活動計画

第 1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、二戸地区広域行政事務組合消防本部は、防災関係機関と連携を図り、火災防活動等を行う。
- 2 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 町本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生の防御又は、災害の拡大防のために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
岩 手 県 災 害 対 策 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援
二戸地区広域行政事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

第 3 実施要領

1 本部長の措置

町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防御計画を定める。

(1) 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

(2) 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

(3) 防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

ア 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは二戸地区広域行政事務組合消防本部の消防長に対し、消防機関に所属する者（以下、本節中

- 「消防職、団員」という。)の出勤準備若しくは出勤を命じ、又は要請する。
- イ 町本部長は、二戸地区広域行政事務組合消防本部が行う消防応急活動等を支援する。
また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ウ 町本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- エ 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ア 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- イ 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、町本部長から出勤準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
- (ア) 消防職、団員に対する出勤準備命令
 - (イ) 出勤準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - (ウ) 出勤準備終了後における町本部長への報告（消防職、団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- ウ 消防職、団員は、出勤準備命令又は出勤命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出勤の状況を消防機関の長に報告する。
- エ 消防機関の長及び消防職、団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出勤命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

3 消防活動

(1) 火災防御活動

- ア 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- イ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。
- (ア) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
 - (イ) 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
 - (ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
 - (エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - (オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - (カ) 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

(2) 救急・救助活動

- ア 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。
- イ 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

- ウ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障害者を優先する。
 - (ウ) 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(3) 避難対策活動

- ア 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、あらかじめ、避難準備情報、避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防御等に係る活動計画を定める。
- イ 避難準備情報、避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ウ 避難準備情報の発令、避難勧告・指示がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。
- エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- オ 高齢者、身障者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(4) 報収集・広報活動

二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(5) 消防警戒区域等の設定

- ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 緊急消防援助隊

- (1) 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために編成された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。

部隊名		構成消防本部名等	装備等
指揮隊		盛岡、一関（2隊）	指揮者
消火部隊	消火隊	盛岡(2)、花巻(1)、北上(1)、胆江(2)、一関(3)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、釜石大槌(1)、宮古(3)、久慈(1)、二戸(1)、（18隊）	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車
	化学消火隊	花巻、北上、釜石大槌、久慈、二戸（5隊）	化学消防ポンプ車

救助部隊	盛岡、北上、胆江、一関、宮古(5 隊)	救助工作車、高度救助用資機材
救急部隊	盛岡(3)、花巻(1)、北上(1)、胆江(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(2)、久慈(1)、二戸(1) (13隊)	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援部隊	盛岡(2)、北上(1)、胆江(1)、一関(1)、宮古(1)、久慈(1) (7 隊)	支援車、上記の部隊が72時間対応できるために必要な物資等
特殊災害部隊 (毒劇)	盛岡、北上 (2 隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物、C 災害、B 災害対応資機材
特殊装備部隊 (梯子)	胆江 (1 隊)	
航空部隊	岩手県防災航空隊 (1 隊)	防災ヘリコプター

- (2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊運用要綱の規定に基づき出動する。
- (3) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い活動する。
- (4) 町本部長は、大規模災害が発生し、必要と認める場合においては、県本部長を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダムの開閉操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町	区域内の河川等における水防活動
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[町本部の担当]

部	班	担当業務
総務部	防災班	1 水防活動に係る統括 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 県及び他の市町村等に対する応援要請

第3 実施要領

- 1 情報の収集及び伝達
 - (1) 町本部長は、大雨又は洪水に関する注意報又は警報を受領したときは、関係職員及び消防団員等を危険地域に巡視させ、状況の把握に努めるとともに関係機関に情報を伝達する。
 - (2) 町本部長は、気象状況の通知を受けたとき、又は自ら危険を予知したときは、所属職員、消防団員等により警戒班を編成し、堤防の巡視警戒に当たらせるとともに、河川の状況により予め危険な区域を決定し、巡視警戒を厳重にし、水防体制を整える。
 - (3) 町本部長は、大雨又は洪水若しくは上流からの出水が予想され、危険町民を避難させる必要があるときは第13節「避難救出計画」にもとづき実施するものとする。
 - (4) 負傷者等を発見したときは、現地において救助し、最寄りの病院、診療所又は町本部救護班に引き渡して応急医療を実施する。
 - (5) 町本部長は、堤防の決壊、冠水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、消防団員等に水防活動に当たらせるものとする。なお、雪谷川については必要に応じて防災ダムの操作等適切な措置を講ずる。(町内の防災ダム 別表1のとおり)
 - (6) 町本部長及び防災機関は、迅速な水防活動を実施するため、あらかじめ班を編成し活動体制を整えておくものとする。
 - (7) 町本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

別表 1

名 称	施行年度貯水量	警報サイレン 設置場所	警告のサイレン 吹鳴	摘 要
県営雪谷川 防災ダム	s 52～ 約266万トン	<ul style="list-style-type: none">・雪谷川ダム警報所・増子内警報所・車門警報所・向川原警報所	約1分 約1分 約1分 △休止 △休止	洪水によってダムからの著しい越流が増加で、下流に危害が生じるおそれがある場合

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、市町村からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 町その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られるよう、体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 4 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を考慮する。
- 5 町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関			応援の内容
町本部	担当部	担当班	1 地方公共団体等に対する協力要請 2 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 他の市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
	総務部	総務班	
岩手県災害対策本部			1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東北農政局			1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			県知事からの災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
日本赤十字社岩手県支部			1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 2 義援物資及び義援金品の受付及び募集
日本放送協会盛岡放送局			要請に基づく、災害放送の実施
(株)IBC岩手放送			
(株)テレビ岩手			
(株)岩手めんこいテレビ			
(株)岩手朝日テレビ			
(株)エフエム岩手			

実施機関	応 援 の 内 容
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	救援物資及び被災者の輸送協力
運送事業者	
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給等

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- (1) 町は、県内に地震等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。
- (2) 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目」第2条に定める別表1による応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- (3) 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。
 - ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - イ 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
 - エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
 - カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - キ その他、特に要請のあった事項
- (4) 町は、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、応援調整市町村に対し文書を提出する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示する。

 - ア 被害の種類及び状況
 - イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
 - ウ 応援を希望する職種別人員
 - エ 応援場所及び応援場所への経路
 - オ その他参考事項
- (5) 町は、被災市町村から応援要請を受けた場合は、他の市町村及び県本部と連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図る。
- (6) 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。相互応援協定の締結状況は、次のとおりである。

災害応急措置応援協定

 - ア 構成市町村 二戸市（浄法寺町）・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町
 - イ 協定締結月日 昭和34年7月11日

2 県に対する応援要請

- (1) 町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策ができない場合は、原則として、地方支部長を通じて、県本部長に対する応援を求める。

- (2) 総務班長は、県本部二戸地方支部長を通じて、県本部長に対する応援要請を行う。
なお、応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

ア	被害の種類及び状況
イ	応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ	応援を希望する職種別人員
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の期間
カ	その他参考事項

3 防災関係機関相互の応援

- (1) 防災関係機関の長は、町本部長に対して、応急措置の実施もしくは応援を求めようとする場合、又は他の防災関係機関等からの応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア	被害の種類及び状況
イ	応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
ウ	応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の期間
カ	その他参考事項

- (2) 町本部及び各防災関係機関は、応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、相互に協力する。
(3) 町本部及び各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 団体等との協力

町本部の各班長及び各防災関係機関の長は、あらかじめ、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

【関係団体等との「災害時における軽米町内郵便局、軽米町間の相互協力に関する覚書」の締結状況 資料編 3-9-3】

5 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ

- (1) 防災班長は、他の市町村等からの応援部隊等の受入場所を設置し、その運営に当たる。
(2) 総務班長は、他の市町村等からの応援部隊等に係る宿泊施設の確保を図る。

7 経費の負担方法

- (1) 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
(2) 防災関係機関等が町本部に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

8 義援物資及び義援金の受付及び配分

(1) 義援物資の受付及び配分

ア 福祉班長は、町本部に送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

イ 福祉班長は、被災者等が必要としている物資の需要量を品目ごとに算出し、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握し、その内容を町本部長に報告する。

ウ 町本部長は、社会福祉班長から報告された内容について、報道機関を通じて公表する必要があると認める場合は、総務班長に報道機関に対する報道要請を指示する。

エ 福祉班長は、あらかじめ、義援物資の受付窓口及び集積場所を公共施設等の中から選定する。

オ 福祉班長は、義援物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置するなど事故防止の措置をとる。

カ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から町本部に引き渡された義援物資についても、町本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、町本部において被災者に配分する。

(2) 義援金の受付及び配分

ア 福祉班長は、町本部に送付された義援金を受け付ける。

イ 福祉班長は、会計班長に受け付けた義援金の保管を依頼する。

ウ 会計班長は、被災者に配分するまでの間、義援金を適切に保管する。

エ 町本部長は、受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

オ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から町本部に引き渡された義援金についても、町本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、町本部において被災者に配分する。

9 海外からの支援の受入れ

(1) 総務班長は、県本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合は、支援の種類、模様、到着予定日時、場所等を確認の上、その内容を町本部長に報告する。

(2) 総務班長は、海外からの支援活動が円滑に実施できるよう、県本部等と連携し、その受入体制を整備する。

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、県内における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 町本部長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
岩手県災害対策本部(県本部長)	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務所 仙台空港事務所	県域の航空機の捜索救助に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県本部長の要請に基づく災害派遣

[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	自衛隊に対する災害派遣要請
厚生部	福祉班	自衛隊災害派遣部隊の集結場所の設置及びその運営
各 部	各 班	所管する災害応急対策活動に係る災害派遣部隊との連絡調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、町本部長が人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合

予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長の災害派遣要請を待っている場合は、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	総監部当直室 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第13節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。	第3章第13節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第25節
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第14節 第19節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第15節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第27節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第10節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 町その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書（別表1）を提出する。

この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- | | |
|---|--|
| ア | 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由 |
| イ | 派遣を希望する期間 |
| ウ | 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| エ | その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等） |

イ 町本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 町その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。

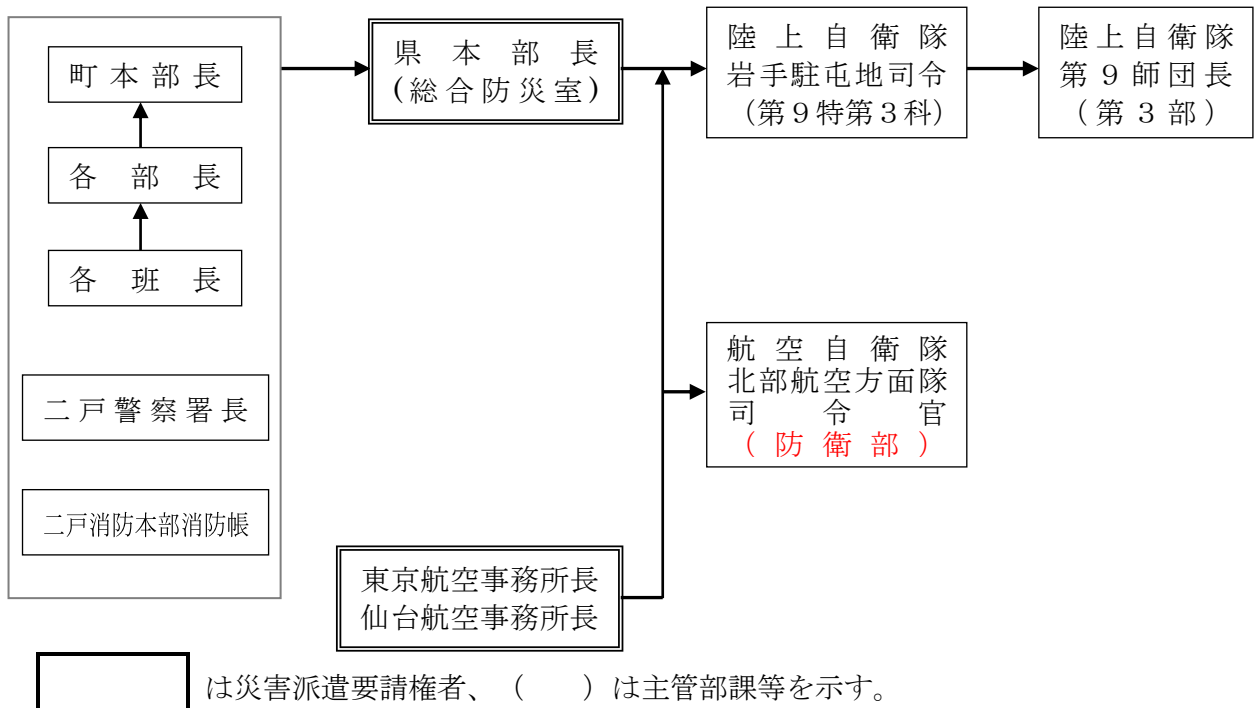
エ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知する。

オ 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 撤収の要請

町その他の防災機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書（別表2）により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

要請系統図



2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 受入側の町その他の防災機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- (イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- (ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- (エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、機関、地区等についての調整
- ③ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

イ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

- (ア) 事前の準備
 - ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
 - ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (イ) 受入れ時の準備
 - ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
 - ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
 - ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
 - ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
 - ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
 - ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣する。

(2) この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(3) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき

エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、町その他の防災機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

別表 1

自衛隊災害派遣要請依頼書	
第	号
年 月 日	
岩手県知事	殿
	軽米町長
自衛隊の災害派遣要請依頼について	
災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく派遣を下記のとおり依頼します。	
記	
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動 派遣を希望する区域、連絡場所及び連絡者、活動内容
4	その他参考となるべき資料（明らかにできる場合）
(1)	派遣希望部隊名
(2)	派遣希望部隊名
	○ 車 両
	○ 船 舶
	○ 航空機

別表 2

災害派遣撤収要請書			
		第	号
		年	月 日
岩手県知事	殿		
軽米町長			
自衛隊の撤収要請について			
このことについては、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を要請しましたが、 災害の復旧もおおむね終了しましたから下記のとおり撤収を要請します。			
記			
撤収要請日時	年	月	日

第 1 1 節 防災ボランティア活動計画

第 1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第 2 実施機関（責任者）

実 施 機 関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町	総務部	防災班	自主防災組織など関係機関等との連絡調整
	厚生部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに軽米町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体との連絡調整
岩手県災害対策本部			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社軽米町分区			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
軽米町社会福祉協議会			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他の防災ボランティア団体（職域、職能等）等			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る日赤軽米町地区等、町社協との連絡調整

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長は、被災地において、防災ボランティアニーズの把握に努める。
- (2) 町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤軽米町分区、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (3) 町本部長は、町内防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

2 防災ボランティアの受入れ

日赤軽米町分区及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア 防災ボランティア活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- ・炊き出し
- ・募金活動
- ・話し相手
- ・シート張り
- ・清掃
- ・介助
- ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動
- ・引っ越し
- ・負傷者の移送
- ・後片付け
- ・避難所の運営
- ・物資仕分け
- ・物資搬送
- ・安否確認、調査活動
- ・給食サービス
- ・洗濯サービス
- ・移送サービス
- ・入浴サービス
- ・理容サービス

第 1 2 節 災害救助法の適用計画

第 1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、その職権の一部を町本部長に委任し、救助にあたらせることがある。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町 部	総務部	総務班	災害救助法の申請
		防災班	被災者の救出
	厚生部	衛生班	避難所の設置、運営 埋葬、死体の捜索及び処理
		救護班	医療及び助産
	農林商工部	商工班	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
		農林班	炊き出しその他の方法による食品の給与
	建設部	建設班	1 応急仮設住宅の建設及び供与 2 被災した住宅の応急修理 3 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
	水道部	水道班	飲料水の供給
	教育部	教育班	学用品の給与
	岩手県災害対策本部		

第3 実施要領

1 法適用の基準

- (1) 法による救助は、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
 - ア 全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、本町において40世帯以上に達したとき
 - イ 県内の被害世帯が、1,500世帯以上に達し、かつ本町において被害世帯が20世帯以上であるとき。
 - ウ 県内の被害世帯数が、7,000世帯以上で、本町の区域内の被害世帯数が多数であるとき
 - エ 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。
 - (ア) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
 - (イ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- (2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、被害世帯が多数である場合
 - ア 被害世帯を含む被害地域が、他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため、特殊な技術を必要とするもの
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、かつ県本部長と厚生労働大臣との協議が成立した次のような場合
 - ア 船舶の沈没又は交通事故により、多数の死傷者が出た場合
 - イ 交通路の途絶のため、放置すれば多数の登山者等が飢餓状態に陥る場合
 - ウ 火山爆発等のため、多数の者が危険にさらされている場合
 - エ 群衆の雑踏により、多数の死傷者が出た場合
 - オ 豪雪により、多数の者が危険な状態となる場合
 - カ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

2 法適用の手続

- (1) 町本部長の措置
 - ア 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。
 - イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に報告する。

3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第13節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の給与	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第16節「食料供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	第15節「生活必需品供給計画」
医 療	第14節「医療・保健計画」
助 産	第14節「医療・保健計画」
被 災 者 の 救 出	第13節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の建設等応急修理計画」
学 用 品 の 供 与	第23節「文教対策計画」
埋 葬	第21節「行方不明者等の搜索及び死体の処理・埋葬計画」
遺 体 の 搜 索	
遺 体 の 処 理	
輸 送 費 及 び 人 件 費	第22節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人日 当たり 300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する 要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅 居住与	住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	1 規格1戸当たり29.7㎡を基準とする。 2 限度額1戸当たり、2,404,000円以内とする。 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内に 着工	1 要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間最高2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者	1人1日当たり 1,010円以内 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は3日以内分 (大人・小人の差別なし)	災害発生の日から 7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

医療	災害により医療の途を失った者(応急的に処理する)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院、診療所 社会保険診療報酬又は療養費の額以内 3 施術者 協定料金の金額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う(輸送作業員賃金は、別途計上)
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急処理をすることができない者「世帯単位」(さしあたりの生活に、支障がない場合を除く)	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費1世帯当たり520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就業支度費 1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校生徒 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から教科書1か月以内 文房具・通学用品15日以内	1 備蓄物資は時価評価 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する

埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 199,000 円以内 小人 (12 歳未満) 159,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,300 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要の場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障を来す場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400 円以内 土木技術者 17,200 円以内 大工、左官及びとび職 20,700 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	当該地域における慣行料金による実支支出額に 100 分の 3 を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者自動車運送事業及びその従業者		

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに
全壊 全焼 流失	夏 (4月～9月)	17,500円	22,600円	33,300円	39,900円	50,500円	7,400円
	冬 (10月～3月)	29,000円	37,500円	52,300円	61,300円	77,000円	10,500円
半壊 半焼 床上 浸水	夏 (4月～9月)	5,700円	7,700円	11,600円	14,000円	17,700円	2,400円
	冬 (10月～3月)	9,200円	12,200円	17,100円	20,300円	25,800円	3,300円

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要支援者その他の、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初において救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関			担 当 業 務
町 本 部	担当部	担当班	
	総務部	防災班	町民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示〔水防法第22条、災害対策基本法第60条〕
岩手県災害対策本部			必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第22条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 警戒区域の設定

実施機関			担 当 業 務
町 本 部	担当部	担当班	
	総務部	防災班	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条〕
岩手県災害対策本部			警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市町村長（市町村長の委任を受けてその職権を行う町の 吏員を含む。））、警察官又は海上保安官がいない場合 〔災害対策基本法第63条〕

3 救 出

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	総務部	防災班	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態に有るものの捜索又は救出
岩手県災害対策本部			救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく救出

4 避難所の設置、運営

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	厚生部	衛生班	避難所の設置、運営
岩手県災害対策本部			県有施設に係る避難所における町への協力

第3 実施要領

1 避難勧告等

(1) 避難勧告等の実施及び報告

実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難勧告等を行う。

避難勧告等は、軽米町避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルに定める基準に基づき行う。

町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

町本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

実施責任者は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難勧告等の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ その他必要な事項
イ 避難勧告等の日時	オ 避難先	
ウ 避難勧告等の理由	カ 避難経路	

(3) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

(イ) 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の居住を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

(ウ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

(エ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

(カ) 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備 考	
	鐘 音	サイ レ ン					
火 災	(連 点) ○-○-○-○-○	3 秒 △	2 秒 △	3 秒 △	2 秒 △	3 秒 △	近火信号をもって避難信号とする
水 災	(連 点) ○-○-○-○-○	3 秒 △	2 秒 △	3 秒 △	2 秒 △	3 秒 △	水防法に基づく避難信号

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) 報告又は通知事項

① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先
③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数

(イ) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
警察官	町長	災害対策基本法第61条第2項

(4) 避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

ア 町本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

ウ 避難行動要支援者の避難に当たって、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ア) 幼稚園、保育園、児童館、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

(イ) 在宅の高齢者、障害者等の避難

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員等は、被災するおそれがあるなど危険な場所を除き、それぞれが連携、分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

(ア) 避難した住民等の確認

(イ) 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

(ア) 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

(イ) 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難道路及び緊急避難場所の選定等

ア 避難道路

(ア) 避難道路は、家屋等の倒壊、土砂崩壊、河川の溢水その他危険発生のおそれのある箇所を避け、避難対象地区ごとに選定する。

(イ) 避難道路には、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある施設、物件等を除去し、安全性を確保する。

イ 緊急場所

(ア) 火災に対する緊急避難場所は、風速及び風向並びに密集地の状況等により、避難対象地区ごとに選定する。

(イ) 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所を、避難対象地区ごとに選定する。

(8) 避難に関する広報活動

町本部長は、次の事項について、あらゆる機会を通じて常に住民等に対し周知徹底を図る。

ア 避難勧告等の伝達方法

ウ 避難道路、緊急避難場所

イ 避難の方法

エ 避難所

(9) 避難の準備

町民の避難にあたっては、あらかじめ次の点について周知させる。

ア 火気の安全を確認する

イ 盗難防止措置を講ずる

ウ 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携帯する

エ 2食分程度の非常食料、飲料水、タオル、ティッシュ、最小限の着替え、懐中電灯、ラジオ、緊急薬品等を携行する。

オ 服装はできるだけ軽装とするが、素足は避け、帽子等を着帽するとともに、防雨、防寒衣等を携行する。

カ 貴重品以外の荷物は持ち出さない

キ 会社、工場などの事務所では、それぞれの防災計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気・ガスなどの保安措置を講ずる。

(10) 学校、病院、社会福祉施設等の避難計画

ア 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、具体的な避難計画を策定する。

イ 管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

(11) 避難支援従事者の安全確保

ア 町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定の基準

実施責任者は、次の基準により警戒区域を設定する。

ア	災害が発生しようとしている場合又は、発生が予想される場合
イ	警戒の必要が予想される各種気象警報が発せられた場合
ウ	警戒の必要が予想される土砂災害警戒情報が発表された場合
エ	河川が警戒水位に達することが予想され洪水の恐れのある場合
オ	火災が発生する恐れがある場合
カ	その他災害を防止するため特に必要であると認められる場合

(2) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア	発令者	エ	警戒区域設定の地域
イ	警戒区域設定の日時	オ	その他必要な事項
ウ	警戒区域設定の理由		

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(3) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。その際、特に避難行動要支援者への必要な措置を講じる。

イ 関係機関相互の連絡

(ア) 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(イ) 報告又は通知事項

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

ウ 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救 出

(1) 救出班の編成

- ア 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- イ 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- ウ 町本部長は、災害の規模、状況等から町だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、地方支部長を通じ県本部長に応援要請を行う。

(2) 救出の実施

- ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- イ 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- ウ 町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事中用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班班、建設業協会等の協力を得て、調達する。
- エ 町本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

- ア 町本部長は、あらかじめ、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、資料編「指定緊急避難場所」（3-13-1（1））及び「指定避難所」（3-13-1（2））及び（3-1-2）のとおり指定する。
 - (ア) 震災に対して安全な場所で、また建物にあつては災害に強いものであること
 - (イ) 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。
 - (ウ) 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
 - (エ) 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。
- イ 町本部長は、避難所における給水、給食及び暖房が確保できるよう、当該設備、器具の調達方法を定める。
- ウ 町本部長は、避難所の設置にあたっては、在宅の要配慮者に配慮した施設の確保に努める。
- エ 町本部長は、避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- オ 町本部長は、町が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。
 - (ア) 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を委託し又は借上げて避難所を設置する。
 - (イ) 県本部長と協議し、県有の施設を避難所とする。
 - (ウ) 町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
 - (エ) 町本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

開設日時及び場所
開設箇所数及び各避難所の避難者数
開設期間の見込み

カ 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難勧告等をした場合の避難者 イ 避難勧告等はしないが、緊急に避難することが必要である者

町本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。

(2) 避難所の運営

ア 町本部長は、あらかじめ、避難所として指定した施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定める。

- (ア) 管理責任者
- (イ) 職員の動員体制及び事務分担
- (ウ) 災害対策本部及び各避難所との連絡手段
- (エ) 食料、生活必需品等の物資の調達方法
- (オ) 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法
- (カ) 医療機関との連携方法

イ 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

ウ 町本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

オ 町本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

- (ア) 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
- (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- (ウ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- (エ) ホームヘルパー等による介護の実施
- (オ) 保健衛生の確保
- (カ) 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- (キ) 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

カ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

キ 町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

ク 町本部長は、次の書類を整備する。

- (ア) 救助の種目別〔救出用機械器具燃料〕物資受払状況 (様式編 救助様式1)
- (イ) 救助の種目別〔避難所用物資〕物資受払状況 (様式編 救助様式1)
- (ウ) 避難所設置及び収容状況 (様式編 救助様式2)
- (エ) 被災者救出状況記録簿 (様式編 救助様式10)
- (オ) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (カ) 避難者名簿
- (キ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

(3) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 帰宅困難者対策

ア 町本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下、「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

イ 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への収容が必要となった者に対し、物資の供給及び避難所への収容を行う。

6 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

ア 町本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる者等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 在宅避難者に対する支援

ア 町本部長は、町役場（主張所）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 町本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要菜な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

7 住民等に対する情報等の提供体制

ア 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

イ 安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

ウ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないように個人情報の管理を徹底する。

エ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

8 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 災害の規模、避難者の収容状況に鑑み、県内広域一時滞在有の必要があると認めた町本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

- ウ 協議先市町村長は、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受入れる。
- エ 協議先市町村長は、受入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- オ 協議元市町村長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。
- キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けた時	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の必要があると認める町本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞在有る必要がある旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在有る必要がある旨を認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県広域一時滞在

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意見を確認の上、受入れるべき避難者数その他の事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受入れる。

ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、医療体制の確保を図る
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速、正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確率を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		担 当 業 務	
	担当部		担当班
町本部			
	厚生部	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 市町村営医療機関に係る医療班の編成、派遣 3 他の医療機関に対する応援要請 4 救護所の設置
岩手県災害対策本部			<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療施設の確保 3 県立病院に係る医療班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく医療班の編成及び派遣
(一社)岩手県医師会			医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)二戸医師会			医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会			歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県獣医師会			避難所における愛玩動物の救護支援
(一社)岩手県薬剤師会			医療活動における薬剤師の派遣、医薬品の調達・供給
(公社)岩手県栄養士会			健康管理活動における栄養士の派遣、栄養管理、指導
(公社)岩手県看護協会			医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣

第3 初動医療体制

- 1 医療救護班の編成
 - (1) 町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。
 - (2) 町本部長は、災害時における医療、助産の救助を実施するため、(一社)二戸医師会及び(一社)岩手県医師会の協力の下に、次により「医療救護班」を編成する。
 - ・ 医師 1名
 - ・ 看護師 2～3名
 - ・ 事務職員兼運転手 1名

- (3) 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- (4) 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、第9節「県、市町村等応援協力計画」及び第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所 イ 避難所 ウ 災害現場 エ 医療施設

3 医療救護班の活動

- (1) 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認
 - カ 遺体の検案及びその後の処置
- (2) 医療活動の実施に当たっては、救出班及び捜索班と連携を図る。
- (3) 医療救護班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療活動を行う。
- (4) 町本部長は、災害医療コーディネーター体制の構築に協力するとともに、医療救護の実施にあたっては、岩手県災害医療コーディネーターとの連携を図る。
 - ※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

4 歯科医療救護班の活動

- (1) 歯科医療救護班は、原則として、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。
- (2) 歯科医療救護班は、次の業務を行う。
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ その他必要とされる措置

第4 医薬品及び医療資機材の調達

- 1 町本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- 2 医薬品等は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- 3 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

第5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続
 - (1) 救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
 - (2) 傷病者の搬送は、医療班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合に

においては、町本部長、又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。

- (3) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長、又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- (4) 町本部長は、県本部長に対して、必要に応じてヘリコプターを要請し、傷病者の搬送を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 健康管理活動の実施

- 1 町本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

医療機関名	班名	編成基準
町本部長	健康管理活動班	保健師 1名以上
県本部長	保健所班	栄養士 1名

- 2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行い、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- 3 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - (2) 避難所に収容されている被災者に対する健康教育
 - (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第7 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第8 整備すべき書類

- (1) 救助の種目別〔医薬品衛生材料等〕物資受払状況 (様式編 救助様式1)
- (2) 救護班活動状況 (様式編 救助様式7)
- (3) 病院、診療所医療実施状況 (様式編 救助様式8)
- (4) 助産台帳 (様式編 救助様式9)
- (5) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (6) 診療報酬に関する証拠書類
- (7) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 助産関係支払証拠書類

第15節 生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町	担当部	担当班	
本 部	厚生部	福祉班	被災者に対する物資の調達及び支給
	農林商工部	商工班	生活必需品等の調達及びあっせん
	岩手県災害対策本部		町に対する物資の調達及びあっせん
東北経済産業局			物資の確保
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			物資の無償貸付又は譲渡
日本赤十字社岩手県支部			災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所に収容され、又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのないもの
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けたもの
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失したもの
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難なもの
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

支給物資は、おおむね、次のとおりとする。

なお、被災状況や物資調達の状況等に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況に応じて、支給する。

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服 等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
寝 具	タオルケット、毛布、布団 等
身 回 品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘 等
炊 事 道 具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具 等
食 器	はし、茶わん、皿 等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート 等
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス 等

高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

- (1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握し、資料編 対策様式6「世帯構成員別被害状況」及び対策様式7「物資購入（配分）計画表」を作成する。
- (2) 町本部長は、対策様式7「物資購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄物資を供出し、必要とする物資を確保する。
- (3) 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、二戸地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- (4) 町本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

4 物資の輸送及び保管

- (1) 県本部長は、次により、物資の輸送を行う
 - ア 県本部の担当課長は、町本部又は輸送拠点（町と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定された輸送拠点）に物資を輸送し、町本部長に引き渡す。
 - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。
 - ウ 物資の引渡しは、対策様式8「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- (2) 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

- (1) 原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。
- (2) 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、役場（出張所等）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。
ただし、被災状況又は被災者の態様等から、必要と認めるときは、個々の世帯又は避難所を

巡回して支給する。

6 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

8 整備すべき書類

- (1) 救助の種目別物資受払状況 (様式編 救助様式1)
- (2) 物資の給与状況 (様式編 救助様式6)
- (3) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第 16 節 食料供給計画

第 1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、食料の調達を図る。
- 2 災害時における食料の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	農 林 商 工 部	農林班	炊出しの実施及び食料の調達及び給与
岩手県災害対策本部			(1) 食料の調達及びあっせん (2) 生鮮食料品等の供給
東北農政局 (盛岡地域センター、奥州地域センター)			応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく炊出し
日本赤十字社岩手県支部			災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

第 3 実施要領

1 食料の供与対象者

食料の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 避難所に收容された者及び避難場所に避難した者で食料の持ち合わせのない者
- イ 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- ウ 住家の被害が床下浸水であっても、炊事道具の流失等により、水や燃料が得られなくなり、炊事ができない者
- エ 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者、バスの旅客等で、食料の持参又は調達のできない者（JRバス東北株式会社等において、必要な食料の給与を行う場合を除く。）
- オ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
- カ 在宅、社会福祉施設等の高齢者、障がい者等で、食料の供給を必要とする者
- キ 被災現場において防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

2 供給食料の種類等

- ア 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者・その他の慢性疾患患者、食料アレルギーを有する者等に配慮する。

イ 供給食料及び供給数量は、おおむね、次のとおりとする。

なお、町本部長は、被災状況及び食料調達の状況に応じて、品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。

(1) 供給食料の種類

区 分	供 給 食 料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン 等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 (※ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖 等

(2) 1人当たりの供給数量

区 分	供 給 基 準 数 量
米穀	被災者 1食当たり 精米換算 200グラム以内
	応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり、精米換算 300グラム以内

3 食料の確保

- (1) 町本部長は、あらかじめ、被災者に対する炊出しその他の食料の供給に係る調達計画を定める。
- (2) 町本部長は、被災者に対する食料供給が必要と認めた場合は、資料編 対策様式6「世帯構成員別被害状況」を基準として、対策様式7「物資購入（配分）計画表」を作成する。
- (3) 町本部長は対策様式7「物資購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄食料を供出し、必要とする食料を確保する。
- (4) 町本部長は、必要な食料の確保又は炊出しができない場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部生活福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
食料及び給食原材料等の調達 又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項
炊出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

- (5) 町本部長は、通信の途絶等により県との連絡がとれず、町自ら供給を行う場合は岩手農政事務所地域第四課長と協議の上、「県と東北農政局岩手農政事務所間の協定」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、米穀を確保する。
- (6) 調達した米穀が玄米である場合は、卸売販売業者等に委託し精米にして供給する。
- (7) 町本部長は、食料の確保可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者・団体等の協力を得られる体制を整備する。

4 食料の輸送及び保管

- (1) 町本部長は、あらかじめ、公共施設、広場、公園等の中から、食料の地域内輸送拠点及び集

積所を選定する。

- (2) 県本部長があっせんした食料の輸送は、町本部長が行う。
- (3) 災害の規模又は態様により町本部長が行うことが困難である場合は、次により、県本部長が食料の輸送を行う。
- (4) 県本部から輸送される食料は、農林商工部において受領し、対策様式8「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。
- (5) 食料等の保管に当たっては、農林商工部において、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関に対して警備を要請、指示するなど事故防止の措置をとる。

5 食料の供給等

- (1) 町本部長は、各供給場所ごとに責任者を定めるとともに、あらかじめ食料供給の順位、範囲、炊出し方法を定めておく。
- (2) 町本部長は、各避難所等における食料の需給数量を的確に把握し、個々の世帯、避難所等を巡回して、食料を供給する。
- (3) 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。
なお、仕出し業者に委託する場合には、基準数量等を明示する。
- (4) 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- (5) 防災機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 食料の需給調整

- (1) 町本部長は、必要な食料の品目、数量を地区別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給する食料及びその基準数量を定めるとともに、食料の需要に関する情報収集に努める。

7 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

8 整備すべき書類

- (1) 救助の種目別〔炊き出しその他による食料給与物品〕物資受払状況（様式編 救助様式1）
- (2) 炊き出し給与状況（様式編 救助様式4）
- (3) 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）
- (4) 災害応急用米穀供給台帳
- (5) 食料購入代金等支払証拠書類及び物品受払証拠書類

第 17 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関		担 当 業 務	
担当部	担当班		
町本部	水道部	水道班	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給 3 水道施設の被害調査及び応急復旧 4 飲料水等の水質検査及び汚染水等の使用禁止、停止 5 水道事業者への協力要請 6 給水応援の要請
岩手県災害対策本部		町本部長が行う給水に対する協力、指示	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊		災害派遣要請に基づく給水	
日本赤十字社岩手県支部		災害救助法の適用時における給水に関する協力	

第 3 実施要領

1 給 水

(1) 水源の確保

町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

町本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

ア 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

イ 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 10 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 町本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ 町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長又は生活福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/リットル以上になるよう消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/リットル以上に確保する。

ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行ってから処理する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者等の措置

ア 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

(イ) 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

(ウ) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

(ア) 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

(イ) 水道水が汚染し、飲料水又は家事用水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、家事用水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(ウ) 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに町本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

町本部長は、水道事業者等の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 人員、資材、種類、数量
イ 給水対象地域	オ 応援を要する期間
ウ 給水対象世帯・人員	カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 整備すべき書類

- (ア) 救助の種目別〔給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材〕物資受払状況
(様式編 救助様式1)
- (イ) 飲料水の供給状況 (様式編 救助様式5)
- (オ) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (カ) 飲料水供給のための支払証拠書類

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
岩手県災害対策本部			応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に供与対象者を「応急仮設住宅入居者選定調査書」により調査し、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。

(3) 建設場所の選定

- ア 町本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ウ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- エ 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。
- オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

設置戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、町本部長が止むを得ない事情により3割を超えて設置する必要があると認めたときは、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に基準以上の設置を申請する。

- (5) 応急仮設住宅の入居
ア 県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任して選定することができる。
イ 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
ウ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- (6) 応急仮設住宅の管理運営
ア 応急仮設住宅の管理は県本部長が行う。ただし、管理を町に委任した場合は、町本部長がこれを行う。
イ 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。
ウ 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
エ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。
- (7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与
災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

- (1) 供与対象者
住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
ア 住家が半壊、半焼又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
- (2) 供与対象者の調査、選考
町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。
- (3) 応急修理の基準
修理戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、町本部長は、被害の規模及び状況により、これを超えて応急修理を必要とするときは、二戸地方支部生活福祉班長を通じ、県本部長に基準以上の応急修理を申請する。
- (4) 修理の範囲
修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (5) 修理期間
ア 修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。
イ 町本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に対して期間延長の申請を行う。
- (7) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理
災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

- (1) 町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。
- (2) 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各

種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 実施状況報告及び整備すべき書類

(1) 実施状況報告

- ア 住宅応急修理の該当者の報告
- イ 応急修理戸数の協議（様式編 対策様式3）
- ウ 着工及び完了報告（様式編 対策様式3）

(2) 整備すべき書類

- ア 応急仮設住宅台帳（様式編 救助様式3）
- イ 住宅応急修理記録簿（様式編 救助様式11）
- ウ 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）
- エ 作業員雇上げ台帳（様式編 対策様式11）
- オ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- カ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- キ 仮設住宅建設並びに修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）
- ク 工事代金等支払証拠書類
- ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等作業員出納簿、材料輸送簿等

6 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

- ア 町本部長は、被災宅地危険度判定士による判定が必要と認める場合は、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う
- イ 県に対する派遣要請は、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

- 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
- ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 町本部長の措置

- 町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
- ア 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
 - イ 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ① 宅地に係る被害情報の収集
 - ② 判定実施計画の作成
 - ③ 被災宅地危険度判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - ④ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
 - ⑤ 判定結果に対する町民等からの相談への対応
 - ⑥ その他判定資機材の配付
 - ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

(4) 被災宅地危険度判定士養成への協力

町本部長は、県本部長が実施する被災宅地危険度判定士の養成に対して協力する。

7 被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 町本部長の措置

町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第 19 節 感染症予防計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県本部長に応援を求めて、感染症予防上必要な措置を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	厚生部	衛生班	1 消毒その他の措置の実施 2 食品衛生指導 3 塵芥の収集及びし尿の汲み取り処分
		救護班	1 感染症予防活動全般 2 感染症患者の移送収容指導 3 被災住民、避難住民の衛生指導
県本部	保健福祉部	保健環境班	1 町本部長に対する感染症予防措置に関する指示及び指導 2 感染症予防用資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく防疫

第 3 実施要領

1 消毒の実施体制

(1) 消毒班

- ア 町本部長は、消毒業務を円滑に実施するため、所属職員等による「消毒班」を編成する。
 1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
衛生技術者	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名

(2) 疫学調査協力班

- ア 町本部長は、二戸地方支部保健環境班において設置する「疫学調査班」に協力するため、「疫学調査協力班」を編成する。1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
看護師又は保健師	1 名
助 手	1 名

(3) 感染症予防委員

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防委員を選任する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 町本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- (2) 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県本部二戸地方支部保健環境班を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 町本部長は、感染症予防委員、市町村地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
- (2) 町本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 感染症調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動措置

- (1) 町本部長は、県本部長が感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項について指示を受けるとともに、消毒その他の措置等の指導を受ける。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 疫学調査

町本部長は、県本部長が次の方法により実施する疫学調査について、必要に応じて協力する。

ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する

イ 浸水し、滞水している地域にあっては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り、頻繁に実施する

(2) 健康診断

町本部長は、県本部長が必要と認められる住民に対して実施する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断に協力をする。

(3) 清潔方法

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(4) 消毒方法

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第17節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。
ア 防疫班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所に感染症指定医療機関収容する。

ウ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難所における感染症予防活動

避難所における感染症予防についての指導等は、次の方法により行う。

ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は二戸地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

6 感染症予防活動状況等報告

(1) 感染症予防活動報告

町本部長は、感染症予防活動を実施したときは、防疫活動状況報告（様式編 対策様式12）により、二戸地方支部保健環境班長を通じて県本部長に報告する。

(2) 感染症予防対策所要見込額の報告

町本部長は、災害感染症予防対策に関する所要見込額を、災害防疫所要見込額調（様式編 対策様式13）により、二戸地方支部保健環境班長に報告する。

7 整備すべき書類

(1) 防疫活動状況報告（様式編 対策様式12）

(2) 災害防疫所要見込額調（様式編 対策様式13）

(3) 清掃方法及び消毒方法に関する書類

(4) そ族昆虫等駆除に関する書類

(5) 家事用水の供給に関する書類

(6) 患者台帳

(7) 消毒作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及びその期間、その他参考事項）

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る
- 3 被災町民の日常生活に直接傷害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	厚生部	衛生班	廃棄物の処理及び清掃全般
岩手県災害対策本部			町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

2 障害物除去

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
岩手県災害対策本部			1 町本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 所管する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく障害物の除去
日本赤十字社岩手県支部			災害救助法の適用時における障害物の除去に関する協力
東北高速道路（株）東北支社 八戸管理事務所			所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 町本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、ごみ処理施設等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

医療施設	社会福祉施設	避難所
------	--------	-----

エ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第 1 次 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ○ ごみ処理施設等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第 2 次 対 策	<p>臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後、ごみ処理施設等へ搬入する。</p>
第 3 次 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ○ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第二次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 ○ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

オ 事業者及び事業主は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

カ 事業者及び事業主は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア 町本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 臨時ごみ集積所の確保

ア 町本部長は、ごみ処理施設への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、資料編「臨時ごみ集積所一覧」(3-20-1)のとおり臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

イ 町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及びごみ処理施設の清潔保持に努める。

ウ 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(4) 町民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災町民、自主防災組織等の町民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ 町本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

エ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 式
医療施設、福祉施設 避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事 業 所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

ア 町本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

- イ 町本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- ウ 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ア 町本部長及び道路等の管理者は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
- ① 災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
 - ② 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ③ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - ④ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- ウ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
- ① 住居関係障害物の除去
 - (ア) 町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - (イ) 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第 11 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
 - (ウ) 災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
 - ② 道路関係障害物の除去
 - (ア) 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 - (イ) 町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
 - ③ 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

4 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

5 応援の要請

町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、二戸地方支部生活福祉班長又は二戸土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

6 障害物の臨時集積場所の確保

町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

- (1) 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域町民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- (2) 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

7 除去後の障害物の処理

- (1) 町本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋没し、又は投棄する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 - ウ 埋立予定地
- (2) 町本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。
- (3) 町本部長等は、加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第8項、第9項目及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長に差し出し、警察署長は、保管その他の措置を講ずる。

8 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

9 整備すべき書類

- (1) 障害物除去の状況 (様式編 救助様式15)
- (2) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (3) 障害物除去支払関係証拠書類

第 2 1 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 基本方針

各実施機関相互及び県公安部の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	総務部	防災班	行方不明者及び遺体の捜索並びに収容
	厚生部	衛生班	1 遺体収容の開設管理 2 遺体の処理、埋葬 3 身元不明の遺体の一時安置
			1 行方不明者の捜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の捜索、処理、埋葬の最終処理
岩手県災害対策本部			1 行方不明者の捜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の捜索、処理、埋葬の最終処理
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
日本赤十字社岩手県支部			災害救助法の適用時における行方不明者の捜索並びに遺体の処理及び埋葬に関する協力
(一社)二戸医師会			遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
(一社)岩手県医師会			遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

ア 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、二戸地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を二戸地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

(ア) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(イ) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 町本部長は、行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

(2) 捜索の実施

ア 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、町職員、消防団員により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

イ 町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の町民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。

ウ 町本部長は、必要に応じて、二戸地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な

搜索の実施を要請する。

エ 搜索班員は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

(ア) 発見時において生存している場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

(イ) 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

(ウ) 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

(3) 検視の実施

ア 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。

イ 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じて歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視

イ 医師の検案

ウ 遺体請書の徴収

(2) 町長本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

(3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ 遺体の数に相応する施設であること。

オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

(1) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

(2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材使用するものとし、資機材が不足したときは町において調達する。

(3) 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、二戸地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、県本部二戸地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

5 遺体の埋葬

遺体の埋葬はおおむね次の方法により行う。

(1) 埋葬は、火葬場の従業員又は遺体搜索班員が行う。

(2) 遺体は、原則として火葬する。

(3) 一時安置した多数の遺体を埋葬するときは、安置の際に付した遺体番号の順に埋葬する。

- (4) 火葬は、次の火葬場で行う。

名 称	所 在 地
軽米町火葬場	軽米町大字軽米第6地割52番地3

- (5) 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

7 実施状況報告及び整備すべき書類

(1) 埋火葬関係

ア 実施状況報告

埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費、その他必要事項（様式編 対策様式3ほか）

イ 整備すべき書類

- (ア) 埋葬台帳（様式編 救助様式13）
- (イ) 埋葬実施状況記録日計表（様式編 対策様式4）
- (ウ) 埋葬経費支払関係証拠書類

(2) 遺体の搜索関係

ア 実施状況報告

- (ア) 搜索の日時及び地区（様式編 対策様式3）
- (イ) 搜索を要する遺体数、当日発見遺体数及び今後の要搜索遺体数（様式編 対策様式3）
- (ウ) 搜索方法（様式編 対策様式3）
- (エ) 捜査終了月日（様式編 対策様式3）

イ 整備すべき書類

- (ア) 救助の種目別〔搜索用機械器具燃料〕物資受払状況（様式編 救助様式1）
- (イ) 遺体の搜索実施状況記録日計表（様式編 対策様式4）
- (ウ) 遺体の搜索状況記録簿（様式編 対策様式14）
- (エ) 遺体の搜索関係支払証拠書類

(3) 死体の処理関係

ア 実施状況報告

処理の日時、場所、遺体の身元、処理内容、その他必要事項（様式編 対策様式3ほか）

イ 整備すべき書類

- (ア) 遺体処理台帳（様式編 救助様式14）
- (イ) 遺体処理実施状況記録日計表（様式編 対策様式4）
- (ウ) 遺体処理経費支払関係証拠書類

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	総務部	防災班	1 災害対策基本法第65条第1項の規定による災害応急対策作業の従事命令による要員の確保 2 災害現地における防災機関相互の要員の調整
	建設部	建設班	要員（作業従事者及び技術者）の確保
	岩手県災害対策本部		1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各 防 災 機 関			要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の町民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- (1) 防災機関は、次の事項を明示して、二戸地方支部公共職業安定所班長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 労務、資機材等の提供要請

- (1) 町本部長は、あらかじめ建設業協会等と災害応急対策における労務、資機材の提供に関する協定を締結しておくものとする。

4 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市町村本部長	災害応急対策作業 全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防吏員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の7
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第17条
水防団長又は二 戸地区広域行政 事務組合消防本 部消防長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業（災害対策基本 法による町長、警察官の従事命令）	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にい る者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害に より生じた事故の現場付近にいる者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長等	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更 するとき ウ 発した命令を取消 すとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第24条第4項において 準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

5 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 確保状況報告及び整備すべき書類

(1) 作業従事者雇用状況報告

作業員雇上げ数、従事作業及びその他必要事項（様式編 対策様式 3）

(2) 整備すべき書類

ア 救助実施記録日計表（様式編 対策様式 4）

イ 労務、資機材等の供給要請書（様式編 対策様式 15）

ウ 作業員賃金台帳（様式編 対策様式 16）

エ 作業員賃支払関係証拠書類

第23節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 教育施設の使用に関すること 3 教育職員の動員及び調整に関すること 4 学用品等の調達及び応急教育に関すること 5 児童生徒の被害調査及び安全確保措置に関すること 6 学校給食施設の被害調査及び給食の応急対策に関すること 7 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 8 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 9 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 10 施設利用者の安全確保措置に関すること
岩手県災害対策本部			県立学校における応急教育の実施

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
 - (1) 学校施設の応急対策
県本部長及び町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。
 - (2) 応急教育予定場所の設定
学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 町立学校

町立学校が、隣接学校その他の公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
二戸地方教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	1 被災町本部長は、二戸地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。 2 地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	1 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対し、あっせんを要請する。 2 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあっせんを要請する。 3 当該教育事務所長は、当該市町村に協力を要請する。

2 教職員の確保

災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

(1) 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

(2) 町本部長は、次の事項を明示して、二戸地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

ア 応援を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ 派遣要請教職員の宿舎その他条件
ウ 教科別派遣要請人員	カ その他必要な事項

(3) 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 町本部長は、被災児童、生徒に対して、学用品等の給与を行う。
- (2) 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、二戸地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。
なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。
- (3) 町本部長は、調達した学用品等を次の方法により割当し、支給する。

ア 割当

町本部長は、県本部長からの学用品支給基準（1人当たり）の通知に基づき、学用品割当台帳（様式編 対策様式17）により、被災児童、生徒別に割当を行う。

なお、割当に当たっては、児童、生徒の被災程度を被災者調査原票（様式編 対策様式1）で照合し、正確を期する。

イ 支給

町本部長は、受領書と引換に学用品等を一括で学校に交付し、学校長は、各児童、生徒に支給する。

5 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第12節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

6 授業料等の減免、育英資金の貸与

- (1) 町本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続きは、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

7 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合には、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

ア 町本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。

イ 町本部長は、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

8 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は二戸地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

9 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

町本部長は、被災した文化財について、文化財調査委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

10 被災児童、生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

11 実施状況報告及び整備すべき書類

(1) 実施状況報告

ア 学校別、学年別被災児童生徒数

イ 学用品等の支給点数（様式編 対策様式3）

(2) 整備すべき書類

ア 学用品等の給与状況（様式編 救助様式12）

イ 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）

ウ 学用品等割当台帳（様式編 対策様式17）

エ 学用品等購入関係支払証拠書類

第 2 4 節 農畜産物応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町 本 部	担当部	担当班	
	農 林 商 工 部	農林班	1 農作物等防疫対策全般 2 家畜、畜産物応急対策全般
岩手県災害対策本部			1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜感染症緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

第 3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期 イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

(2) 町本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

(3) 防除資機材の調達

ア 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

町本部長は、災害により家畜、飼料畑、その他の畜産施設が被災し、家畜経営に重大な傷害を及ぼすと認められる場合には、県本部の指導及び農業、畜産関係団体の協力を得て、次のとおり必要な応急措置を講ずる。

(1) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

- ア 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、二戸地方支部農林班長に応援を要請する。
- イ 町本部長は、診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び農林班からなる家畜診療班を編制し、速やかに応急診療を実施する。
- ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
- エ 応急診療の範囲は、次による。

ア 診療	イ 薬剤又は治療用資器材の支給	ウ 治療等の処置
------	-----------------	----------

- オ 町本部長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。
- カ 診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量の確保が困難である場合には、二戸地方支部農林班長を通じて県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は県北家畜保健衛生所又は獣医師が所持する手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部長に報告する。
- キ 家畜診療班の編制基準は、次のとおりとする。

- 獣医師 2名
- 町職員 2名

(2) 家畜の防疫

町本部長は、災害時における家畜の防疫について、二戸地方支部農林班長が家畜伝染予防法及び家畜防疫対策要綱（平成4年6月19日付け4畜A第1067号農林省畜産局長通達）の関係規定により実施する畜舎等の消毒、緊急予防注射等に協力する。

(3) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

- ア 町本部長は、二戸地方支部農林班長その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。
- イ 町本部長は、二戸地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(4) 飼料等の確保

町本部長は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の事項を明示して二戸地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

- (ア) 要請する飼料の種類及び数量
- (イ) 納品又は引継場所及び時期
- (ウ) その他必要事項

(5) 青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

- ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- イ 湿害の被害で回復の見込みのあるものは、排水対策を徹底するとともに追肥を行うなどにより、生育の促進を図るよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は二戸地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請をする。

(6) 牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、二戸地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第25節 公共土木施設応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 道路施設

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	町道の道路施設の応急対策全般
岩手県災害対策本部			一般国道のうち、国土交通省東北地方建設局関係工事事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
東日本高速道路株式会社 八戸管理事務所			八戸自動車道の道路施設

2 河川管理施設

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	準用河川、普通河川の河川管理施設
岩手県災害対策本部			一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設

第3 実施要領

1 被害状況の把握及び連絡

町本部長は、公共土木施設の被害発生状況を把握し、県本部及び防災機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

2 二次災害の防止対策

町本部長及び実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急措置を実施する。

3 応急対策の方法

応急対策は次により実施する。

- (1) 町本部長は、関係機関と速やかに協議調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。
- (2) 被害が小規模で通常の修繕費の範囲内で処理できる場合は、建設部長の判断で適宜、所属の職員、配属機械等を使用して実施する。

- (3) 被害が中程度で早急に対策を要すると認められるときは、建設部長が当面の応急対策に要する財源措置を確認し、町本部長に合議の上、実施する。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けて応急対策を実施する場合の対象は次のとおりとし、仮設工事を実施するものとする。
 - ア 被災した施設が食料、物資、復旧資材等の運搬のため緊急に交通確保しなければならないもの。
 - イ 交通上、特に重要であると認められる町道等の道路施設の被災で、緊急に確保しなければならないもののうち、本復旧に長時間要し、かつ被災路線に適当な迂回路がないもの。
 - ウ 橋梁等は、迂回路が5 km 以上のもの。

4 実施上留意すべき事項

- (1) できるだけ本工事に利用できるような工法とし、河川沿いの道路にあっては、中程度の出水で直ちに被災することのないような工法とすること。
- (2) 被災施設の残存材料は、極力使用すること。
- (3) みだりに、永久的な工法を採用しないこと。

5 要員及び資機材の確保

- (1) 町本部長は、自らが保有する資機材を確認し、調達を必要とする資機材については、地元の業者を通じて確保する。
- (2) 災害の規模及び状況等により、町本部長が必要な資機材を確保することが困難であると認められるときは、実施機関相互間で融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定の締結等、工事業者、関係団体等の協力を得られる体制を整備する。
- (3) 町本部長は、実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

ア 資機材の種類及び名称	ウ 場所	オ 作業内容
イ 職種別人員	エ 期間	カ その他参考事項

- (4) 請負に付して工事を行うときの資機材は、原則として工事請負業者に調達確保させるものとする。

6 関係機関との連携強化

- (1) 町本部長は、応急復旧の実施にあたっては、実施機関及び関係機関との広域的な応援体制をとるよう努める。
- (2) 障害物の除去等に係る応急復旧にあたっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

第26節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう広域的応援体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	水道部	水道班	1 所管する上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
	建設部	建設班	1 下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
	東北電力(株)二戸営業所		1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
ガス供給事業者			1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)			1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

第3 実施要領

- 1 電力施設
 - (1) 防災活動体制
 - ア 非常災害対策本部の設置
 - (ア) 民間電力事業者（以下、本節中「電力事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
 - (イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。
 - イ 対策要員の確保

(ア) 電力事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(イ) 電力事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

- 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
- 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。
なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
- 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

(ア) 電力事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

- 一般情報等
 - ・ 気象等に関する情報
 - ・ 一般被害情報
 - ・ 停電による主な影響の状況
 - ・ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況
 - 自社被害情報等
 - ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
 - ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
 - ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
 - ・ その他の災害に関する情報
- (イ) 電力事業者は、上記により収集した被害情報について、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及び防災機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

(ア) 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- 現地調達
 - 電力事業所相互間による流用
 - 納入メーカーからの購入
 - 他の電力事業者からの融通
- (イ) 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。
- (ウ) 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者等に対し、応援を要請する。
- (エ) 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電力事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

- (オ) 電力事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- (カ) 町本部長は、各電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力するとともに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- (ア) 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが次の場合においては、送電を停止する。
 - 送電を継続することが危険と認められるとき
 - 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- (イ) 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- (ウ) 電力事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

- ① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所

エ 災害時における電力の融通

電力事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

- ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
- イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。
 - (ア) 送電設備
 - 全回線送電不能の主要線路
 - 全回線送電不能のその他の線路
 - 一部回線送電不能の主要線路
 - 一部回線送電不能のその他の線路
 - (イ) 変電設備
 - 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
 - 重要施設に配電する配電用変電所
 - (ウ) 配電設備
 - 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
 - その他の回線
 - (エ) 通信設備
 - 非常災害用通信回線
 - 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
 - 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電力事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- ア 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- イ 電力事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

2 ガス施設

(1) ガス事業者の責務

液化石油ガス販売業者（以下「ガス事業者」という。）は、その管理するガス施設の災害発生時における被災が、住民生活に重大な影響を及ぼすことに特に留意し、当該施設の防護に万全を期し、被災に際しては、迅速かつ的確な応急対策措置を講じてその早期回復に努めるとともに、被災地域住民に対するガス供給の確保を図るものとする。

(2) 応急対策の要領

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における迅速かつ的確な対策業務執行のための内部体制を確立する。

イ 予報及び警報並びに災害情報の収集、伝達等の体制を確立する。

ウ 消費者、地域住民に対する広報連絡体制を確立する。

エ 応急対策要員の確保を図る。

オ 災害時における応急工事及び管理に関する計画を定める。

(3) ガス事業者と町本部長との相互協力

ア ガス事業者は、その管理するガス施設に被害が発生し、地域住民に相当程度の影響を及ぼすと認める場合は、被害の状況及びこれに対する応急対策状況を町本部長に通報する。

イ 町本部長は、ガス事業者からの応急対策要員及び応急対策資材等斡旋要請があった場合は、その確保、斡旋に協力する。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

(ア) 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

(ア) 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、水道事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資器材について、指定水道工事店と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

ア 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

イ 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ウ 通信手段

一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、防災行政無線による通信手段を用いて行う。

エ 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資器材の整備

- (ア) 復旧対策に必要な管、弁類の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- (イ) 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- (ウ) 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- (ア) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
- (イ) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- (ウ) 次の管路等については、優先的に点検する。
 - 主要送配水管路
 - 貯水槽及びこれに至る管路
 - 河川、鉄道等の横断箇所
 - 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

- (ア) 取水、導水、浄水施設及び給水所
 - 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- (イ) 送、配水管路
 - 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険であると判断される箇所については、断水処置を行い、道路管理者等の協力を得て、安全柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
 - 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。
- (ウ) 給水装置
 - 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- ① 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- ② 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- ① 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- ② 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資器材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- ③ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路

第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路
---------	--------------------------------------

ウ 給水装置の復旧

- ① 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
 - ② 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。
 - ③ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。
- (5) 道路管理者等との連携
町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。
- (6) 災害広報
ア 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
イ 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

4 下水道施設

- (1) 災害時の活動
ア 町本部長は、県本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。
- (2) 応急対策
ア 災害復旧用資機材の確保
① 町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートカッター、土のう等の資機材の確保に努める。
② 町本部長は、必要に応じて、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に応援を要請する。
③ 下水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーター及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社から調達する。
- イ 応急措置
① ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合には、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。
② 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
③ 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指導監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。
- (3) 復旧対策
下水道施設に被害が発生した場合には、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。
ア 処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合には、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
- イ 管渠施設
① 管渠施設に破損、流下機能の低下等が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。
- (4) 災害広報
町民に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及び防災機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

(ア) 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

(イ) 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

(ア) 電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

(ア) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

(イ) 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(ウ) 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(エ) 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

- 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

(イ) 現状回復工事

- 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されているもの ・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 災害救助機関に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの

第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く。)
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第 2 7 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置の実施
町	
県	
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による危険物災害等の防除活動等の実施 2 警戒区域等の設定及び当該区域への立ち入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく危険物災害等の除去活動

[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	1 危険物災害等の防除活動にかかる総括 2 消防機関に対する出動の命令又は要請 3 警戒区域の設定 4 町民等に対する避難勧告等の発令 5 県及び他の市町村等に対する応援要請 6 自衛隊に対する災害派遣要請

第 3 実施要領

- 1 危険物施設責任者
 - (1) 危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。
 - (2) 要員の確保
危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。
 - (3) 応急措置
危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
ウ 従業員及び周辺町民に対する安全措置をとる。
 - (4) 情報の提供及び広報
危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺町民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに町民

の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

2 町本部長の措置

町本部長は、危険物施設管理者及び防災機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第28節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防御計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生の防御又は災害の拡大防止のために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
東北森林管理局	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

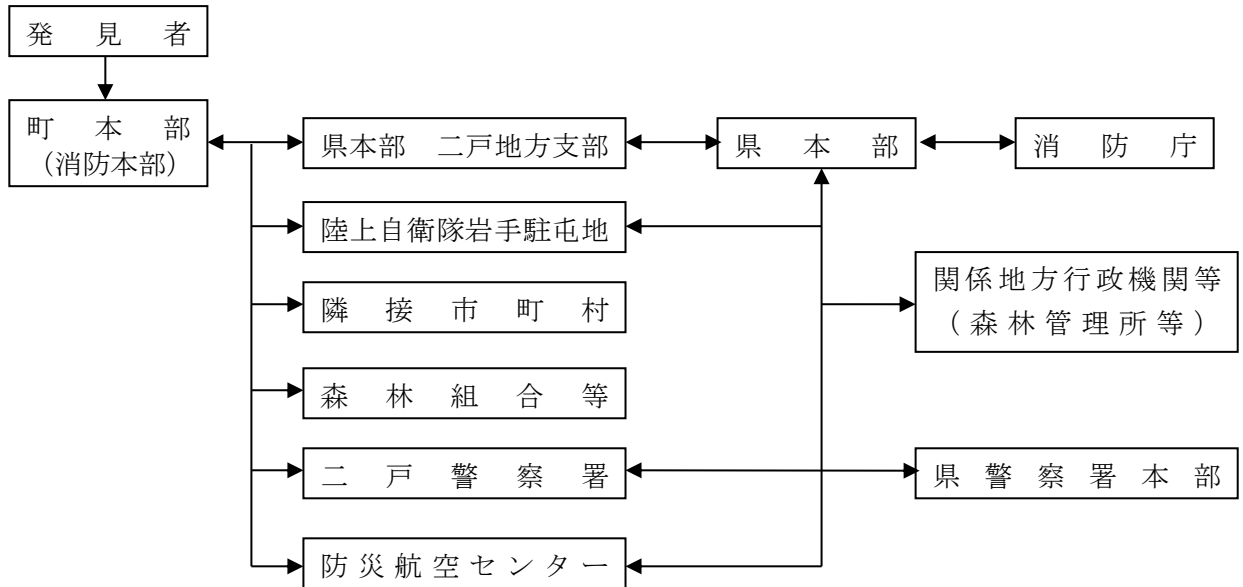
[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に係る総括 2 県及び他の市町村等に対する応援要請 3 防災ヘリコプターの応援要請 4 自衛隊に対する災害派遣要請
出納部	会計班	住家被害情報の収集
厚生部	衛生班	人的被害情報の収集
農林商工部	農 林班	農林業関係被害情報の収集

第3 実施要領

1 通報連絡系統

林野火災に係る通報連絡系統は、次のとおりである。



2 本部長の措置

(1) 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(ア) 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備もしくは出動を命じ、又は要請する。

(イ) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、第13節「避難・救出計画」に定めるところにより、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

3 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 消防防災班長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと認められる場合は、その旨を町本部長に報告する。

(2) 町本部長は、町本部独自では対応が困難又は不十分であると認める場合は、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、第9節『県、市町村等応援協力計画』に定めるところにより県に対して応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより自衛隊の災害派遣要請を行う。

【大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 資料編3-9-1】

(3) 岩手県消防広域応援基本計画に基づく消防隊の出動に係る要請系統は、別図1のとおりであ

る。

- (4) 消防組織法第 45 条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動に係る要請系統は、別図 2 のとおりである。
- (5) 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、第 30 節「防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところにより県に対して防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。

【ヘリポート基地の指定状況 資料編 3-6-1】

4 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令又は要請を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ウ) 出動準備命令終了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、町内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(1) 火災防御活動

ア 消防機関の長は、町民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。

オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な火災防御を実施する。

カ 林野火災の区域が他の市町村又は広域消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、関係する消防機関の長の協議により現地最高指揮者を決定する。

キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、概ね別図 3 のとおりとする。

ケ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

(イ) 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。

(ウ) 林野火災が随所に発生し、消防部隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と重要地域の防御に当たる。

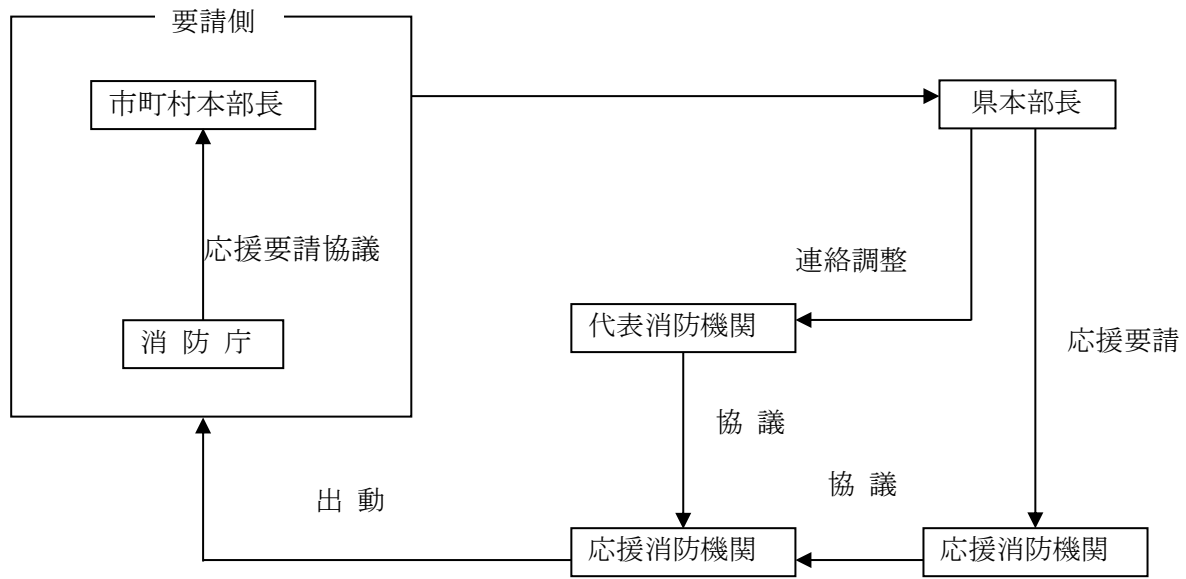
(エ) 林野火災が多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。

(オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

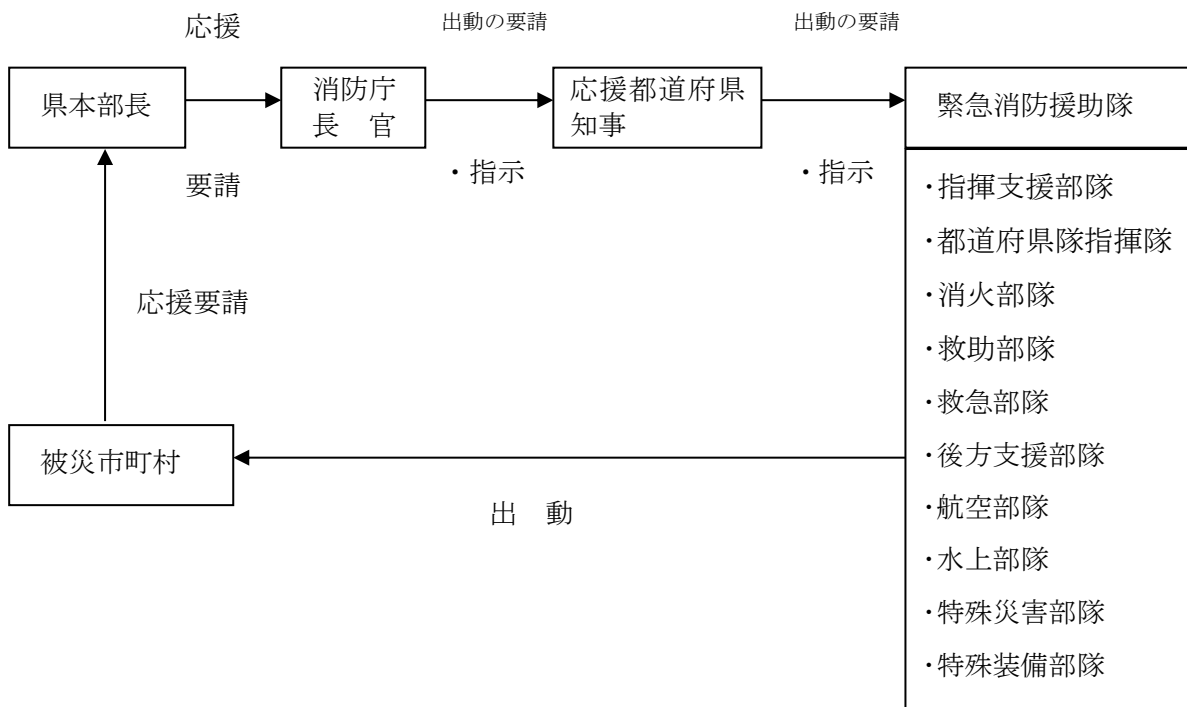
(カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

- (3) 救急・救助活動
- ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
- (ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送する。
- (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- (ウ) 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
- ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難準備・避難勧告・避難指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防御等に係る活動計画を定める。
- イ 避難指示・避難勧告・避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ウ 避難指示・避難勧告・避難指示の発令がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。
- エ 町民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・広報活動
- ア 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
- ア 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。

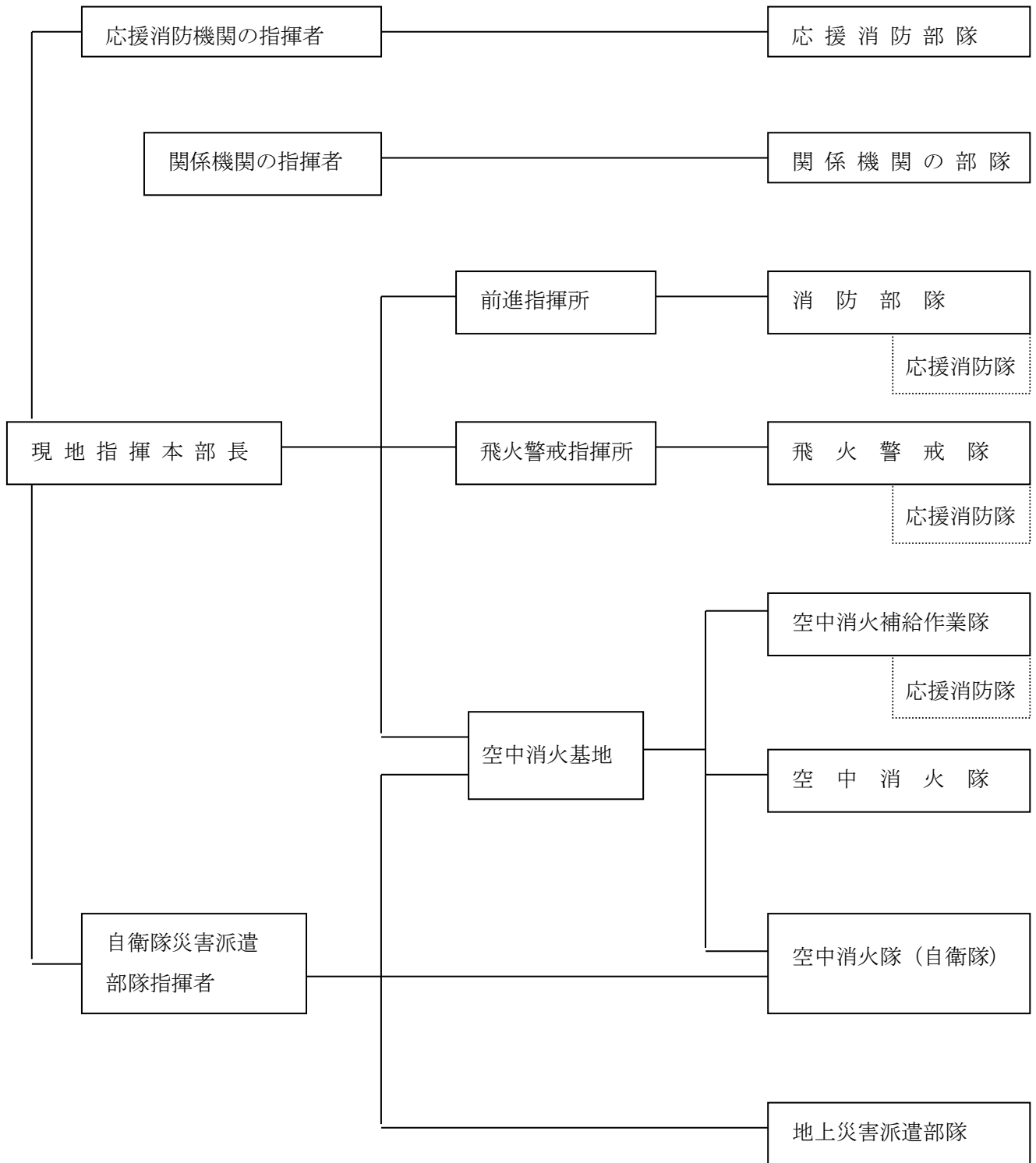
別図1 岩手県消防広域応援基本計画に基づく消防隊の出動要請系統図



別図2 緊急消防援助隊の出動要請系統図



別図3 現地指揮本部の指揮系統図



第 29 節 除雪計画

第 1 基本方針

豪雪による道路災害の発生又は交通途絶によって生ずる地域住民の生活不安を除去し、冬期交通網の確保に努める。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	除雪対策全般

第 3 実施要領

1 実施体制

- (1) 町本部長は、除雪応急対策を必要とする場合は、建設部長に指示し、除雪班員及び保有機械等を総動員し、迅速的確な除雪作業を実施する。
- (2) 除雪応急対策に係る実施体制は、資料編「軽米町道路除雪対策機構」（2-14-1）及び「道路除雪作業体制」（2-14-2）に定めるところによる。
- (3) 除雪班員の非常招集は、資料編「道路除雪非常招集連絡系統図」（2-14-3）に定めるところによる。

2 除雪対策

- (1) 町本部長は、除雪応急対策を迅速に実施するため、除雪班を編成する。
- (2) 除雪班の編成は、資料編「道路除雪対策班編成図」（2-14-4）に定めるところによる。

3 除雪区分

- (1) 除雪区分は、当該路線の自動車の日交通量及びその他交通確保の必要性に応じて決定する。
- (2) 除雪区分の基準等は、資料編「除雪区分」（2-14-5）に定めるところによる。

4 除雪路線の順位

- (1) 除雪は、原則として次の順位で実施する。
 - ア 町民バス運行路線
 - イ 通学バス運行路線
 - ウ 給食車運行路線
 - エ 水道施設路線
 - オ 一般生活道路
 - カ 産業道路
- (2) 除雪を緊急に確保しなければならない路線は、資料編「除雪緊急確保路線調書」（2-14-6）のとおりである。

5 消防機関出動と地域住民の除雪協力

町本部長は、各地区の町民の協力により除雪作業を実施し、交通が途絶し、人命救助、その他緊急除雪の必要がある場合又は、他の防災機関からの応援要請があった場合は、消防団員の出動を指示する。

6 給油所との協力体制の確立

町本部長は、早朝、深夜においても除雪作業を円滑に実施するため、あらかじめ町内給油所の代表者等と応援協定を締結するなど、使用燃料の確保を図る。

第30節 防災ヘリコプター応援要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害時において、広域的かつ機動的な対応を図る必要がある場合、県が実施する、防災ヘリコプターによる災害対策活動の応援を要請する。
- 2 町本部長及び消防機関は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害応急活動に対する支援を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
県	防災ヘリコプターの運行
町	1 防災ヘリコプターの派遣要請
消防機関	2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	1 県に対する防災ヘリコプターの派遣要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第3 実施要領

- 1 出動基準
 - (1) 防災ヘリコプターは、町本部長又は消防の一部事務組合の管理者（以下、本節中「町本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
 - (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う

2 派遣要請の要件

町本部長は、原則として、次の要件を満たす場合に、防災ヘリコプターの派遣を要請する。

公共性	災害等から町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的である場合
緊急性	緊急に活動を行わなければ、町民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効である場合

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報
----------	--

消火活動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、機材等の搬送
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送

4 派遣要請の手続

- (1) 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に口頭又は電話で防災ヘリコプターの派遣を要請し、後日、文書を提出する。

ア 災害の種別
イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
ウ 災害発生現場の気象状況
エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
オ 飛行場外離着陸場の所在及び地上支援体制
カ 応援に要する資機材の品目及び数量
キ その他の必要事項

- (2) 派遣の要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室	TEL 0198-26-5251
(岩手県防災航空センター)	FEX 0198-26-5256

5 受入体制の整備

町本部長は、防災ヘリコプターの出動が決定された場合は、その活動を支援するため、次の措置を講じ、受入体制の整備を図る。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策
イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
エ その他必要事項

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

災害により被災した施設の管理者は施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 町等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する
- 2 災害復興計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する

- | |
|--|
| ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする |
| イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること |
| ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進すること |
| エ 環境汚染の未然防止等、町民の健康管理に配慮して、事業を実施すること |
| オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること |
| カ 事業の実施にあたっては、暴力団排除の徹底に努めること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。 |

- 3 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 砂防施設災害復旧事業計画 ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
(3) 都市施設災害復旧事業計画	
(4) 上水道施設災害復旧事業計画	
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(7) 公営住宅施設災害復旧事業計画	
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	
(9) その他の災害復旧事業計画	

第3 激甚災害の指定

- 1 町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、本節中「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 2 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する
- 3 町は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める

第5 緊急融資の確保

- 1 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために地方債について所要の措置を講じ、早期実施が図られるようにする。
- 2 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 3 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症予防法
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針
(昭和37年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 障害者総合支援法
- (16) 売春防止法
- (17) 老人福祉法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 水道法

- (20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- (21) 下水道法
- (22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (24) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (26) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債

(3) 交付税

被災方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

町は災害により、被害にあった町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者(休業者)の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられているさまざまな問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
岩 手 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 相談苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、苦情の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 市町村、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 5 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
軽 米 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県、その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳防災ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

警 察	警察 警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

3 罹災証明の交付

- (1) 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

- (2) 町は、罹災証明書の交付が遅滞することなく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

4 災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び軽米町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生活維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500 万円以内	250 万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その賞状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の使用外がある住民の遺族	250 万円以内	125 万円以内

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 県及び町は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (2) 県が実施主体となり、町が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託し実施する。
- (3) 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

- | | |
|---|---|
| ア | 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村 |
| イ | 10 世帯以上の住宅が全壊した市町村 |
| ウ | 100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県 |

- エ ア又はの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村

(5) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅に敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(6) 支援金の支給

《複数世帯の場合》

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(7) 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認する
- イ 住民票を取得する
- ウ 申請書を作成する
- エ 必要書類を用意する
- オ 町役場に申請する
- カ 支給金の支給

(8) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- (1) 県及び町は、災害により住居・家財等に被害があった者が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

【災害復興住宅等に対する融資一覧 資料編 4-2-1】

【災害復興住宅資金 資料編 4-2-2】

【災害援護資金 資料編 4-2-3】

7 住宅の再建

- (1) 災害により住居していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- (2) 町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

町は、災害により収入の道を失った者で就職を希望する者が早期に就労できるよう、必要に応じて、県に対して職業のあっせん等を要請する。

9 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

機関名	措 置 事 項
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び軽米町町税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう、必要に応じて、県に対して次の措置を講じるよう要請する。

- | |
|---|
| <p>ア 政府系中小企業金融機関(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫)の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請</p> <p>イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請</p> <p>ウ 被災した中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請</p> <p>エ 被害の状況に応じた貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等を図るための金融機関に対する特別取扱の要請</p> <p>オ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置</p> |
|---|

- カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- キ 中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第4 農林漁業関係者への融資

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下本節中「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資のあつせん及び既住貸付期限の延長措置
- エ 自作農維持資金融通法に基づく、経営再建、収入減補てん資金の融資措置の促進及び利子補給の実施
- オ 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- カ 林業改善資金助成法に基づく、被害森林整備資金の融通
- キ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、災害により甚大な被害にあった地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、県と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区町民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、町づくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者更生施設災害復旧事業 (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業

	イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例(天災融資法が発動された場合適用)
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(政府系金融機関)
4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (3) 母子福祉法による国の貸付の特例 (4) 水防資材費の補助の特例 (5) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (6) 産業労働者住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 災害記録編纂計画

県及び町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

震災対策編

軽米町防災会議

平成28年3月18日改正

目 次

第1章	総 則	205
第1節	計画の目的.....	205
第2節	計画の性格.....	205
第3節	災害時における個人情報の取扱い	205
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	206
第5節	地震の想定.....	211
第2章	災害予防計画.....	212
第1節	防災知識普及計画.....	212
第2節	地域防災活動活性化計画.....	214
第3節	防災訓練計画.....	215
第4節	通信確保計画	216
第5節	避難対策計画.....	217
第6節	要配慮者の安全確保計画.....	218
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画.....	219
第8節	孤立化対策計画.....	220
第9節	防災施設等整備計画	221
第10節	都市防災計画.....	223
第11節	交通施設安全確保計画	226
第12節	ライフライン施設等安全確保計画.....	227
第13節	危険物施設等災害安全確保計画.....	231
第14節	地盤災害予防計画	232
第15節	火災予防計画.....	233
第16節	震災に関する調査研究	237
第17節	防災ボランティア育成計画.....	238
第3章	災害応急対策計画	239
第1節	活動体制計画.....	239
第2節	地震情報等の伝達計画	245
第3節	通信情報計画.....	248
第4節	情報の収集・伝達計画	249
第5節	広報広聴計画.....	252
第6節	交通確保・輸送計画.....	255
第7節	消防活動計画.....	257
第8節	県、町等応援協力計画	258
第9節	自衛隊災害派遣要請計画.....	260
第10節	防災ボランティア活動計画.....	261

第 11 節	災害救助法の適用計画	262
第 12 節	避難・救出計画	263
第 13 節	医療・保健計画	265
第 14 節	生活必需品供給計画	266
第 15 節	食料供給計画	267
第 16 節	給水計画	268
第 17 節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	269
第 18 節	感染症予防計画	271
第 19 節	廃棄物処理・障害物除去計画	272
第 20 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	274
第 21 節	応急対策要員確保計画	275
第 22 節	文教対策計画	276
第 23 節	公共土木施設応急対策計画	278
第 24 節	ライフライン施設応急対策計画	279
第 25 節	危険物施設等応急対策計画	280
第 26 節	防災ヘリコプター応援要請計画	281
第 4 章	災害復旧・復興計画	282
第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	282
第 2 節	生活の安定確保計画	283
第 3 節	復興計画の作成	284

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本町における過去の地震災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。

第 2 節 計画の性格

第 1 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「軽米町地域防災計画」の「震災対策編」として、町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については、「軽米町地域防災計画」の定めるところによる。

第 3 節 災害時における個人情報の取扱い

【本編・第1章・第4節 参照】

第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第 1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 町及び広域行政事務組合

町及び広域行政事務組合は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関との相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町にその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 防災関係機関の業務の大綱

1 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事 8 災害時における犯罪の予防、取締りなど、社会の秩序維持に関する事。 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事 10 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。

2 町及び広域行政事務組合

機 関 名	業 務 の 大 綱
軽 米 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。
二戸地区広域行政事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防業務に関する事。 2 救急救助業務に関する事。 3 ごみ処理及びし尿処理に関する事。 4 災害予防対策の実施協力に関する事。 5 災害応急対策の実施協力に関する事。 6 介護保険事業の運営に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握及び報告連絡等に関する事。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3 防災関係職員の派遣に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 津波警報・注意報の伝達に関する事。
東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関に対する金融上の措置要請に関する事。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関する事。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定会の立会に関する事。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関する事。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関する事。 2 関係職員の派遣に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全事業の推進に関する事。 2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関する事。 3 種苗その他営農資材の確保に関する事。 4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関する事。 5 災害資金の融通に関する事。 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。 2 山火事防止対策に関する事。 3 災害復旧用材の供給に関する事。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策に関する事。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需要に関する事。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関する事。
関東東北産業保安監督部	電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び応急復旧対策に関する事。
東北運輸局	交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する事。

	<p>する情報収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送におけるに対する指導及び支援に関すること。</p>
東北航空局仙台空港事務所	<p>災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。</p>
仙台管区気象台 [盛岡地方気象台]	<p>1 気象、地象及び水象の観測並びにこれらの成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）に利用の心得などの周知・広報に関すること。</p> <p>5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>6 災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象情報の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</p> <p>7 都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>
東北総合通信局	<p>1 通信の確保に必要な措置に関すること。</p> <p>2 通信システムの被害状況等の把握に関すること。</p> <p>3 関係業界団体の協力のもとで通信機器の供給の確保に関すること。</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</p>
岩手労働局	<p>1 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 被災労働者の救助に関すること。</p> <p>3 被災労働者の就労斡旋等に関すること。</p>
東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	<p>1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。</p> <p>2 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。</p> <p>3 水防活動の指導に関すること。</p> <p>4 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。</p> <p>5 直轄公共土木施設の復旧に関すること。</p>
東北防衛局	<p>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</p>

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯隊	<p>災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。</p>

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	<p>1 災害時における通貨の供給確保に関すること。</p> <p>2 災害時における非常金融措置の指導に関すること。</p>

日本赤十字社岩手支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること。 2 救援物資、義援金品等の受付及び配分に関すること。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。
東日本高速道路（株）東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 3 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社 日本貨物鉄道（株）東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害防止に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運（株）盛岡支社	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力（株）岩手支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。 3 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵政グループ [軽米郵便局] [小軽米郵便局] [晴山郵便局] [円子郵便局]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵政事業の業務運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構 本部北海道東北ブロック事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等の支援に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県北自動車（株） 南部バス株式会社 ジェイアールバス東北（株）	災害時における車両における緊急輸送に関すること。

二戸営業所	
(一社) 岩手県高压ガス保安協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会 (一社) 岩手県薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 2 遺体の検死、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
新岩手農業協同組合 二戸地方森林組合 西部九戸漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 協同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林業関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋に関すること。 4 被災農林漁家に対する種苗その他資材の確保の斡旋に関すること。
軽米町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関すること。
一般輸送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
軽米町土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線用水路等の施設の整備及び災害防止に関すること。 2 水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線用水路等の災害復旧に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
(株) 朝日新聞社盛岡総局 (株) 毎日新聞社盛岡支局 (株) 読売新聞社盛岡支局 (株) 河北新報盛岡総局 (株) 産業経済新聞社盛岡支局 (株) 日本経済新聞社盛岡支局 (一社) 共同通信社盛岡支局 (株) 時事通信社盛岡支局 (株) 岩手日報社二戸支局 (株) デーリー東北新聞社二戸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 2 県知事及び町長からの要請に基づく災害報道に関すること。

第5節 地震の想定

第1 地震の想定的基本的な考え方

本町に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震の災害像を過去事例等から明らかにし、地震発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、地域防災策定などに反映させるための必要な基礎資料とする。

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。
- (2) 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。

第2 想定する地震の考え方

当町に影響を及ぼすおそれのある地震について、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識の普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料等を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 震災対策関係法令
 - イ 防災対策、防災知識その他防災活動に関する事項
 - ウ 震災に関する基礎知識
 - エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - オ 町民に対する防災知識の普及方法
 - カ 震災時における業務分担の確認

3 町民等に対する防災知識の普及

防災関係機関等は、町民等の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。

- (1) 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法を利用して、町民に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報紙の活用
 - ウ 起震車等による災害の疑似体験
 - エ 新聞、ラジオ、テレビ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する指導

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地震に関する一般的知識

イ 平常時における心得

- ① 避難場所、避難道路等を確認する。
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ③ いざというときの対処方法を検討する。
- ④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑥ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

ウ 地震等の発生時の心得、避難方法

エ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

オ 災害危険箇所に関する知識

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 過去の主な災害事例

ク 災害対策の現状

(3) 防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資の送付が被災地方公共団体等の負担となることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

4 児童生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、地震災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、地震災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震災害に関する資料を収集・整理・保存し、町民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 町民等は、自ら地震災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民から地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織等の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及びその他の防災機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同で災害に対する各種訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施にあたっての留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

3 各訓練項目において留意すべき事項

町は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

(1) 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他手段を用いた通信訓練を実施する。

(2) 職員非常召集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

震災により消火栓、防火水槽の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(5) 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第4節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、サブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設・設備の整備等

【本編・第2章・第5節・第2 参照】

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震による火災等から町民の生命、身体の安全を確保するため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うために避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

第2 避難計画の作成

- 1 町の避難計画
【本編・第2章・第6節・第2・1 参照】
- 2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画
【本編・第2章・第6節・第2・2 参照】
- 3 広域一時滞在
【本編・第2章・第6節・第2・3 参照】

第3 避難場所の整備等

【本編・第2章・第6節・第3 参照】

第4 避難に関する広報

【本編・第2章・第6節・第4 参照】

第5 避難訓練の実施

【本編・第2章・第6節・第5 参照】

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

- 1 要援護者の実施把握
【本編・第2章・第7節・第2・1 参照】
- 2 災害情報等の伝達体性の整備
【本編・第2章・第7節・第2・2 参照】
- 3 避難誘導
【本編・第2章・第7節・第2・3 参照】
- 4 避難生活
【本編・第2章・第7節・第2・4 参照】
- 5 要援護者に配慮した防災訓練等の実施について
【本編・第2章・第7節・第2・5 参照】
- 6 外国人の安全確保対策について
【本編・第2章・第7節・第2・6 参照】

第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び町の役割

【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第3 町民及び事業所の役割

【本編・第2章・第8節・第3 参照】

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定区域への対策の推進

- 1 通信手段の確保
【本編・第2章・第9節・第2・1 参照】
- 2 避難先の検討
【本編・第2章・第9節・第2・2 参照】
- 3 備蓄の奨励
【本編・第2章・第9節・第2・3 参照】
- 4 防災体制の強化
【本編・第2章・第9節・第2・4 参照】

第9節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策ができるよう、防災施設等の整備や、学校等の公共施設の整備を計画的に進め、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 対策事業の計画

1 地震防災緊急事業5カ年計画事業に基づく整備

町は、「岩手県地震防災緊急事業5箇年計画」（平成23～27年度）のうち、町が実施する地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を、次の計画により整備する。

整備する施設等	事業の概要
消防用施設	消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付積載車 防火水槽 コミュニティー防災資機材等整備事業

2 公共施設の整備

- (1) 町は、道路施設、河川管理施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
- (2) 町は、避難格、避難地（公園、緑地、道路などの住民の待避地を含む。）等を整備するとともに、避難収容所である学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
- (3) 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等について耐震性の向上に努める。

3 通信施設の整備

- (1) 町防災行政無線及び情報通信施設
 - ア 屋内外拡声器、個別受信機並びに移動系の増設など、その機能強化に努める。
 - イ 町防災行政無線、情報通信施設その他の通信施設にかかる非常電源設備の整備、周辺施設の耐震化に努める。
- (2) その他の通信施設
 - ア 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、機関の内部及び相互間の通信施設・整備の整備に努める。
 - イ 防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備、周辺施設の耐震化を図るとともに、通信手段の複線化に努める。

4 消防施設の整備

(1) 消防機器の整備

はしご車、科学消防車、救助工作車、可搬式（小型）動力ポンプ、救急車等の増強と装備の近代化を促進し、消防活動の効果的運用と円滑化を推進する。

(2) 消防水利の整備

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）を充足するため、消防水利の増設を計画的に推進するとともに、耐震性の防火水槽等の整備に努める。

(3) 消防通信施設の整備

指揮、命令、情報交換等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を推進するため、消防専用無線電話を計画的に設置する。

5 防災資機材等の整備

(1) 町は、大規模な災害において、災害応急対策活動を行うため必要な整備を行う。

(2) 町は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第 10 節 都市防災計画

第 1 基本方針

都市災害を防止し、災害の被害を最小限に食い止めるために、都市における建築物及び構造物の耐震化及び不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を促進することにより、都市の防災化を図る。

第 2 建築物の耐震性の向上

1 防災上重要な建築物の耐震性の確保

既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を促進するため、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置づけ、耐震性の確保に努める。

ア 役場庁舎、病院、学校等被災後応急及び復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ 建築基準法第 12 条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ 建築物の形態、工法、構造等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 町有施設の耐震性強化

ア 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ 防災上重要な建築物に該当しない町所有施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保するため、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

2 木造住宅の耐震性の確保

木造住宅の耐震性を確保するため、広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性の確保

建築物の耐震性の確保について広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については、必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

また、新規に建築される建築物の耐震性を確保するため、関係団体等に対して、設計、工法、監理の指導を行う。

4 工作物の耐震性の確保

煙突、広告塔等の工作物の耐震性について、広く住民の理解を深めるとともに、必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性の確保

道路に面する2階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止の定期点検について、専門技術者を通じて指導を行う。

- 6 既存コンクリートブロック塀の耐震性の確保
道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合しないものは、改修について強く指導する。
特に通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検、補修を指導するとともに、町においても定期的に点検を実施する。
- 7 家具等の転倒防止対策推進
負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に備え付けられている食器棚、書棚等の転倒、移動による被害を食い止めるため、適正な防止方法について、広報紙等により町民への啓蒙、普及を図る。
- 8 住宅の耐震診断の促進
県及び建築関係団体等と協力して、建築物の耐震診断の促進指導を行うとともに、講習会等の開催による耐震診断技術者の量的、質的育成に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

- 1 防火地域、準防火地域の指定
避難場所周辺及び幹線道路沿い等の防火地域の指定を行う。
- 2 公営住宅の不燃化の促進
公営住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
また、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを進める。
- 3 民間住宅の不燃化促進
市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 防災空間の確保

- 1 緑の基本計画（マスタープラン）
都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果をふまえ、公園の整備や緑地保全区域の決定等、総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に沿って公園及び緑地を整備する。
- 2 公園の整備
大震災に伴う火災に対する安全を確保するため、防災空間としての都市機能を持った公園の整備を推進する。

第5 市街地開発事業による都市整備

- 1 土地区画整理事業の実施検討
市街地の公共施設の整備とともに、宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保するなど、防災機能の充実に視点を置いた土地区画整理事業の実施について検討する。

2 市街地再開発事業の調査

市街地の健全な都市機能の高度化を図るため、防災機能が一層充実するよう、市街地再開発事業の可能性について調査検討する。

第 11 節 交通施設安全確保計画

第 1 基本方針

災害による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第 2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第 2 章・第 1 2 節・第 2・1 参照】

2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要個所の整備を推進する。

- (1) 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成 8 年 11 月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行うため、橋梁耐震点検を実施、補修等を対策工事の必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
- (2) 上記点検調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
- (3) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 障害物除去用資機材の整備

【本編・第 2 章・第 1 2 節・第 2・3 参照】

4 復旧体制の整備

【本編・第 2 章・第 1 2 節・第 2・4 参照】

第12節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

第3 ガス施設

1 LPガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

(1) 施設の整備製造施設及び貯蔵所

二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。

(2) 容器置場

火気との距離を確保するために、雪害等を考慮して設定する。

(3) 容器

容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

(4) 安全器具

ア 防災防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。

ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的にを行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

ア 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、自家発電設備の整備を図る。

イ 配水管は、管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等を行う。

ウ 既設管は、漏水調査、対策作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器、給水タンク車の配備、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

(1) 下水管渠

ア 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。

イ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩擦等の危険な箇所の補修、交換を行う。

ウ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

(2) ポンプ場、終末処理場

ア ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。

イ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。

ウ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

第5 通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、県計画の定めるところにより、電気通信施設の整備等を図る。

2 放送施設

放送事業者は、県計画に定めるところにより、放送施設の整備等を図る。

第6 電気通信施設の安全確保

1 電気施設

電力供給機関は、災害時における電気施設の対策について、十分な科学的解析を行うとともに、さらに過去の地震による被害教訓を生かして、耐震性の強化及び被害軽減を図るため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 施設の耐震性の強化等

ア 発電設備

- (ア) 地震動による災害の未然防止のための機器、設備の点検整備
- (イ) 碍子型機器の効果的な耐震構造化
- (ウ) 保護継電装置の耐震性の向上
- (エ) 土木構築物の安全性の調査、検討及び強化

イ 送配電設備

- (ア) 土質条件（地すべり等）に応じた基礎の採用
- (イ) 支持物巡視点検の実施
- (ウ) 不等沈下個所の調査及び補強の推進
- (エ) 橋梁並びに建物取付部における耐震性管、材料及び構造の採用

(2) 電気施設予防点検

電気設備技術基準に適合するよう定期的に工作物を巡視、点検（災害発生のおそれがある場合は、直前の巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

(3) 災害対策用資材需要計画の策定

- ア 所要資材需要計画の策定
- イ 在庫、流用を含む資材の調達計画及び保有状況の把握
- ウ 輸送計画の策定
- エ 運搬業者並びに道路状況の把握

2 通信施設

震災時における通信機能の確保は、社会的混乱の防止、災害対策の適切、かつ、迅速な実施の上からもきわめて重要な問題であり、公衆通信、放送等の施設の安全性の確保に全力を挙げて取り組む。

(1) 電気通信事業者

電気通信事業者は、国内公衆電気通信業務を運営している重大な使命を持っていることから、震災時においても通信の確保ができるよう設備の耐震、耐火等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。

(2) 放送事業者

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段として極めて有効であり、大地震等の発生に際して、その機能を確保するため、次の対策の推進に努める。

- ア 送信所等の建物、建築物の耐震力の強化を図る。
- イ 放送設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- エ 防火設備等を設け、2次災害の発生を防止する。
- オ 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について、定期的に点検を実施する。

第7 上水道施設の安全確保

震災における水道の断水を最小限にとどめるため、被害個所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の防災性の強化に努めることが重要である。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。

(1) 水道施設の設計

水道施設の設計にあたっては、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会）」により耐震設計を行う。

(2) 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状態を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。

(3) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強の推進を図る。

また、被災時の停電を考慮して必要最小限の自家発電設備の整備強化を図る。

(4) 送、配水施設

送、配水幹線については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか配水系統間の相互連絡を行う。

配水管は、管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等を行う。

既設管については、老朽防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して敷設替え等の改良を図る。

(5) 給水体制の整備

震災時において、被災者が必要とする最小限（被災者1人当たり1日3リットル以上）の飲料水の供給を確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図る。

第 13 節 危険物施設等災害安全確保計画

第 1 基本方針

町は、災害による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところにより保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成、防災思想の啓蒙普及を図る。

第 2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

町は、消防機関と協力して法令の定めるところにより危険物取扱者の保安講習を実施し、危険物取扱事業所においては、当該事業所の保安統括管理者、防火管理者等が危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図る。

2 指導強化

町及び消防機関は、危険物取扱事業所に対し、既存危険物の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮し、立入検査等は、次の事項を重点に適時実施する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
- (4) 地震動による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンクの立入検査等は、次の事項を重点に適時実施する。

(1) 沈下測定の実施

危険物取扱事業所の管理者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施し、欠陥が発見されたタンクは、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕によって不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物取扱事業所は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に災害時における自主的な災害予防体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物取扱事業所は、隣接する事業所との相互応援に関する協定締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第 14 節 地盤災害予防計画

第 1 基本方針

町及び防災機関は、地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を未然に防止するため、危険地域の実態を調査し、危険な個所における必要な地震防止策を実施するのなどから、急傾斜地崩壊危険箇所等における土地崩壊による災害を最小限に防止する。

第 2 崩壊危険地の状況

- 1 急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」（2-4-1）のとおりである。
- 2 土石流危険溪流箇所は、資料編「土石流危険溪流箇所一覧表」（2-4-2）のとおりである。

第 3 崩壊危険地の災害防止対策

1 急傾斜地崩壊予防計画

本町における急傾斜地崩壊危険箇所は、21箇所となっている。

これらの急傾斜地崩壊危険箇所は、定期的な点検を実施しているが、地震等に起因して崩壊することも予想されることから、防災効果等を勘案して必要な災害防止策を実施する。

2 土石流危険溪流予防計画

本町における土石流危険溪流箇所は、16箇所となっている。

これらの土石流危険溪流箇所は、定期的な点検を実施しているが、地震や豪雨等に起因して崩壊することも予想されることから、防災効果等を勘案して必要な災害防止策を実施する。

第 15 節 火災予防計画

第 1 基本方針

町は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、町が保有する消防力の整備強化に努める。

第 2 予防対策

1 密集地の防災構造化による対策

- (1) 耐火建築物の建築を促進し、耐火建築帯の造成を促進する。
- (2) 密集地における火災の延焼拡大を防止するため、防火地域の設定又は準防火地域の指定拡大を図る。
- (3) 大規模火災時において、延焼防止の役目を果たす街路の整備の促進を図る。

2 火災予防指導強化による対策

- (1) 防火対象物の火災を予防するため、防火管理者に対し、防火対象物の管理、特に消防用設備の整備点検及び防火訓練の実施等の指導を強化し、防火管理の徹底を図るものとする。
- (2) 火災予防運動を積極的に展開するとともに、企業、団体等を対象とする防火訓練、防火講習会等の開催や、広報活動の充実強化により防火思想の高揚に努めるものとする。

3 消防力の充実強化による対策

- (1) 消防力の基準を目標として、消防署及び消防団の充実強化、消防機器の増強、近代化を図り消防活動の効果的運用と円滑化を推進する。
- (2) 消防施設の整備については、自然水利利用施設の整備や防火水槽の増設、消防ホンプの整備、無線設備の充実など年次計画でもって整備する。
- (3) 消防水利については、常に点検を実施するとともに、障害物の排除に配慮する。

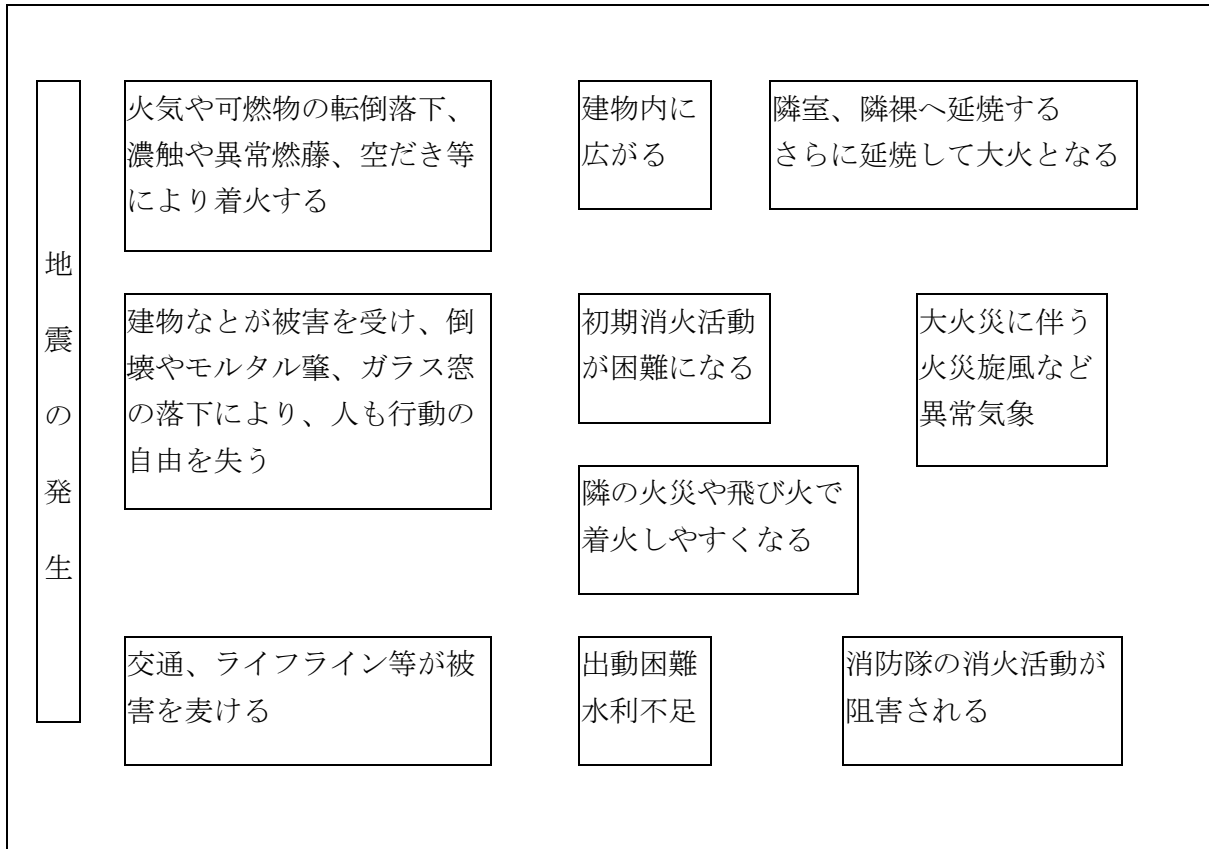
4 人的体制確立による対策

- (1) 消防職員及び消防団員に対する教育訓練の徹底を図る。
- (2) 大震災に備えて、消防隊、救急隊の出動を迅速かつ的確に行うため出動計画を整備するとともに、消防隊等の訓練や主要建物の防火組織の結成と防火訓練の徹底を図る。
- (3) 消防組織及び相互応援協定体制の拡充強化を図る。
- (4) 各種自主防災組織の育成に努め、火災予防の普及徹底を図る。

5 住民による地震時の出火防止対策

防火思想の普及を図るとともに、火気器具、可燃物等の倒壊、落下防止などによる出火防止の指導を強化する。

(1) 地震火災の発生メカニズム



(2) 住民による地震時の出火防止対策

防火思想の普及を図るとともに、火気器具、可燃物等の倒壊、落下防止などによる出火防止の指導を強化する。

ア 火気設備器具別出火防止対策

設備器具等	グラツときたら	揺れがおさまったら
電気設備器具	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチを切る ・コンセントからコードプラグを抜く 	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の上に燃えやすいものが落ちていたら取り除く ・スイッチを切ってもプラグの抜けていなかったものは、プラグを抜く ・安全器又はブレーカーを切る
石油等を燃料とする設備器具	<ul style="list-style-type: none"> ・コックをひねって火を消す ・電源を使うものはスイッチを切りコックをひねる ・器具の上や周りに落ちた可燃物を取り払う 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全装置付のものであっても、完全に火が消えていることを確かめて燃料コックを「閉」にする ・使っていないものでも倒れたら油漏れを防ぐために引き起こす ・電源を使うものにあっては、安全器又はブレーカーを切る

イ 火源別出火防止策

	どんなことから	対 策
ガスを燃料とする設備器具	<ul style="list-style-type: none"> 器具栓又は元栓を閉めて火を消す 器具の上に可燃物が落ちていたら取り払う 	<ul style="list-style-type: none"> 器具栓だけでなく元栓も閉める プロパンガスボンベは、ボンベのバルブを回してガスを止める
危険物等を使った作業をしていた場合	<ul style="list-style-type: none"> 薬品等を使つての作業中は、火源を切って薬品から離す 油なべを使っているときは、火源を消す 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の容器が転倒、落下したときは、引き起こして内容物の流れ出しを防ぐ 落ちそうな容器は、安全な場所に移動する 容器が破損して流れ出した危険物類は砂などをかけて火災発生の危険を防ぐ
ストーブ、コンロ、かまど、炉等	炎の出る器具や表面が高い温度の器具の上に燃えやすいものが転倒落下して	<ul style="list-style-type: none"> 家具等の固定 火気のまわりの整理整頓 危険物品の安全管理
	火を消さずに逃げたため、過熱、からだき、沸騰して	<ul style="list-style-type: none"> 自動消火装置、自動燃料遮断装置の取付 小さな地震でも必ず火を消すよう習慣づけること 地震後、建物の周りを良く見て回ること
上記に加えて燃えている薪炭、蚊取線香等	火のついたものや炎の出る器具が転倒、落下すべり動き、可燃物に触れて	<ul style="list-style-type: none"> 器具の固定、すべり止めやガードの取付 火気まわりの整理整頓
石油ストーブ、重油バーナなど液体燃料を使う器具	地震で液面が傾いたり揺れ動いたため、異常な燃え方をして	<ul style="list-style-type: none"> 自動消火装置の取付 自動燃料遮断装置の取付 火気のまわりの整理整頓
石油器具、ガス器具全般及び電気器具でニクロム線が露出しているもの並びに裸火、電気火花、煙突	亀裂、破損により油漏れ、ガス漏れをおこして又は火の粉が飛び散って	耐震性をもつ設備配管とし、支持方法も十分な柔軟性を持たせること
電気器具全般及び電線	電源が切れるなどして漏電やショートしたり器具に高圧電流が流れたりして	地震のときはコンセントを抜く、ブレーカーをおろすなどの習慣づけること

6 火災時の心構え

火災時における心構えとして、次に掲げる事項の遵守について住民に啓蒙する。

- (1) 火災に際しては、消す、知らせる、逃げることの判断を適切に行って行動すること。
- (2) 大火のときは、冷静に事にあたり、万一の場合は、風上に逃げること。
- (3) 道路に荷物を絶対に出さないこと。
- (4) 物に執着して生命を失うことのないよう注意すること。
- (5) 火災が延焼拡大するおそれがあるときは、地域の住民と協力し風呂、バケツの類を満水にして、飛び火の警戒にあたる。着火を発見したときは、自ら消火にあたるとともに、消防機関に速やかに知らせること。
- (6) 学校等においては、一旦安全な場所に避難し、余裕があるときは集団帰宅させること。
- (7) 石油、ガソリン、プロパンガスなどの元栓を完全に閉鎖すること。
- (8) 大火の場合、避難所の設定に留意し、必ず風上の方面を選定すること。

第 16 節 震災に関する調査研究

第 1 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす影響は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

第 2 予防対策

1 密集地の防災構造化による対策

- (1) 耐火建築物の建築を促進し、耐火建築帯の造成を促進する。
- (2) 密集地における火災の延焼拡大を防止するため、防火地域の設定又は準防火地域の指定拡大。
地震災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

災害対策を総合的、計画的に推進するためには各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について科学的に調査研究し、被害を最小限度とする有効な具体策を樹立するための指標としていく必要がある。

このため、防災機関は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地盤に関する調査研究
- (3) 構造物の耐震性に関する調査研究
- (4) 大震火災に関する調査研究
- (5) 避難に関する調査研究
- (6) その他必要な調査研究

第 17 節 防災ボランティア育成計画

第 1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第 2 実施要領

- 1 防災ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第 2 章・第 2 1 節・第 2・1 参照】
- 2 関係団体等の協力
【本編・第 2 章・第 2 1 節・第 2・2 参照】
- 3 防災ボランティアの登録
【本編・第 2 章・第 2 1 節・第 2・3 参照】
- 4 防災ボランティアの受入体制の整備
【本編・第 2 章・第 2 1 節・第 2・4 参照】
- 5 防災ボランティア等に対する補償制度
【本編・第 2 章・第 2 1 節・第 2・5 参照】

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自が行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 町職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を動員できるよう配慮する。
- 3 災害時における応急対策の実施にあたっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互との連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、災害時における災害応急対策の実施に係る関係業者、団体等との協力体制の強化を図る。
- 5 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複合設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動体制

町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る応急対策を実施するため、軽米町災害警戒本部（以下、本節中「警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

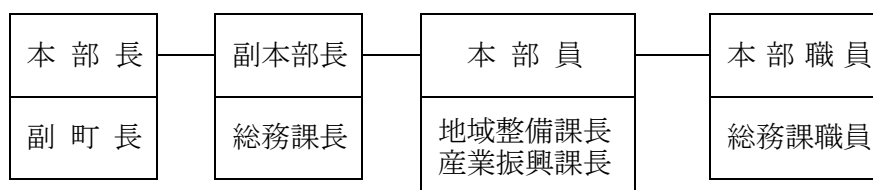
災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

町内に震度4以上の地震が発生した場合

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 地震情報の受領及び関係機関への伝達
- イ 町内各地域における被害発生状況の把握
- ウ 他市町村の対応状況の把握
- エ その他の情報の収集

(4) 廃止基準等

- ア 軽米町災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害の発生するおそれなくなったとき

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警戒配備	1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めたとき 3 町内に震度5強の地震が発生した場合 4 その他本部長が特に必要と認めた場合
1号非常配備	1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めたとき 3 町内に震度6弱の地震が発生した場合 4 その他本部長が特に必要と認めた場合
2号非常配備	1 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき 2 町内に震度6強以上の地震が発生した場合 3 その他本部長が特に必要と認めた場合

(2) 組織

災害対策本部の組織は、下記及び別表1「軽米町災害対策本部組織図」のとおりである。

ア 本部員会議

- (7) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じて本部長が召集する。
- (4) 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 部

- (7) 災害対策活動組織として、部を設置する。
- (4) 部に部長、副部長を置き、別表2に掲げる町職員の職にあるものをもって充てる。
- (4) 各部は、本部員会議の決定した方針に基づき、応急対策の実施に当たる。
- (4) 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- (7) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、関係機関等との連絡調整を行う。

(イ) 現地本部長は、本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員の中から指名する。

エ 班

各部に班を設置し、別表 3 に掲げる町職員の職にあるものをもって充てる。

(3) 分掌事務

ア 災害対策本部の分掌事務は、別表 4 「軽米町災害対策本部事務分掌」のとおりである。

イ 各部は、所管する事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 町本部長が、町内に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき

イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

3 緊急初動特別班

(1) 町本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間、初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。

(2) 緊急初動特別班員は、毎年度総務部長が指名する。

(3) 緊急初動特別班は、総務部長直属の組織とし、町本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、次の班で構成する。

班 名	分 掌 事 務
総務班	1 災害対策本部の設置及び運営 2 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 3 本部長の指令等の伝達 4 県、他の市町村及び防災関係機関との連絡調整
対策班	1 本部の実施する震災応急対策の総括 2 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡 3 自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整 4 各部の実施する災害応急対策の調整 5 町民からの要請の処理
情報班	1 本部の実施する震災応急対策の総括 2 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡 3 自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整 4 各部の実施する災害応急対策の調整 5 町民からの要請の処理
広報班	1 報道機関に対する災害情報の発表 2 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 3 災害応急対策に関する広報

(4) 緊急初動特別班は、町本部から配備指令があった場合又は災害対策本部 2 号非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。

(5) 総務部長は、町本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達成したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

第 3 町職員の動員配備体制

1 動員配備体制

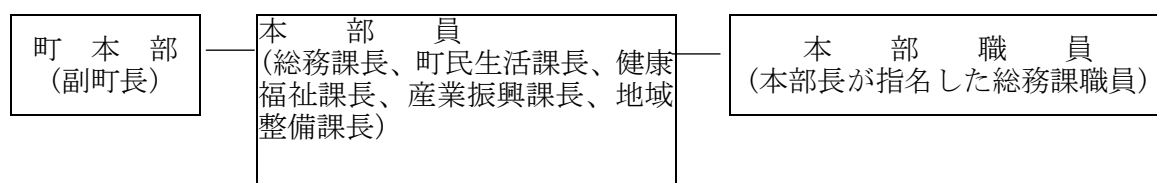
町本部の配備体制は、次のとおりとする。

区 分		配 備 職 員
災 害 警 戒 本 部		総務課長、地域整備課長、産業振興課長、本部長が指名する総務課職員
災 害 対 策 本 部	警 戒 配 備	総務課、地域整備課、産業振興課の課長・課長補佐・主任主査相当職、総務課職員
	1 号 非 常 配 備	主任主査相当職以上の全職員及び総務課職員
	2 号 非 常 配 備	全職員

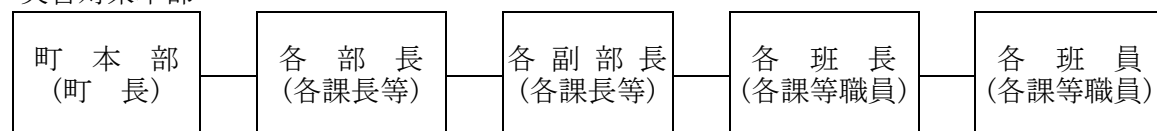
2 動員の系統

(1) 動員は、次の系統により行う。

ア 災害警戒本部



イ 災害対策本部



(2) 配備指令は、次のとおりとする。

ア 町本部長は、設置基準に従い各課長等に対し配備体制の指令を発する。

イ 各課長等は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに所属の職員に指令する。

ウ 指令を受けた職員は、各課長等の定めるところにより勤務先に参集し、又は自宅等で待機する。

(3) 配備指令の伝達は、次の方法により行う。

区 分	伝 達 方 法
勤 務 時 間 内	庁内放送、電話、口頭
勤 務 時 間 外	防災行政無線、電話、口頭

(4) 各課長等は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項をあらかじめ定め、毎年度当初に総務課長に報告するとともに、所属職員に対して周知徹底を図る。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 勤務場所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

3 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務先に参集する。

4 勤務先に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により勤務先に参集できない場合は、最寄りの支所その他の出先機関に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに町本部長に報告する。
- (4) 参集先の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を勤務先へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と協議の上、当該職員の移動を命ずる。

第4 活動要領

1 警戒配備における活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は次の措置を講ずる。
 - ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
 - イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、資機材等を点検整備して直ちに使用できるよう準備を整えること
 - ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に食い止めるために必要な計画を検討すること。
 - エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に迅速に移行できる体制を整えること。

- (2) 本部長は、状況に応じて本部員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

2 1号非常配備体制における活動要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、警戒配備体制における措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 本部に本部室を設ける。
- (3) 本部長は、本部員会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講ずる。
- (4) 総務部長は、被害状況を取りまとめ本部長の指示により、二戸地方振興局及び岩手県総務部への報告等の措置を講ずる。

3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて震災応急対策を実施する。

4 避難対策における活動要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の放送要請
- (2) 避難状況の把握
- (3) 避難所の設置、運営

第5 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、軽米町地域防災計画等の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- (2) 防災機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- (3) 災害応急対策の実施に当たっては、県及び町との連携を図る。

別表1

軽米町災害対策本部組織図

【本編・第3章・第1節・第2・2（2） 別表第1参照】

別表2

軽米町災害対策本部 部組織図

【本編・第3章第1節第2・2（2） 別表第2参照】

別表3

軽米町災害対策本部 班編成図

【本編・第3章第1節第2・2（2） 別表第3参照】

別表第4

軽米町災害対策本部事務分掌

【本編・第3章第1節第2・2（2） 別表第4参照】

第2節 地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関			活 動 の 内 容
町本部	部	班	
	総務部	総務班	地震情報の受理、伝達
盛岡地方気象台			地震情報の発表
放送事業者			地震情報の放送

第3 実施要領

1 地震情報の種類と内容

(1) 地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

イ 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生時約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。

2 伝達の方法

(1) 地震情報の通知を受けた場合は、次により直ちに通知又は広報を行う。

内 容	担 当 課	通 知 先	通 知 方 法
○地震に関する情報	総 務 課	○地域整備課長、産業振興課長 ○震災情報を必要とする各課長等 ○町内の住民、学校、関係官公所、団体等	○庁内放送 ○電話、口頭 ○防災行政無線 ○広報車 ○FAX

- (2) 夜間及び休日等勤務時間外における地震情報の受理及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、次により当直員が行う。

内 容	担 当	通 知 先	通 知 方 法
○地震に関する情報	当 直 員	○総務課長、地域整備課長、 産業振興課長 (不在時は課長補佐)	○電話 ○F A X
		○総務課長 (不在の場 合は、課長補佐に通 知する)	

- (3) 地震情報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、二戸消防署 軽米分署、二戸地方振興局土木部、二戸警察署、消防団等との連絡を緊密に取り合いながら的確な災害情報の把握に努める。

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、震災時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が破損した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、震災により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、岩手地区非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】
- 2 専用通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第2・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集要領

(1) 災害対策本部設置前における災害情報の収集

ア 各課等の長は、それぞれ所管する事項に係る災害に関する情報及び被害等の通報を受けたときは、その状況を確認の上、速やかに総務課長に通報する。

イ 総務課長は、前記の通報又は直接収集した被害状況を取りまとめ、関係課長等に通報するとともに、重要と認めた事項については、町長及び副町長に報告する。

(2) 災害対策本部設置後における災害情報の収集

ア 各部長は、それぞれ所管する事項の被害及び応急対策の状況を常時把握し、総務部長に対して報告する。

イ 総務部長は、震災に関する全ての情報を接受し、常時災害状況及び応急対策状況の把握に努めるとともに、収集した情報を整理分析して町本部長に報告する。

(3) 災害情報の収集にあたっての留意事項

ア 災害情報の収集にあたっては、二戸警察署と緊密に連絡を行う。

イ 被害の規模が甚大のため、被害状況等の収集及び被害調査が困難であると認めたときは、県本部長及びその他の防災機関の長に対し、次の事項を明示して応援協力を求める。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

ウ 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

エ 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

オ 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

- カ 災害情報の収集にあたっては、災害の規模及び状況を推知し得る写真の撮影等により、収集に努める。
- キ 覚知者又は発見者から被災等の報告があった場合は、覚知者又は発見者の住所、氏名、電話番号を確認しておく。
- ク 災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら確認できない情報については、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
- ケ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- コ 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報の報告要領

(1) 災害情報の報告

- ア 総務部長は、報告担当機関等一覧（資料編「報告担当機関等一覧」3-4-1）により、災害情報について二戸地方支部長に報告する。
ただし、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- イ 町本部長は、災害情報の報告に当たっては、災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
- ウ 町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国（消防庁）に対して被害状況を報告する。
- エ 町本部長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

(2) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

- ア 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 町が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
- カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(3) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編「被害状況の判定基準」（3-4-2）の定めるところによる。

(4) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種類		内容	報告様式	伝達手段
被害情報	発生報告	被害発生直後にその概要を報告するもの	様式 1	防災行政無線 (音声、FAX)
	中間報告	災害の規模及びその状況が判明したとき、随時、報告するもの	様式 2～22	防災行政無線（音声、FAX）及び電話
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告するもの	様式 2～22	文書
応急対策報告		発生報告と併せて、災害応急対策の内容とその進捗状況を報告するもの	様式 1	防災行政無線 (音声、FAX)
その他の報告		前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	文書

3 防災機関の災害情報の収集、報告等

防災機関は、その他所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合は、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告又は通報する。

4 災害情報通信の確保

(1) 町、県及び防災機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町本部と県本部及び支部との場合

防災行政無線、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 町本部と防災機関との場合

指定電話、インターネット、電報、非常通信

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町 本 部	総務部	総務班	1 報道機関への発表及び広報の要請 2 震災の発生状況 3 震災発生時の注意事項 4 各震災応急対策の実施状況 5 震災応急復旧の見通し 6 二次災害の予防に関する情報
		防災班	1 町が実施した避難準備情報、避難勧告・指示 2 避難所の開設状況
	厚生部	福祉班	1 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 2 安否情報及び避難者名簿情報 3 生活関連情報 4 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 5 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 6 その他必要な情報
		教護班	1 救護所の開設状況
	建設部	建設班	1 道路及び交通情報

岩手県災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難勧告・指示 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 通信の疎通の状況 3 災害応急復旧の状況 4 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の募集及び受付情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各震災応急対策の実施状況
東日本高速道路(株) 八戸管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
JRバス東北(株)二戸営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 バス車両等の被災状況
岩手県北自動車(株)	<ol style="list-style-type: none"> 2 バス路線の復旧状況
南部バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 3 利用者への情報提供
東北電力(株)二戸営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達
(株)テレビ岩手	<ol style="list-style-type: none"> 2 災害の発生状況及び被害状況
(株)岩手めんこいテレビ	<ol style="list-style-type: none"> 3 各災害応急対策の実施状況

(株)岩手朝日テレビ
(株)エフエム岩手

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町その他の防災機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送路の指定
【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】
- 4 道路啓開等
【本編・第3章・第6節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象
【本編・第3章・第6節・第4・1 参照】
- 2 陸上輸送
【本編・第3章・第6節・第4・2 参照】
- 3 航空輸送
【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】
- 4 輸送関係従事命令等
【本編・第3章・第6節・第4・4 参照】

- 第5 災害救助法を適用した場合の輸送の基準
- 1 輸送及び移送の範囲
【本編・第3章・第6節・第5・1 参照】
 - 2 輸送の期間
【本編・第3章・第6節・第5・2 参照】
 - 3 費用の限度
【本編・第3章・第6節・第5・3 参照】
 - 4 整備すべき書類
【本編・第3章・第6節・第5・4 参照】

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、二戸地区広域行政事務組合消防本部は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 災害時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の不通等消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 町本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 本部長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】
- 2 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 消防活動
【本編・第3章・第7節・第3・3 参照】
- 4 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第7節・第3・4 参照】

第8節 県、町等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県、町その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練をするなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 県、町は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき速やかに応援体制を構築する。
- 4 県、町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・1 参照】
- 2 県に対する応援要請
【本編・第3章・第9節・第3・2 参照】
- 3 防災関係機関の相互の応援
【本編・第3章・第9節・第3・3 参照】
- 4 団体等との協力
【本編・第3章・第9節・第3・4 参照】
- 5 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・5 参照】
- 6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ
【本編・第3章・第9節・第3・6 参照】
- 7 経費の負担方法
【本編・第3章・第9節・第3・7 参照】

- 8 義援物資、義援金の受付及び配分
【本編・第3章・第9節・第3・8 参照】
- 9 海外からの支援の受入れ
【本編・第3章・第9節・第3・9 参照】

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、町の組織などを総動員しても応急対策の実施が困難又は不可能であり、人命又は財産を保護するため、自衛隊の組織部隊による活動又は自衛隊の保有する機械の活用が必要であり、かつ、効果的であると認められる場合は、県本部長に対して自衛隊の派遣要請を行う。
- 2 町本部長は、自衛隊の災害派遣要請を行った場合は、その受入体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 自衛隊の災害派遣命令者
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 災害派遣時に実施する救援活動
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 災害派遣の要請手続
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 災害派遣部隊の受入れ
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 自衛隊の自主派遣
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 災害派遣に伴う経費の負担
【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

第10節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等、その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第11節・第3.1 参照】
- 2 防災ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第11節・第3.2 参照】
- 3 防災ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第11節・第3.3 参照】

第 11 節 災害救助法の適用計画

第 1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、その職権の一部を町本部長に委任し、救助にあたらせることがある。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 1 2 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 法適用の基準

【本編・第 3 章・第 1 2 節・第 3・1 参照】

2 法適用の手続

(1) 町本部長の措置

ア 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第 4 節「情報の収集、報告等の計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式 2）により、県本部長に報告する。

3 救助の実施

【本編・第 3 章・第 1 2 節・第 3・3 参照】

第 4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第 3 章・第 1 2 節・第 4 参照】

第 12 節 避難・救出計画

第 1 基本方針

- 1 災害発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物資資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第 2 実施機関（責任者）

- 1 避難勧告等
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 2・2 参照】
- 3 救 出
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 2・3 参照】
- 4 避難所の設置、運営
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 2・4 参照】

第 3 実施要領

- 1 避難勧告等
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 3・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 3・2 参照】
- 3 救 出
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 3・3 参照】
- 4 避難所の設置、運営
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 3・4 参照】
- 5 帰宅困難者対策
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 3・5 参照】
- 6 避難所以外の在宅避難者に対する支援
【本編・第 3 章・第 1 3 節・第 3・6 参照】

7 居住地以外の市町村への避難者に対する情報等の提供体制
【本編・第3章・第13節・第3・7 参照】

6 広域一時滞在
【本編・第3章・第13節・第3・8 参照】

第 13 節 医療・保健計画

第 1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、医療体制の確保を図る
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速、正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確率を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 2 参照】

第 3 初動医療体制

- 1 医療救護班の編成
【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 3・1 参照】
- 2 救護所の設置
【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 3・2 参照】
- 3 医療救護班の活動
【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 3・3 参照】
- 4 歯科医療救護班の活動
【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 3・4 参照】

第 4 医薬品及び医療資機材の調達

【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 4 参照】

第 5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続
【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 5・1 参照】
- 2 傷病者の搬送体制の整備
【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 5・2 参照】

第 6 健康管理活動の実施

【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 6 参照】

第 7 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 7 参照】

第 8 整備すべき書類

【本編・第 3 章・第 1 4 節・第 8 参照】

第14節 生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第15節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第15節・第3・1 参照】
- 2 物資の種類
【本編・第3章・第15節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】
- 6 物資の需給調整
【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】
- 7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】
- 8 整備すべき書類
【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】

第 15 節 食料供給計画

第 1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、食料の調達を図る。
- 2 災害時における食料の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 食料の供与対象者
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・1 参照】
- 2 供給食料の種類等
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・2 参照】
- 3 食料の確保
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・3 参照】
- 4 食料の輸送及び保管
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・4 参照】
- 5 食料の供給等
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・5 参照】
- 6 食料の需給調整
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・6 参照】
- 7 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・7 参照】
- 8 整備すべき書類
【本編・第 3 章・第 1 6 節・第 3・8 参照】

第 16 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 給 水

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 3 ・ 1 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 3 ・ 2 参照】

3 給水の方法

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 3 ・ 3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 3 ・ 4 参照】

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 3 ・ 5 参照】

6 整備すべき書類

【本編・第 3 章・第 1 7 節・第 3 ・ 6 参照】

第 17 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第 1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に因窮した者に対して、公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第 2 実施機関（責任者）

実 施 機 関			担 当 業 務
町 本 部	担 当 部	担 当 班	
	建 設 部	建 設 班	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
岩 手 県 災 害 対 策 本 部			応急仮設住宅の供与・管理運営及び公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第 3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
【本編・第 3 章・第 1 8 節・第 3・1 参照】
- 2 住宅の応急修理
【本編・第 3 章・第 1 8 節・第 3・2 参照】
- 3 公営住宅への入居のあっせん
【本編・第 3 章・第 1 8 節・第 3・3 参照】
- 4 被災者に対する住宅情報の提供
町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
- 5 実施状況報告及び整備すべき書類
 - (1) 実施状況報告
 - ア 住宅応急修理の該当者の報告
 - イ 応急修理戸数の協議（様式編 対策様式 3）
 - ウ 着工及び完了報告（様式編 対策様式 3）
 - (2) 整備すべき書類

- ア 応急仮設住宅台帳 (様式編 救助様式3)
- イ 住宅応急修理記録簿 (様式編 救助様式11)
- ウ 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- エ 作業員雇上げ台帳 (様式編 対策様式11)
- オ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- カ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- キ 仮設住宅建設並びに修理のための工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等)
- ク 工事代金等支払証拠書類
- ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等作業員出納簿、材料輸送簿等

6 被災宅地の危険度判定

【本編・第3章・第18節・第3・6 参照】

7 被災建物の応急危険度判定

【本編・第3章・第18節・第3・7 参照】

第 18 節 感染症予防計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県本部長に応援を求めて、感染症予防上必要な措置を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 19 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 消毒の実施体制
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・1 参照】
- 2 感染症予防用資機材の調達
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・2 参照】
- 3 感染症情報の収集及び広報
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・3 参照】
- 4 感染症予防活動措置
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・4 参照】
- 5 実施方法
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・5 参照】
- 6 感染症予防活動状況等報告
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・6 参照】
- 7 整備すべき書類
【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・7 参照】

第 19 節 廃棄物処理・障害物除去計画

第 1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第 2 実施機関（責任者）

- 1 廃棄物処理
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 2・1 参照】
- 2 障害物除去
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 2・2 参照】

第 3 実施要領

- 1 廃棄物処理
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・1 参照】
- 2 し尿処理
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・2 参照】
- 3 障害物除去
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・3 参照】
- 4 障害物除去用資機材の確保
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・4 参照】
- 5 応援の要請
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・5 参照】
- 6 障害物の臨時集積場所の確保
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・6 参照】
- 7 除去後の障害物の処理
【本編・第 3 章・第 2 0 節・第 3・7 参照】

- 8 災害救助法を適用した場合の障害物の除去
【本編・第3章・第20節・第3・8 参照】

- 9 整備すべき書類
【本編・第3章・第20節・第3・9 参照】

第 20 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 2 1 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

【本編・第 3 章・第 2 1 節・第 3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第 3 章・第 2 1 節・第 3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第 3 章・第 2 1 節・第 3・3 参照】

4 遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬ができない場合にあっては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

5 遺体の埋葬

遺体の埋葬はおおむね次の方法により行う。

- (1) 埋葬は、火葬場の従業員又は遺体搜索班員が行う。
- (2) 遺体は、原則として火葬する。
- (3) 一時安置した多数の死体を埋葬するときは、安置の際に付した死体番号の順に埋葬する。
- (4) 火葬は、次の火葬場で行う。

名 称	所 在 地
軽 米 町 火 葬 場	軽米町大字軽米第 6 地割 52 番地 3

- (5) 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第 3 章・第 2 1 節・第 3・6 参照】

7 実施状況報告及び整備すべき書類

【本編・第 3 章・第 2 1 節・第 3・7 参照】

第 21 節 応急対策要員確保計画

第 1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 3 ・ 1 参照】

2 確保の方法

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 3 ・ 2 参照】

3 労務、資機材等の提供要請

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 3 ・ 3 参照】

4 要員の従事命令等

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 3 ・ 4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の要員の確保

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 3 ・ 5 参照】

6 確保状況報告及び整備すべき書類

【本編・第 3 章・第 2 2 節・第 3 ・ 6 参照】

第 22 節 文教対策計画

第 1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 学校施設の対策
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・2 参照】
- 3 応急教育の留意事項
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・4 参照】
- 5 災害救助法を適用した場合における学用品の給与
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・5 参照】
- 6 授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・6 参照】
- 7 学校給食の応急対策
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・7 参照】
- 8 学校保健安全対策
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・8 参照】
- 9 その他文教関係の対策
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・9 参照】
- 10 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第 3 章・第 2 3 節・第 3・10 参照】

11 実施状況報告及び整備すべき書類

【本編・第3章・第23節・第3・11 参照】

第 23 節 公共土木施設応急対策計画

第 1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

1 道路施設

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 2・1 参照】

2 河川管理施設

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 2・2 参照】

第 3 実施要領

1 被害状況の把握及び連絡

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 3・1 参照】

2 二次災害の防止対策

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 3・2 参照】

3 応急対策の方法

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 3・3 参照】

4 実施上留意すべき事項

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 3・4 参照】

5 要員及び資機材の確保

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 3・5 参照】

6 関係機関との連携強化

【本編・第 3 章・第 2 5 節・第 3・6 参照】

第 24 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 電力、ガス、上水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者は及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう広域的応援体制の整備に努める。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 2 6 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 電力施設
【本編・第 3 章・第 2 6 節・第 3・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第 3 章・第 2 6 節・第 3・2 参照】
- 3 上水道施設
【本編・第 3 章・第 2 6 節・第 3・3 参照】
- 4 下水道施設
【本編・第 3 章・第 2 6 節・第 3・4 参照】
- 5 電気通信施設
【本編・第 3 章・第 2 6 節・第 3・5 参照】

第 25 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 2 7 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 危険物施設責任者
【本編・第 3 章・第 2 7 節・第 3 ・ 1 参照】
- 2 町本部長の措置
【本編・第 3 章・第 2 7 節・第 3 ・ 2 参照】

第 26 節 防災ヘリコプター応援要請計画

第 1 基本方針

- 1 町本部長は、災害時において、広域的かつ機動的な対応を図る必要がある場合、県が実施する、防災ヘリコプターによる災害対策活動の応援を要請する。
- 2 町本部長及び消防機関は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害応急活動に対する支援を行う。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 28 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 出動基準

【本編・第 3 章・第 30 節・第 3・1 参照】

2 派遣要請の要件

【本編・第 3 章・第 30 節・第 3・2 参照】

3 活動内容

【本編・第 3 章・第 30 節・第 3・3 参照】

4 派遣要請の手続

【本編・第 3 章・第 30 節・第 3・4 参照】

5 受入体制の整備

【本編・第 3 章・第 30 節・第 3・5 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害にあった町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大災害により甚大な被害にあった地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、県と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 災害記録編纂計画

県及び町は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

原子力災害対策編

軽米町防災会議

平成28年3月18日

目 次

第1章	総 則.....	285
第1節	計画の目的.....	285
第2節	計画の性格.....	285
第3節	計画において尊重すべき指針	285
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	286
第5節	災害の想定.....	287
第2章	災害予防計画.....	288
第1節	防災知識普及計画.....	288
第2節	防災訓練計画	290
第3節	情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	291
第4節	モニタリング計画.....	292
第5節	避難対策計画	293
第6節	医療・保健計画	295
第3章	災害応急対策計画	296
第1節	活動体制計画	296
第2節	特定事象発生情報等の伝達計画.....	299
第3節	情報の収集・伝達及び通信情報計画	303
第4節	町民等への情報提供・広報広聴計画	305
第5節	緊急時モニタリング計画.....	309
第6節	避難・影響回避計画	311
第7節	医療・保健計画	316
第4章	災害復旧計画.....	317
第1節	モニタリング継続計画	317
第2節	低減措置・廃棄物等対策計画	318
第3節	健康確保等計画	319
第4節	風評被害防止計画.....	320
第5章	事業所外運搬事故対策計画.....	321
第1節	情報連絡体制等整備計画.....	321
第2節	事故発生時対策計画	322

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

本県は、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 4 号に定めるものをいう。以下同じ。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、立地県のみならず、本県を含めた近隣の地方公共団体に対しても、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識されたところである。

このことを踏まえ、県土並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第 2 条第 1 項に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）から保護するため、この計画を策定し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及び原子力事業者（原災法第 2 条第 3 号に定める者のうち、隣接県に原子力事業所を設置する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めるものである。

第 2 節 計画の性格

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、軽米町防災会議が作成する計画で、岩手県で作成されている「岩手県地域防災計画」の「原子力災害対策」編に矛盾し又は、抵触するものであってはならない。

この計画に定めのない事項については、「軽米町地域防災計画」（以下「本編」という。）の定めるところによる。

第 3 節 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国、関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益的に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。また、県、町その他の防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

2 原子力事業者

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北電力(株) 日本原燃(株)	(1) 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること。 (3) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第5節 災害の想定

第1 災害の想定

1 原子力事業所内

- (1) 本県は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。
- (2) こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。
 - ア 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。
 - イ 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき

2 原子力事業所外

- (1) 原子力事業所外における原子力災害の想定は、県内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

第2 隣接県に立地する原子力事業所

- 1 隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地
東北電力(株)	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

- 1 県及び町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、避難時等の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

- (1) 防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- エ 防災関係資料の作成、配布
- オ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要

イ 避難指示、屋内退避等の意味及び内容

ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識

カ 平常時における心得

① 避難場所、避難道路等を確認する。

② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

③ いざというときの対処方法を検討する。

④ 防災訓練等へ積極的に参加する。

⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

⑥ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

キ 災害時における心得、避難誘導

ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

4 児童、生徒等に対する教育

(1) 県及び町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

(1) 県及び町は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど相談体制の整備を図る。

(2) 県は、この計画のほか、県内の環境モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。

(3) 県は、原子力事業者に対し、その設置する原子力事業所の概要、防災対策のほか、原子力事業所周辺における環境モニタリングの結果その他の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供するよう要請する。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

県及び町その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 県及び町その他の防災関係機関及び原子力事業者の間の連絡体制・協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 県は、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、原子力事業者の参加を得て、また、必要に応じ町その他の防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、図上訓練又は実施訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努めるとともに、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努める。

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画

第1 基本方針

- 1 県は、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、関係機関、関係都道府県、市町村その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。
- 2 県及び町その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

第2 通報連絡体制の整備

- 1 県は、原子力事業所において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者との連絡が迅速かつ確実にを行うことができるよう、協定等の締結により、あらかじめ通報連絡体制を整備する。
- 2 県は、原子力災害が発生した場合において、国及び原子力事業所が立地する隣接県から情報収集を行うことができるよう、あらかじめ連絡先等を把握する。
- 3 県は、町その他の防災関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、通報連絡体制を整備する。

第3 通信施設・設備の整備等

- 1 県、町その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。
【本編・第2章・第5節・第2 参照】

第4 住民等への情報伝達手段の整備

- 1 県及び町は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- 2 情報伝達手段の整備に当たっては、町防災行政無線、情報通信施設のほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

第4節 モニタリング計画

第1 基本方針

- 1 県は、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するため、平常時からモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。
- 2 町は、県が実施するモニタリングに協力する。

第2 モニタリング体制の整備等

- 1 県は、平常時及び原子力災害発生時等の緊急時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器などの必要な機器（以下「モニタリング機器」という。）の整備に努める。
- 2 県は、モニタリングを適切に行うことができるよう、必要な職員の育成に努めるとともに、モニタリング機器の故障その他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等をあらかじめ把握しておくものとする。
- 3 町は、県が実施するモニタリングに協力する。

第3 平常時モニタリングの実施等

- 1 平常時モニタリングの実施
 - (1) 県は、平常時より、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される主要な農林水産物の放射性物質濃度の定期的なモニタリングを行う。この場合において、県は、町その他の関係機関と連携・調整し、毎年度、対象物、試料採取地域等を定めて行う。
- 2 モニタリング結果の公表
 - (1) 県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、町その他の関係機関に情報を提供する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、原子力災害から町民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、町民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実に行うため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件等を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 町、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、避難計画の作成、避難所の確保等に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。
- 4 県及び原子力事業者は、町が行う避難計画の作成を支援する。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- (1) 町は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- (2) 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難指示等の町民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。

【避難計画の内容：本編・第2章・第6節・第2・1 参照】

- (3) 避難計画作成及び避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第6節・第2・1 参照】

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する町の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- (2) 避難計画は、設置区域を管轄する町長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立ち退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。

【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第6節・第2・2 参照】

3 広域一時滞在

【本編・第2章・第6節・第2・3 参照】

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第6節・第3 参照】

第4 避難に関する広報

- 1 県及び町は、町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。

防護・避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難、屋内退避の勧告・指示の伝達方法 ウ 避難、屋内退避の方法 エ 避難後の心得
避難所に関する事項	ア 避難所の名称及び所在地 イ 避難所への経路
災害に関する事項	ア 原子力災害に関する基礎知識 イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識

第6節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 県及び町は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

第2 医療・保健活動体制の整備

- 1 県及び町は、健康、医療等に係る町民等から相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。
- 2 スクリーニング等実施体制の整備
 - (1) 県は、県外等からの避難者等に対する身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、町との情報共有を図る。
 - (2) 町は、県外等からの避難者等に対する身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

スクリーニングとは、原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査やこれに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 県、町その他の防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶ場合又はおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町その他の防災関係機関、原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 4 県及び町は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。
- 5 県及び町は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第2 町の活動体制

町は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が当町の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当町の区域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町防災計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための軽米町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」資料編（3-1-1）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

設置基準	設置の対象
原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があったとき。	本部長がその設置を必要と認めるとき。

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・1（2） 参照】

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 特定事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達
- イ 気象予報・警報の受領、気象情報の収集及び関係機関への伝達
- ウ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ 応急措置の実施
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の活動を実施する。

課	担当内容
総務課	空間線量率の測定・分析・公表

(5) 廃止基準等

- ア 災害警戒本部は、本部長が、原子力災害の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときは廃止する。
- イ 本部長は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- ア 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。
- イ 災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

区分	設置基準
警戒配備	原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。
1号非常配備	原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の区域が含まれる場合において、本部長が緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。
2号非常配備	原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・2（2） 参照】

(3) 分掌事務

- ア 災害対策本部の分掌事務は、別表4「軽米町災害対策本部事務分掌」のとおりである。
- イ 各部は、平常時から、原子力事業者、広域振興局等、町その他の防災関係機関との連絡体制の確認、災害時における所管事項に関する活動マニュアル作成など、迅速かつ円滑な緊急事態応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、本部長が、原子力災害の発生による影響が町の地域に及ぶおそれが無くなったと認めるとき
- イ 本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき

第3 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、町との連携を図る。
- 3 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 4 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第2節 特定事象発生情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下、本節及び第4節中「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、本節及び第4節中「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣による指示を関係機関、町民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

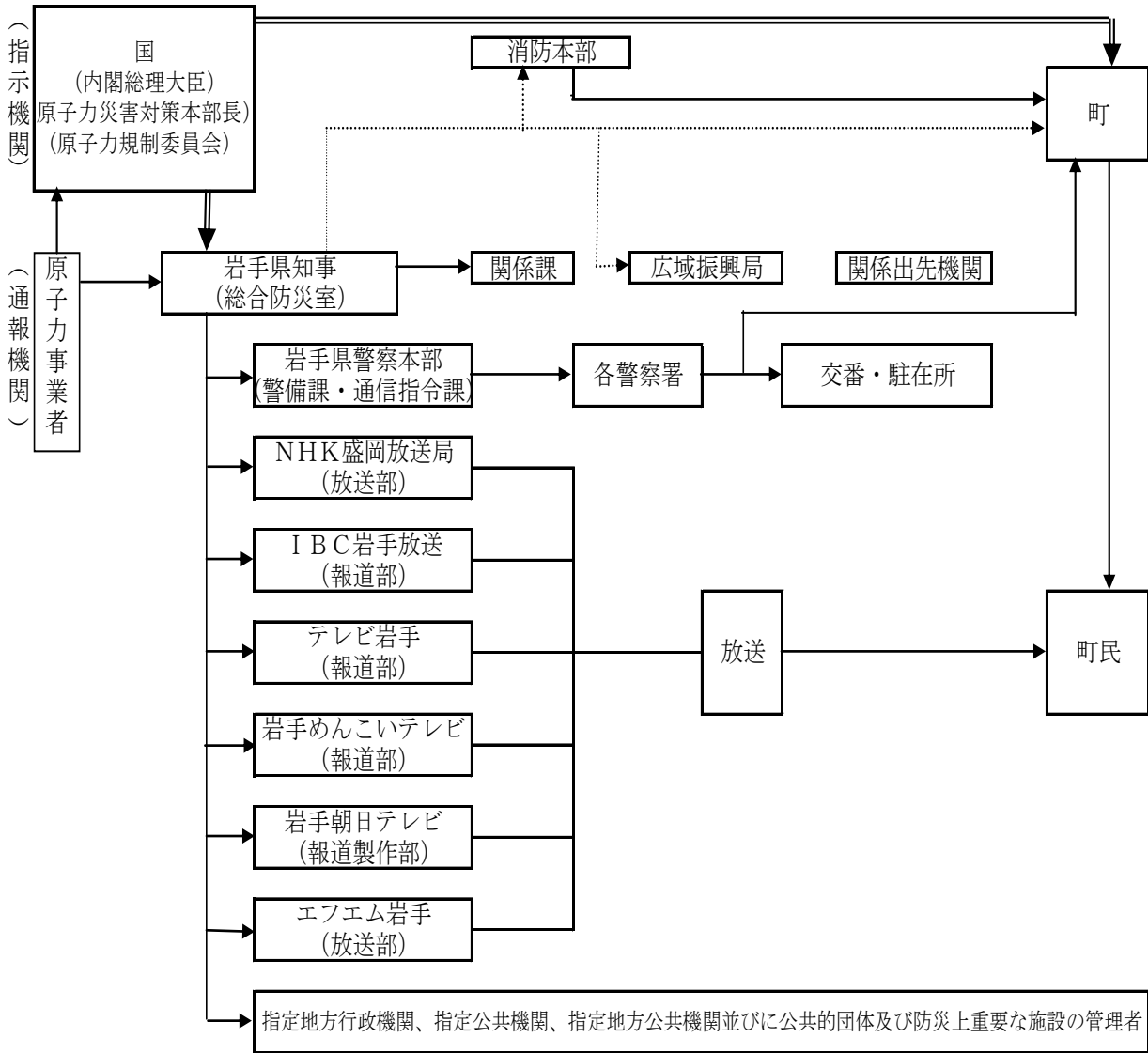
実施機関			活動の内容
町本部	部	班	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知
	総務部	防災班	
県本部長			特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の市町村等に対して伝達
日本放送協会盛岡放送局			特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送
(株)IBC岩手放送			
(株)テレビ岩手			
(株)岩手めんこいテレビ			
(株)岩手朝日テレビ			
(株)エフエム岩手			
原子力事業者			特定事象発生情報等の県への通報

第3 実施要領

1 伝達系統

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、特定事象発生情報等伝達系統図は次のとおりである。

【特定事象発生情報等伝達系統図】



(注) 1 **====**は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示

(注) 2 **————**は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

2 伝達機関等の責務

- (1) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達機関は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、通報・伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報先、伝達先その他必要な要領を定める。
- (2) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達機関は、災害により通信設備が損壊した場合においても、特定事象発生情報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

3 県の措置

- (1) 県は、原子力事業者との間で、特定事象発生情報等の通報内容等をあらかじめ定める。
- (2) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通知又は通報を受けた場合には、次により、直ちに通知又は通報を行う。

担当機関	通知先
総合防災室	(1) 県本部各部長及び地方支部長 (2) 市町村本部長及び消防本部消防長 (3) 所管事務の執行上、特定事象発生情報等を必要とする指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (3) 夜間及び休日等における特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。
- (4) 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。

4 町の措置

- (1) 町は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の町民、団体等に対して広報を行う。
- (2) 町長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 町長は、同報系防災行政無線及び情報通信施設の整備等により、町民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- (5) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	オ 広報車
イ 情報通信施設	カ 自主防災組織等の広報活動
ウ 電話	
エ 携帯端末の緊急速報メール機能	

5 防災関係機関の措置

(1) 放送事業者

ラジオ放送においては、番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては、字幕・スーパー等により放送する。

(2) その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画

第1 基本方針

1 情報の収集・伝達

県、町その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- (2) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- (3) 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 通信情報

県、町その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 情報の収集・伝達実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 県

ア 県本部長は、国、原子力事業所が立地する隣接県及び原子力事業者に対し、情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行う。この場合において、県本部長は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行う。

また、県は、国、原子力事業所が立地する隣接県及び原子力事業者に対し、適時適切に、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報を県に提供するよう、要請する。

イ 県は、収集した情報を分析・整理し、町その他の防災関係機関に伝達する。

ウ 上記のほか、本編・第3章・第4節・第3に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

(2) 町

ア 町本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

イ 上記のほか、本編・第3章・第4節・第3に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

(3) 防災関係機関

本編・第3章・第4節・第3に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

2 災害情報収集の優先順位、災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・1及び2 参照】

第4 電気通信設備等の利用

【本編・第3章・第3節・第2 参照】

第4節 町民等への情報提供・広報広聴計画

第1 基本方針

1 町民等への情報提供

県及び町は、相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、町民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。

2 広報広聴

- (1) 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- (2) 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- (3) 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- (4) 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- (5) 広報活動に当たっては、あらかじめ、町民等の必要とする情報を選定にうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についての配慮をする。
- (6) 広報活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、町民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等についての配慮をする。

第2 町民等への情報提供

1 県による情報提供

- (1) 県は、特定事象発生情報等の通報及び内閣総理大臣等による指示を受けた後、第3節に掲げる方法等により収集した情報を整理し、町民等に、適時に正確な情報を提供する。
- (2) 町民等への情報提供に当たっては、町と連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用し、次に掲げる事項を提供する。

ア 特定事象発生情報等の概要	エ 県等の防災関係機関の対策状況
イ 災害の現況	オ 町民等のとるべき措置、注意事項
ウ 緊急時モニタリングの結果等	カ その他必要と認める事項

- (3) 県は、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報を提供する。
- (4) 県は、住民等に対し情報提供を行う場合には、提供の時期、方法、内容を町その他の防災関係機関に対し通知するものとする。

2 町による情報提供

- (1) 町は、県から町民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の町民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。
- (2) 町民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者の相談、要望等についての配慮をする。

ア 同報系防災行政無線	エ 携帯端末の緊急速報メール機能
イ 情報通信施設	オ 広報車
ウ 電話	カ 自主防災組織等の広報活動

3 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県から町民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

第3 広報広聴

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関			広報広聴活動の内容
	担当課	担当班	
町本部	総務部	防災班	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況 2 災害発生時の注意事項 3 町長等が実施した避難準備情報、避難勧告、指示 4 避難所の開設状況 5 各緊急事態応急対策の実施状況 6 災害応急復旧の見通し 7 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 8 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 9 その他必要な情報
	厚生部	福祉班	1 医療所、救護所の開設状況 2 二次災害の予防に関する情報 3 安否情報及び避難者名簿情報 4 生活関連情報 5 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況
	建設部	建設班	1 道路及び交通情報

県本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況 2 災害発生時の注意事項 3 町長等が実施した避難勧告・指示、避難準備情報の発令 4 医療所、救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各緊急事態応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の途絶の情報 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の募集及び受付情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達 2 緊急警報放送 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各緊急事態応急対策の実施状況
東日本高速道路(株)東北支社 (十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東北電力(株)岩手支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力関係施設の被害状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定事象発生情報等の内閣総理大臣等による指示

株テレビ岩手 株岩手めんこいテレビ 株岩手朝日テレビ 株エフエム岩手	の伝達 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各緊急事態応急対策の実施状況
株岩手日報社 株朝日新聞社盛岡総局 株毎日新聞社盛岡支局 株読売新聞社盛岡支局 株河北新報社盛岡総局 株産業経済新聞社盛岡支局 株日本経済新聞社盛岡支局 株デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 株時事通信社盛岡支局	1 災害発生状況及び被害状況 2 各緊急事態応急対策の実施状況
(社)岩手県バス協会 岩手県北自動車株 南部バス株式会社 ジェイアールバス東北(株)二戸営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供

2 実施要領

(1) 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

(2) 広聴（相談）活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第5節 緊急時モニタリング計画

第1 基本方針

- 1 県は、原子力災害が発生したときは、町内の環境への影響及び県内で販売される流通食品、県内で生産・収穫される農林水産物等、水道水その他必要と認められるものの放射性物質濃度の状況を把握するため、緊急にモニタリングを実施する。
- 2 町は、県が実施するモニタリングに協力する。
- 3 県は、モニタリングの結果を町その他の防災関係機関に情報提供するとともに、速やかに公表する。
- 4 県は、モニタリングの結果、国の定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、その摂取、出荷等の自粛その他の必要な措置を講じるとともに、摂取、出荷等の自粛を継続する状態が解消されたと認められる場合にあっては、その要請を解除する。

第2 実施要領

1 環境のモニタリング

- (1) 県は、災害警戒本部を設置した場合は、設置以降、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。災害警戒本部を廃止したときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。
- (2) 県は、災害対策本部を設置した場合は、設置以後、空間線量率のモニタリングに加え、次に掲げるものの放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

ア 降下物
イ 水道水

- (3) 県又は町は、空間線量率、降下物及び水道水のモニタリングに関し、国から指示又は要請があったときは、その指示又は要請に従って実施する。
- (4) 県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、町その他の関係機関に情報を提供する。

2 農林産物等のモニタリング

- (1) 県は、災害対策本部を設置した場合は、設置以降、次に掲げる農林水産物等（以下、本節中「農林産物等」という。）の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。
ただし、次に掲げる給食食材にあっては、給食を提供する学校等の設置主体（県、町等）がモニタリングを実施する。

ア 農林産物（県内で生産・収穫されたものをいう。）
イ 粗肥料
ウ 堆肥
エ 農用地土壌
オ 流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。）
カ 給食食材（学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）

- (2) 農林産物等のモニタリングは、原子力災害が発生した原子力事業所の位置、原子力緊急事態

宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に含まれる本県又は隣接県の区域、空間線量率のモニタリング結果その他の条件を勘案し、対象物、試料採取地域等を定めて実施する。

- (3) 県は、農林産物等のモニタリングに関し、国から指示又は要請があったときは、その指示又は要請に従って実施する
- (4) 町は、県が実施するモニタリングに協力する。
- (5) 県は、モニタリングの結果を、町その他の関係機関に情報を提供するとともに、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表する。

3 公共施設等のモニタリング

- (1) 県は、災害対策本部を設置以降、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、空間線量率のモニタリングが必要と認めるときは、その設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。
- (2) 不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

4 その他のモニタリング

- (1) 県は、1から3までに掲げるモニタリングのほか、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、空間線量率又は放射性物質濃度のモニタリングの実施が必要な対象物があると認めるときは、1から3までの規定に準じ、対象物の設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。
- (2) 当該対象物の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

第3 指標を超過したものに対する措置及び措置の解除

- (1) 県は、第2の規定によるモニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、関係事業者等に対し、当該指標を超過したものの利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請する。
- (2) 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請した場合において、継続的なモニタリングを実施し、要請を継続する状態が解消されたと認めるときは、当該要請を解除する。
- (3) 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等の要請及び当該要請の解除に当たっては、国の指導、助言及び指示により行う。

第 6 節 避難・影響回避計画

第 1 基本方針

- 1 町民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第 15 条第 3 項の規定により、国から原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 5 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する災害時要援護者等については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。
- 2 原子力災害が発生した場合には、町民等が正しい情報に基づき甲同するよう、適時に注意喚起を行う
- 3 県内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第 2 実施機関（責任者）

- 1 避難勧告等

実 施 機 関			活 動 の 内 容
	部	班	
町本部	総務課	総務班	町民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示 〔災害対策基本法第 60 条（原災法第 28 条第 2 項による読み替え）〕
県本部			<ol style="list-style-type: none"> 1 町に代って行う町民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示 〔災害対策基本法第 61 条（原災法第 28 条第 2 項による読み替え）〕 2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第 61 条（原災法第 28 条第 2 項による読み替え適用）、警察官職務執行法第 4 条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			<ol style="list-style-type: none"> 1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための勧告又は避難のための措置 〔自衛隊法第 94 条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 警戒区域の設定

実施機関		活動の内容	
部	班		
町本部	総務課	総務班	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読み替え適用)〕
県本部			警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読み替え適用)、第73条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔町長(町長の委託を受けてその職務を行う町の吏員を含む)、警察官がない場合〕 〔災害対策基本法第63条〕

3 救出

【本編・第3章・第13節・第2・3 参照】

4 避難所の設置、運営

【本編・第3章・第13節・第2・4 参照】

第3 実施要領

1 注意喚起

(1) 県及び町は、第4節・第2による広報の実施などを通じ、町民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等

(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等

ア 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。

(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容

ア 実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。

ア 発令者	カ 勧告又は指示の対象地域
イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別	キ 避難のための立退き先又は退避先
ウ 勧告又は指示の別	ク 避難のための立退き又は退避する場合の経路
エ 勧告又は指示の日時	ケ その他必要な事項
オ 勧告又は指示の理由	

(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知

ア 地域町民等への周知

・実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容を第4節・第2の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、情報通信施設、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域町民への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

・避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知にあたっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

イ 関係機関相互の連絡

・実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 勧告又は指示を行った者	⑤ 勧告又は指示の発令時刻
② 避難のための立退き又は屋内への退避の別	⑥ 勧告又は指示の対象地域
③ 勧告又は指示の別	⑦ 避難のための立退き先又は退避先
④ 勧告又は指示の理由	⑧ 避難のための立退者数又は退避者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）
知事	公示及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）
警察官	市町村長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

【本編・第3章・第13節・第3・1(4) 参照】

(5) 避難の誘導

【本編・第3章・第13節・第3・1(5) 参照】

(6) 避難者の確認等

【本編・第3章・第13節・第3・1(6) 参照】

(7) 避難支援従事者の安全確保

【本編・第3章・第13節・第3・1(11) 参照】

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、

次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	ウ 警戒区域設定の理由	オ その他必要な事項
イ 警戒区域設定の日時	エ 警戒区域設定の地域	

イ 実施責任者は、緊急事態応急対策に従事する者意外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域町民への周知

・実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、情報通信施設、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域町民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

・実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項(原災法第28条第2項による読替適用)

4 救出

【本編・第3章・第13節・第3・3 参照】

5 避難所の設置、運営

【本編・第3章・第13節・第3・4 参照】

6 帰宅困難者対策

【本編・第3章・第13節・第3・5 参照】

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

ア 町本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者（当該避難所以外の屋内に退避する者を含む。以下同じ。）であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調整並びに炊事が困難となること等により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

(2) 在宅避難者に対する支援

ア 町本部長は、町役場（主張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 町本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

8 広域一時滞在

【本編・第3章・第13節・第3・8 参照】

第4 影響回避等のための措置

1 県等による情報提供

- (1) 県及び町は、第4節の規定に基づき、町民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。
- (2) 県及び町は、第4節の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

2 町民等の措置

- (1) 町民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な避難行動要支援者に対し、必要な支援を行うよう努める。
- (2) 水道事業者、農林業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止すため、県等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会その他の公共団体は、農林業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

第7節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 県本部長及び町本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。
- 2 県本部長及び町本部長は、県外からの避難者等に対し、緊急被ばく医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。
- 3 県本部長及び町本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

第2 スクリーニング及び除染

- 1 県本部長及び町本部長は、国が指示又は決定する身体のスクリーニングを行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- 2 町本部長は、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染は、当該施設において実施する。

第3 初動医療体制

- 1 本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、緊急被ばく医療の提供体制がないことから、県外からの避難者であって、緊急被ばく医療の必要性が見込まれる場合にあっては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、独立行政法人放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学付属病院等の医療関係者等で構成される緊急被ばく医療派遣チームの協力により医療を提供することが基本となる。
- 2 町本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体のスクリーニング等の結果、緊急被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、緊急被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及び搬送方法の指示を求める。
- 3 県本部長は、町本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、独立行政法人放射線医学総合研究所、緊急被ばく医療派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、町本部長に通知する。
- 4 町本部長は、県本部長の通知に基づき、緊急被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送の実施に協力する。

第4 健康管理活動の実施

【本編・第3章・第14節・第6 参照】

第4章 災害復旧計画

第1節 モニタリング継続計画

第1 基本方針

- 1 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等においては、県内への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。
- 2 県は、国が行うモニタリングの結果、国の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、平常時のモニタリングに移行する。

第2 緊急時モニタリングの継続

- 1 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたときは又は原子力事業者から特定事象若しくは原子力緊急事態への対応が完了した旨の通報があったときは、県内への放射性物質等の影響を把握するため、第3章・第5節・第2に基づく緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。

第3 平常時モニタリングへの移行

- 1 県は、継続して実施する緊急時モニタリング及び国が行うモニタリングの実施結果並びに国の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。
- 2 県は、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行することを決定したときは、その旨を公表する。

第2節 低減措置・廃棄物等対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、県民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認めるときは、町と調整・連携し、必要な措置を講じる
- 2 県及び町は、町民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第2 低減措置の実施

- 1 低減措置を行う目安等
 - (1) 低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたとときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。
- 2 低減措置の対象、実施者等
 - (1) 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、町民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
 - (2) 低減措置は、町民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。
 - (3) 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

第3 廃棄物等の処理等

- 1 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。
- 2 県及び町は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第4 実施者の措置

- 1 不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

第5 県及び町の措置

- 1 県及び町は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- 2 県及び町は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第3節 健康確保等計画

第1 基本方針

- 1 県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（広域一時滞在により町内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- 2 県及び町は、原子力災害により被害を受けた町民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救護物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 健康相談の実施

- 1 県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じ町民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 町民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- 1 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、町民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、町と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。
- 2 県は、調査及び分析の結果、町民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、町及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

第4 生活の安定確保

【本編・第4章・第2節 参照】

第4節 風評被害防止計画

第1 基本方針

- 1 県及び町は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

第2 広報活動等

- 1 県及び町は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることのないよう、県内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、町内で生産される産品等及び町内の環境等が安全な状況にあることを広報する。
- 3 県及び町は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。

第5章 事業所外運搬事故対策計画

第1節 情報連絡体制等整備計画

第1 基本方針

- 1 県は、事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下、この章において「原子力事業者等」という。）との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。

第2 通報連絡体制

- 1 県は、事業所外運搬事故（事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生した場合を含む。）が発生した場合において、原子力事業者との連絡が迅速かつ確実にを行うことができるよう、あらかじめ通報連絡体制を整備する。
- 2 県は、原子力事業者から事業所外運搬事故が発生した旨の通報を受ける警察機関及び消防機関からの県に対する通報・連絡が確実に行われるよう、通報連絡体制を整備する。

第3 運搬情報の提供

- 1 県は、原子力事業者に対し、核物質防護上問題が生じない範囲において、必要な運搬情報が提供されるよう、要請する。
- 2 県は、原子力事業者から必要な運搬情報が提供された場合には、必要に応じ、町、警察機関、消防機関に当該運搬情報を提供する。

第4 通信施設・設備の整備等

【本編・第2章・第5節・第2 参照】

第5 住民等への情報伝達手段の整備

【原子力災害対策編・第2章・第3節・第4 参照】

第2節 事故発生時対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、事業所外運搬事故が発生したときは、第3章の規定に準じて対応する。

第2 活動体制

町は、事業所外運搬事故が発生し、又は事業所外運搬事故による特定事象若しくは原子力緊急事態が発生したときは、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 町の活動体制

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」資料編（3-1-1）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

ア 設置基準

設置基準	設置の対象
原子力事業者等から事業所外運搬事故の発生に関する通報があったとき。	町本部長が必要と認めたとき

イ 組織、分掌事務、関係各課の防災活動

【原子力災害対策編・第3章・第1節・第2・1（2）～（4） 参照】

ウ 廃止基準等

- ・災害警戒本部は、町本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が町の地域に及ぶおそれがないと認めるときは廃止する。
- ・町本部長は、事業所外運搬事故の発生による影響が町の地域に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力を求める。

ア 設置基準

区分	設置基準
警戒配備	原子力事業者等から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が町の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。
1号非常配備	原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言(原災法第15条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の

	区域が含まれる場合において、本部長が緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。
2号非常配備	原子力緊急事態宣言がなされたとき又は原子力緊急事態宣言がなされることが想定されるとき。

イ 組織、分掌事務

【原子力災害対策編・第3章・第1節・第2・2(2)～(3) 参照】

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言が行われた場合など、町本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が町の地域に及ぶおそれがなくなると認めるとき。

イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

第3 事故発生情報の伝達

- 1 事業所外運搬事故が発生したときは、原子力事業者等から最寄の警察機関及び消防機関に通報されることとされていることから、原子力事業者等から通報を受けた当該機関は、直ちに県にその旨を通報する。
- 2 事業所外運搬事故が発生したときは及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第2節の規定に準じて、情報その他の事項の伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。

第4 情報の収集・伝達

- 1 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに軽米町災害対策本部を設置したときは、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第3節の規定に準じて、災害情報の収集及び伝達を行う。

第5 町民等への情報提供・広報広聴

- 1 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに軽米町災害対策本部を設置したときは、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、第3章・第4節の規定に準じて、町民等に対する正確な情報の提供及び広報広聴活動を実施する。

第6 緊急時モニタリングその他の対策の実施

- 1 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに軽米町災害対策本部を設置したときにおいて、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第5節から第7節の規定に準じて、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。

資料編

目 次

1-4-1	軽米町防災会議条例	324
1-4-2	軽米町防災会議	325
1-4-3	みんなで取り組む防災活動促進条例	327
1-6-1	年次別災害記録	330
2-1-1	消防法に定める指定防火対象物数	333
2-4-1	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	335
2-4-2	土石流危険渓流箇所一覧表	336
2-4-3	山地災害危険地区一覧表	337
2-14-1	軽米町道路除雪作業体制	346
2-17-1	軽米町火入れに関する条例	347
3-1-1	軽米町災害警戒本部設置要領	352
3-1-2	軽米町災害対策本部条例	354
3-1-3	軽米町災害緊急初動特別班設置要領	355
3-1-4	マグニチュード（M）と地震の程度	357
3-1-5	気象庁震度階級関連解説表	358
3-3-1	町の非常・緊急通話用電話一覧	361
3-3-2	軽米町防災行政無線施設の状況	362
3-4-1	報告担当機関等一覧	363
3-4-2	被害状況の判定基準	364
3-6-1	ヘリポート基地の指定状況	366
3-6-2	ヘリポートの設置基準	367
3-6-3	災害時における「石油類」の優先供給に関する協定書	373
3-7-1	災害時における消防相互応援協定	376
3-9-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	379
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	381
3-9-3	災害時における軽米町内郵便局、軽米町間の相互協力に関する覚書	383
3-13-1	(1) 指定緊急避難場所一覧	385
3-13-1	(2) 指定避難所一覧	387
3-13-2	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	389
3-13-3	福祉避難所一覧	391
3-14-1	災害時における「医薬品等」の優先供給に関する協定書	392
3-15-1	災害時における「生活必需品等」の優先供給に関する協定書	396
3-16-1	災害救助用米穀等に関する協定書	400
3-16-2	災害救助用米穀等代金納付契約書	401
3-16-3	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	402
3-16-4	災害時における「食料等」の優先供給に関する協定書	406
3-20-1	臨時ごみ集積所一覧	410
3-20-2	災害時における「障害物除去等」に関する協定書	411
3-30-1	岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準	413
3-30-2	岩手県防災ヘリコプター応援協定	415
3-30-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	417
4-1-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	419
4-1-2	災害弔慰金の支給等に関する規則	423

4-2-1	災害復興住宅等に対する融資一覧	427
4-2-2	災害復興住宅資金	429
4-2-3	災害援護資金	431
4-2-4	生活福祉資金	432

1-4-1 軽米町防災会議条例

制定 昭和39年7月3日 条例第35号 改正 昭和59年6月26日 条例第25号
改正 平成3年12月21日 条例第12号 改正 平成12年3月17日 条例第10号
改正 平成19年12月21日 条例第25号 改正 平成24年9月19日 条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、軽米町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 軽米町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 岩手県立病院の職員のうちから町長が任命する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長及び教育次長
- (7) 農業委員会の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
- (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ2人、5人、1人、1人、8人、1人、4人、及び2人とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月21日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月17日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4-2 軽米町防災会議

第1 掌握事項

軽米町防災会議の掌握事項は、次のとおりである。

- (1) 軽米町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 軽米町に災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関して県並びに関係指定地方行政機関、指定地方公共機関等相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその計画を推進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 組織

軽米町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職名	区分	防災機関
会長		軽米町長
委員	指定地方行政機関	農林水産省東北農政局盛岡地域センター
	〃	国土交通省岩手河川国道事務所
	知事部局内	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
	〃	県北広域振興局土木部二戸土木センター
	〃	二戸保健所
	〃	県北農業研究所
	〃	中央農業改良普及センター 軽米普及サブセンター
	岩手県警察	二戸警察署
	県立病院	岩手県立軽米病院
	町長部局職員	副町長
	〃	総務課長

職 名	区 分	防 災 機 関
委 員	町長部局職員	税務会計課長
	〃	町民生活課長
	〃	健康福祉課長
	〃	地域整備課長
	〃	産業振興課長
	水道事業所	水道事業所長
	教育委員会	教育長
	〃	教育次長
	農業委員会	事務局長
	消防機関	二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長
	〃	軽米町消防団長
	指定公共機関及び 指定地方公共機関	東北電力㈱二戸営業所
	〃	ジェイアールバス東北㈱二戸営業所
	〃	軽米郵便局
	〃	東日本電信電話㈱岩手支店

第3 防災会議の召集

防災会議の召集は、会長が会議開催の5日前までに、開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。

ただし、急を要する場合はこの限りではない。

1-4-3 みんなで取り組む防災活動促進条例

制定 平成 22 年 10 月 15 日岩手県条例第 49 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日岩手県条例第 16 号

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- (3) 自主防災組織等 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- (4) 避難行動要支援者 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。
一部改正〔平成 26 年条例 16 号〕

(基本理念)

第 3 条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う

公助を基本としなければならない。

- 2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。
- 4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成26年条例16号〕

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避

難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第 12 条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第 13 条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第 14 条 県は、第 9 条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

一部改正〔平成 26 年条例 16 号〕

(実施状況の公表)

第 15 条 知事は、毎年度、前 2 条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 23 年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

1-6-1 年次別災害記録

(単位：千円)

	月 日	災 害 名	被 害 額	備 考
9	1月6日～7日	大雪災害	2,965	県防災消防年報
	9月2日～3日	大雨、洪水災害	223,000	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			225,965	
10	1月15日～16日	大雪災害	434	県防災消防年報
	4月21日～22日	林野火災災害	321,089	県防災消防年報
	5月11日	降霜災害	304	県防災消防年報
	8月7日	大雨災害	3,406	県防災消防年報
	8月26日～9月1日	大雨、洪水災害	130,626	県防災消防年報
	9月15日～16日	大雨、洪水暴風災害(台風5号)	12,133	県防災消防年報
	9月30日～10月1日	大雨災害	29,901	県防災消防年報
	10月17日～18日	暴風災害	1,873	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			499,766	
11	2月12日～13日	大雪災害	560	県防災消防年報
	3月15日～16日	大雪災害	700	県防災消防年報
	7月～8月	高温災害	28,290	県防災消防年報
	10月27日～10月28日	大雨洪水災害	23,932,460	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			23,932,460	
12	3月16日～17日	大雪災害	300	県防災消防年報
	7月8日～9日	大雨、洪水暴風災害(台風3号)	561,366	県防災消防年報
	7月中旬～8月下旬	高温災害	37,990	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			599,656	
13	2月2日～27日	低温災害	2,119,764	県防災消防年報
	4月下旬	大雨、洪水暴風災害(台風3号)	147,827	県防災消防年報
	7月下旬	高温災害	1,176	県防災消防年報
	9月10日～12日	大雨、洪水災害	60,027	県防災消防年報
	9月22日～23日	低温・降霜災害	19	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			2,328,813	
14	1月27日～28日	大雪災害	247,427	県防災消防年報
	4月下旬～5月下旬	降霜災害	9,718	県防災消防年報
	7月～9月	暑熱災害	4,541	県防災消防年報
	7月10日～12日	台風6号	729,433	県防災消防年報
	8月	長期日照不足災害	979	県防災消防年報
	10月1日～2日	台風21号	6,351	県防災消防年報
	10月21日～22日	大雨暴風雪災害	38	県防災消防年報
	11月	低温災害	61	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			998,548	

15	3月7日～10日 1月～3月 5月26日 5月29日 4月下旬～5月上旬 9月13日～14日 6月下旬以降	暴風雪・大雪災害 消雪の遅れ 三陸南地震 暑熱被害 降霜災害 大雨災害 例外被害	23,653 9,130 1,731 315 1,339 1,864 508,273	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			546,305	
16	2月23日 3月31日～4月1日 4月21日 4月下旬～5月上旬 8月19日～20日 8月19日～20日 7月～8月 9月7日～8日 9月30日～10月4日 11月26日～27日 9月～11月	暴風災害 強風災害 強風災害 降霜被害 台風15号災害 台風16号災害 高温被害 台風18号災害 台風21号災害 暴風災害 降霜品質低下被害	210 40 32 1,501 79,825 70 1,670 1,246 251,516 533 1,480	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			338,123	
17	1月16日～18日 5月19日 7月31日 8月 11月8日～9日	暴風雪災害 強風災害 大雨洪水災害 高温災害 強風落雷被害	70 130 3,000 2,219 50	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			5,469	
18	8月上旬 10月4日～9日 12月26日～27日	高温 低気圧 低気圧	1,133 790,171 7,500	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			798,804	
19	6月6日 9月7日～9日	降雹被害 台風9号災害	19,639 1,799	県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			21,438	
20	4月4日～5日 7月24日 8月28日	降霜被害 岩手県沿岸北部を震源とする地震 大雨災害	64,546 12,949 81,362	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			158,857	
21	5月17日～18日 7月9日～13日 10月8日～9日	強風災害 強風災害 台風18号災害	410 28,845 1,115	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被害額年次計			30,370	

22	12月31日～1月1日	大雪災害	不明	
被 害 額 年 次 計			不明	
23	3月11日～ 9月17日～22日	東北地方太平洋沖地震 大雨、洪水暴風災害(台風15号)	不明 227,020	国交省水害統計
被 害 額 年 次 計			不明	
24	4月3日 11月26日	暴風雪災害 暴風雪災害	685 30	県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			715	
25	4月6日～7日 11月7日	大雨洪水災害 強風災害	100 778	県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			878	
26	2月16日～17日 3月20日 6月16日 11月2日	大雪災害 大雪災害 降雹災害 強風災害	525,718 5,790 6,534 2,304	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			540,346	

2-1-1 消防法に定める指定防火対象物数

(平成27年3月31日現在)

業 態 別		数	
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1
	ロ	公会堂又は集会場	7
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0
	ロ	遊技場又はダンスホール	1
	ハ	風俗営業店舗	0
	ニ	カラオケボックスなどの個室型店舗	0
3	イ	待合、料理店その他これに類するもの	0
	ロ	飲食店	4
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	10
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	3
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	16
6	イ	病院、診療所又は助産所	5
	ロ	老人福祉施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、救護施設、児童福祉施設、身体障がい者更生援護施設、精神薄弱者援護施設	5
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、	12
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	1
7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	16
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	4
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場これらに類するもの	0
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	0
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	0
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	10
12	イ	工場又は作業場	48
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0
13	イ	自動車車庫又は駐車場	7
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0
14		倉庫	36
15		前各項に該当しない事業場	453
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	14
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	14

16-2		地下街	0
16-3		建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの	0
17		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	2
18		延長 50m以上のアーケード	0
合 計			669

2-4-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

(平成 21 年度土砂災害防止法指定区域)

箇所番号	箇所名	人家戸数	公共施設	危険区域	特別警戒区域	町番号
005A0751	高家	14	その他公共建物・国道	自然斜面危険箇所 I	有	1
012D0115	沢通	14	役場	人工斜面危険箇所 I	有	46
013A0759	小軽米	5	その他公共建物	自然斜面危険箇所 I	有	16
012D1001	山内-1	3	学校	人工斜面危険箇所 I	有	50
012D0117	給食センター	1	学校	人工斜面危険箇所 I	無	48
012D0118	山内	1	学校	人工斜面危険箇所 I	有	49
012A0755	向川原 2	20	町道	自然斜面危険箇所 I	有	9
012A0754	向川原 1	14		自然斜面危険箇所 I	有	8
005A1001	高家-1	12		自然斜面危険箇所 I	有	3
012A1003	上館-1	10		自然斜面危険箇所 I	有	13
012A0748	蓮台野	9	町道	自然斜面危険箇所 I	有	5
013A0749	増子内	9	国道	自然斜面危険箇所 I	有	15
012A1001	上館	6		自然斜面危険箇所 I	有	11
012A0750	下円子	5	町道	自然斜面危険箇所 I	有	6
012A0753	下新町	6	町道	自然斜面危険箇所 I	有	7
012A1004	軽米-1	8		自然斜面危険箇所 I	有	14
012A1002	軽米	5	町道	自然斜面危険箇所 I	有	12
012A0762	新井田	5		自然斜面危険箇所 I	有	10
012D0116	軽米高校	1	学校	人工斜面危険箇所 I	有	47
013A0761	屋敷	7	町道	自然斜面危険箇所 I	有	17
013A1001	小軽米-1	1	公民館	自然斜面危険箇所 I	有	18
計	21 箇所					

2-4-2 土石流危険溪流箇所一覧表

(平成 21 年度土砂災害防止法指定区域)

箇所番号	箇所名	人家戸数	公共施設	危険区域	特別警戒区域	町番号
A012013	上館の沢 3	9	主要 L=50m・町道 L=640m	危険溪流 I	有	65
A012014	上館の沢 4	8	来迎寺・主要地方道 L=200m・町道 L=500m	危険溪流 I	有	66
A012004	平の沢 2	5	平公民館・県道 L=150m	危険溪流 I	有	56
A012011	上館の沢	5	町道 L=100m	危険溪流 I	有	63
A012015	山田の沢	5		危険溪流 I	無	67
A013002	牛ヶ沢	5	町道 L=280m	危険溪流 I	有	69
A005002	駒木の沢	13	町道 L=330m	危険溪流 I	有	52
A012002	堰ノ下の 沢 2	6	町道 L=1260m	危険溪流 I	有	54
A012005	上円子の 沢	6	主要地方道 L=180m・町 道 L=180m	危険溪流 I	有	57
A012006	上円子の 沢 2	7	町道 L=160m	危険溪流 I	有	58
A012007	鹿倉の沢	7	町道 L=200m	危険溪流 I	無	59
A012008	鹿倉の沢 2	7	町道 L=200m	危険溪流 I	有	60
A012009	下円子の 沢	32	町道 L=500m	危険溪流 I	有	61
A013005	百目金の 沢	8	百目金公民館・町道 L=100m	危険溪流 I	有	71
A013007	屋敷の沢	5	国道 L=100m	危険溪流 I	有	73
A013008	屋敷の沢 2	7	国道 L=100m	危険溪流 I	有	74
計	16 箇所					

2-4-3 山地災害危険地区一覧表

山腹崩壊危険地区一覧表



区域番号	危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況	治山事業	位置		公共施設等				被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
	市町村	旧市町村	地区								大字	字	人家個数	(道路除く)公共施設	数量	道路			
809	33	58	1	有	無	無	C	6.00	無		軽米	大鳥				町	c2	b1	B-1
810	33	58	2	無	無	無	C	1.00	無		晴山	下晴山	2				c2	c1	A-2
811	33	58	3	無	無	無	A	2.00	無		晴山	早渡	8			町	b2	a1	A-2
812	33	58	4	無	無	無	B	1.00	無		山内	駒木				町	c2	a1	A-2
813	33	58	5	無	無	無	B	2.00	無		山内	竹谷袋				町	c2	a1	A-2
813	33	58	6	無	無	無	B	2.00	無		山内	竹谷袋				町	c2	a1	A-2
813	33	58	7	無	無	無	A	2.00	無		山内	竹谷袋	14			町	a2	a1	A-2
814	33	58	8	無	無	無	C	2.00	無		軽米	駒木				町	c2	c1	B-1
815	33	58	9	無	無	有	C	2.00	無		小軽米	蜂ヶ塚	1			町	c2	c1	B-2
816	33	58	10	無	無	有	C	2.00	一部概成		上館	沢里	1				c2	c1	B-2
817	33	58	11	有	無	有	B	2.00	概成		山内	堰の下		観光施設	1	林	a2	c1	A-2
818	33	58	12	無	無	有	A	0.40	未成		軽米	下尾田	5			国	b2	a1	B-1

地すべり危険地区一覧表

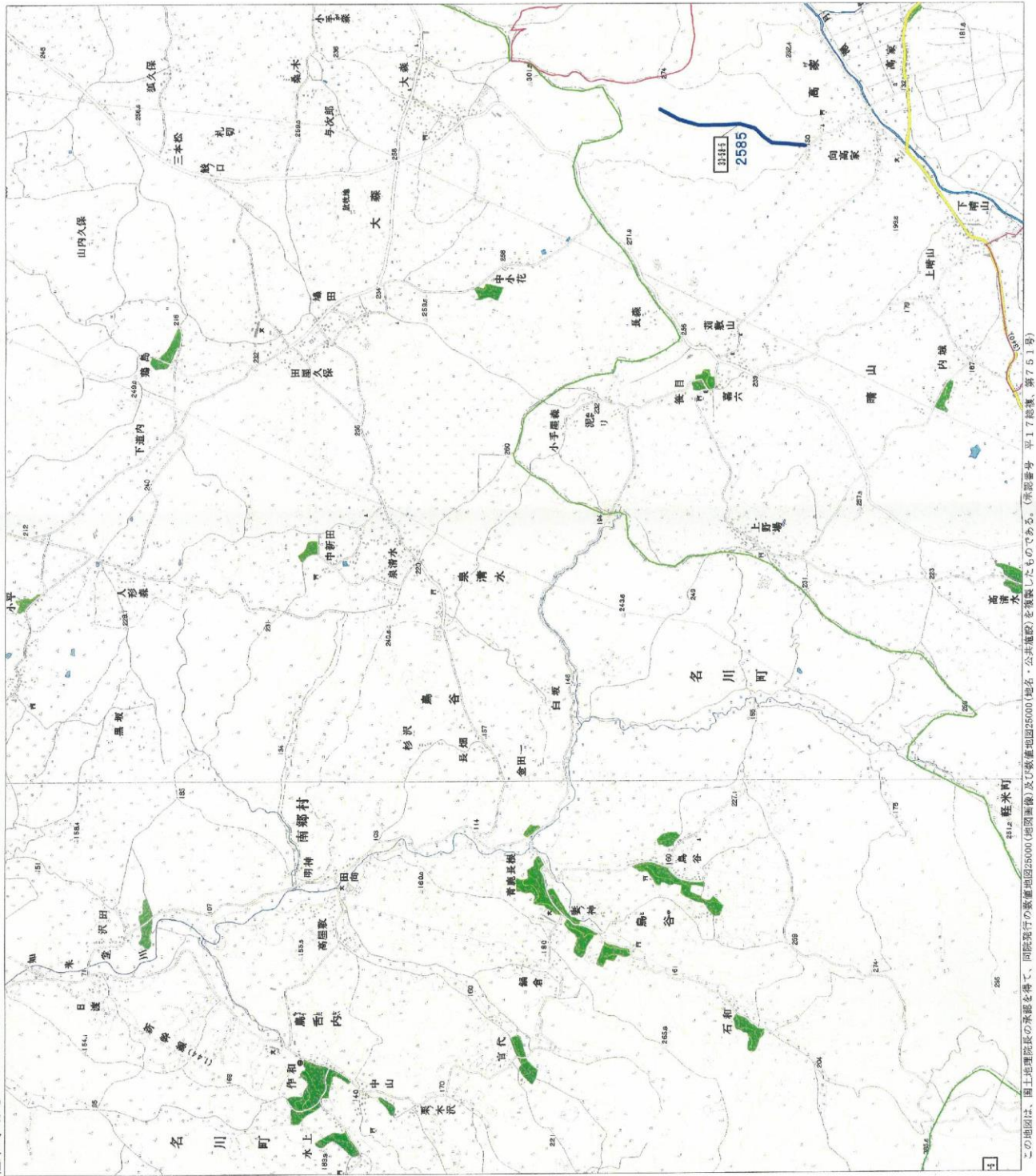


危険地区番号			保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況	治山事業	位置		公共施設等				被災危険度	地すべり危険度	備考
市町村	旧市町村	地区									大字	字	人家個数	(道路除く)公共施設	数量	道路			
33	58	1	無	有	無	有	A	17.10	一部概成		小軽米	蜂ヶ塚	6			町	b2	a1	B-2

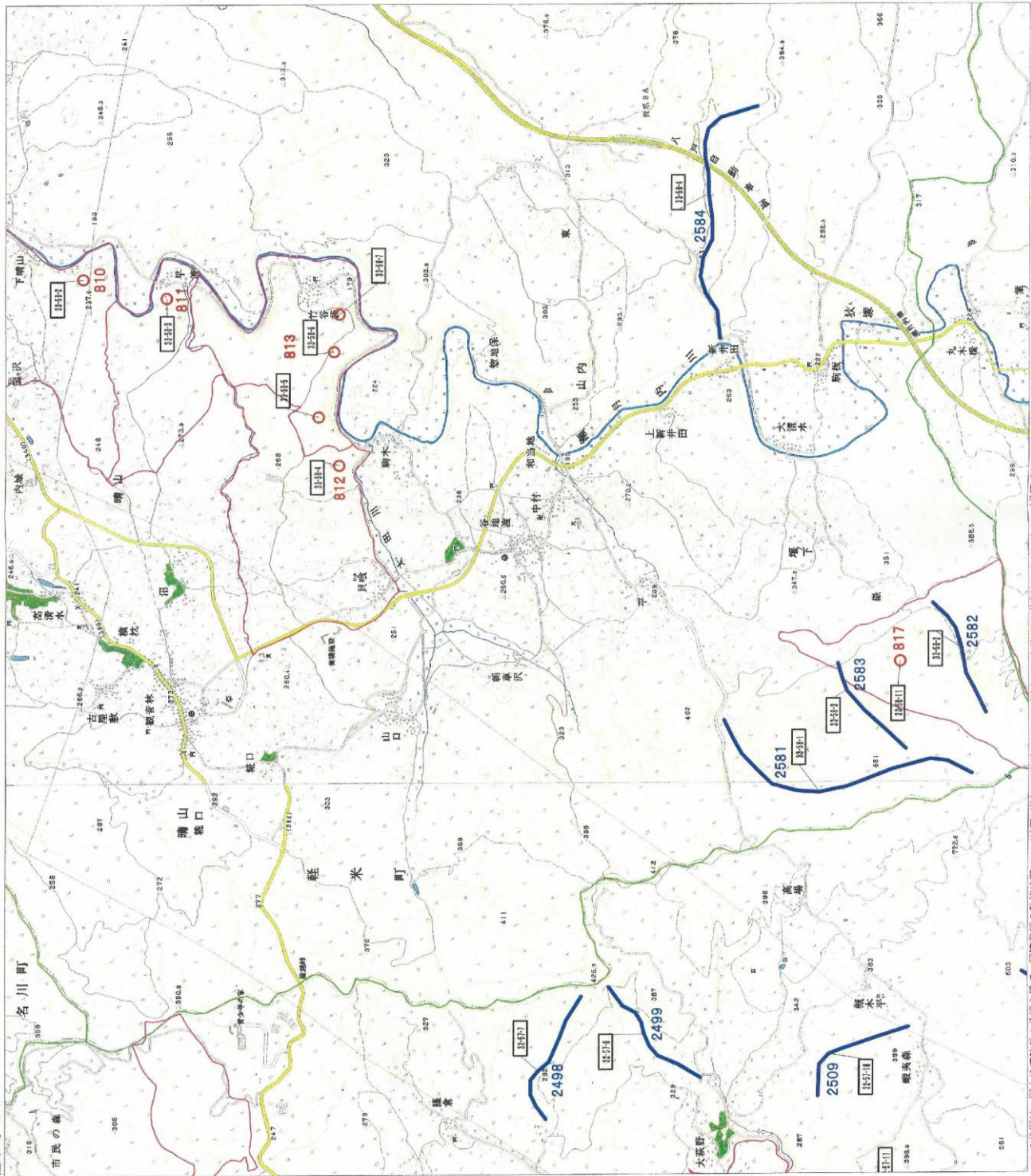
崩壊土砂危険地区一覧表



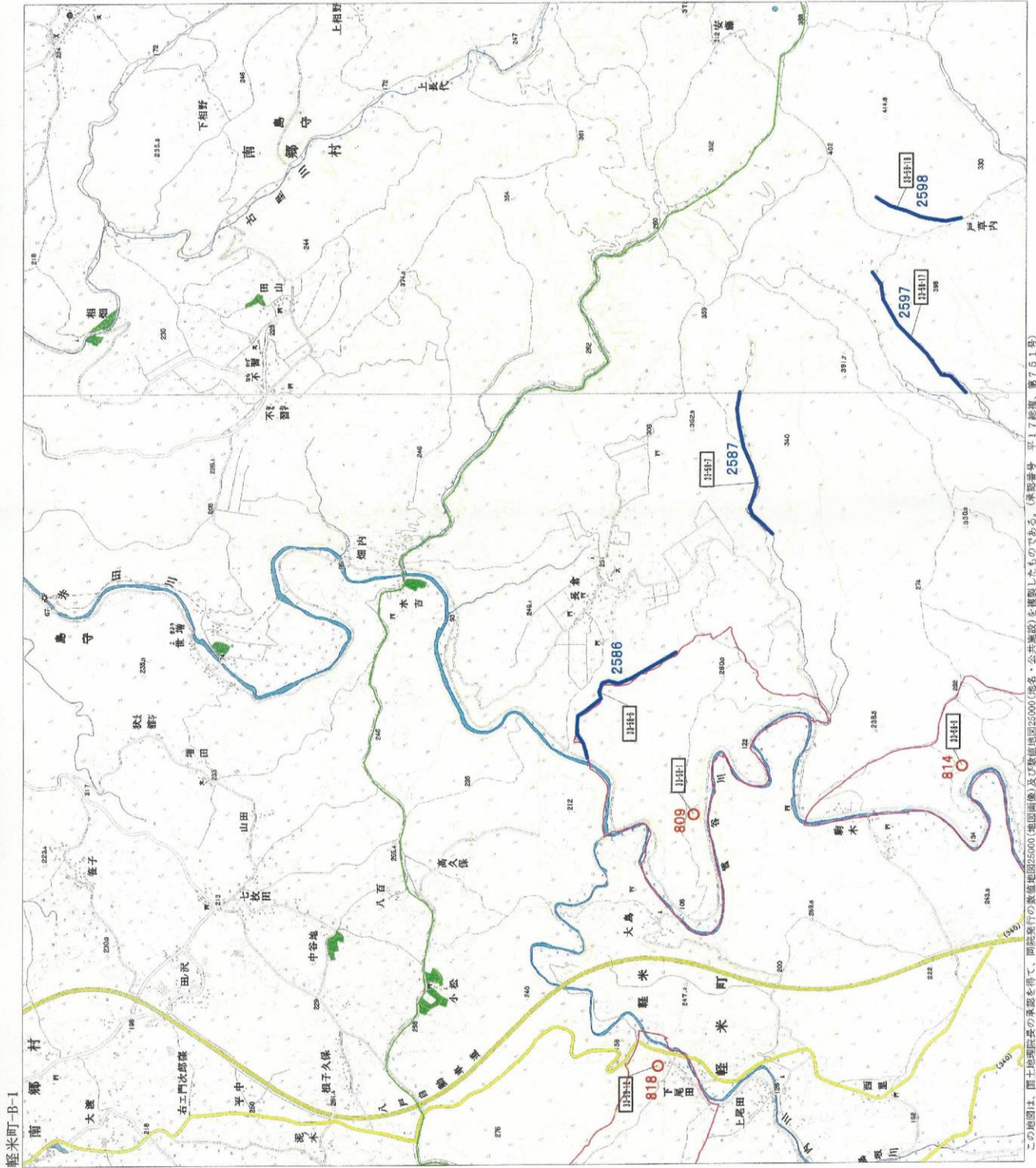
区域番号	危険地区番号			保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	進治山事業の状況	位置		公共施設等				被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
	市町村	旧市町村	地区								大字	字	人家個数	(道路除く)公共施設数	道	路			
2581	33	58	1	有	無	無	有	B	2.88	一部概成	山内	平沢				県	c2	a1	A-2
2582	33	58	2	有	無	無	無	B	1.89	概成	山内	堰の下				林	c2	a1	A-2
2583	33	58	3	無	無	無	無	B	0.75	一部概成	山内	平沢				林	c2	a1	A-2
2584	33	58	4	無	無	無	無	C	2.64	無	山内	新井田	8			県	b2	c1	A-2
2585	33	58	5	無	無	無	無	B	1.65	一部概成	高家	向高家	35			町	a2	c1	A-1
2586	33	58	6	無	無	無	無	C	1.20	無	長倉	長倉				林	c2	c1	B-1
2587	33	58	7	無	無	無	無	C	3.60	無	上館	駒木				町	c2	c1	B-1
2588	33	58	8	無	無	無	無	B	4.32	一部概成	上館	沢里	7			県	a2	c1	B-2
2589	33	58	9	無	無	無	無	C	0.75	無	蛇口	鎌屋敷	2			県	c2	c1	B-3
2590	33	58	10	有	無	無	無	B	0.60	一部概成	上館	百鳥	10			町	a2	c1	C-1
2591	33	58	11	無	無	無	有	C	1.20	無	小軽米	蒼前林	2			町	c2	c1	C-2
2592	33	58	12	無	無	無	無	C	0.90	一部概成	上館	車門				県	c2	b1	B-2
2593	33	58	13	無	無	無	無	C	0.36	無	小軽米	沢田	8			町	b2	c1	B-2
2594	33	58	14	無	無	無	無	C	1.68	無	小軽米	百目金	7			町	b2	c1	C-2
2595	33	58	15	無	無	無	無	C	2.10	無	小軽米	大平	3			県	c2	c1	C-2
2596	33	58	16	無	無	無	有	C	0.36	無	小軽米	屋敷				国	c2	c1	C-2
2597	33	58	17	有	無	無	無	C	3.15	一部概成	上館	岸里				町	c2	c1	B-1
2598	33	58	18	無	無	無	有	B	0.90	無	上館	戸草内	24	公民館	1	町	a2	c1	B-1



この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び数値地図25000(地名・公共施設)を複製したものである。(承認番号 平17地保、第751号)

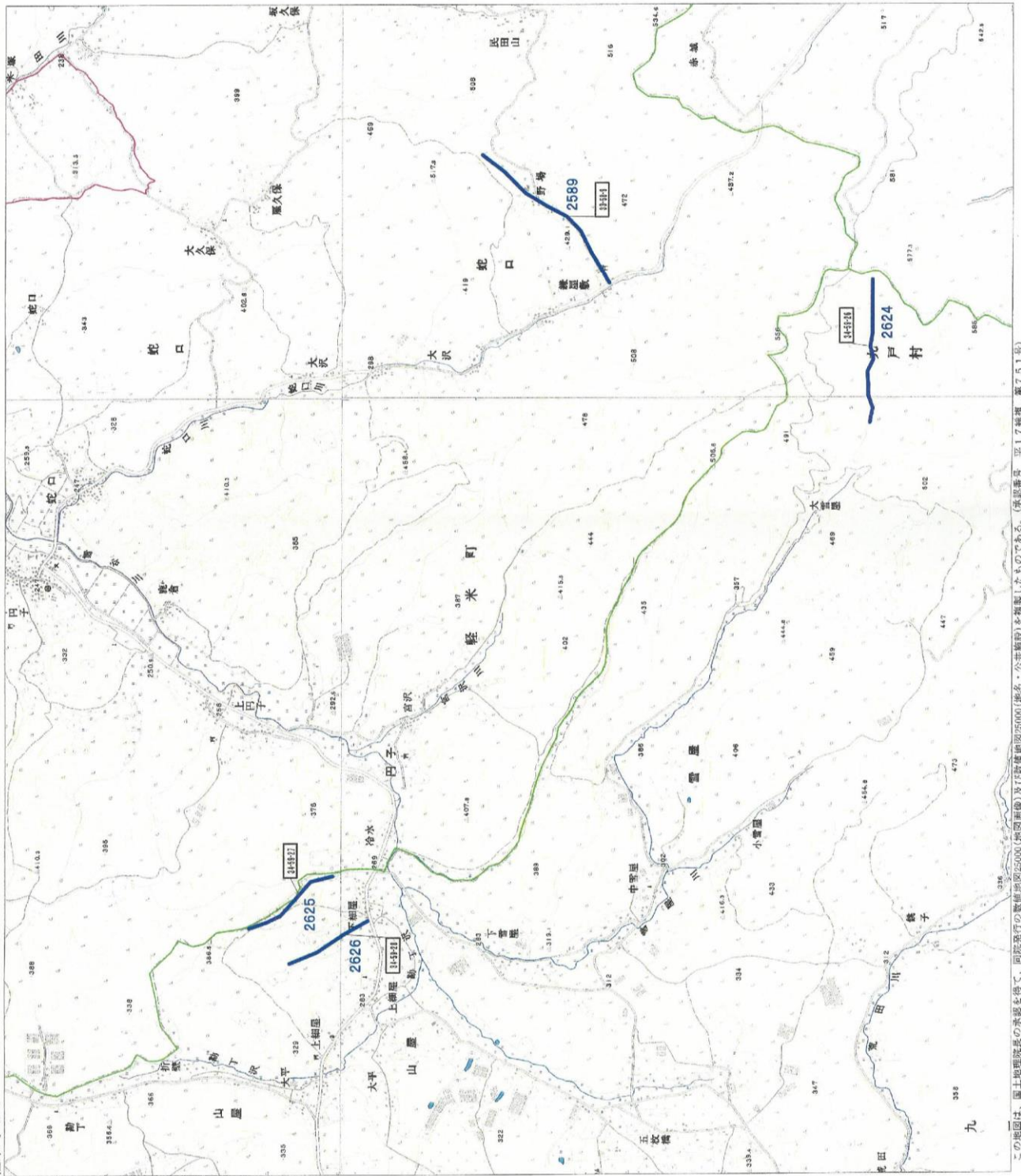


この地図は、国土整理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(地図画像)及び数値地図2500(地名・公共施設)を複製したものである。(承認番号 平17総保、第751号)

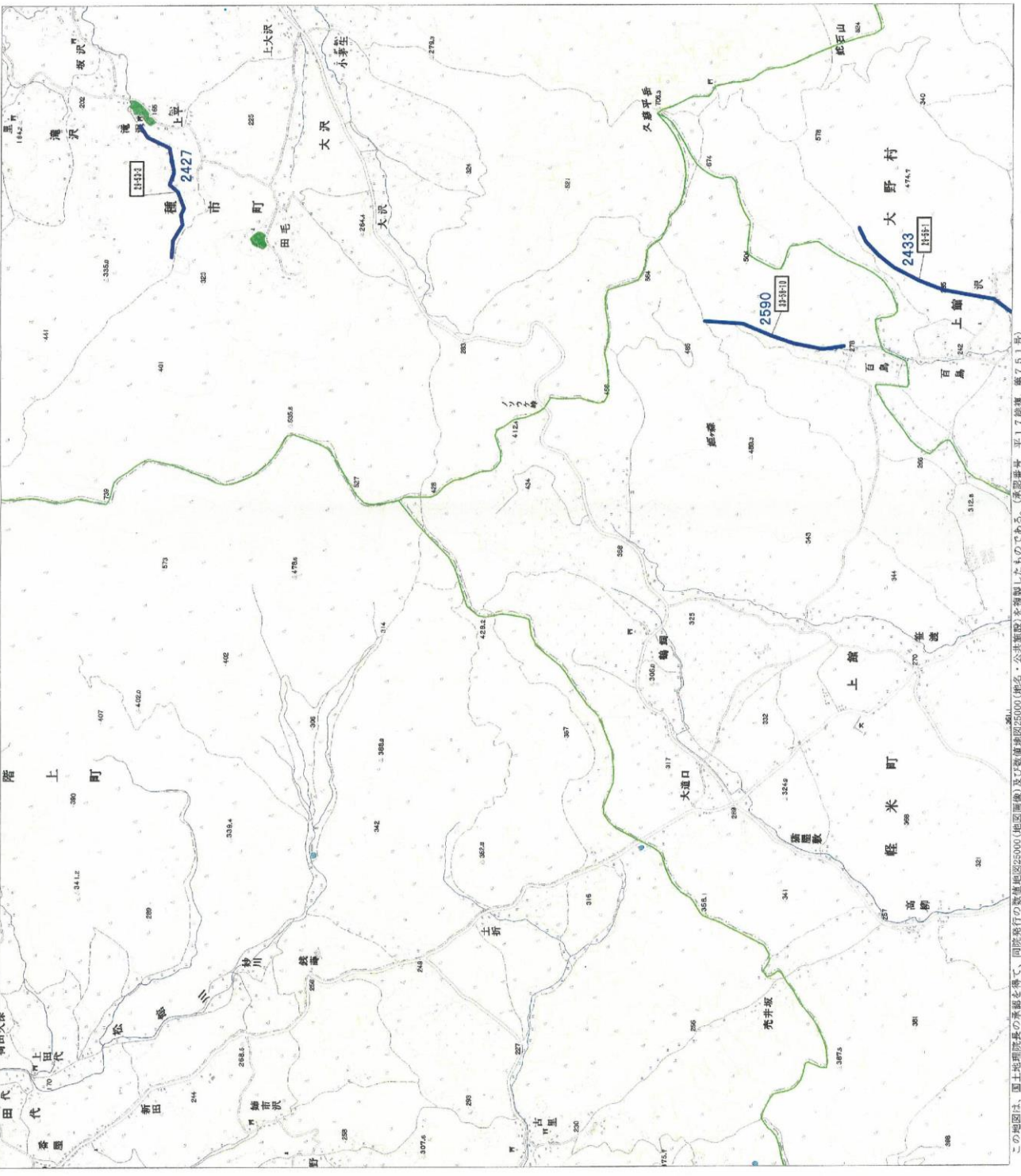


軽米町-B-1

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の基準地図25000(地図画像)及び数値地図25000(地名・公共施設)を複製したものである。(承認番号 平17総環、第751号)

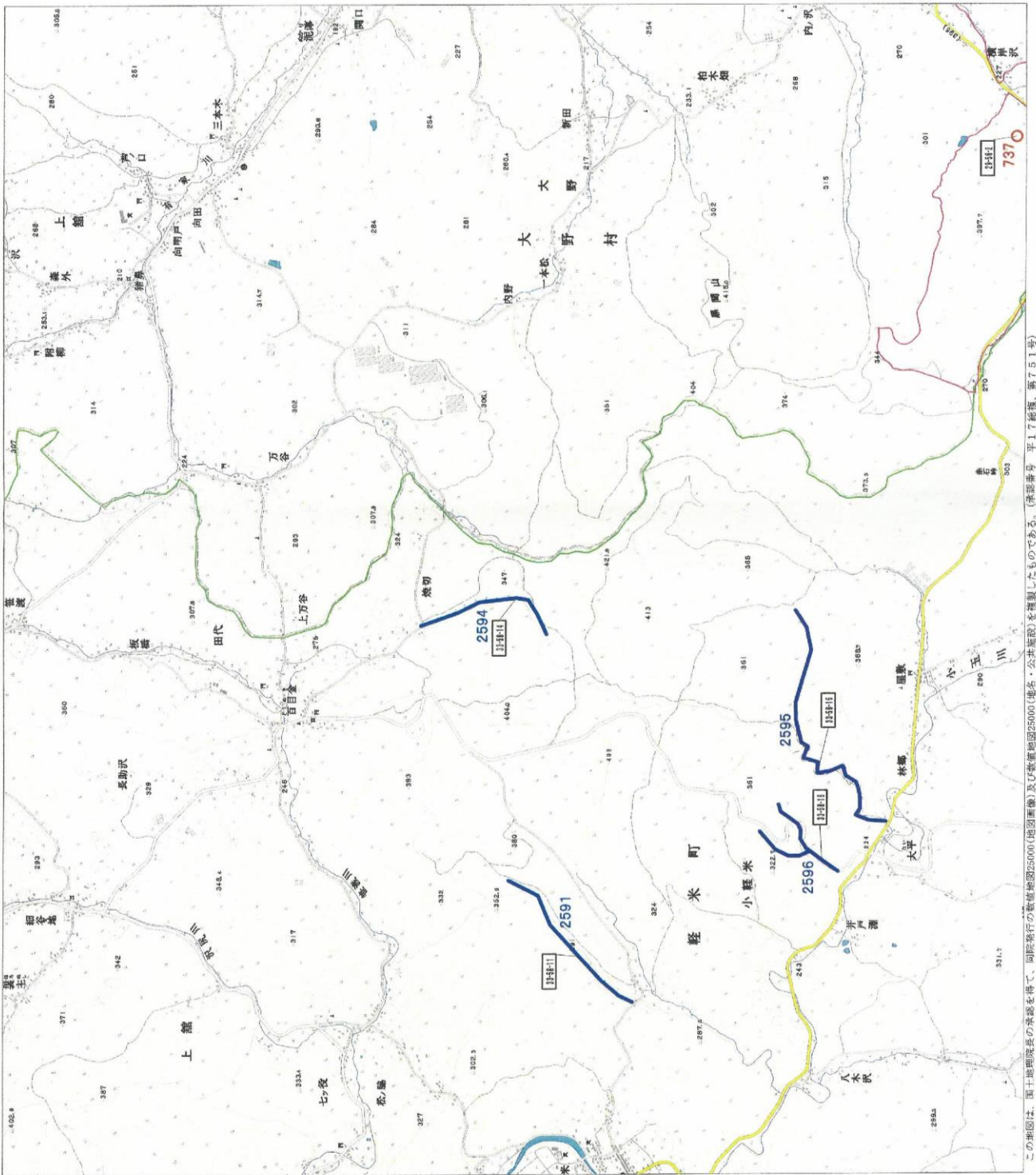


この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の数字地図25000(地図画像)及び数字地図25000(地名・公共施設)を複製したものである。(保登番号 平17経環 第751号)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び数値地図25000(地名・公共施設)を複製したものである。(承認番号 平17総画、第751号)

軽米町-C-2

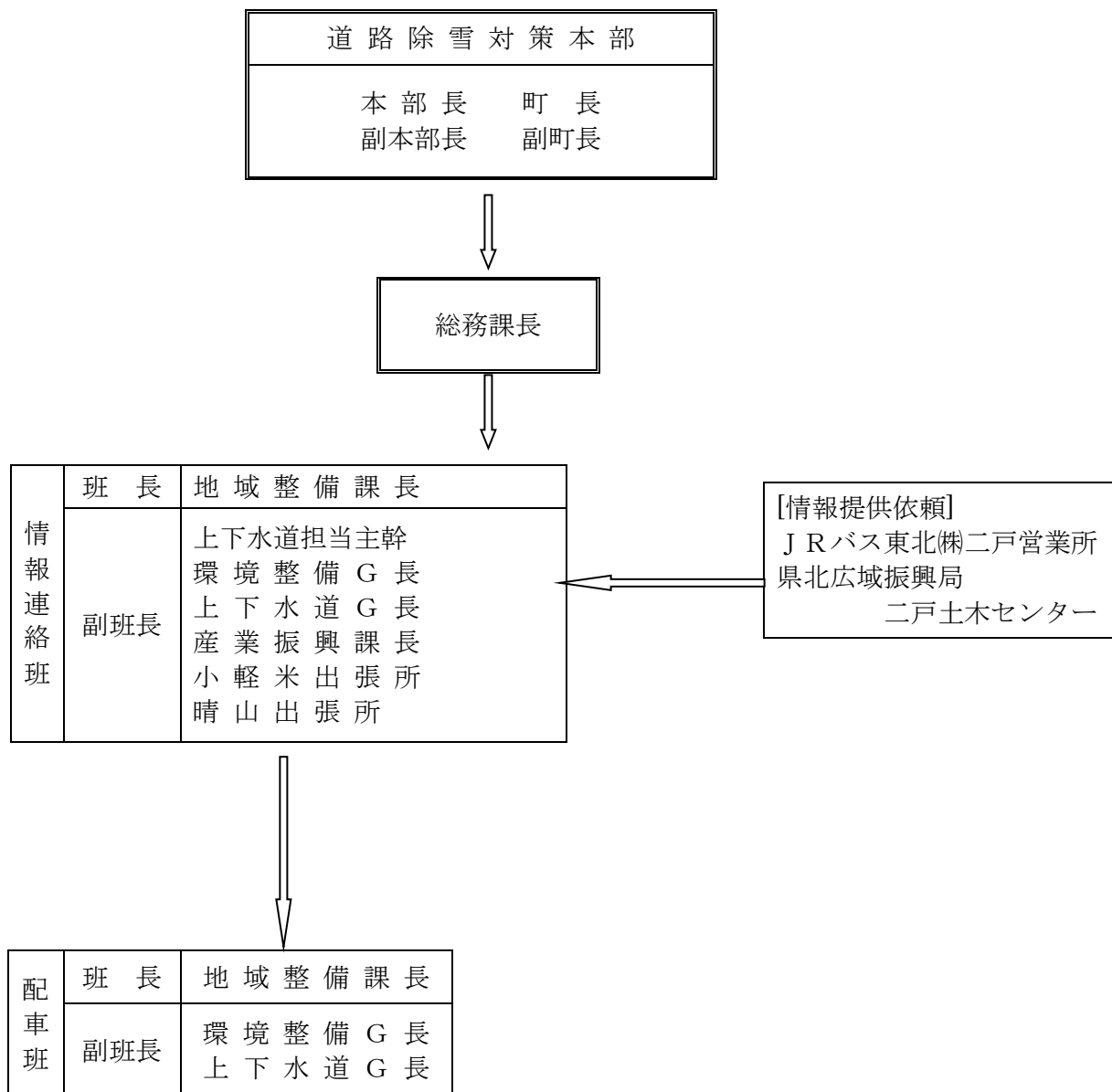


この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び数値地図25000(地名・公共施設)を複製したものである。(承認番号 平17総審、第751号)

2-14-1 軽米町道路除雪作業体制

1 道路除雪作業は、毎年定める軽米町道路除雪計画に基づき行い、豪雪による道路災害の発生または交通途絶によって生じる地域住民の生活不安を除去し、冬季交通網の円滑な確保に努める。

2 道路除雪対策班の編成図



2-17-1 軽米町火入れに関する条例

制定 昭和59年6月26日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、軽米町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入れ予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、別記様式第1号による申請書1通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火へ責任者」という。）を定め申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第14条まで及び第15条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.5ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入責任者の義務)

第9条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入れ責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入れ責任者は、次条に定める防火の設備及び第11条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第10条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、7メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川・湖沼・溝・堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第11条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき2人を(1)の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、消火器・バケツ・スコップ・チェーンソー等の消火に必要な器具を、火入れ従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火への方法)

第12条 火入れは、風速・湿度等から見て延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報・異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び二戸消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(二戸消防署長への通知等)

第15条 町長は、火入れの許可を行った場合には、二戸地区広域事務組合二戸消防署長にその旨通知するものとする。

- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。
- 4 前項の場合において、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

軽米町長 殿

申請者 住 所
氏 名

次のように火入れを行いたいので許可されたく、「軽米町火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林()・普通林・原野・その他
	所 有 区 分	
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間		平成 年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 れ 目 的		
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火人従事者	
	防 火 帯	
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

(注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入、2その他の()には土地現況を記入、3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、部落合林、社寺有林等)を記入

火 入 許 可 証

軽米町指令第 号
年 月 日

申請人 殿

軽米町長 印

月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

火入場所	
面 積	
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火入責任者	
指示事項	
備 考	

3-1-1 軽米町災害警戒本部設置要領

制定 平成3年3月30日

改正 平成9年3月25日

改正 平成19年3月30日

(目的)

第1 この要領は、気象警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、軽米町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 集中豪雨による災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 町内の地域において気象警報のうち暴風警報、暴風雪警報、大雨警報若しくは大雪警報、又は洪水警報が発せられたとき。
- (3) 町内の地域において震度4以上の地震が発生し、若しくは長雨等による地面現象災害等の災害が発生するおそれがあるとき。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象警報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は副町長を、副本部長は総務課長をもって充て、本部員は町民生活課長及び健康福祉課長、産業振興課長、地域整備課長を充て、本部職員は総務課職員のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務所)

第6 災害警戒本部の事務所は、総務課に置く。

(会議)

第7 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(報告)

第8 本部長は、二戸地方振興局に対して次の事項を報告しなければならない。

- (1) 警戒本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 町の対策のうち必要と認める事項
- (3) その他必要と認める事項

(警戒本部の廃止)

第9 本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 町災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれがなくなったとき、又は警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたとき。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から実施する。

附 則 (平成9年3月25日告示第28号)

この要領は、平成9年3月25日から実施する。

附 則 (平成19年3月30日告示第29号)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

3-1-2 軽米町災害対策本部条例

制定 昭和39年7月3日条例第36号

改正 平成8年3月27日条例第4号

改正 平成24年9月19日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、軽米町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を処理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-3 軽米町災害緊急初動特別班設置要領

(目的)

第1 この要領は、夜間、休日等の勤務時間外において、大規模な震災等が発生し、町災害対策本部を設置する要員が参集しにくい状況にある場合、初動体制を確立するため、軽米町緊急初動特別班（以下「緊急特別班」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置及び参集基準)

第2 緊急特別班は、大規模な震災等により、町災害対策本部を設置する要員の参集が困難な場合に災害発生から30分以内をめどに設置する。

(班長、副班長等)

第3 緊急特別班に、班長、副班長を置く。

2 班長は、災害対策本部総務部長をもって充て、緊急特別班事務を総括する。

3 副班長は、災害対策本部総務班長をもって充て、副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 班員は、本庁舎近在職員のうち、毎年度総務部長が指名する者をもって充てる。

(班)

第4 緊急特別班は、総務班、対策班、情報班及び広報班とし、各班の員数は次のとおりとする。

(1) 総務班 5名

(2) 対策班 8名

(3) 情報班 5名

(4) 広報班 5名

(所掌事項及び活動要領)

第5 緊急特別班の各班の所掌事項及び活動要領は、次のとおりとする。

(1) 総務班

ア 災害対策本部の設置及び運営

イ 本部員会議及び本部連絡員会議の開催

ウ 本部長の指令等の伝達

エ 県、他の市町村及び防災関係機関との連絡調整

(2) 対策班

ア 本部の実施する災害応急対策の総括

イ 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡

ウ 自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ、調整

エ 各部の実施する災害応急対策の調整

オ 町民からの要請の処理

(3) 情報班

ア 被害状況の情報収集及び県に対する報告

イ 気象状況、交通状況、道路状況、住民の動向等の情報収集・伝達

(4) 広報班

ア 報道機関に対する災害情報の発表

イ 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請

ウ 災害応急対策に関する広報

(設置場所等)

第6 緊急特別班を設置する場所及び順位は、次のとおりとする。

- (1) 役場総務課
- (2) 軽米町民体育館
- (3) 役場庁舎前駐車場

(緊急特別班の廃止)

第7 緊急特別班は、町災害対策本部の体制が整い、総務部長が所期の目的を達成したと認めるときに廃止する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、緊急特別班の運営に関し必要な事項は、町災害対策本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年6月10日から施行する。

3-1-4 マグニチュード (M) と地震の程度

名称		M	地震の概略 (浅い地震の場合)	日本付近における発生頻度 (浅い地震)
大地震	巨大地震	9.5 ～ 9.0	数100kmないし、1,000kmの範囲に大きな地殻変動を生じ、広域にわたり大災害・大津波を生じる。	平成23年東北地方太平洋沖地震の1回のみ
	地震	～ 8.0	内陸におこれば広域にわたり大災害、海底におこれば大津波が発生する。	10年に1回程度
	地震	～ 7.0	内陸の地震では大災害となる。海底の地震は津波をともなう。	1年に1～2回程度
中地震	地震	～ 6.0	震央付近で小被害が出る。Mが7に近いと条件によっては大被害となる。	1年に10～15回程度
	地震	～ 5.0	被害が出ることは少ないが、条件によっては震央付近で被害が出ることもある。	1年当り100～150回程度
小地震	地震	～ 4.0	震央付近で有感となる。震源がとく浅いと震央付近で軽い被害が出ることもある	1日当り数回程度
	地震	～ 3.0	震央付近で有感となることもある。	1日当り数10回程度

注1 浅い地震とは、深さが約60km以内

注2 日本付近とは、内陸部と海岸から200km程度以内の海底

3-1-5 気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	
0.5	0	人は揺れを感じない。			
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。			
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。		
	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	
2.5	3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5	5.0	5(強)	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部の戸がはずれる。	強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
5.5	6.0	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5					

計測震度	階 級	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地 盤・斜 面
0. 5	0				
1. 5	1				
2. 5	2				
3. 5	3				
4. 5	4				
5. 0	5 (弱)	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動しガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある]	飲弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5. 5	5 (強)	耐震性の低い住宅では、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6. 0	6 (弱)	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁、柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6. 5	6 (強)	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	7	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス水道の供給が停止する]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ 留意事項

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は適していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

3-3-1 町の非常・緊急通話用電話一覧

No.	電話番号	設置場所	住所	備考
1	46-2111	軽米町役場	軽米町大字軽米第10地割85番	
2	46-2112	〃	〃	
3	46-2113	〃	〃	
4	46-2114	〃	〃	
5	46-2115	〃	〃	
6	45-2111	軽米町役場小軽米出張所	軽米町大字小軽米12-63-1	
7	47-2111	晴山主張所	晴山20-6-2	
8	46-4736	健康福祉課	軽米2-54-5	
9	46-4111	健康ふれあいセンター	軽米2-54-5	
10	46-2905	軽米保育園	軽米5-17-1	
11	45-2680	小軽米保育園	小軽米6-4-4	
12	45-2784	笹渡保育園	上館58-108-13	
13	47-2020	晴山保育園	山内13-53-1	
14	46-2881	老人福祉センター	上館1-78-1	
15	46-2614	軽米小学校	軽米5-34-2	
16	45-2312	小軽米小学校	小軽米7-25-1	
17	47-2214	晴山小学校	晴山23-35	
18	46-2414	軽米中学校	軽米6-17-1	
19	46-4151	軽米中央公民館	軽米8-54	
20	45-2111	小軽米公民館	小軽米12-63-1	
21	47-2111	晴山公民館	晴山20-6-2	
22	46-2497	軽米町立青少年ホーム	軽米2-42-5	
23	46-2061	軽米農村勤労福祉センター	軽米6-17	
24	46-3838	軽米町民体育館	軽米6-34-1	
25	46-2751	岩手県立軽米高等学校	軽米9-34-1	
26	46-2969	上館農業構造改善センター	上館4-7-2	
27	45-3474	円子生活改善センター	円子5-17-2	
28	45-2924	牛ヶ沢集落センター	小軽米22-	
29	45-2871	米田農業構造改善センター	小軽米24-29	
30	45-2853	笹渡農業構造改善センター	上館49-4-24	
31	45-2939	小玉川生活改善センター	小軽米18-18-2	
32	46-3896	長倉生活改善センター	長倉4-1-2	
33	47-2748	晴山農業構造改善センター	晴山11-10	
34	47-1070	県北農業研究所	山内23-9-1	
35	47-2065	山内農業構造改善センター	山内26-125	
36	47-1452	ミレットパーク	山内33-53-1	

3-3-2 軽米町防災行政無線施設の状況

区 分	設置場所、数量	備 考
親 局	軽米町役場無線室	防災軽米役場
遠隔制御局	二戸消防署軽米分署内	防災かるまい広報
	新岩手農業協同組合北部営農経済センター軽米地区担当課内	新岩手農協二戸広報
子 局	屋外拡声器 109 基 ほか個別受信機	

3-4-1 報告担当機関等一覧

【県本部二戸地方支部（総務班）】

NTT回線	TEL 23-9201 FAX 23-4062
地域衛星通信 ネットワーク	TEL (TN) 003-111-229-24-198 FAX (TN) 003-111-229-24-198

【県本部（総務部総合防災室）】

NTT回線	TEL 019-629-5153 FAX 019-629-5174
地域衛星通信 ネットワーク	TEL (TN) 003-111-22-5153 FAX (TN) 003-111-22-5174

【消防庁】

区 分		平日 (9:30~17:45) ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	TEL	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

3-4-2 被害状況の判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住居の被害	全壊、全焼、流失	住家その居住のための基本的機能の一部をを喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は家具の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不能	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	

被害区分		判定基準
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一化屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-6-1 ヘリポート基地の指定状況

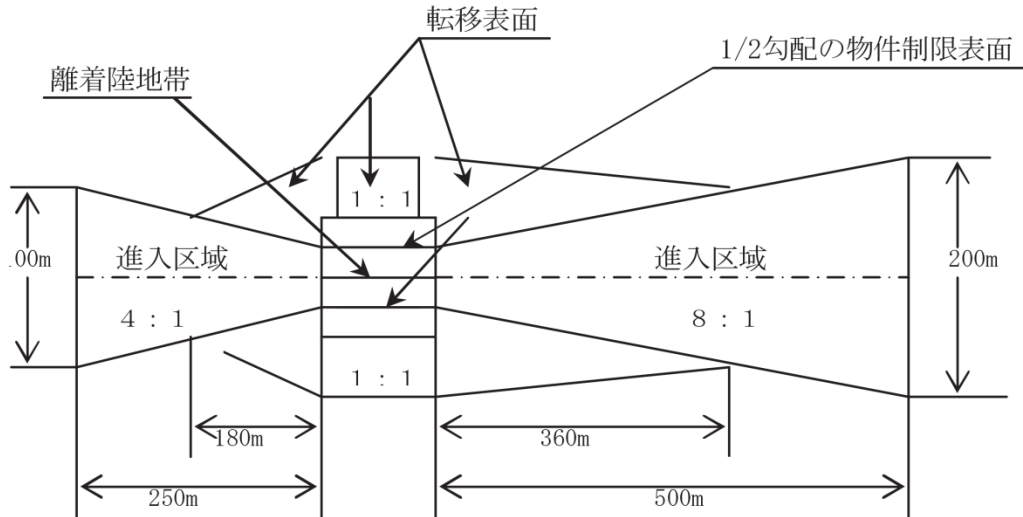
所在地	名称	面積(m ²)	役場からの 所要時間	利用可能機種		
				大型	中型	小型
軽米町大字軽米 9-34-1	県立軽米高等学校 グラウンド	9.100(70×130)	1分	○	○	○
軽米町大字軽米 6-17	軽米中学校校庭	15.400(110×140)	3分	○	○	○
軽米町大字軽米 6-42-2	軽米町営グラウンド	13.225(115×115)	4分	○	○	○
軽米町大字小軽米 10-33	中央公民館小軽米分館 グラウンド	5.700(60×95)	15分	○	○	○
軽米町大字円子 7-16-3	上円子公民館広場	6.175(65×95)	20分	○	○	○
軽米町大字山内 28-24-3	旧山内小学校校庭	3.850(55×70)	20分	○	○	○
軽米町大字晴山 23-35	晴山小学校校庭	4.000(50×80)	15分	○	○	○

3-6-2 ヘリポートの設置基準

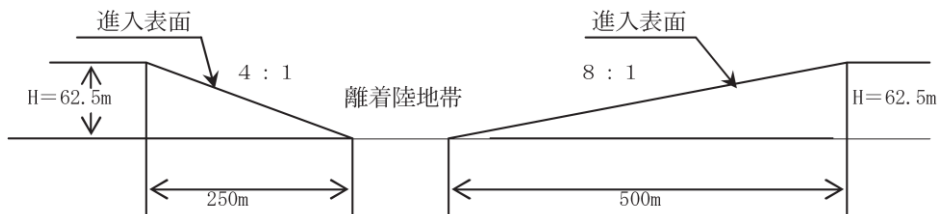
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

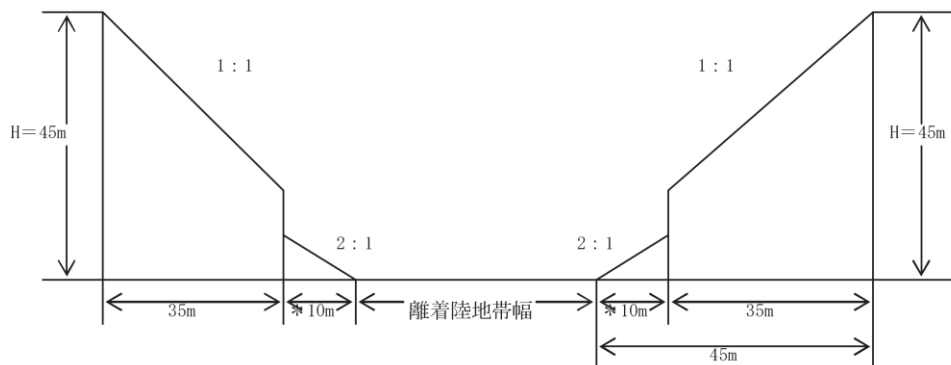
① 平面図



② 進入表面断面図



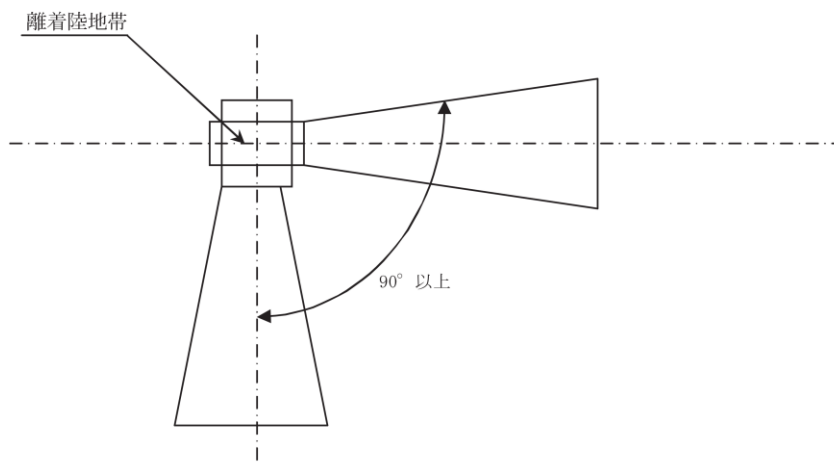
③ 転移表面断面図



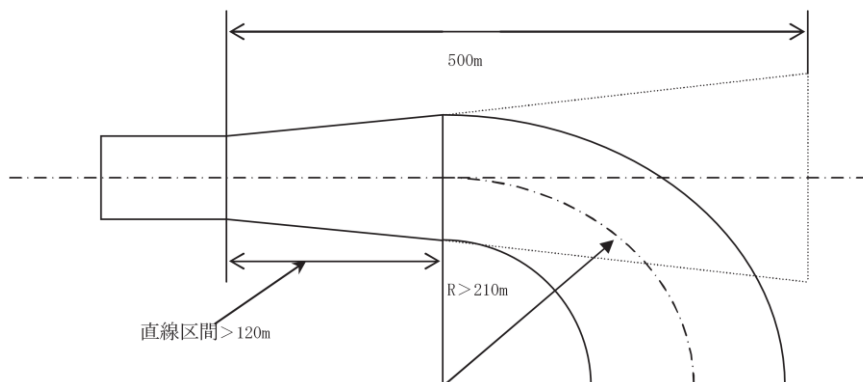
※離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面

[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面

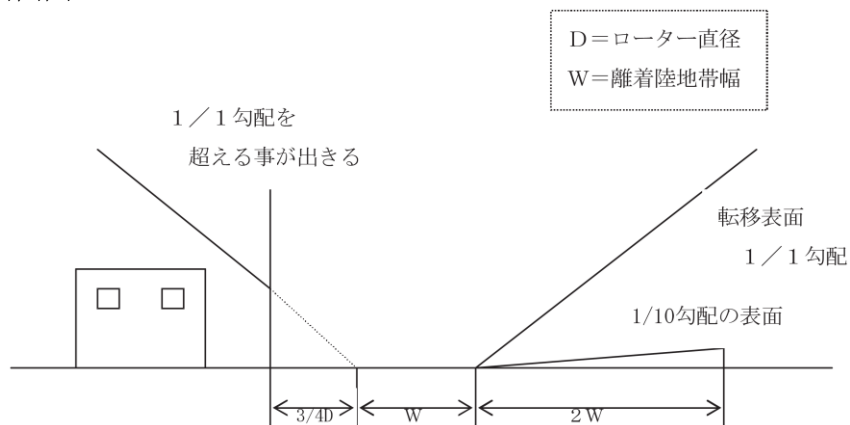


※ 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

※ Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）]

※ 転移表面断面図

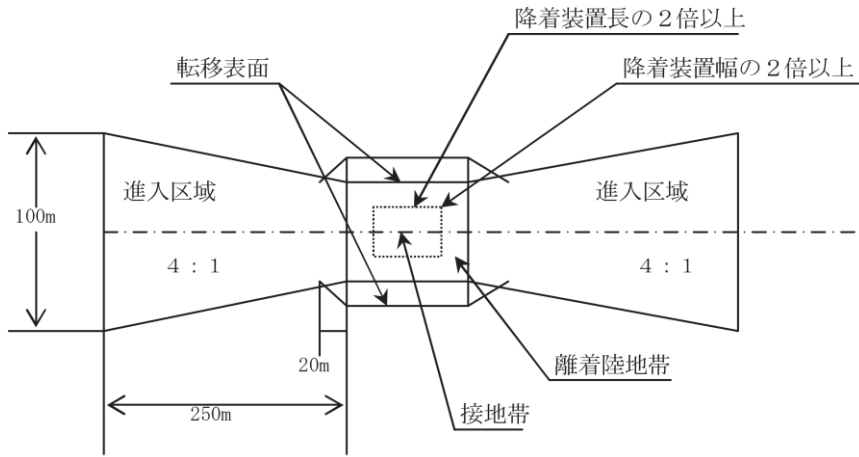


3/4Dの範囲内で離着陸地帯の
最高点を含む水平面より上
に出る物件がないこと。

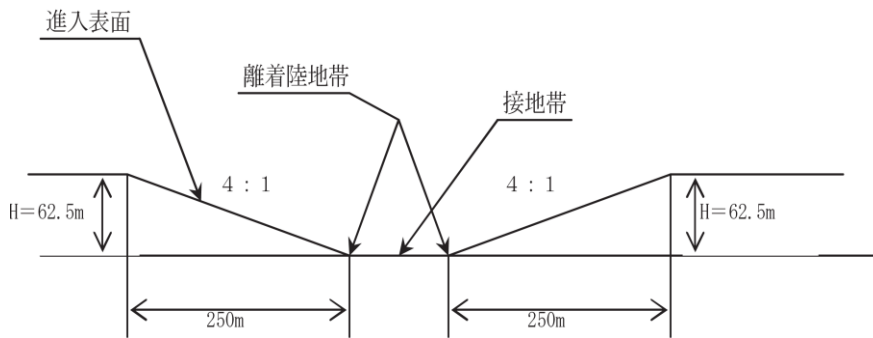
2Wの範囲内は1/10勾配の表面
の上に出る高さの物件のない
こと。

(イ) 山岳、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

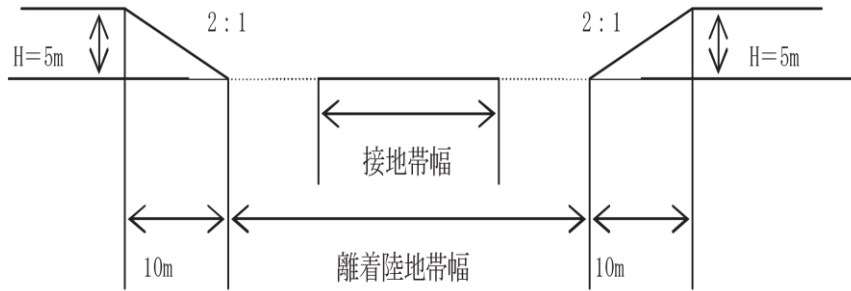
① 平面図



② 進入表面断面図

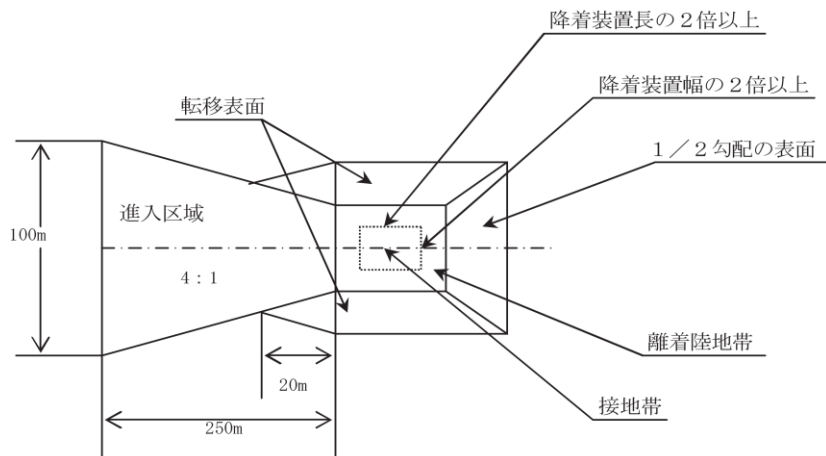


③ 転移表面断面図

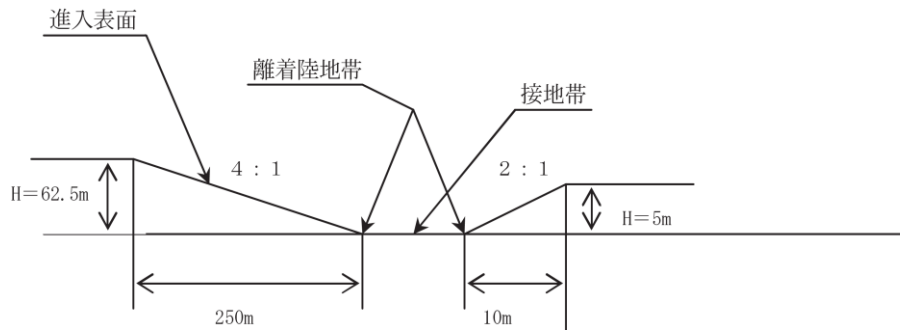


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

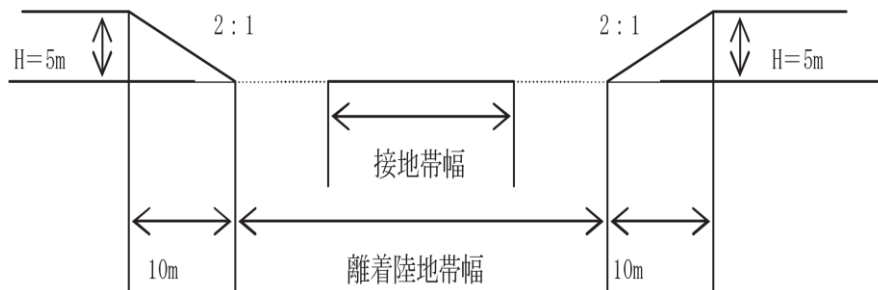
① 平面図



② 進入表面断面図

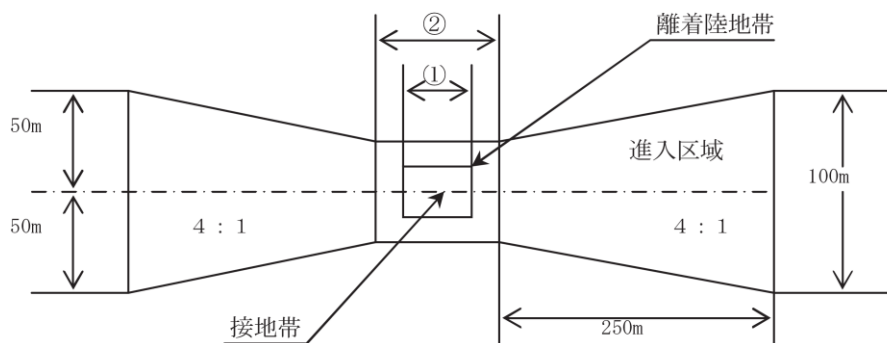


③ 転移表面断面図



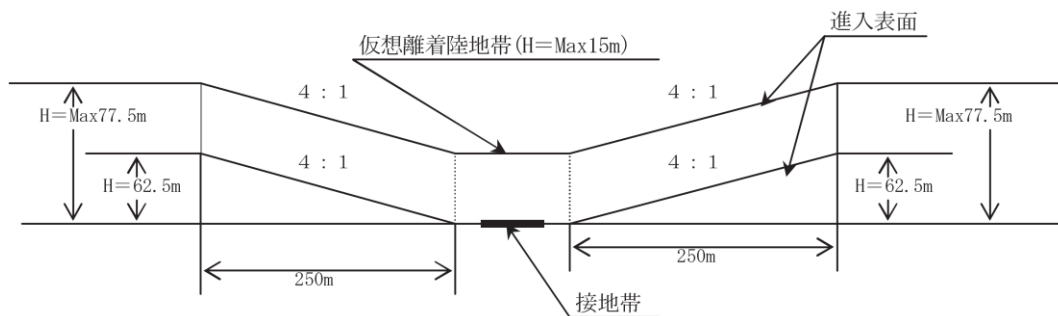
(ウ) 災害時における緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図

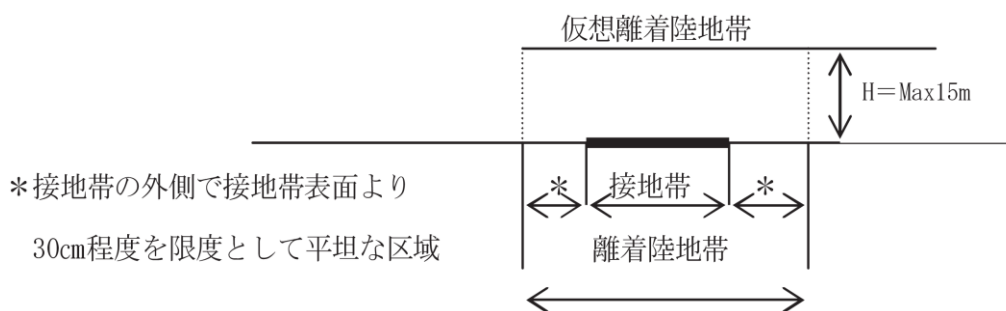


- ① 接地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
- ※ 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
- ※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15c mまでの高さを程度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



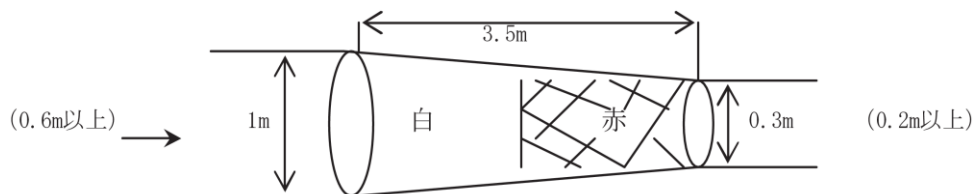
③ 転移表面断面図



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

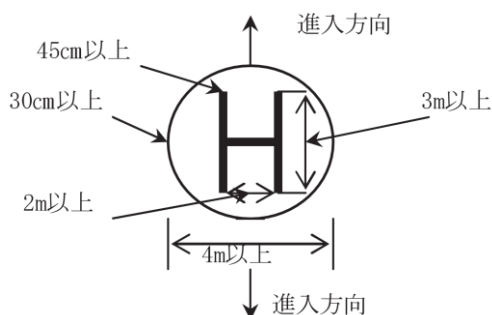
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立ち入り禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

(5) ヘリポートの現況

町の飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧

平成22年3月1日現在

注：座標の欄のNは北緯、Eは東経を表す

離着陸場名	地点・地番	座 標		長さ×幅 (m)	避難場 所指定 の有無
		日本測地系 TOKYO(GPS)	世界測地系 WGS 8 4		
ハートフルスポー ツランド	九戸郡軽米町大字軽 米1-160-1	N 40° 18' 31" E 141° 28' 02"	N 40° 18' 42" E 141° 27' 49"	190 140	
県立軽米高等学校	九戸郡軽米町大字軽 米9-34-1	N 40° 19' 14" E 141° 27' 40"	N 40° 19' 25" E 141° 27' 28"		有

3-6-3 災害時における「石油類」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と、〇〇〇石油店（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害等により、町内に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等円滑な災害応急対策の遂行のために実施する石油類の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、軽米町地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に係る石油類の確保に関し、民間団体協力の一環として、町内給油所の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（供給業務の内容等）

第2条 この協定における石油類とは、ガソリン、軽油、灯油及びLPGガス等石油系燃料を言い、甲が乙に対して協力を要請する優先供給業務は、次のとおりとする。

- (1) 公用車用燃料の確保及び供給業務
- (2) 暖房用燃料の確保及び供給業務
- (3) 防災資機材用燃料の確保及び供給業務
- (4) その他甲が必要と認める燃料の供給業務
- (5) 石油燃料の運搬業務

（業務要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に燃料を調達する必要があるときは、乙に対して、供給を要請するものとする。

- (1) 燃料の種類及び数量
- (2) 納入場所及び日時

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の供給した石油類の代金を負担するものとする。この場合の石油類の価格は、災害発生前の実勢単価とする。

（請求及び支払）

第6条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、石油類の供給がなされた後に行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請に対し対応できる事業所名及び所在地等をあらかじめ報告するものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、要請に基づく応急業務に従事したことにより乙の従事者が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかった場合は、災害対策基本法第84条の規定に基づきこれを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番
軽米町
軽米町長

乙 岩手県九戸郡軽米町
〇〇〇〇石油店
代表 〇〇〇〇 〇〇

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-7-1 災害時における消防相互応援協定

この協定書は、近隣市町村相互の友好公助の精神に基づき、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第21条の規定により、二戸市、一戸町、浄法寺町、軽米町、九戸村、安代町、三戸町並びに田子町の地域に災害が発生した場合における消防相互応援について、次のとおり協定する。

（対象とする災害）

第1条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 航空機、鉄道車両、自動車等の交通機関による大規模な火災並びに救助事故
- (2) 大規模な建物、山林等の火災並びに救助事故
- (3) 大規模な地震並びに風災害による火災並びに救助事故

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御並びに人命救助（以下「災害応急活動」という。）のため必要な資機材及び物資の提供
- (2) 災害応急活動に必要な応援隊員の派遣
- (3) 災害応急活動に必要な消防車両の派遣

（応援の要請）

第3条 この協定に基づく応援要請は、第1条に規定する災害が発生した市町村長が、次のいずれかに該当する場合に協定市町村長に行うものとする。

- (1) その災害が、協定市町村の地域に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) その災害の防御が、被災市町村の消防力では著しく困難と認める場合

（連絡担当課等）

第4条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、市町村の応援事務を担当する課等を別表のとおり定めるものとする。

（応援の手続）

第5条 第3条に規定する応援要請の手続きは、次の事項を明らかにし、前条に規定する連絡担当課等を通じて、電話又はその他の方法をもって要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

（応援隊の派遣に要する経費の負担）

第6条 応援に係る経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 被災市町村の負担する経費
 - ア 備蓄資機材及び臨時調達資機材の購入費
 - イ 車両及び機械器具等に破損又は故障を生じた場合の修理費
 - ウ 応援隊の食料費
- (2) 応援市町村の負担する経費
 - ア 応援隊団員の手当等
 - イ 応援隊団員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償に要する経費
 - ウ 車両等の燃料費

(第三者に対する損害補償に要する経費)

第7条 応援隊が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災市町村が、往路及び帰路に生じたものについては応援市町村がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。

ただし、応援隊の重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、応援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援を受けた場合の応援措置に要する経費は、応援市町村の請求に基づいて被災市町村が支払うものとする。

(経費の負担等の特例)

第9条 応援に要する経費の負担又はその支払方法について前条により難しいときは、関係市町村が協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は協定市町村の担当課等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第11条 福岡町、一戸町、浄法寺町、金田一村、九戸村、安代町、軽米町、三戸町及び田子町の間において昭和34年7月11日締結した相互応援協定書は、廃止する。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本8通を作成し、協定市町村長が記名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成9年5月1日から施行する。

二戸市長
一戸町長
浄法寺町長
軽米町長
九戸村長
安代町長
三戸町長
田子町長

別表

市町村名	担 当 課	電話番号	F A X 番号	備 考
二 戸 市	庶務課 消防交通係	0195-23-3111	0195-25-5160	
一 戸 町	総務課 消防交通係	0195-33-2111	0195-33-3770	
浄法寺町	総務課 消防交通係	0195-38-2111	0195-38-2161	
軽 米 町	総務課 消防交通係	0195-46-2111	0195-46-2335	
九 戸 村	総務課 庶 務 係	0195-42-2111	0195-42-3120	
安 代 町	総務課 消防防災係	0195-72-2111	0195-72-3531	
三 戸 町	総務課 防 災 班	0179-20-1111	0179-20-1102	
田 子 町	総務課 防災管理班	0179-32-3111	0179-32-4294	

3-9-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまかないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまかない場合は、応援市町村に当該費用の一時操替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

岩手県内59市町村長

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

3-9-3 災害時における軽米町内郵便局、軽米町間の相互協力に関する覚書

軽米町内の郵便局（以下「甲」という。）及び軽米町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、軽米町内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙の相互協力が迅速かつ円滑に行われるために、必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発などにより生ずる被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、軽米町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、災害対策の効果的な推進に向け相互に協力するものとする。

(1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

ア 被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

イ 道路、橋梁等の被災状況に関する情報の相互提供

ウ 土地等崩壊災害危険箇所に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、軽米町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、これに応じるよう努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、災害対応を円滑に遂行するため必要な職員等（以下「応援職員等」という。）を軽米町災害対策本部に派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては軽米郵便局長、乙においては軽米町総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月21日

甲 軽米町内郵便局代表

軽米郵便局長

印

乙 軽米町

軽米町長

印

3-13-1 (1) 指定緊急避難場所一覧

No.	対象地区	施設名	建築面積 (単位：㎡)	収容可能 面積 (単位：㎡)	収容可能 人数	災害種別				
						洪水	土砂	地震	大規模 火災	内水溢
1	軽米地区	県立軽米高校第1体育館	982	880	440	●	●	●	●	●
2		第2体育館	701	630	310	●	●	●	●	●
3		柔剣道場	403	360	180	●	●	●	●	●
4		町立軽米中学校校舎	2,988	1,141	570	●	●	●	●	●
5		屋内運動場	1,096	980	490	●	●	●	●	●
6		柔剣道場	495	380	190	●	●	●	●	●
7		町立軽米小学校校舎	4,198	2,620	1,100	●	●	●	●	●
8		屋内運動場	1,219	855	451	●	●	●	●	●
9		軽米町民体育館	2,431	1,638	810	●	●	●	●	●
10		軽米農村勤労福祉センター	739	298	150	●	●	—	●	●
11		軽米町立青少年ホーム	480	271	135	●	●	—	●	●
12		軽米中央公民館	757	343	171	—	●	—	●	—
13		軽米町老人福祉センター	988	258	129	●	●	●	●	●
14		軽米保育園	932	838	419	●	●	●	●	●
15		上館農業構造改善センター	225	117	58	●	—	▲	●	●
16		軽米町役場	2,200	260	130	●	●	●	●	●
17		軽米町農村環境改善センター	1,153	530	265	●	●	●	●	●
18	増子内地区	増子内農村振興会館	289	160	80	●	—	●	●	●
19	高家地区	高家生活改善センター	163	100	50	●	●	●	●	●
20	円子地区	旧円子小学校屋内運動場	825	742	370	●	●	●	●	●
21		円子生活改善センター	297	205	100	●	●	—	●	●
22	小軽米 地区	中央公民館小軽米分館(旧校舎分)	2,411	951	475	●	●	●	●	●
23		体育館	1,017	915	450	—	●	●	●	—
24		町立小軽米小学校校舎	2,199	950	475	●	●	●	●	●
25		屋内運動場	479	430	210	●	●	●	●	●
26		小軽米保育園	396	356	178	●	●	●	●	●
27	小軽米生活改善センター	326	151	75	●	—	—	●	●	
28	米田地区	牛ヶ沢集落センター	124	110	55	●	●	●	●	●
29		米田農業構造改善センター	283	158	79	—	●	●	●	●
30	笹渡地区	笹渡農業構造改善センター	296	161	80	●	●	●	●	●
31		中央公民館笹渡分館(旧校舎分)	2,905	915	457	●	●	●	●	●
32		体育館	854	768	230	●	●	●	●	●
33	小玉川地区	小玉川生活改善センター	284	147	73	●	●	●	●	●
34	長倉地区	長倉生活改善センター	138	86	43	●	●	●	●	●
35	晴山地区	晴山農業構造改善センター	197	102	51	●	●	▲	●	●

36	観音林 地区	町立晴山小学校校舎	2,647	1,325	660	●	●	●	●	●
37		町立晴山小学校屋内運動場	747	670	330	●	●	●	●	●
38		中央公民館晴山分館(旧校舎分)	2,478	1,013	506	●	●	●	●	●
39		体育館	996	896	448	●	●	●	●	●
40		晴山公民館	342	149	74	●	●	▲	●	●
41		晴山保育園	945	351	175	●	●	●	●	●
42	山内地区	県北農業研究所	2,795	298	149	●	●	●	●	●
43		山内農業構造改善センター	357	177	88	●	●	—	●	●
44		旧山内小学校跡地	19,163	—	—	—	—	▲	—	—
45		ミレットパーク	499	120	60	●		●	●	●
46		大清水地区活性化センター	307	84	42	●	●	●	●	●

※災害種別の各欄中▲印は、敷地の利用のみが可能であることを示すもの。

3-13-1 (2) 指定避難所一覧

No.	対 象 区	施 設 名	建築面積 (単位：㎡)	収容可能 面 積 (単位：㎡)	収容可能 人 数	備 考
1	軽米地区	県立軽米高校第1体育館	982	880	260	
2		第2体育館	701	630	190	
3		柔剣道場	403	360	100	
4		町立軽米中学校屋内運動場	1,096	980	290	
5		柔剣道場	495	380	110	
6		町立軽米小学校屋内運動場	1,219	855	260	
7		軽米町民体育館	2,431	1,638	500	
8		軽米農村勤労福祉センター	739	298	90	
9		軽米町立青少年ホーム	480	271	80	
10		軽米中央公民館	757	343	100	※洪水・内水面氾濫時を除く
11		軽米町老人福祉センター	988	258	70	
12		軽米保育園	932	838	250	※乳幼児優先
13		上館農業構造改善センター	225	117	35	
14		軽米町農村環境改善センター	1,153	530	30	
15	増子内地区	増子内農村振興会館	289	160	40	
16	高家地区	高家生活改善センター	163	100	30	
17	円子地区	旧円子小学校屋内運動場	825	742	220	
18		円子生活改善センター	297	205	60	
19	小軽米 地区	中央公民館小軽米分館体育館	1,017	915	270	※洪水・内水面氾濫時を除く
20		町立小軽米小学校屋内運動場	479	430	130	
21		小軽米保育園	396	356	107	※乳幼児優先
22		小軽米生活改善センター	326	151	45	
23	米田地区	牛ヶ沢集落センター	124	110	30	
24		米田農業構造改善センター	283	158	40	※洪水・内水面氾濫時を除く
25	笹渡地区	笹渡農業構造改善センター	296	161	40	
26		中央公民館笹渡分館(旧校舎分)	2,905	915	277	
27		体育館	854	768	230	
28	小玉川地区	小玉川生活改善センター	284	147	40	
29	長倉地区	長倉生活改善センター	138	86	26	
30	晴山地区	晴山農業構造改善センター	197	102	30	
31	観音林 地区	町立晴山小学校屋内運動場	747	670	200	
32		中央公民館晴山分館体育館	996	896	270	
33		晴山公民館	342	149	45	
34		晴山保育園	945	122	37	※乳幼児優先

35	山内地区	県北農業研究所	2,795	298	90	
36		山内農業構造改善センター	357	177	50	
37		ミレットパーク	499	120	30	
38		大清水地区活性化センター	307	84	25	

3-13-2 災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書

軽米町（以下「甲」という）社会福祉法人（以下「乙」という）は、災害時に在宅で生活、あるいは、他の施設に入所している要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に要配慮者が避難を余議なくされた場合に、甲が乙の運営する施設に対し、協力を申請する際に必要な事項を定める。

（受入施設）

第2条 乙が災害時に要配慮者を受入れる施設は別紙のとおりとする。

（受入期間）

第3条 受入期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示するときまでとする。

（受入対象者）

第4条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要配慮者及びその介護者（以下「要配慮者等」という）とする。

（受入責任者）

第5条 乙は、あらかじめ、受入責任者を定め、甲に通知するものとする。

（受入手続き）

第6条 受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

1 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要配慮者等や、避難所に避難した要配慮者等が避難所での生活が困難と認められる場合、及び社会福祉施設が被災し入所者を引き続き入所させることが困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

（1）要配慮者等の人数

（2）要配慮者等の氏名、住所、心身の状況

（3）身元引受人の氏名、住所、連絡先

（4）受入期間

2 受入責任者は、受け入れ可能な要配慮者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により、連絡するとともに、受け入れの準備を行うものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第7条 甲は、乙が受け入れ可能な要配慮者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（他の市町村からの受入要請）

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合には、必要に応じて、乙に協力するものとする。（費用）

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

（疑義等の解決）

第10条 この協定に定めない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

(甲) 軽米町大字軽米第10地割85番地

軽米町

軽米町長 山本賢一



(乙) 下記一覧のとおり

住 所	法 人 名	施 設 名	代表者名 (締結時)
軽米町大字上館第 1地割78-1	社会福祉法人 軽米町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム いちい荘	会長 菅原 皓文
軽米町大字軽米6 -89-1	社会福祉法人 麗沢会	介護老人保健施設 花の里かるまい	施設長 生田 孝雄
軽米町大字山内第 12地割字太田向96 -2	社会福祉法人 桂泉会	住宅複合型施設 くつろぎの家	園長 小笠原 則子
軽米町大字山内12 地割89-7		障害者支援施設 太陽荘	園長 佐藤 京子

3-13-3 福祉避難所一覧

No.	施設名称	施設住所	電話番号	法人名
1	特別養護老人ホーム いちい荘	〒028-6302 軽米町大字軽米 9-53-3	46-3130	社会福祉法人 軽米町社会福祉協議会
2	介護老人保健施設 花の里かるまい	〒028-6302 軽米町大字軽米 6-89-1	46-4646	社会福祉法人 麗沢会
3	在宅複合型施設 くつろぎの家	〒028-6222 軽米町大字山内 12-96-2	47-2351	社会福祉法人 桂泉会
4	障害者支援施設 太陽荘	〒028-6222 軽米町大字山内 12-89-7	47-2316	

3-14-1 災害時における「医薬品等」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇薬局（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等により、町内に大規模な災害の発生（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等、円滑な災害応急対策の遂行のため、医薬品等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づき、民間協力の一環として、〇〇〇〇薬局の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に医薬品等の調達する必要が生じたときは、乙に対して、調達が可能な医薬品等の供給を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対して優先的に医薬品等を供給するものとする。

2 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡態勢、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（医薬品等の集積場所）

第5条 医薬品等の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。ただし、乙が配達が困難なときは、甲又は甲の指定するものを行うものとする。

（医薬品等の価格、支払い）

第6条 第2条の医薬品等の対価及び乙が行った配達等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が商品の供給及び配達終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を発し、甲は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（疑義の解釈）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第 10 地割 85 番地
軽米町
軽米町長

乙 協定締結団体名

年 月 日

様

軽米町長

災害時における医薬品等供給の要請書

電話による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する医薬品等の種類 及び数量	品 目	数量	単位
搬入先	所在地		
	名称	電話	
	現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-15-1 災害時における「生活必需品等」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇商店（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等により、町内に大規模な災害の発生（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等、円滑な災害応急対策の遂行のため、生活必需品等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づき、民間協力の一環として、〇〇〇〇商店の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に生活必需品等の調達する必要があるときは、乙に対して、調達が可能な生活必需品等の供給を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対して優先的に生活必需品等を供給するものとする。

- 2 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡態勢、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活必需品等の集積場所）

第5条 生活必需品等の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。ただし、乙が運搬を困難なときは、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（生活必需品等の価格、支払い）

第6条 第2条の生活必需品等の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を発し、甲は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の解釈)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町
軽米町長

乙 協定締結団体名

年 月 日

様

軽米町長

災害時における生活必需品供給の要請書

電話による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する生活必需品の類及び数量	品 目	数量	単位
搬入先	所在地 名称 電話 現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-16-1 災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」）と軽米町長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引き渡しを行うことができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙は変わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引き渡しを受ける必要があるときには、農政事務所地域課長または政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引き渡しを要請することができるものとする。

第2条 甲は、乙に災害救助用米穀等の価格をあらかじめ通知しておくものとする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀等代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約に係る契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 代金納付期限後の延滞金の額は、14.6%の割合で計算した額とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

岩手県知事

印

軽米町長

印

3-16-3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日 18総食第294号 制 定

平成19年3月30日 18総食第1369号 一部改正

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受け取る必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

- ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。
- エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合
- ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合
- (ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等(地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。)に対して、文書により要請を行うものとする。
- (イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。
- (ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。
- (エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。
- イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合
- (ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。
- (イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。
- なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。
- (ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。
- ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。
- エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告
- 地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。
- オ 知事に対する市町村長等の報告
- 市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

3-16-4 災害時における「食料等」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇商店（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等により、町内に大規模な災害の発生（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等、円滑な災害応急対策の遂行のため、食料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づき、民間協力の一環として、〇〇〇〇商店の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に食料等の調達する必要があるときは、乙に対して、調達が可能な食料等の供給を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対して優先的に食料等を供給するものとする。

2 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡態勢、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（食料等の集積場所）

第5条 食料等の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。ただし、乙が運搬が困難なときは、甲又は甲の指定するものを行うものとする。

（食料等の価格、支払い）

第6条 第2条の食料等の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を発し、甲は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の解釈)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町
軽米町長

乙 協定締結団体名

年 月 日

様

軽米町長

災害時における食料供給の要請書

電話による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する食料の種類及 数量	品 目	数量	単位
搬入先	所在地		
	名称	電話	
	現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-20-1 臨時ごみ集積所一覧

地区名	施設名	使用範囲
軽米地区	旧県北農業試験場跡地	敷地内に限る
小軽米地区	雪谷川ダムフォリストパーク・軽米駐車場	駐車場敷地内に限る
晴山地区	旧野場小学校跡地	敷地内に限る

3-20-2 災害時における「障害物除去等」に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と軽米町建有会（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害等により、町内に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が管理する道路及び公共施設等が損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、軽米町内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、災害時応急対策業務依頼書（第1号様式）により乙に対し業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時応急対策業務協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、建設資機材等の提供について甲に協力するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出場したときは、甲の担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時応急対策業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

3 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の協力依頼により災害時に対応できる建設資機材等の状況及び乙の会員間の連絡態勢について、毎年報告するものとする。

4 甲が乙に対して協力依頼を行う災害時応急対策業務の内容は、次の定めるとおりとする。

- (1) 災害時において、崩土及び倒木等、道路における交通障害物の除去作業
- (2) 災害時において、道路交通の安全を確保するため、危険箇所等へのバリケードの設置及び交通規制の措置を周知する案内標識等の設置に係る作業
- (3) 災害時において、住居家屋等の崩壊、倒壊及び破損等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (4) その他、甲が必要と認める緊急的応急作業

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた建設資機材等に要した費用を負担する

ものとする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、建設資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前条の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、代金を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定する業務に従事した者が、その災害時応急対策業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協議の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町長

乙 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町建育会 会長 ○ ○ ○ ○

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車での搬送よりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車での搬送よりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

3-30-2 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生后市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する質機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県知事

岩手県内59市町村長

盛岡地区広域行政事務組合管理者 盛岡市長

胆沢地区消防組合管理者 水沢市長

両磐地区消防組合管理者 一関市長

久慈地区広域行政事務組合管理者 久慈市長

大船渡地区消防組合管理者 大船渡市長

遠野地区消防事務組合管理者 遠野市長

宮古地区広域行政事務組合管理者 宮古市長

花巻地区消防事務組合管理者 花巻市長

北上地区消防組合管理者 北上市長

二戸地区広域行政事務組合管理者 二戸市長

3-30-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航(以下「緊急運航」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定(以下「協定」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)の長が総合防災室防災航空担当課長(以下「運航管理責任者」という。)に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長(以下「隊長」という。)に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室防災消防課長(以下「総括管理者」という。)に報告するとともに、状況に応じ岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報(様式第2号)により運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。

3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第3号)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

4-1-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 昭和54年6月29日 条例第20号 改正 昭和56年9月28日 条例第21号
改正 昭和57年12月10日 条例第26号 改正 平成7年3月22日 条例第9号
改正 平成23年9月16日 条例第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号、以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円としその他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定による。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合は支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成7年3月22日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月16日条例第11号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

4-1-2 災害弔慰金の支給等に関する規則

制定 昭和54年6月29日 規則第7号 改正 昭和57年12月10日 規則第1号
改正 平成25年3月18日 規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和54年軽米町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署で発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受け場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨の決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施工期日）

1 この規則は、昭和54年6月28日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害傷害見舞金の支給について適用する。

（東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付けの特例）

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受

けた者（以下「借受人」という。の印鑑証明書」とする。

- 5 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項(2)の適用については、同(2)中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則（昭和57年12月10日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成25年3月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧

(平成26年12月1日現在)

種 目	(1) 災 害 復 興	(2) 地 す べ り 関 連	(3) 宅 地 防 災
概 要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)
融資の 対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置 (旧擁壁の除去を含む)
融資要 件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に10万円以上の被害が生じ、り災証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人 (日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方) 又は法人であること	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込みすること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること 5 個人の方 (日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方) 又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込みすること 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要な資金を用意できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込日現在、原則として79歳未満であること 6 個人の方 (日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方) であること

一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	<p>1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること</p> <p>2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること（建設・購入の場合のみ）</p> <p>3 敷地の権利が転貸借でないこと</p> <p>4 住宅部分の床面積が、建設の場合は13㎡以上175㎡以下であること、購入の場合は50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下であること（被災前の住宅部分が175㎡超の場合は、その床面積が上限）</p>	<p>1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること</p> <p>2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）であること</p> <p>3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること（建設・新築購入の場合のみ）</p> <p>4 敷地の権利が転貸借でないこと</p> <p>5 建築基準法その他関係法令に適合していること</p>	
貸付金の限度	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,060万円又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け1.10%、事業者向け0.90% （平成26年12月現在）	個人向け1.52%、事業者向け1.25% （平成26年12月現在）	個人向け1.39%、事業者向け1.12% （平成26年12月現在）
期間	20年、25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4 - 2 - 2 災害復興住宅資金

(平成27年1月21日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災，地震，暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し，住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊，大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 建設資金 1,500万円 2 整地資金 400万円 3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造，準耐火構造，木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊，大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,470万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユース[®]ラス住宅、リ・ユース[®]ラスマンション 2,470万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,170万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造，準耐火構造，木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユース[®]ラス住宅、リ・ユース[®]ラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じり災証明書の発行を受けた場合</p>		<p>1 補修資金 660万円 2 引方移転資金 400万円 3 整地資金</p>	<p>1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内</p>

(2) 引方移転資金 補修する家屋を引方 移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて 整地する場合		400万円 ※ 2と3をあわせて利用す る場合は、合計で400万円が 限度	3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均 等返済
--	--	--	--

4 - 2 - 3 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が</p> <p>1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円以内</p> <p>平成14年8月1日現在</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)</p>	<p>対象被害及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 貸付 利率年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>4 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>5 延滞利率 年10.75%</p>

4-2-4 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
<p>低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）</p>	<p>福祉資金福祉費（災害援護資金）</p>	<p>1世帯 150万円以内</p>	<p>1 据置期間 6か月以内</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。）</p> <p>4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5%</p> <p>5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。）</p> <p>6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。</p>
		<p>福祉資金福祉費（住宅改修費）</p>	<p>1世帯 250万円以内</p>	

様式編



様式編目次

1 県関係報告様式

様式1	被害発生等報告	433
様式1-1	避難の指示・勧告等の状況報告	434
様式2	人的及び住家被害内訳	435
様式2-1	人的被害内訳	436
様式2-2	住家被害内訳	437
様式3	庁舎等被害報告	438
様式4	社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	439
様式5	医療衛生施設被害報告	440
様式5-1	医療衛生施設内訳	441
様式6	消防施設被害報告	442
様式7	観光施設被害報告	443
様式8	商工関係被害報告	444
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	445
様式10	水産関係費外報告	446
様式12	農業施設被害報告	447
様式13	農作物等被害報告	448
様式13-1	農作物被害内訳	449
様式14	家畜関係被害報告	450
様式15	農地農業用施設被害報告	451
様式16	林業関係被害報告	452
様式17	土木施設等被害報告	453
様式18	公営住宅等被害報告	454
様式19	児童、生徒及び教員等被害報告	455
様式20	学校被害報告	456
様式21	文化財被害報告	457
様式A	庁舎等被害報告（県合同庁舎、県職員公舎）	458
様式B	水道施設被害状況報告書	459
様式C	火葬場等被害報告	460
様式D	観光施設被害報告	461
様式E	商工関係被害報告	462
様式F	農林水産関係被害報告	463
様式G	土木施設関係等被害報告	464
様式H	教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）	465
様式I	通信事故情報・通信規制情報報告	466
様式J	鉄道関係被害報告	467

2 災害救助法関係報告様式

救助様式1	救助の種目別物資受払状況	468
救助様式2	避難所設置及び収容状況	469
救助様式3	応急仮設住宅台帳	470
救助様式4	炊出し給与状況	471
救助様式5	飲料水の供給簿	472
救助様式6	物資の給与状況	473
救助様式7	救護班活動状況	474
救助様式8	病院診療所医療実施状況	475
救助様式9	助産台帳	476
救助様式10	被災者救出状況記録簿	477
救助様式11	住宅応急修理記録簿	478
救助様式12	学用品の給与状況	479
救助様式13	埋葬台帳	480
救助様式14	死体処理台帳	481
救助様式15	障害物除去の状況	482
救助様式16	輸送記録簿	483

3 災害応急対策関係報告様式

対策様式1	被災者調査原票	484
対策様式2	被災者台帳	485
対策様式3	救助日報	486
対策様式4	救助実施記録日計票	487
対策様式5	救助の種類別実施状況	488
対策様式6	世帯構成員別被害状況	491
対策様式7	物資購入（配分）計画表	492
対策様式8	災害救助用物資引渡書	493
対策様式9	災害応急用米国供給台帳	494
対策様式10	応急仮設住宅入居者選定調査書	495
対策様式11	作業員雇上げ台帳	496
対策様式12	防疫活動状況報告	497
対策様式13	災害防疫所要見込額調	498
対策様式14	遺体の搜索状況記録簿	499
対策様式15	労務機材等の供給要請書	500
対策様式16	作業員賃金台帳	501
対策様式17	学用品割当台帳	502

様式1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒総合防災室】

【第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）⇒総合防災室】

被害発生等報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害

区 分	人 数	氏 名	年 齢
死 者			
行方不明者			
重 傷 者			
軽 傷 者			

4 その他の被害

区 分	数 量	被 害 の 状 況

2 住家被害

区 分	棟 数	世 帯 数	人 員
全 壊			
半 壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策（警戒） 本部設置・廃止 状 況	災害対策本部・災害警戒本部 設置	月	日	時	分
	廃止	月	日	時	分
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を添付すること。				
応援要請の状況					
消 防 機 関 の 活 動 状 況	消 防 職 員				人
	消 防 団 員				人
ボランティア センターの設置 及び活動状況					
津波警報等発表 時における	閉鎖時間				時 分
	閉鎖箇所				
水門等閉鎖状況	解除時間				時 分
そ の 他 の 措 置 状 況					

3 非住家被害

区 分	棟 数	被 害 の 状 況
公共建物		
そ の 他 の 建 物		

- 注 1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。
 2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン（電気、ガス、上水道等）被害について、特に記入すること。
 3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒総合防災室】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

(様式2-1)
人的被害内訳

区 分	住 所	氏 名	年 令	性 別	原 因	負傷部位
ア 死 者						/
イ 行方不明者						/
ウ 重 傷 者						
エ 軽 傷 者						

(様式2-2)
住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世帯数	人 員
ア 全壊(流失)				
イ 半 壊				
ウ 一 部 破 損				
エ 床 上 浸 水				
オ 床 下 浸 水				

様式3 【県有財産】地方支部各班又は県立各施設等
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【市町村有財産】市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒総合防災室

庁 舎 等 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)						発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分現在			調査率		%																		
市町村名 施設名	区分	土地		立木				建 物										船舶			工作物			備品													
		被害額合計		流出埋没		流出焼失		風倒		庁舎（附属建物を含む）					公舎（附属建物を含む）					沈没流出		破損		全壊（焼）（流出）		破損											
										全壊（焼）（流出）		半壊（焼）		一部破損（焼）		浸水		被害額合計		全壊（焼）（流出）		半壊（焼）		一部破損（焼）		浸水		被害額合計		沈没流出		破損		全壊（焼）（流出）		破損	
		被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額		
計		千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡
		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			
		0																																			

注1 様式4～22に該当しない行政財産及び普通財産について記載すること。
 2 公舎については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、（ ）をもって記載すること。

様式4

【県立】各施設⇒県関係課⇒総合防災室
 【上記以外】市町村本部⇒地方支部（福祉・教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室

社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設 被害報告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)		発信者		第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%											
市町村名 施設名	区分	被害 額 合 計	建 物										施 設						被害内容		
			全壊(焼) ・流出		半壊(焼)		一部破損		浸水				計	工作物		設備		土地		計	
			被害 面積	被害 額	被害 面積	被害 額	被害 面積	被害 額	床上		床下			被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 面積			被害 額
									被害 面積	被害 額	被害 面積	被害 額									
千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	箇所	千円	箇所	千円	m ²	千円	千円		
計		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0		
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	
		0											0							0	

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

様式5

【国立病院等】地方支部(保健環境班) ⇒
 県関係課⇒総合防災室
 【県立病院等】地方支部(県立病院班)⇒医療局管理課
 ⇒総合防災室
 【その他】市町村本部⇒地方支部(保健環境班)

医療衛生施設被害報告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)		発信者		第報		報告時点		月日時分現在		調査率		%																			
区分 市町村名	被害額合計	医療施設												上水道				衛生施設															
		病院等										感染症指定医療機関		母子健康センター		上水道		簡易水道		し尿処理施設		ごみ処理施設		火葬場		死亡獣畜取扱場		と畜場		墓地			
		国立		県立		市町村立		日赤等		法人立		民間		施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額
		施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額		
計	0	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円			
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																
	0																																

注1 「医療施設」に被害が発生した場合、様式5-1を添付すること。
 注2 感染症指定医療機関：結核指定医療機関を除く。

(様式5-1)

医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

- 注1 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所の別を記載すること。
- 2 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。
- 3 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。
- 4 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。

様式7 [市町村本部⇒地方支部（総務班・保健環境班）
⇒県関係課⇒総合防災室]

観 光 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)		発信者		第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%																												
区 分	種 別	公 共 施 設																				民 営 施 設																
		道路		橋梁		園地		駐車場		展 望 休 憩 所		上 下 水 道		索 道 施 設		野 営 場 施 設		宿 泊 施 設		船 舶 施 設		そ の 他		計		展 望 休 憩 所		索 道 施 設		宿 泊 施 設		そ の 他		計				
		施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額			
市町村名	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所
計	自然公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	観光施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	自然公園	0																																				
	観光施設	0																																				
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	自然公園	0																																				
	観光施設	0																																				
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	自然公園	0																																				
	観光施設	0																																				
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。

- 2 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害（様式17）とは重複しないものであること。
- 3 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害（様式2）の住家被害とは重複しないものであること。
- 4 上下水道被害は、医療衛生施設被害（様式5）とは重複しないものであること。
- 5 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では（ ）をもって記載すること。

様式8 [市町村本部⇒地方支部(総務班)
⇒県関係課⇒総合防災室]

商 工 関 係 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)		発信者		第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%					
区分 市町村名	被 害 額 計	商 業 関 係						工 業 関 係							
		土地	建物	什 器 備 品 等	商品	小計	被災事業所数	被災事務従業員数	土地	建物	機械設備	原材料製品等	小計	被災事業所数	被災事務従業員数
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	事務所	人	千円	千円	千円	千円	千円	事務所	人
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	
	0					0								0	

注1 商業関係の建物に係る店舗のうち、店舗併用住宅の被害については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することになるので、店舗については専用のものについて記載すること。
 なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害報告（様式2）の非住家被害とは重複しないものであること。
 2 工業関係の建物に係る工事のうち、工場併用住宅の被害については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することになるので、工場については、専用のものについて記載すること。
 なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害報告（様式2）の非住家被害とは重複しないものであること。

様式9

【高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係】
 市町村本部⇒地方支部(総務班・保健環境班)
 ⇒(県関係課) ⇒総合防災室
 【ガス関係施設】
 盛岡ガス(株)、(社)岩手県高圧ガス保安協会
 ⇒総合防災室

高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)		発信者		第 報	報告時点	月	日	時	分	現在	調査率	%																	
区分 市町村名	被害額合計	高 圧 ガ ス 施 設											火 薬 類 施 設						鉱 山 関 係												
		製氷		冷凍		貯蔵		製造		その他		計		製 造		貯 蔵		その他		計		建 物		設 備		原材料		その他		計	
		被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
計	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%
	0%										0%	0%								0%	0%									0%	0%

注1 盛岡ガス(株)及び(社)岩手県高圧ガス保安協会によるガス関係施設の被害報告については、この様式を準用すること。

水 産 関 係 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)										発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分 現在		調査率		%																
区分	被害額合計	水産施設						漁 船			漁 具			養 殖 施 設							水 産 物																	
		共同施設		非共同施設		地方公共団体施設		小計		動力船	無動力船		小計		漁具	副漁具		小計		わかめ	こんぶ	かき	ほたてがい		ほ や	その他		小計		わかめ	こんぶ	かき (むき身)	かき (殻付き)		ほたてがい	ほ や	そ の 他	
市町村名	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数
計	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0						0	0					0	0																							0	
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0
	0						0	0					0	0																								0

【備考】被害状況の内訳等については以下に記入して下さい。

様式12 [市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒総合防災室]

農 業 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)										発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分 現在			調査率		%																												
区分	被害数合計	共同利用施設(農業協同組合、同連合会所有)										共同利用施設(農業協同組合以外)										非共同利用施設										地方公共団体等の施設										小 計									
		耕種関係		畜産関係		蚕糸関係		園芸関係		その他		耕種関係		畜産関係		蚕糸関係		園芸関係		その他		耕種関係		畜産関係		蚕糸関係		園芸関係		その他		耕種関係		畜産関係		蚕糸関係		園芸関係		その他											
		被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額														
市町村名	被害数合計	被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計		被害額合計															
計	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額															
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		
0	0																																																		

※ 被害内訳が不明な場合は小計または合計欄に記載。
 【備考】 被害状況の詳細については以下に記載。

農作物等被害報告

市町村名 (支部名)				課等名 (班名)				発信者				第 報		報告時点		月 日 時 分 現在		調査率		%		
区分 市町村名	被害面積合計	被害額合計	水稻		麦類		豆類・雑穀		野菜		果樹		花き		工芸作物		飼料作物		桑		その他	
			被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額
計	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0	ha 0.0	千円 0
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				
	0.0	0																				

農作物被害内訳

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日	時 分	現在	調査率	%		
市町村名	作物名	被害程度別面積						被害面積計	被害農家戸数	(被害金額)	被害地区名
		～5%	6～10%	11～30%	31～50%	51～70%	71%～				
計		ha	ha	ha	ha	ha	ha	戸	千円		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0		
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				
							0.0				

家 畜 関 係 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)		発信者		第 報	報告時点	月 日 時 分 現在	調査率	%												
市町村名	被害額合計	家 畜										畜 産 物										
		乳用牛		肉用牛		豚		馬		鶏		その他の家畜		小計		生乳		その他畜産物		小計		
		被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	
計	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	羽	千円	羽	千円		千円	頭羽	千円	kg	千円		千円		千円	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0
0														0	0						0	0

様式15 【(県管理)地方支部(海岸保全施設以外:農林班、海岸保全施設:土木班)⇒県関係課⇒総合防災室
 【(上記以外)市町村本部⇒地方支部(海岸保全施設以外:農林班、海岸保全施設:土木班)⇒県関係課⇒総合防災室】

農地農業用施設被害報告

市町村名 (支部等名)				課等名 (班名)				発信者				第 報		報告時点		月 日 時 分 現在				調査率		%								
区分	被害合計		農 地							農 業 用 施 設															海 岸 保 全 施 設					
			田		畑		牧草地 (牧道を 含む)		小 計		ため池		頭首工		水 路		揚水機		堤 防		道 路		橋 梁				農地保全		小 計	
市町村名	箇所	被害額	(面積) 箇所	被害額	(面積) 箇所	被害額	(面積) 箇所	被害額	(面積) 箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
計	0	0	(0.0) 0	0	(0.0) 0	0	(0.0) 0	0	(0.0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0					(0.0)	0																		0	0			
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		
	0	0					(0.0)	0																			0	0		

様式18

【市町村営住宅】市町村本部⇒地方支部（土木班）
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【県営住宅等】地方支部（土木班） ⇒県関係課
 ⇒総合防災室

公 営 住 宅 等 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)				課等名 (班名)			発信者				第 報		報告時点		月 日 時 分現在		調査率	%					
設置者 (県又は市町村名)	区分 被害団地名	被害団地総戸数	構造	被害額合計	土 地		立 木				公 営 住 宅 (附 属 建 物 を 含 む)						工 作 物				被 害 状 況		
					流 埋		流 失 ・ 焼 失		風 倒		全 壊 (焼) ・ 焼 失		半 壊 (焼)		一 部 破 損		浸 水		全 壊 (焼) ・ 焼 失			破 損	
					被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額		被害数	被害額
計		0		千円 0	m ² 0.0	千円 0	m ² 0.0	千円 0	m ² 0.0	千円 0	棟・戸数 0	千円 0	棟・戸数 0	千円 0	棟・戸数 0	千円 0	棟・戸数 0	千円 0	箇所 0	千円 0	箇所 0	千円 0	
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			
				0																			

注1 「被害状況」欄には、具体的な状況を記載すること。

様式19

- 【国立】国立学校⇒総合防災室
- 【県立】県立学校⇒県関係課⇒総合防災室
- 【市町村立】市町村本部⇒地方支部(教育事務所班)
⇒県関係課⇒総合防災室
- 【私立】私立学校⇒総務室⇒総合防災学校
- 【県立学校】地方支部(県立大学班) ⇒総務室⇒総合防災室

児童，生徒及び教員等被害報告

市町村名 (支部等名)			課等名 (班名)				発信者			第報	報告 時点	月 日 時 分現在		調査率	%						
市 町 村 名	学 校 名	計				園 児 ・ 児 童 ・ 生 徒								教 職 員							
		死 者	行 方 不 明	負傷者		死 者		行方不明		負 傷 者				死 者		行方不明		負 傷 者			
				重 傷	軽 傷	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																
		0	0	0	0																

注2 この報告は、人的及び住家被害報告（様式2）の再掲として記載するものであること。

様式A【地方支部(総務班)⇒管財課⇒総合防災室】

庁舎等被害報告(県合同庁舎、県職員公舎)

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
地 方 支 部 名		発 信 者	

1 庁舎等

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

2 職員公舎

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式3を使用するものであること。

注2. 「名称等」の欄には、庁舎等については階数等、職員公舎については公舎名を記入すること。

宛先 岩手県 ○○ 保健所長 / 環境保全課長 殿	発信: 平成 年 月 日 差出人:
------------------------------	----------------------

水道施設被害状況報告書(速報 第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の状況		
1 災害の日時及び原因 平成 年 月 日 時 分 発生 原因		
2 災害水道事業の概要 ① 市町村名 ② 水道事業名 ○○上水道 ③ 給水人口 現在給水人口 ④ 給水量 ⑤ 水源		
3 被災施設の概要(箇所数、施設名等) ① 取水施設 ② 貯水施設 ③ 導水施設 ④ 浄水施設 ⑤ 送水施設 ⑥ 配水施設		
4 断減水の状況 ・ 断水 ○○地区 ○○世帯(○○○人) ○月○日○時～ ・ 減水 ○○地区 ○○世帯(○○○人) ○月○日○時～ ○○%制限		
5 応急給水の状況 ○月○日○時～ ○○地区へ給水車○台で運搬給水		
6 復旧状況及び見込み ○月○日○時 ○○地区一部(○○世帯)給水開始		
7 被害金額 ○○○千円(又は未定)		
報 告 者 所属・職・氏名	○○市○○水道事業所 職 氏名	Tel

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様式C【市町村本部⇒地方支部(保健環境班)⇒県関係課⇒総合防災室】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

- 注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。
- 注2. 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

様式F【市町村本部⇒地方支部(農林班・水産班)⇒県関係課⇒総合防災室】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

被 害 項 目	調 査 結 果
今後の調査 スケジュール	

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式G【市町村本部⇒地方支部(土木班)⇒県関係課⇒総合防災室】

土 木 施 設 関 係 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

施 設 区 分	被 害 状 況	対 応 状 況
道 路		
河 川		
砂 防		
下 水 道		
都 市 公 園		
公 営 住 宅		
港 湾		
そ の 他		

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式17及び様式18を使用するものであること。

様式H【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室
 県立施設⇒県関係課⇒総合防災室】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施 設 名		施 設 発 信 者	
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

（1）全休

市町村名	学校名	休校等の理由

（2）その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育、文化施設及び体育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

様式I
 室

東日本電信電話(株)岩手支店、
 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、
 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、
 KDDI(株)⇒県関係課⇒総合防災

通信事故情報・通信規制情報報告

事業所名	課等名	発信者	第報	報告 時点	月 日 時 分現在	調査率	%
被害発生 日 時 時 間	固 定 電 話 ・ 移 動 体 通 信						備 考
	通信事故(回線不通)			通信規制			
	原因	対象局	規制割合	規制対象局(発信局/着信局)			

様式J【東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、三陸鉄道(株)、IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県関係課
⇒総合防災室】

鉄道関係被害報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
事 業 所 名	発 信 者		
課 等 名			

被害発生日時	月 日 時 分		
被害の種類			
被害状況 及び対応			
鉄道不通区間及び 代替輸送の有無	不通区間		
	代替輸送	有	無
	代替方法		
人的被害の有無	人的被害	有	無
	内訳人数	死 者	人
		行方不明者	人
		重 傷 者	人
		軽 傷 者	人
計	人		
鉄道不通区間の 復旧の見通し			
その他特記事項			

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式26を使用するものであること。

救助様式－1

救助の種目別物資受払状況

市町村名 軽米町

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位・呼称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊き出しその他による食品給与等								
給水等機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県より受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

救助様式- 2

避難所設置及び収容状況

市町村名 軽米町

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人			円	

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目名、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」に記入すること。

救助様式－3

応急仮設住宅台帳

市町村名 軽米町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工日	竣工日	入居日	実支出額	備考
		人								円	

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

救助様式－4

炊出し給与状況

市町村名 軽米町

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考	
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜				
計																									

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

救助様式- 5

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名 軽米町

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							燃 料 費	実支出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕					
			数 量	所 有 者	金 額 円	修繕月日	修 繕 費 円	修繕の概要			
	人								円	円	
計											

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償の場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕個所を記入すること。

救助様式－6

物資の給与状況

市町村名 軽米町

住家被害 程度区分	世帯数 氏名	基礎となった 世帯構成人員 人	給与月日 月 日	物資給与の品名										実支給額 円	備考		
				布団	毛布												
計	全壊	世帯															
	半壊	世帯															

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし
平成 年 月 日

給与責任者 氏名

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

救助様式－ 7

救 護 班 活 動 状 況

〇〇救護班
班長：医師

氏名

㊞

月 日	市町村名	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

救助様式－ 8

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名 軽米町

診療機関名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
計 機関									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

救助様式-9

助 産 台 帳

市町村名 軽米町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日		
計					

救助様式－10

被災者救出状況記録簿

市町村名 軽米町

年 月 日	救 出 員 人 名	救 出 用 機 械 器 具						燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 費		修 繕 費					
			数 量	所有者(管 理者氏名)	金 額	修繕月日	修 繕 費			
月 日	人				円	月 日	円	円	円	
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に額を記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

救助様式- 1 1

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名 軽米町

世 帯 主 氏 名	修 理 個 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	摘 要
		月 日	円	
計	世帯			

救助様式-12

学用品の給与状況

市町村名 軽米町

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考		
					教科書					その他学用品								
																	円	
計	小学校																円	
	中学校																円	

-479-

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
平成 年 月 日

給与責任者 (学校長)
氏名



(注) 1 「給与月日」は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

救助様式－13

埋 葬 台 帳

市町村名 軽米町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と の 関 係	氏 名	棺 (付 属 品 を 含 む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計			人							

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

救助様式-14

死 体 処 理 台 帳

市町村名 軽米町

処 理 年月日	死 体 発 見 日時及び場所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死 体 の 一 時 保 存 料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

救助様式-15

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 軽米町

住家被害程度区分	氏 名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
計	半 壊 (焼)	世帯			
	床 上 浸 水	世帯			

救助様式－16

輸 送 記 録 簿

市町村名 軽米町

輸送 月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		修繕				燃料費	実支出費	備考		
			使用車両等 種類	台数	金額	故障車両等		修繕 月日				修繕費	故障の概要
						名称番号	所有者氏名						
					円				円	円			
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障個所を記入すること。

対策様式-1

世帯番号	— —	電話							
被 災 者 調 査 原 票							調査責任者職氏名 立会人職氏名 (平成 年 月 日現在)	㊦ ㊦	
世帯主氏名					住所			避難先	
被害の程度	全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂）、床下浸水（土砂）、一部破損								
住家の状況	自家、貸家（間）	面積（ ）			m ²	住家、非住家	棟数	棟	
家 族 の 状 況	氏名	性別	年齢	職業（含在学校及び学年別）	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
備考欄記載	被保護世帯、身障者、老人、母子、要保護、その他特記事項								
必要な救助	避難所、応急仮設住宅、炊き出し、飲料水、被服寝具、医療、助産、救出、住宅応急修理、学用品、埋葬、死体搜索、死体処理、障害物除去、災害弔慰金、資金（災害援護）								
便槽の浸水状況	有・無								

一般資産水害調査準備表（水害時のみ記入）

名 称 アパート名 商店名 工場名 事務所名 学校名 その他	被 害 家 屋 棟 数					居 住 世 帯 数	被 害 家 屋 の 使 用				産 業 区 分				
							農 家 活 動		事 業 所 活 動		ア 鉱業 イ 建設業 ウ 製造業 エ 卸・小売業 オ 運輸通信業 カ 電気サービス業 キ サービスその他業	産 業 区 分			
							農家活動のために使用の場合（農家活動と居住との併用の場合を含む。）		事業所活動のために使用の場合（事業所活動と居住との併用の場合を含む。）						
							農 家 戸 数		従 業 者 数						
床上浸水	床上浸水	床上浸水	全壊	全壊	床上浸水	床上浸水	床上浸水	全壊	全壊	床上浸水	床上浸水	床上浸水	全壊	全壊	
1～49cm	50～99cm	100cm以上	半壊・流失	・	1～49cm	50～99cm	100cm以上	・	・	1～49cm	50～99cm	100cm以上	・	・	

注) 1 「名称」欄

建物の使用主の氏名等を次により記入する。ただし、一般の住家、農家については、氏名を省略することができる。

- (1) アパート、マンション等のように1棟の家屋に数世帯が居住している場合（アパート名、マンション名、ビル名等）
- (2) 一般の商店、理髪店、クリーニング店、医院等。（〇〇商店、〇〇屋、〇〇医院といった屋号等「屋号がない場合は、世帯主の氏名」）
- (3) (2)以外の事業所建物（工場の名称、事業所の名称、病院の名称、学校の名称等「自営業等で特に名称のない場合には世帯主、営業主の氏名」）

2 床下浸水と床上浸水との基準

- (1) 「被害家屋棟数」欄の場合、住家の場合には、畳面を基準とする。非住家の場合にも住家に準じて扱う。（すなわち、仮に住家であったと仮定して畳面を想定し、その畳面を基準とする。）
- (2) 「被害家屋の使用」欄の場合、農具、農収穫物、商店、工場機械・器具、原材料、半製品等が置かれている土間、板間、コンクリート間の面を基準とする。

3 「居住世帯数」欄

被害家屋が居住に使用されている場合（農業活動との併用の場合、多くの商店、クリーニング店、理髪店等のように事業所活動との併用の場合を含む。）には、居住世帯数を記入する。

4 「被害家屋の使用」欄

被害家屋が農業活動又は事業所活動に用いられている場合（居住との併用の場合を含む。）には、農家戸数又は従業員数、産業区分を記入する。

対策様式—3

救 助 日 報

報告機関			受信期間			学用品給与	県より受入又は前日よりの繰越量	点	死亡原因別人員																
発信者			受信者			本日	小学生	人	死体処理	死体洗浄	体														
報告期限	月	日	時現在	発信時限		支給	中学生	人	の死体	死体縫合	体														
避難開設	開設期間	開設日時	日	時	生活必需品給与	本日	全失、世帯、半失	(世帯)	点	人体	の死体	死体消毒	体												
		閉鎖予定日	月	日										支給	床上、浸水、世帯	(世帯)	点	処保存	既在建物利用	カ所					
所開設	既在建物	箇所数	カ所		翌日への繰越量			点	埋葬	前日までの埋葬	体		死体処理機関												
		収容人員	人			医療	医療	医療班			出動数	ヶ班		本日埋葬	大	人		体	今後死体処理を要する死体		体				
炊出	炊出期間	開始月日	月	日	医療				医療	救助地区						計	体		障害物	障害物除去を要する戸数		戸			
		終了予定日	月	日		医療	助産	者数			助産	人	翌日以降の要埋葬数	体	害物			本日除去した戸数(計)		戸					
出	炊出人員	箇所数	カ所		医療				医療	施設数		カ所				埋葬終了予定月日	月	日	除去	障害物除去の終了予定月日		月	日		
		朝	人			助産	施設数	カ所			死体探索	探索地区			輸送		公用車使用			台					
		昼	人					救助終了予定月日					月	日			死体探索	搜索を要する死体		体		人	借上車使用		台
		夕	人										救助終了予定月日	月						日	死体探索		本日発見死体	体	
計	人		救助終了予定月日	月	日				死体探索	今後の要搜索死体				体		人			作業員雇用数					人	
供給地区数	地区			救助	救助	救出地区					搜索の方法			人	従事作業										
供給実人数	人						救助	救助				救出をした人員			人		搜索終了予定月日	月	日	住宅		その他			
供給水量													救助		救助			救出終了予定月日	月		日	住宅	着工	月	日
供給期間	開始月日	月	日						救助	救助						救出方法					住宅		完成	月	日
	終了予定日	月	日	住宅	着工	月					日			住宅					完成				月	日	
供給方法			救助		救助	救出方法					住宅	完成					月		日						

対策様式4

救助実施記録日計票

救助	避	炊	水	救出
の	修理	学	死捜	死処
種類	障			

No. _____ (月 日 時 分)

責任者氏名 ㊟

地区責任者氏名

員 数 (世 帯)	
品目 (数量・金額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

記入事項

- (1) 各救助の種類毎に作成すること。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成毎に一連番号を付することとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば「No.10」の次に「No.5」の分を訂正する場合には、「No.11 (No.5訂正)」のように記載の上、前回分「No.5」の記録票には、朱で×印を付し、「No.11に修正済み」として棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
 なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類毎に一連番号を付し、ナンバー順に綴っておくこと。
- (3) 記録票欄外の「救助の種類」の欄は、該当する救助名を○で囲むこと。
- (4) 機械器具等が無償で借り上げた場合についても、記録票を作成すること。
- (5) 災害救助資金より支出した場合についても同様とする。
- (6) 被服、寝具、その他生活必需品の給与等で、県調達分と市調達分の双方があるときはそれぞれ別個に記録票を作成すること。

対策様式－5

救助の種類別実施状況

年月日	避難所開設			炊出し				給水				
	場所種別	実人員	場所	実人員			実支出額	地区	対象人員	供給量	供給方法	実支出額
				朝	昼	夕						
月日		人		人	人	人	円		人			円
月日												
月日												
月日												

年月日	被服寝具生活必需品給与												
	地区名	世帯	人員	品目別給与数									実支出額
月日		世帯	人										円
月日													
月日													
月日													

年月日	医 療 、 助 産 救 助									り 災 救 出		
	医 療						助 産			救出人員	行方不明	実支出額
	医 療 班			医 療 機 関			救 護 班	分べん者数	実 支 出 額			
	班名	患者数	実支出額	班名	患者数	実支出額				助産婦名		
月 日		人	円		人	円		人	円	人	人	円
月 日												
月 日												
月 日												

年月日	学 用 品 の 給 与				埋葬救助		死体の搜索		
	児 童		生 徒		埋 葬 数	実支出額	対 象 数	発 見 数	実 支 給 額
	給 与 数	実支出額	給 与 数	実支出額					
月 日	教 科 書 人	円	教 科 書 人	円	大人 体	円	体	体	円
	その他学習用品 人		その他学習用品 人		小人 体				
月 日	教 科 書 人	円	教 科 書 人	円	大人 体	円	体	体	円
	その他学習用品 人		その他学習用品 人		小人 体				
月 日	教 科 書 人	円	教 科 書 人	円	大人 体	円	体	体	円
	その他学習用品 人		その他学習用品 人		小人 体				

年 月 日	死 体 の 処 理					障害物の除去		仮 設 住 宅			
	処理数	実 支 出 額				世帯数	実支出額	着工戸数	完成戸数	実支出額	入居戸数
		洗 浄 縫合等	一 時 保 存	検 索	計						
月 日	体	円	円	円	円	世帯	円	戸	戸	円	戸
月 日											
月 日											
月 日											

年 月 日	住 宅 修 理			応急救助のための輸送		応急救助のための作業員	
	着工戸数	完成戸数	実支出額	目 的 (又は救助の種類)	実支出額	目 的 (又は救助の種類)	実支出額
月 日	戸	戸	円		円		円
月 日							
月 日							
月 日							

対策様式6

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日現在

	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 以上 世帯	計	小学生	中学生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

対策様式 8

災 害 救 助 用 物 資 引 渡 書

引継者機関名 _____ 職氏名 _____

引受者機関名 _____ 職氏名 _____

救助用物資について、次のとおり引き継ぎました。

記

- 1 引継日時
- 2 引継場所
- 3 引継物資 次表のとおり (車両番号 _____)

物 資 名	単 位	輸 送 数 量	引 継 数 量	差 し 引 き 不 足 数	不 足 を 生 じ た 理 由	そ の 他

注 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。

対策様式10

応急仮設住宅入居者選定調査書

り災前住所				世帯主			
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	職業	所得額	固定資産税	摘要
り災前の資産内容	種別	面積	資産額	種別	面積	金額	摘要
	宅地	m ²	円	住宅	m ²	円	
	田	ha	円	非住宅	m ²	円	
	畑	ha	円	その他	m ²	円	
	山林	ha	円	計	m ²	円	
り入災の後見の通収	(具体的に)						
今保後の見住通セ	(具体的に)						
市長の意見及び順位							
年 月 日 市長 名							
二戸地方振興局長の意見及び順位							
年 月 日 二戸地方振興局長 名							

対策様式 1 1

作 業 員 雇 上 げ 台 帳

(救助種別)

住 所	氏 名	日 額 円	月 分						基 本 賃 金 日 数 金 額 日 円	割 増 賃 金 時 間 金 額 円	給 与 額 円
			日	日	日	日	日	日			
計	人	円	人	人	人	人	人			円	

- (注) 1 本台帳は、救助の種別によって作成すること。
 2 各日別労状況は、1日就労したものは「1」と表示すること。

対策様式12

防 疫 活 動 状 況 報 告
報告機関名

月 日	区 分	赤痢患者発生者				清潔方 法を行 った戸 数	消毒方 法を行 った戸 数	そ族昆 虫駆除 を行っ た戸数	感染症 予防新 法によ る飲 家用水 の供給 を受け た人員	災害救 助法に よる飲 料水の 供給を 受けた 人員	検病調 査人員	細菌検 査実施 件数	集団避 難所の 収容人 員	備 考
		真 性	疑 似	保 菌 者	死 者									
月	当日													
	累計													
日	当日													
	累計													
月	当日													
	累計													
日	当日													
	累計													
月	当日													
	累計													
日	当日													
	累計													
月	当日													
	累計													
日	当日													
	累計													
計	当日													
	累計													

報告に際しての注意事項

- (1) 「備考」には、り災地域における赤痢以外の急性感染症患者数、臨時感染症隔離病舎設置数、同収容患者数及び代執行による実施戸数(清潔方法、消毒方法、そ族昆虫等の駆除別に再揚)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- (2) 防疫活動終了の時は、その旨を報告すること。
- (3) 防疫活動状況報告の第1回分には防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

対策様式13

災害防疫所要見込額調

(報告者所属氏名)

部局課 氏名

地方公共団体名

(1) 防疫作業費

(単位：千円)

事 項	区 分	所要見込額	見 積 の 概 要
1 予防委員諸費	(1) 委員手当		延日数、実人員
	(2) 委員旅費		〃
2 清潔、消毒方法諸費	(1) 清潔方法		実施戸数、主な作業の内容別見込額
	(2) 消毒方法		実施戸数
3 予防救治諸費	(1) 備上費		延日数、実人員
	(2) 旅費		薬品等の購入費、借上費、輸送費
	(3) 物件費		
	(4) 診療委託費		
4 感染症隔離病舎諸費	(1) 備上費		
	(2) 患者諸費		収容実人員、食費、薬価収入
	(3) 管理費		
	(4) 建物修理費		修理個所、見積の積算基礎
5 委託入院費			収容実人員
6 臨時隔離病舎諸費	(1) 備上費		
	(2) 患者諸費		収容実人員、食費、薬価収入
	(3) 管理費		
7 消毒所諸費	(1) 備上費		
	(2) 庁費		
8 予防救治従事者の 手当等諸費	(1) 特殊勤務手当		消毒戸数、延日数、実人員
	(2) 療治料、救助料、弔祭料		
9 交通遮断隔離等諸費	(1) 交通遮断隔離		
	(2) 生活補給費		実人員
10 感染症貧民患者及び 死者諸費	(1) 生活補給費		〃
	(2) 死体消毒費		実施件数
	(3) 埋火葬費		〃
11 そ族昆虫駆除			実施戸数、実施地域 (字)
12 家用水の供給費			対象実人員、給水日数
13 法第19条の2手当金			
14 予防事務費			支出科目別内訳
15 設備整備費			設備名、台数、理由
合 計			

(注) 食費、薬価の収入見込みのある場合は、該当の事項、区分における支出見積額により控除した額を所要見込額に計上すること。

(2) 感染症隔離病舎消毒所災害復旧費

施設名、設置主体、施設種類、設置年月日、病床数、建築構造、復旧費、被害個所、見積内訳

対策様式15

年 月 日

(氏名) 殿

軽米町長(氏名) 印

労務機材等の供給要請書

年 月 日協定した災害応急対策における労務機材等の供給に関する協定書に基づき、次のとおり供給することを要請する。

記

1 災害の名称	
2 従事する場所	
3 業務の内容	
4 供給を要する労務 機材等の種類、数量	自 年 月 日 至 年 月 日
5 供給を要する期間	
6 その他	

対策様式16

作業員賃金台帳

(救助種別)

住 所	氏 名	日 額 円	月 分						基 本 賃 金 日 数 金 額 日 円	割 増 賃 金 時 間 金 額 円	給 与 額 円
			日	日	日	日	日	日			
計	人	円	人	人	人	人	人			円	

(注) 1 本台帳は、救助の種別によって作成すること。
 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示すること。

本 編

新旧対照表

平成 28 年 3 月 18 日

目次

本編	第1章	総則	
	第2節	町民の責務	1
	第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
本編	第2章	災害予防計画	
	第1節	防災知識普及計画	6
	第2節	地域防災活動活性化計画	7
	第3節	防災訓練計画	9
	第4節	気象業務整備計画	10
	第5節	通信確保計画	11
	第6節	避難対策計画	12
	第7節	要配慮者の安全確保計画	16
	第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	18
	第15節	風水害予防計画	19
	第17節	土砂災害予防計画	21
	第21節	防災ボランティア育成計画	23
本編	第3章	災害応急対策計画	
	第1節	災害応急対策の活動計画	24
	第2節	気象予報・警報等の伝達計画	28
	第3節	通信情報計画	36
	第4節	情報の収集・伝達計画	39
	第5節	広聴広報計画	40
	第6節	交通確保・輸送計画	41
	第9節	県、市町村等応援協力計画	43
	第10節	自衛隊災害派遣要請計画	44
	第12節	災害救助法の適用計画	48
	第13節	避難・救出計画	51
	第14節	医療・保健計画	61
	第15節	生活必需品供給計画	63
	第16節	食料供給計画	64
	第17節	給水計画	65
	第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	66
	第19節	感染症予防計画	67
	第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	68
	第21節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	69
	第22節	応急対策要員確保計画	70
	第23節	文教対策計画	71
	第26節	ライフライン施設応急対策計画	72
本編	第4章	災害復旧・復興計画	
	第1節	公共施設等の災害復旧計画	73
	第2節	生活の安定確保計画	74
	第3節	復興計画の作成	75

頁	現 行	修 正 案
1	<p style="text-align: center;">第2節 町民の責務</p> <p>県民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する町民としての責務その他法令又は岩手県地域防災計画若しくはこの計画により防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。</p> <p>また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、<u>災害時要援護者</u>等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。</p> <p>「みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編1-4-3」</p>	<p style="text-align: center;">第2節 町民の責務</p> <p>県民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する町民としての責務その他法令又は岩手県地域防災計画若しくはこの計画により防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。</p> <p>また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、<u>要配慮者（高齢者、障害者、介護保険の要介護認定を受けた者、難病患者、けが人及び乳幼児等）</u>等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。</p> <p>「みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編1-4-3」</p>
修正理由	災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備するもの	

頁	現 行	修 正 案								
3	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県 [略]</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県 [略]</p>								
4	<p>2 町及び広域行政事務組合 [略]</p>	<p>2 町及び広域行政事務組合 [略]</p>								
	<p>3 指定地方行政機関</p>	<p>3 指定地方行政機関</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 566 469 611">機関名</th> <th data-bbox="469 566 810 611">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 611 469 730">東北管区警察局</td> <td data-bbox="469 611 810 730">1～4 [略] 5 <u>津波警報・注意報の伝達に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	東北管区警察局	1～4 [略] 5 <u>津波警報・注意報の伝達に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="887 566 1096 611">機関名</th> <th data-bbox="1096 566 1437 611">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="887 611 1096 730">東北管区警察局</td> <td data-bbox="1096 611 1437 730">1～4 [略] 5 <u>津波警報等の伝達に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	東北管区警察局	1～4 [略] 5 <u>津波警報等の伝達に関すること。</u>
機関名	業務の大綱									
東北管区警察局	1～4 [略] 5 <u>津波警報・注意報の伝達に関すること。</u>									
機関名	業務の大綱									
東北管区警察局	1～4 [略] 5 <u>津波警報等の伝達に関すること。</u>									
	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 770 469 1131">東北経済産業局</td> <td data-bbox="469 770 810 1131">1 <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定供給の確保に関すること。</u> 2 <u>被災商工業者に対する支援に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	1 <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定供給の確保に関すること。</u> 2 <u>被災商工業者に対する支援に関すること。</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="887 770 1096 1131">東北経済産業局</td> <td data-bbox="1096 770 1437 1131">1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> 2 <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u> 3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> 2 <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u> 3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u>				
東北経済産業局	1 <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定供給の確保に関すること。</u> 2 <u>被災商工業者に対する支援に関すること。</u>									
東北経済産業局	1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> 2 <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u> 3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u>									
	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>								
5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 1171 469 1496">東北運輸局</td> <td data-bbox="469 1171 810 1496">1 <u>鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東北運輸局	1 <u>鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="887 1171 1096 1496">東北運輸局</td> <td data-bbox="1096 1171 1437 1496">1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東北運輸局	1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u>				
東北運輸局	1 <u>鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。</u>									
東北運輸局	1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u>									
	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 1536 469 2087">仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]</td> <td data-bbox="469 1536 810 2087">1 [略] 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住</u></td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1 [略] 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="887 1536 1096 2087">仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]</td> <td data-bbox="1096 1536 1437 2087">1 [略] 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1 [略] 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u>				
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1 [略] 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住</u>									
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1 [略] 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u>									

6		<p>民への周知に関すること。</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</p> <p>5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>6 災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象情報の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</p> <p>7 都道府県、市町村その他の防災関係機関との連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>		<p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。</p>
	[略]		[略]	
	東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	[略]	東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	[略]
	東北地方環境事務所		東北地方環境事務所	<p>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。</p> <p>2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。</p> <p>3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。</p> <p>4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。</p>
	[略]		[略]	
	4 自衛隊 [略]		4 自衛隊 [略]	
	5 指定公共機関		5 指定公共機関	
	機 関 名	業務の大綱	機 関 名	業務の大綱
	[略]		[略]	
	[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	[略]	[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	[略]
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ		(株) NTTドコモ		

KDDI (株)	
日本通運 (株) 盛岡支店	[略]
[略]	

KDDI (株) ソフトバンク (株)	
日本通運 (株) 盛岡支店 北東北福山通運 (株) 盛岡支店 佐川急便 (株) 岩手支店 ヤマト運輸 (株) 盛岡支店 岩手西濃運輸 (株)	[略]
[略]	

7

6 指定地方公共機関

機 関 名	業務の大綱
[略]	
(社) 岩手県トラック協会 (社) 岩手県バス協会 [略]	[略]
(社) 岩手県高圧ガス保安協会	[略]
(社) 岩手県医師会 (社) 岩手県歯科医師会 (社) 岩手県薬剤師会	1 [略] 2 遺体の <u>検死</u> 、身元確認及び処理に関する協力に 関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業務の大綱
[略]	
(公社) 岩手県トラック協会 (公社) 岩手県バス協会 [略]	[略]
(一社) 岩手県高圧ガス保安協会	[略]
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会	1 [略] 2 遺体の <u>検視</u> 、 <u>検案</u> 、身元確認及び処理に関する 協力に 関すること。
(一社) 岩手県薬剤師会	1 医療救護に 関すること。 2 災害時における医薬品の 供給及び管理に 関すること。
(公社) 岩手県栄養士会	1 災害時における栄養管 理に 関すること。
(公社) 岩手県看護協会	1 医療救護及び保健衛生 に 関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連 絡調整等に 関すること。
社会福祉法人軽米町社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連 絡調整等に 関すること。 2 避難行動要支援者(要 配慮者のうち、災害が 発生し、又は災害が 発生するおそれがある 場合、自ら避難する ことが困難な者であ って、その円滑かつ 迅速な避難の確保を 図るために特に支 援を要する者)の 避難行動支援に

8	7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 [略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="887 114 1114 277">(一社) 岩手県獣 医師会</td> <td data-bbox="1114 114 1437 277"> <u>関すること。</u> <u>1 災害時における愛玩動 物の保護及び救護に関す ること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 277 1114 479">(一社) 岩手県建 設業協会</td> <td data-bbox="1114 277 1437 479"> <u>1 災害時における道路啓 開及び除雪に関するこ と。</u> <u>2 公共土木施設等の災害 応急対策に関すること。</u> </td> </tr> </table>	(一社) 岩手県獣 医師会	<u>関すること。</u> <u>1 災害時における愛玩動 物の保護及び救護に関す ること。</u>	(一社) 岩手県建 設業協会	<u>1 災害時における道路啓 開及び除雪に関するこ と。</u> <u>2 公共土木施設等の災害 応急対策に関すること。</u>
(一社) 岩手県獣 医師会	<u>関すること。</u> <u>1 災害時における愛玩動 物の保護及び救護に関す ること。</u>					
(一社) 岩手県建 設業協会	<u>1 災害時における道路啓 開及び除雪に関するこ と。</u> <u>2 公共土木施設等の災害 応急対策に関すること。</u>					
修正 理由	1 指定地方行政機関の業務の大綱について、表現の見直しを行うもの 2 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正を行うもの 3 その他所要の整備をするもの					

頁	現 行	修 正 案
1 3	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実地するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するとともに、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及計画の作成 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 [略]</p> <p>3 町民等に対する知識の普及</p> <p>(1) 防災関係機関は、次の方法等を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～キ [略]</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 平常時における心得</p> <p style="padding-left: 4em;">①～③ [略]</p> <p style="padding-left: 4em;">④ 防災訓練等に<u>積極的に</u>参加する。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ケ [略]</p> <p>(3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担になることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識の<u>普及に努める</u>。</p> <p>4 児童生徒等に対する教育 [略]</p> <p>5 防災文化の継承 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実地するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の<u>要配慮者</u>に十分配慮するとともに、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及計画の作成 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 [略]</p> <p>3 町民等に対する<u>防災知識の普及</u></p> <p>(1) 防災関係機関は、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら</u>、次の方法等を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～キ [略]</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 平常時における心得</p> <p style="padding-left: 4em;">①～③ [略]</p> <p style="padding-left: 4em;">④ 防災訓練等<u>積極的に</u>参加する。</p> <p style="padding-left: 4em;">⑤ [略]</p> <p style="padding-left: 4em;">⑥ <u>家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ケ [略]</p> <p>(3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担になることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を<u>整理するとともに、その普及に努める</u>。</p> <p>4 児童生徒等に対する教育 [略]</p> <p>5 防災文化の継承 [略]</p>
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 防災知識の普及に関わる防災士等との連携について規定するもの</p> <p>3 防災知識の普及活動に係る重点事項として、家庭動物との同行避難等の方法を追加するもの</p> <p>4 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
15	<p style="text-align: center;">第2節 自主防災組織等育成計画</p> <p>第1 基本方針 1・2 [略]</p> <p>第2 自主防災組織等の育成強化 1 自主防災組織の結成及び育成 (1) [略] (2) 町は、研修会、講習会等の開催を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努めるものとする。 (3) [略]</p> <p>2 自主防災組織の活動 [略]</p> <p>第3 自主防災組織の育成強化 1 自主防災組織の現況 [略]</p> <p>2 自主防災組織の結成及び育成 (1) 町は、町内会等の既存の地域コミュニティーを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 (2) 町は、研修会、講習会等を通して、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。 (3) 町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するための必要な指導、補助を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針 1・2 [略]</p> <p>3 町は、町内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化 1 自主防災組織の結成促進及び育成 (1) [略] (2) 町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努めるものとする。 (3) [略]</p> <p>2 自主防災組織の活動 [略]</p> <p>3 自主防災組織の現況 [略]</p>
16		<p>第3 消防団の活性化 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。 ア 「消防団活性化総合計画」の策定 イ 消防団の施設・設備の充実強化 ウ 消防団員の教育訓練の充実強化 エ 報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善 オ 消防団総合整備事業等の活用 カ 競技会、行事等の開催 キ 青年層・女性層の消防団への参加促進 ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及</p>

16		<p style="text-align: center;"><u>び企業等への協力要請</u></p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動推進</p> <p><u>(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>(2) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。</u></p> <p><u>(3) 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p><u>(4) 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。</u></p>
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、住民等による地区内の防災活動の推進について規定するもの 2 自主防災組織の育成に係る防災士等との連携について規定するもの 3 その他所要の整備をするもの 	

頁	現 行	修 正 案
17	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法 [略]</p> <p>2 実施にあたって留意すべき事項</p> <p>町は、訓練の企画、実施にあたっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法 [略]</p> <p>2 実施にあたって留意すべき事項</p> <p>町は、訓練の企画、実施にあたっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
18	<p>(5) <u>災害時要援護者</u>を対象とした訓練の実施</p> <p>医療施設、福祉施設等に置ける入居者の避難、誘導など、<u>災害時要援護者</u>を対象とした訓練を実施する。</p> <p>(6)～(9) [略]</p>	<p>(5) <u>要配慮者</u>を対象とした訓練の実施</p> <p>医療施設、福祉施設等に置ける入居者の避難、誘導など、<u>要配慮者</u>を対象とした訓練を実施する。</p> <p>(6)～(9) [略]</p>
修正理由	1 災害法対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの	

頁	現 行	修 正 案
19	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 <u>気象業務の実施体制の整備</u></p> <p>1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実 [略]</p> <p>第3 情報の提供 [略]</p> <p>第4 <u>防災に関する知識の普及、意識の啓発</u></p> <p>1 盛岡地方気象台は、町民の防災気象情報への理解を促進するため、<u>防災関係機関、報道機関のほか、関連学会など専門知識を有する団体等と協力し、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発・強化を図り、町民の防災活動を促進する。</u></p> <p>(1) 平常時から<u>パンフレット等の印刷物の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣</u>などにより防災知識の<u>普及・啓発</u>、防災気象情報の利活用の促進等を図る。</p> <p>(2) 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、<u>高齢者、障がい者、外国人など災害時要援護者</u>に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 <u>観測体制の整備等</u></p> <p>1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実 [略]</p> <p>第3 情報の提供 [略]</p> <p>第4 <u>防災知識の普及啓発の実施</u></p> <p>1 盛岡地方気象台は、町民の防災気象情報への理解を促進するため、<u>関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等</u>を図り、町民の防災活動を促進する。</p> <p>(1) 平常時から<u>パンフレットや映像教材等の広報資料</u>の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の<u>普及啓発</u>、防災気象情報の利活用の促進等を図る。</p> <p>(2) 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、<u>要配慮者や一時滞在者</u>に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。</p> <p><u>(3) 災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害訓練を伝承する取組を支援する。</u></p>
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p> <p>3 盛岡地方気象台が行う防災に関する知識普及活動の内容として、災害教訓を伝承する取組の支援を追加するもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
20	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等 1～2 [略]</p> <p>3 非常・緊急通話用電話の指定 町その他の防災関係機関は、<u>非常・緊急通話を利用するため、あらかじめ、通信事業者</u>に<u>非常・緊急通話用</u>の電話番号を申請し、承認を受ける。</p> <p>4 通信運用マニュアルの作成等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等 1～2 [略]</p> <p>3 非常・緊急通話用電話の指定 町その他の防災関係機関は、<u>災害等によるふくそう時においても通信確保するため、あらかじめ、通信事業者</u>に<u>災害時優先電話用</u>の電話番号を申請し、承認を受ける。</p> <p>4 通信運用マニュアルの作成等 [略]</p>
修正理由	<p>1 災害法対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 非常・緊急通話（102番）の廃止に伴い、所要の修正をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
2 1	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>(1) 町は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p style="text-align: center;">【指定避難場所等一覧 資料編3-13-1】</p> <p>ア 避難準備情報（一般町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者</u>に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ <u>災害時要援護者</u>（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に対する救援措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 平常時からの関係機関による<u>災害時要援護者情報</u>の収集・共有</p> <p>⑤・⑥ [略]</p> </div> <p>キ～ケ [略]</p> <p>(2) 避難計画作成に当たっては、消防団、自主防災組織及び平常時から<u>災害時要援護者</u>と接している福祉関係者と協力して、<u>災害時要援護者</u>の避難支援の体制を整備し、<u>災害時要援護者情報</u>の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>(1) 町は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p style="text-align: center;">【指定避難場所等一覧 資料編3-13-1】</p> <p>ア 避難準備情報（一般町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者</u>に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ <u>避難行動要支援者</u>（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に対する救援措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 平常時からの関係機関による<u>避難行動要支援者情報</u>の収集・共有</p> <p>⑤・⑥ [略]</p> <p>⑦ <u>避難場所から避難場所への移動手段</u></p> </div> <p>キ～ケ [略]</p> <p>(2) 避難計画作成に当たっては、消防団、自主防災組織及び平常時から<u>避難行動要支援者</u>と接している福祉関係者と協力して、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援の体制を整備し、<u>避難行動要支援者情報</u>の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。</p>
2 2	<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(3) 町は、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」</u>を参考に避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準を策定し、<u>市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。</u></p> <p>(4) <u>避難計画に盛り込む避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>避難計画の作成に当たっては、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。</u></p>

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画
[略]

3 広域一時滞在 [略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(1) 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

2 3

避難場所

ア～カ [略]

避難所 (収容施設)

ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。

イ 避難者が、速やかに避難できる場所であること。

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

2 避難道路の整備 [略]

3 避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

2 4

ア～カ [略]

キ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮した環境の整備。

ク・ケ [略]

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画
[略]

3 広域一時滞在 [略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(1) 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所

ア～カ [略]

避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的小さい場所にあるものであること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ [略]

カ [略]

キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

ク [略]

(2) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。

【福祉避難所一覧 資料編3-13-3】

(3) 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

2 避難道路の整備 [略]

3 避難場所等の環境整備

町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

ア～カ [略]

キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備。

ク・ケ [略]

第4 避難所の運営体制等の整備

町は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、その内容について住民への普及啓発に努める。

第5 避難行動要支援者名簿

(1) 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿等に記載する情報の範囲は次のとおりとする。

ア 個別計画

- ・ 支援を要する要因
- ・ 世帯番号及び宛名番号
- ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所及び行政区名
- ・ 電話番号等の連絡先
- ・ 血液型、主な病気及びかかりつけの病院
- ・ 緊急通報装置の有無
- ・ 居住建物に係る建築年及び構造等
- ・ 緊急時の連絡先
- ・ 家族構成等
- ・ 避難支援者の氏名、住所及び連絡先
- ・ 避難誘導時等において留意すべき事項等

イ 避難行動要支援者名簿

- ① 高齢者、要介護3以上の者、身体障害者程度等級が1級又は2級の者
 - ・ 個別計画の登録の有無
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所及び行政区名
 - ・ 電話番号
 - ・ 世帯区分
 - ・ 障害等級、要介護状態区分、利用施設、担当ケアマネージャー、障害の種類
- ② 精神障害者
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所及び行政区名
 - ・ 認識番号、手帳番号及び障害の等級
- ③ 知的障害者
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所及び行政区名
 - ・ 認識番号、手帳番号及び障害の程度
- ④ 妊婦
 - ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、世帯番号、宛名番号及び世帯主名
 - ・ 電話番号
 - ・ 出産予定日

<p>25</p>	<p>第4 避難に関する広報 [略]</p> <p>第5 避難訓練の実施 [略]</p>	<p>⑤ 乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、世帯番号、宛名番号及び世帯主名 <p>⑥ 外国人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、世帯番号、宛名番号及び世帯主名 <p>ウ 当分の間、前記イの避難行動要支援者名簿は、平成26年10月に作成された軽米町災害時要援護者支援台帳をもって当該名簿とする。</p> <p>（4）避難行動要支援者名簿等は、災害対策基本法第49条の11第2項及び第3項のに基づき、次の第5号に規定する避難支援等関係者に提供し情報を共有する。</p> <p>（5）前号に基づき避難行動要支援者名簿等の情報を提供し共有する避難支援等関係者は、二戸消防署軽米分署、二戸警察署軽米駐在所、軽米町民生、児童委員協議会、軽米町社会福祉協議会、岩手県立軽米病院、日本郵便株式会社及び行政連絡区長等地域において防災活動に携わるものとする。</p> <p>（6）第4号に基づき避難行動要支援者名簿等の情報を保有する避難支援等関係者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に避難行動要支援者情報を使用してはならない。</p> <p>また、平常時において個別計画等を保管するものは、避難行動要支援者名簿登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子情報で保管する場合はパスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理には十分注意する。</p> <p>第6 避難に関する広報 [略]</p> <p>第7 避難訓練の実施 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 2 避難勧告等の具体的な基準の策定について規定するもの 3 避難計画の作成に当たって、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整えることとするもの 4 避難勧告と発令基準の市町村防災計画への明記及び住民への周知について規定するもの 5 災害対策基本法の一部改正に伴い、避難所の整備に係る留意事項を見直すもの 6 福祉避難所の指定について規定するもの 7 学校を避難所として指定する場合の配慮について規定するもの 8 市町村による避難所運営マニュアルの作成について規定するもの 9 災害対策基本法の一部改正に伴う、避難行動要支援者名簿の作成等について規定するもの 10 その他所要の整備をするもの 	

頁	現 行	修 正 案
26	<p style="text-align: center;">第7節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び<u>災害時要援護者避難支援計画</u>等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び町民等の協力を得ながら地域社会全体で<u>要援護者の安全確保</u>を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 要援護者の実態把握</p> <p>(1) 町は、<u>要援護者</u>に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、<u>災害時要援護者名簿</u>を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの<u>要援護者</u>に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>(2) 国、県及び町は、<u>要援護者情報</u>の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者団体等の福祉・医療関係者の理解を深め、<u>災害時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</u></p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) <u>要援護者</u>の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、<u>要援護者</u>への避難支援対策に対応した避難準備（<u>要援護者避難</u>）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、<u>要援護者</u>及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 町は、平常時から<u>要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(1) 町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、<u>要援護者</u>を優先した避難誘導体制の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び<u>避難行動要支援者避難支援計画</u>等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び町民等の協力を得ながら地域社会全体で<u>要配慮者の安全確保</u>を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者の実態把握</p> <p>(1) 町は、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、<u>避難行動要支援者名簿</u>を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの<u>避難行動要援護者</u>に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>(2) 国、県及び町は、<u>避難行動要支援者情報</u>の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める<u>取組を進める。</u></p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者</u>の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、<u>避難行動要支援者</u>への避難支援対策に対応した避難準備（<u>避難行動要支援者避難</u>）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、<u>避難行動要支援者</u>及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 町は、平常時から<u>避難行動要支援者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>3 避難誘導</p> <p>(1) 町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、<u>避難行動要支援者</u>を優先した避難誘導体制の整備を図る。</p>

27	<p>4 避難生活</p> <p>(1) 町は、関係機関と連携し、避難所における<u>要援護者</u>支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員による生活支援体制を整えるとともに、<u>要援護者</u>避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。</p> <p>(2) 避難所においては、<u>要援護者</u>の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。</p> <p>5 <u>要援護者</u>に配慮した防災訓練等の実施について</p> <p>町は、地域において<u>要援護者</u>を支援する体制を確認するなど、<u>要援護者</u>に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。</p> <p>6 外国人の安全確保対策について [略]</p>	<p>4 避難生活</p> <p>(1) 町は、関係機関と連携し、避難所における<u>要配慮者</u>の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、<u>岩手県災害派遣福祉チーム</u>の受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。</p> <p>(2) 避難所においては、<u>要配慮者</u>の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。</p> <p>5 <u>要配慮者</u>に配慮した防災訓練等の実施について</p> <p>町は、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制を確認するなど、<u>要配慮者</u>に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。</p> <p>6 外国人の安全確保対策について [略]</p>
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 2 岩手県災害派遣福祉チームについて町地域防災計画に位置づけを行うもの 3 その他所要の整備をするもの 	

頁	現 行	修 正 案
28	<p>第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 県並びに町の役割</p> <p>1 県の役割 [略]</p> <p>2 町の役割</p> <p>(1) 物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の<u>災害時要援護者</u>に配慮する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>第3 町民及び事業所の役割 [略]</p>	<p>第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 県並びに町の役割</p> <p>1 県の役割 [略]</p> <p>2 町の役割</p> <p>(1) 物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の<u>要配慮者</u>に配慮する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>第3 町民及び事業所の役割 [略]</p>
修正理由	1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの	

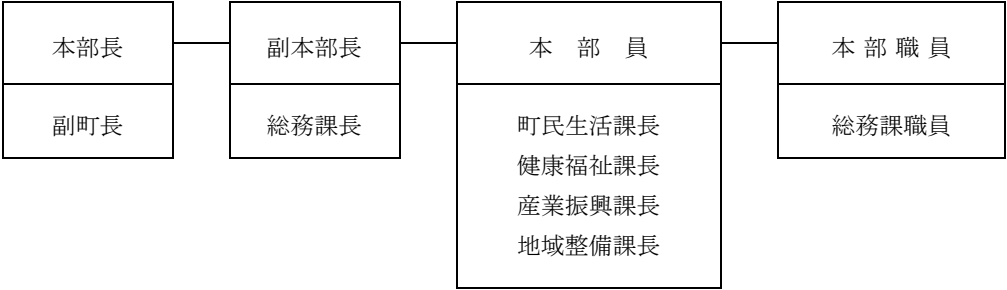
頁	現 行	修 正 案
38	<p style="text-align: center;">第15節 水害予防計画</p> <p>第1 基本方針 1・2 [略]</p> <p>第5 浸水想定区域 1 [略]</p> <p>2 洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難所その他円滑な避難を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主に高年齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定める。 (1) <u>地下街等又は主として高年齢者等の災害時要援護者が利用する施設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>浸水想定区域において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は次のとおりである。</u></p> <p>新井田川水系 ア 高年齢者等の災害時要援護者が利用する施設 <u>サービスセンター せせらぎ</u> (2)・(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針 1・2 [略]</p> <p>3 <u>町その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</u></p> <p>第5 浸水想定区域の公表及び周知 1 [略]</p> <p>2 洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。 (1) <u>地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの</u>にあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。 <u>浸水想定区域において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は次のとおりである。</u></p> <p>新井田川水系 ア 高年齢者等の<u>要配慮者</u>が利用する施設 サービスセンター せせらぎ (2)・(3) [略]</p>
37		

<p>39</p> <p>40</p>	<p>(4) 町民に対する周知</p> <p>町は、軽米町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の<u>災害時要援護者</u>が利用する施設の名称及び所在地等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>(4) 町民に対する周知</p> <p>町は、軽米町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の<u>要配慮者</u>が利用する施設の名称及び所在地等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物 (<u>ハザードマップ等</u>) の配布その他必要な措置を講ずる。</p> <p>第6 風害予防の普及啓発</p> <p><u>県、市町村その他の防災関係機関は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及を図る。</u></p>
<p>修正理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関による風害対策等について普及啓発について規定するもの 2 災害対策基本法及び水防法の一部改正に伴い、所要の修正をするもの 3 その他所要の整備をするもの 	

頁	現 行	修 正 案
4 4	<p style="text-align: center;">第17節 土砂災害予防計画</p> <p>第6 土砂災害防止対策の促進</p> <p>町は、県が指定する土砂災害警戒区域等の区域ごとに、<u>土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制</u>について定める。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 土砂災害予防計画</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>町は、県が指定する土砂災害警戒区域等の区域ごとに<u>次の事項</u>について定める。</p> <p><u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ 救助に関する事項</u></p> <p><u>カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p>
4 5	<p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>大雨による土砂災害の発生するおそれが高まった時に、町が<u>発令する避難勧告等の判断の支援</u>や町民の自主避難の参考となるよう、県と<u>気象台</u>が共同で<u>土砂災害警戒情報</u>を発表する。</p> <p>2 発表対象地域 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p><u>発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報に基づいて5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p><u>なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。</u></p>	<p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p><u>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u></p> <p>2 発表対象地域 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p><u>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p><u>ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。</u></p>

	<p>(2) 解除基準 解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、<u>県と気象台が協議のうえ解除できるものとする。</u> <u>なお、解除においても大雨警報発表中に行う。</u></p> <p>4 利用にあたっての留意点</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、<u>技術的に予知・予測が可能である表層崩壊による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>5 避難勧告等のための情報提供 [略]</p>	<p>(2) 解除基準 解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、<u>土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。</u></p> <p>4 利用にあたっての留意点</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の対象とする<u>土砂災害</u>は、表層崩壊による土砂災害のうち<u>大雨による土石流</u>や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、<u>融雪期の土砂災害等</u>については発表対象とするものではないことに留意する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。</u></p> <p>5 避難勧告等のための情報提供 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 特別警報の運用開始に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、市町村地域防災計画の記載事項について見直しを行うもの</p> <p>4 大雨特別警報（土砂災害）が発表されている場合における土砂災害警戒情報の利用の留意点について新たに規定するもの</p> <p>5 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
55	<p style="text-align: center;">第21節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 町本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>要援護者の状況</u></p> <p>ウ <u>要援護者に対する配慮(心構え)</u></p> <p>エ・オ [略]</p> </div> <p>2～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第21節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第2 実施機関</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 町本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>要配慮者の状況</u></p> <p>ウ <u>要配慮者に対する心構え</u></p> <p>エ・オ [略]</p> </div> <p>2～5 [略]</p>
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行								
57	<p>第1節 災害応急対策の活動計画</p> <p>第2 町の活動体制</p> <p>町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、軽米町災害警戒本部（以下、本節中「警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」資料編（3-1-1）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>ア 集中豪雨、長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、警戒本部長（副町長）が必要と認めるとき</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 大規模な火災・爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき</p>								
58	<p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD A["本部長 副町長"] --- B["副本部長 総務課長"] B --- C["本 部 員 町民生活課長 健康福祉課長 産業振興課長 地域整備課長"] C --- D["本 部 職 員 総務課職員"] </pre> </div> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>災害警戒本部の設置と並行して、関係課は必要に応じ次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉課</td> <td> 1 要援護者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域整備課</td> <td> 1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集 </td> </tr> </tbody> </table>	課	担 当 内 容	[略]		健康福祉課	1 要援護者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集	地域整備課	1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集
課	担 当 内 容								
[略]									
健康福祉課	1 要援護者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集								
地域整備課	1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集								

頁	修 正 案																						
57	<p style="text-align: center;">第1節 災害応急対策の活動計画</p> <p>第2 町の活動計画</p> <p>町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、軽米町災害警戒本部（以下本節中「警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」資料編（3-1-1）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>ア 集中豪雨、長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、警戒本部長（副町長）が必要と認め<u>た場合</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 大規模な火災・爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生するおそれがある場合において、警戒本部長（副町長）が必要と認め<u>た場合</u></p> <p>オ <u>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節中において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合</u></p> <p>カ <u>その他警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合</u></p>																						
58	<p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>本部長</td></tr> <tr><td>副町長</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>副本部長</td></tr> <tr><td>総務課長</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>本部員</td></tr> <tr><td>町民生活課長</td></tr> <tr><td>健康福祉課長</td></tr> <tr><td>産業振興課長</td></tr> <tr><td>地域整備課長</td></tr> <tr><td><u>教育次長</u></td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>本部職員</td></tr> <tr><td>総務課職員</td></tr> </table> </div> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>災害警戒本部の設置と並行して、関係課は必要に応じ次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉課</td> <td>1 要配慮者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>地域整備課</td> <td>1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>1 <u>小中学校及び幼稚園等学校教育施設の被害情報の収集</u> 2 <u>社会教育施設の被害情報の収集</u></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副町長	副本部長	総務課長	本部員	町民生活課長	健康福祉課長	産業振興課長	地域整備課長	<u>教育次長</u>	本部職員	総務課職員	課	担当内容	[略]		健康福祉課	1 要配慮者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集	地域整備課	1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集	教育委員会事務局	1 <u>小中学校及び幼稚園等学校教育施設の被害情報の収集</u> 2 <u>社会教育施設の被害情報の収集</u>
本部長																							
副町長																							
副本部長																							
総務課長																							
本部員																							
町民生活課長																							
健康福祉課長																							
産業振興課長																							
地域整備課長																							
<u>教育次長</u>																							
本部職員																							
総務課職員																							
課	担当内容																						
[略]																							
健康福祉課	1 要配慮者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集																						
地域整備課	1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集																						
教育委員会事務局	1 <u>小中学校及び幼稚園等学校教育施設の被害情報の収集</u> 2 <u>社会教育施設の被害情報の収集</u>																						
修正理由	<p>1 本部員に教育次長を追加</p> <p>2 関係各課の防災活動として教育委員会事務局を追加</p> <p>3 その他所要の整備をするもの</p>																						

頁	現 行	修 正 案												
59	<p>2 災害対策本部</p> <p>災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1号非常配備</td> <td> <p>1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準	[略]	[略]	1号非常配備	<p>1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>2 災害対策本部</p> <p><u>(1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。</u></p> <p><u>(2) 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力を求める。</u></p> <p>(3) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1号非常配備</td> <td> <p>1 気象警報、<u>気象特別警報又は洪水警報</u>が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>原子力事業者から原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下本節において同じ。)の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下本節において同じ。)を講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>5 <u>原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>6 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準	[略]	[略]	1号非常配備	<p>1 気象警報、<u>気象特別警報又は洪水警報</u>が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>原子力事業者から原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下本節において同じ。)の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下本節において同じ。)を講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>5 <u>原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>6 [略]</p>
区分	設置基準													
[略]	[略]													
1号非常配備	<p>1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 [略]</p>													
区分	設置基準													
[略]	[略]													
1号非常配備	<p>1 気象警報、<u>気象特別警報又は洪水警報</u>が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>原子力事業者から原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下本節において同じ。)の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下本節において同じ。)を講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>5 <u>原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>6 [略]</p>													

区分	設置基準
2号非常配備	1・2 [略]
	3 [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

3 緊急初動特別班 [略]

第3 町職員の動員配備体制 [略]

第4 活動要領 [略]

第5 防災関係機関活動体制 [略]

別表第4 軽米町災害対策本部事務分掌

部	班名	担当課等	分掌事務
総務部	[略]	[略]	[略]
	対策班	税務会計課 議会・監査 事務局 選管事務員	1～3 [略] 4 <u>災害にかか った者の救 助、救出に関 すること</u> 5～8 [略]
出納部	[略]	[略]	[略]

区分	設置基準
2号非常配備	1・2 [略]
	3 <u>原子力緊急事態宣言がな された場合において当該原 子力緊急事態宣言に規定す る緊急事態応急対策を実施 すべき区域に本県の区域が 含まれることが想定される とき。</u>
	4 [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

3 緊急初動特別班 [略]

第3 町職員の動員配備体制 [略]

第4 活動要領 [略]

第5 防災関係機関活動体制 [略]

別表第4 軽米町災害対策本部事務分掌

部	班名	担当課等	分掌事務
総務部	[略]	[略]	[略]
	対策班	税務会計課 議会・監査 事務局 選管事務員	1～3 [略] 4 <u>被災者の救 助、救出に関 すること</u> 5～8 [略]
出納部	[略]	[略]	[略]

修正理由

- 1 特別警報の運用開始に伴い、災害対策本部の設置基準について見直しを行うもの
- 2 現地災害対策本部の組織等について整理を行うもの
- 3 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施に係る要請について規定するもの
- 4 県による応急措置の代行について規定するもの
- 5 その他所要の整備をするもの

頁	現 行	修 正 案																														
70	<p style="text-align: center;">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p style="padding-left: 2em;">予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 75%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象に関する情報</td> <td>気象情報</td> <td><u>気象等の予報に関係のある台風やその他の異常気象等について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせ</u>て発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>数年に一度程度しか発生しないような<u>激しい短時間</u>の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった<u>時に岩手県と盛岡地方気象台が共同</u>で発表する情報を速報する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>竜巻注意情報</td> <td><u>竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在する気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容	気象に関する情報	気象情報	<u>気象等の予報に関係のある台風やその他の異常気象等について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせ</u> て発表する。		記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような <u>激しい短時間</u> の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。		土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった <u>時に岩手県と盛岡地方気象台が共同</u> で発表する情報を速報する。		竜巻注意情報	<u>竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在する気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</u>	<p style="text-align: center;">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p style="padding-left: 2em;">予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 75%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象に関する情報</td> <td>気象情報</td> <td><u>気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開設する場合等に発表する。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で数年に一度程度しか発生しないような<u>猛烈な短時間</u>の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった<u>ときに県と盛岡地方気象台が共同</u>で発表する情報を速報する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>竜巻注意情報</td> <td><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として県単位で発表する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容	気象に関する情報	気象情報	<u>気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開設する場合等に発表する。</u>		記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な短時間</u> の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。		土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった <u>ときに県と盛岡地方気象台が共同</u> で発表する情報を速報する。		竜巻注意情報	<u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として県単位で発表する。</u>
	種 類	内 容																														
気象に関する情報	気象情報	<u>気象等の予報に関係のある台風やその他の異常気象等について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせ</u> て発表する。																														
	記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような <u>激しい短時間</u> の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。																														
	土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった <u>時に岩手県と盛岡地方気象台が共同</u> で発表する情報を速報する。																														
	竜巻注意情報	<u>竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在する気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</u>																														
	種 類	内 容																														
気象に関する情報	気象情報	<u>気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開設する場合等に発表する。</u>																														
	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な短時間</u> の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。																														
	土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった <u>ときに県と盛岡地方気象台が共同</u> で発表する情報を速報する。																														
	竜巻注意情報	<u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として県単位で発表する。</u>																														

イ 注意報の種類と発表基準

種 類		内 容	
気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	強風注意報	強風によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	大雨注意報	大雨によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	大雪注意報	大雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
洪水注意報		洪水によって被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
気象注意報	濃霧注意報	濃霧のため交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	低温注意報	夏期	低温により農作物等に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

イ 注意報の種類と発表基準

種 類		内 容	
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
洪水注意報		大雪、長雨、融雪などにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
気象注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	雷注意報 (備考1)	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	低温注意報	夏期	低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

	冬期 低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
着雪注意報	着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生すると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
融雪注意報	融雪によって被害が発生するおそれがあると予想される場合
地面現象注意報 ※	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地滑り</u> 等によって被害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 ※	浸水によって被害が発生するおそれがあると予想される場合

注) ※1 [略]

※2 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

種 類	発表基準
気象警報 暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

	冬期 低温により水道凍結等 <u>著しい被害が発生するおそれがあると</u> 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
着雪注意報	<u>著しい</u> 着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
融雪注意報	融雪により <u>浸水、土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあると予想される場合
地面現象注意報 (備考2)	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり</u> 等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考2)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

2 [略]

3 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

種 類	発表基準
気象警報 暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

大雪警報	大雪によって <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
洪水警報	洪水によって <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
地面現象警報 ※	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地滑り</u> 等によって <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 ※	浸水によって <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想される場合

注) ※1
※2

大雪警報	大雪により <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより <u>河川が増水し、重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
地面現象警報 (備考4)	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり</u> 等により <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考4)	浸水により <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 暴風雪警報にあたっては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。

4 [略]

5 [略]

エ 特別警報の種類と発表基準

種 類	発表基準
気象特別警報	<p>暴風特別警報</p> <p>暴風により<u>重大な災害</u>が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>
	<p>暴風雪特別警報</p> <p>雪を伴う暴風により<u>重大な災害</u>が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 ※</p>

<u>大雨特別警報</u>	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>
<u>大雪特別警報</u>	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
<u>地面現象特別警報（備考1）</u>	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

備考2 実施に当たっては、降水量、積雲量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

エ 地震動の警報及び地震情報の種類

① 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

オ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

a 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

b 震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけ

(イ) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
[略]		
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	[略]
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	
[略]		

7 5

(消防法に基づくもの) [略]

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種 類	内 容
[略]	
水防活動用気象警報	大雨警報に同じ。
[略]	

7 6

る。

(イ) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
[略]		
震源に関する情報	・震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	[略]
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	
[略]		

カ その他

地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当区域で大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

(イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

(消防法に基づくもの) [略]

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種 類	内 容
[略]	
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報に同じ。
[略]	

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 伝達経路 [略]

イ 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により直ちに通知又は広報を行う。

内 容	担当課	通知先	通知方法
○気象予報・警報、地震に関する情報	[略]		
[略]			

ウ 夜間及び休日等勤務時間外における気象予報・警報等の受理及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、次により当直員が行う。

内 容	担当課	通知先	通知方法
○気象予報・警報、地震に関する情報	[略]		
[略]			

2 異常気象発生時の通報

(1)～(4) [略]

(5) 町の措置

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

(6) 防災関係機関の設置

ア 東日本電信電話(株)

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町本部に伝達する。

イ 第二管区海上保安本部(八戸海上保安部)

警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知する。

ウ [略]

3 [略]

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 伝達経路 [略]

イ 気象予報・警報等を受領した場合は、次により直ちに通知又は広報を行う。

内 容	担当課	通知先	通知方法
○気象、洪水についての予報・警報等、並びに地震に関する情報	[略]		
[略]			

ウ 夜間及び休日等勤務時間外における気象予報・警報等の受理及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、次により当直員が行う。

内 容	担当課	通知先	通知方法
○気象、洪水についての予報・警報等、並びに地震に関する情報	[略]		
[略]			

2 異常気象発生時の通報

(1)～(4) [略]

(5) 町の措置

ア [略]

イ 町本部長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(6) 防災関係機関の設置

ア 東日本電信電話(株)

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町本部に伝達する。

イ 第二管区海上保安本部(八戸海上保安部)

警報又は特別警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知する。

ウ [略]

3 [略]

修正理由	<ol style="list-style-type: none">1 気象予報・警報等の記載について見直しを行うもの2 特別警報の運用開始に伴い、所要の修正をするもの3 その他所要の整備をするもの
------	---

頁	現 行	修 正 案												
79	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 電気通信設備の利用 通信がふくそうした場合は、<u>非常・緊急通話</u>を利用し、通信を確保する。</p> <p>(1) <u>非常・緊急通話用電話の指定</u></p> <p><u>町及び防災関係機関は、あらかじめ通信事業者から承認を受けた電話番号により、非常・緊急通話を利用する。</u></p> <p><u>町の非常・緊急通話の電話番号は、資料編「町の非常・緊急通話用電話一覧」(3-3-1)のとおりである。</u></p> <p>(2) <u>非常・緊急通話の利用</u></p> <p>ア <u>町及び防災関係機関は、公衆電気通信設備による通話が不能又は困難である場合は、非常・緊急通話用の電話機において通信を行う。</u></p> <p>イ <u>非常・緊急通話を利用する場合は、102番をダイヤルし、非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の別、通話の内容及び通話先を申告の上申し込む。</u></p> <p><u>非常・緊急通話の内容及び利用できる機関</u></p> <table border="1" data-bbox="260 1115 820 2080"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="331 1115 584 1160">通話の内容</th> <th data-bbox="584 1115 820 1160">機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非常通話</td> <td data-bbox="331 1160 584 1361">1 <u>気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項</u></td> <td data-bbox="584 1160 820 1361"><u>気象機関相互間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1361 584 1644">2 <u>洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項</u></td> <td data-bbox="584 1361 820 1644">(1) <u>水防機関相互間</u> (2) <u>消防機関相互間</u> (3) <u>水防機関と消防機関相互間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1644 584 1926">3 <u>災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</u></td> <td data-bbox="584 1644 820 1926">(1) <u>消防機関相互間</u> (2) <u>災害救助機関相互間</u> (3) <u>消防機関と災害救助機関相互間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1926 584 2080">4 <u>鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復</u></td> <td data-bbox="584 1926 820 2080"><u>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</u></td> </tr> </tbody> </table>		通話の内容	機関等	非常通話	1 <u>気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項</u>	<u>気象機関相互間</u>	2 <u>洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項</u>	(1) <u>水防機関相互間</u> (2) <u>消防機関相互間</u> (3) <u>水防機関と消防機関相互間</u>	3 <u>災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</u>	(1) <u>消防機関相互間</u> (2) <u>災害救助機関相互間</u> (3) <u>消防機関と災害救助機関相互間</u>	4 <u>鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復</u>	<u>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</u>	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 電気通信設備の利用 通信がふくそうした場合は、<u>災害時優先電話</u>を利用し、通信を確保する。</p>
	通話の内容	機関等												
非常通話	1 <u>気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項</u>	<u>気象機関相互間</u>												
	2 <u>洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項</u>	(1) <u>水防機関相互間</u> (2) <u>消防機関相互間</u> (3) <u>水防機関と消防機関相互間</u>												
	3 <u>災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</u>	(1) <u>消防機関相互間</u> (2) <u>災害救助機関相互間</u> (3) <u>消防機関と災害救助機関相互間</u>												
	4 <u>鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復</u>	<u>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</u>												

緊急通話	<u>旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</u>	
	<u>5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</u>	<u>通信の確保に直接関係がある機関相互間</u>
	<u>6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</u>	<u>電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間</u>
	<u>7 秩序の維持のため緊急を要する事項</u>	<u>(1) 警察機関相互間</u> <u>(2) 防衛機関相互間</u> <u>(3) 警察機関と防衛機関相互間</u>
	<u>8 災害の予防又は救援のため必要な事項</u>	<u>天変、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間</u>
	<u>1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</u>	<u>(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。）</u> <u>(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</u>
	<u>2 治安の維持のため緊急を要する事項</u>	<u>(1) 警察機関相互間</u> <u>(2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</u>

		<u>3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事</u>	<u>選挙管理機関相互間</u>	
		<u>4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</u>	<u>新聞社、放送事業者又は通信社の機関</u>	
		<u>5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</u>	<u>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間</u> <u>(2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間</u> <u>(3) 預貯金業務を行う金融機関相互間</u> <u>(4) 国又は地方公共団体の機関(非常通話の表及びこの表の(1)欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。)相互間</u>	
	2～3 [略]			
修正理由	1 非常扱い・緊急扱い通話（102番）の廃止に伴い、所要の修正をするもの			

頁	現 行	修 正 案																																																
<p>8 2</p> <p>8 3</p> <p>8 4</p>	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。<u>その際、特に災害時要援護者への配慮をする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="260 598 810 1323"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> <th>書記情報報告様式</th> <th>被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] <u>(社) 岩手県高圧ガス保安協会</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	書記情報報告様式	被害額等報告様式	[略]	[略]			[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]			[略]	[略]			[略] <u>(社) 岩手県高圧ガス保安協会</u>	[略]			[略]				<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 598 1433 1323"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する災害情報の内容</th> <th>書記情報報告様式</th> <th>被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] <u>(一社) 岩手県高圧ガス保安協会</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	書記情報報告様式	被害額等報告様式	[略]	[略]			[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u>	[略]			[略]	[略]			[略] <u>(一社) 岩手県高圧ガス保安協会</u>	[略]			[略]			
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	書記情報報告様式	被害額等報告様式																																															
[略]	[略]																																																	
[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
[略] <u>(社) 岩手県高圧ガス保安協会</u>	[略]																																																	
[略]																																																		
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	書記情報報告様式	被害額等報告様式																																															
[略]	[略]																																																	
[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u>	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
[略] <u>(一社) 岩手県高圧ガス保安協会</u>	[略]																																																	
[略]																																																		
<p>修正理由</p>	<p>1 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>2 その他所要整備をするもの</p>																																																	

頁	現 行	修 正 案
---	-----	-------

<p>88</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に<u>災害時要援護者</u>への配慮をする。</p> <p>6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に<u>災害時要援護者</u>への配慮をする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI（株）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI（株）	[略]	[略]		<p style="text-align: center;">第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に<u>要配慮者が必要とする情報</u>についての配慮をする。</p> <p>6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に<u>要配慮者の相談、要望等</u>について配慮をする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）NTTドコモ</u> KDDI（株） <u>ソフトバンク（株）</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）NTTドコモ</u> KDDI（株） <u>ソフトバンク（株）</u>	[略]	[略]	
実施機関	担当業務																	
[略]																		
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI（株）	[略]																	
[略]																		
実施機関	担当業務																	
[略]																		
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）NTTドコモ</u> KDDI（株） <u>ソフトバンク（株）</u>	[略]																	
[略]																		
<p>修正理由</p>	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>3 その他所要の整備をするもの</p>																	

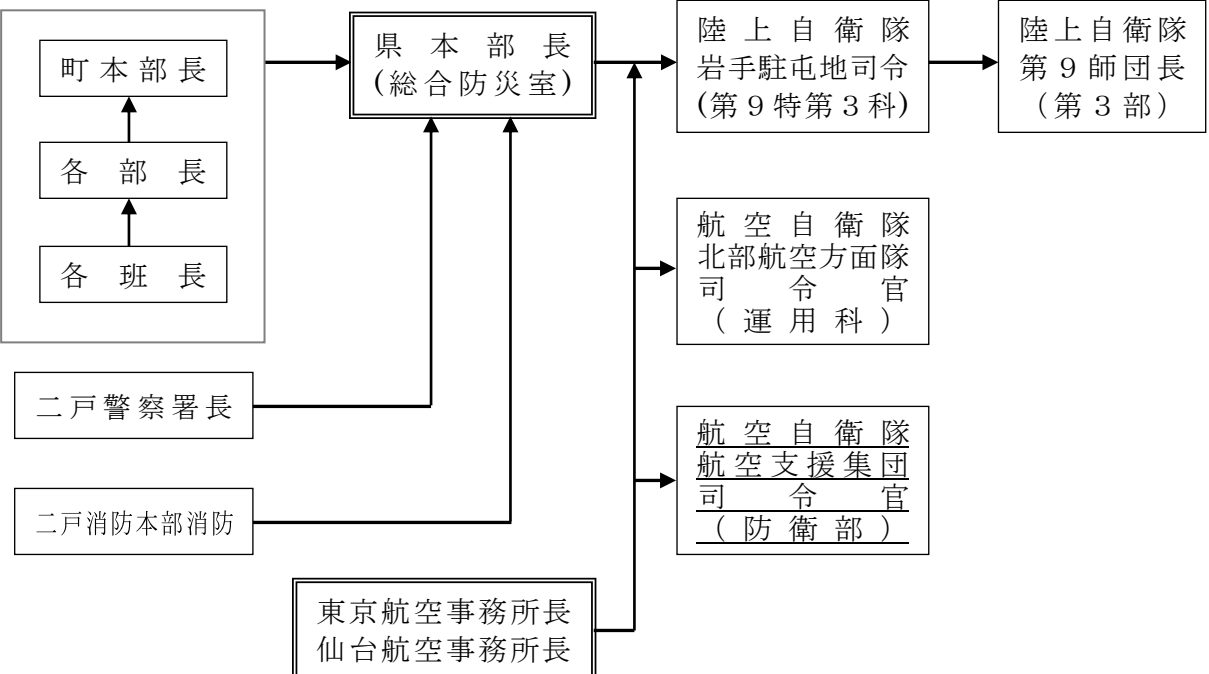
頁	現 行	修 正 案																																																		
9 2	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">町本部</td> <td style="text-align: center;">担当部</td> <td style="text-align: center;">担当班</td> <td rowspan="4"> 1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制及び応急復旧 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築部</td> <td style="text-align: center;">建設班</td> </tr> <tr> <td colspan="3">岩手県災害対策本部</td> <td rowspan="2"> 1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東日本高速道路（株）八戸管理事務所</td> <td colspan="2">所管する高速自動車道に係る交通規制及び応急復旧</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 交通確保 1～5 [略]</p>	実施機関			担当業務	町本部	担当部	担当班	1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制及び応急復旧	建築部	建設班	岩手県災害対策本部			1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送	[略]			東日本高速道路（株）八戸管理事務所		所管する高速自動車道に係る交通規制及び応急復旧		[略]				<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">町本部</td> <td style="text-align: center;">担当部</td> <td style="text-align: center;">担当班</td> <td rowspan="4"> 1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制、<u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u>及び応急復旧 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築部</td> <td style="text-align: center;">建設班</td> </tr> <tr> <td colspan="3">岩手県災害対策本部</td> <td rowspan="2"> 1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員、<u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u>及び物資の緊急輸送 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東日本高速道路（株）八戸管理事務所</td> <td colspan="2">所管する高速自動車道に係る交通規制、<u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u>及び応急復旧</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 交通確保 1～5 [略]</p> <p>6 災害時における車両の移動 <u>(1) 放置車両等の移動</u> ア <u>道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。</u> イ <u>道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。</u> </p>	実施機関			担当業務	町本部	担当部	担当班	1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制、 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> 及び応急復旧	建築部	建設班	岩手県災害対策本部			1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員、 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> 及び物資の緊急輸送	[略]			東日本高速道路（株）八戸管理事務所		所管する高速自動車道に係る交通規制、 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> 及び応急復旧		[略]			
実施機関			担当業務																																																	
町本部	担当部	担当班	1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制及び応急復旧																																																	
	建築部	建設班																																																		
岩手県災害対策本部				1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送																																																
[略]																																																				
東日本高速道路（株）八戸管理事務所		所管する高速自動車道に係る交通規制及び応急復旧																																																		
[略]																																																				
実施機関			担当業務																																																	
町本部	担当部	担当班	1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制、 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> 及び応急復旧																																																	
	建築部	建設班																																																		
岩手県災害対策本部				1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員、 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> 及び物資の緊急輸送																																																
[略]																																																				
東日本高速道路（株）八戸管理事務所		所管する高速自動車道に係る交通規制、 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> 及び応急復旧																																																		
[略]																																																				
9 5																																																				

	<p>第4 緊急輸送 [略]</p> <p>96 第5 災害救助法を適用した場合の輸送の基準 1～3 [略]</p> <p>97 4 整備すべき書類 (1) 救助の種目別〔燃料及び消耗品〕物資受払状況 (様式編 <u>救助様式 6</u>) (2) 輸送記録簿 (様式編 <u>救助様式 2 2</u>) (3) [略] (4) [略]</p>	<p>ウ 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。</p> <p>(2) 県公安委員会による緊急車両の通行確保のための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。</p> <p>(3) 県による緊急車両の通行確保のための要請 県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。</p> <p>第4 緊急輸送 [略]</p> <p>第5 災害救助法を適用した場合の輸送の基準 1～3 [略]</p> <p>4 整備すべき書類 (1) 救助の種目別〔燃料及び消耗品〕物資受払状況 (様式編 <u>救助様式 1</u>) (2) 輸送記録簿 (様式編 <u>救助様式 1 6</u>) (3) [略] (4) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、実施機関の担当業務について所要の修正をするもの</p> <p>2 指定地方公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>3 災害対策基本法の一部改正に伴い、道路管理者による災害時における放置車両の移動等について規定するもの</p> <p>4 災害対策基本法の一部改正に伴い、道路管理者による車両の破損及び損失補償について規定するもの</p> <p>5 災害対策基本法の一部改正に伴い、県公安委員会による緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定等の要請について規定するもの</p> <p>6 災害対策基本法の一部改正に伴い、緊急通行車両の通行ルートを確認するための市町村に対する指示について規定するもの</p> <p>7 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案												
105	<p style="text-align: center;">第9節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)岩手県高圧ガス保安協会</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応援の内容	[略]		(株)岩手県高圧ガス保安協会	[略]	<p style="text-align: center;">第9節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県高圧ガス保安協会</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応援の内容	[略]		(一社)岩手県高圧ガス保安協会	[略]
実施機関	応援の内容													
[略]														
(株)岩手県高圧ガス保安協会	[略]													
実施機関	応援の内容													
[略]														
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	[略]													
修正理由	1 その他所要の整備をするもの													

頁	現 行																																
108	第10節 自衛隊災害派遣要請計画																																
	第3 実施要領 1 [略]																																
109	2 自衛隊の災害派遣命令者 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定部隊等の長</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼間</th> <th style="text-align: center;">夜間（休日を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">陸上自衛隊</td> <td style="text-align: center;"><u>第9師団長</u></td> <td> <u>第3部長</u> 青森(017)781-0161 内線 260 </td> <td> <u>師団当直長</u> 青森(017)781-0161 内線 301、302 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手駐屯地司令</td> <td> 第9特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 235、363 </td> <td> 駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 202、302 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">海上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">横須賀地方総監</td> <td> 第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543 </td> <td> 総監部当直室 横須賀(046)822-3500 内線 2222、2223 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第2航空群司令</u></td> <td> <u>運用幕僚</u> 八戸(0178)28-3011 内線 2213 </td> <td> <u>航空群当直室</u> 八戸(0178)28-3011 内線 2222、2223 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">航空自衛隊</td> <td style="text-align: center;">北部航空方面隊司令官</td> <td> 運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2352～2355 </td> <td> S O C 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204、3900 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>航空支援集団司令官</u></td> <td> <u>防衛部長、運用2科長</u> 府中(042)362-2971 内線 2280(防衛部長) 2280(運用2科長) </td> <td> <u>支援集団当直室</u> 府中(042)362-2971 内線 2531 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <u>秋田救難隊長</u> 秋田(018)886-3320 内線 200 </td> <td> <u>秋田救難当直</u> 秋田(018)886-3320 内線 203、225 </td> </tr> </tbody> </table>			区分	指定部隊等の長	連絡先		昼間	夜間（休日を含む。）	陸上自衛隊	<u>第9師団長</u>	<u>第3部長</u> 青森(017)781-0161 内線 260	<u>師団当直長</u> 青森(017)781-0161 内線 301、302	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 202、302	海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	総監部当直室 横須賀(046)822-3500 内線 2222、2223	<u>第2航空群司令</u>	<u>運用幕僚</u> 八戸(0178)28-3011 内線 2213	<u>航空群当直室</u> 八戸(0178)28-3011 内線 2222、2223	航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2352～2355	S O C 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204、3900	<u>航空支援集団司令官</u>	<u>防衛部長、運用2科長</u> 府中(042)362-2971 内線 2280(防衛部長) 2280(運用2科長)	<u>支援集団当直室</u> 府中(042)362-2971 内線 2531		<u>秋田救難隊長</u> 秋田(018)886-3320 内線 200	<u>秋田救難当直</u> 秋田(018)886-3320 内線 203、225
区分	指定部隊等の長	連絡先																															
		昼間	夜間（休日を含む。）																														
陸上自衛隊	<u>第9師団長</u>	<u>第3部長</u> 青森(017)781-0161 内線 260	<u>師団当直長</u> 青森(017)781-0161 内線 301、302																														
	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 202、302																														
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	総監部当直室 横須賀(046)822-3500 内線 2222、2223																														
	<u>第2航空群司令</u>	<u>運用幕僚</u> 八戸(0178)28-3011 内線 2213	<u>航空群当直室</u> 八戸(0178)28-3011 内線 2222、2223																														
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2352～2355	S O C 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204、3900																														
	<u>航空支援集団司令官</u>	<u>防衛部長、運用2科長</u> 府中(042)362-2971 内線 2280(防衛部長) 2280(運用2科長)	<u>支援集団当直室</u> 府中(042)362-2971 内線 2531																														
		<u>秋田救難隊長</u> 秋田(018)886-3320 内線 200	<u>秋田救難当直</u> 秋田(018)886-3320 内線 203、225																														
	3 [略]																																

頁	修 正 案																				
108	第10節 自衛隊災害派遣要請計画																				
	第3 実施要領 1 [略]																				
109	2 災害派遣命令者 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定部隊等の長</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼間</th> <th style="text-align: center;">夜間（休日を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">陸上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">岩手駐屯地司令</td> <td> 第9特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235 </td> <td> 駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 <u>490</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">海上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">横須賀地方総監</td> <td> 第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543 </td> <td> 当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">航空自衛隊</td> <td style="text-align: center;">北部航空方面隊司令官</td> <td> 運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 <u>2353</u> </td> <td> SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204 </td> </tr> </tbody> </table>			区分	指定部隊等の長	連絡先		昼間	夜間（休日を含む。）	陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 <u>490</u>	海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222	航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 <u>2353</u>	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204
区分	指定部隊等の長	連絡先																			
		昼間	夜間（休日を含む。）																		
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 <u>490</u>																		
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222																		
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 <u>2353</u>	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204																		
	3 [略]																				

頁	現 行
111	<p>4 災害派遣の要請手続き</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 撤収の要請 [略]</p> <p>要請系統図 [略]</p>  <pre> graph TD subgraph LocalGov [] A[町本部長] B[各部長] C[各班長] A --- B B --- C end D[二戸警察署長] E[二戸消防本部消防] F[東京航空事務所長 仙台航空事務所長] G[県本部長 (総合防災室)] H[陸上自衛隊 岩手駐屯地司令 (第9特第3科)] I[航空自衛隊 北部航空方面隊 司令官 (運用科)] J[航空自衛隊 航空支援集団 司令官 (防衛部)] K[陸上自衛隊 第9師団長 (第3部)] A --> G B --> G C --> G D --> G E --> G F --> G G --> H G --> I G --> J H --> K </pre> <p>[略]</p> <p>5~7 [略]</p>

頁	修正案
<p>111</p>	<p>4 災害派遣の要請手続き</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 撤収の要請 [略]</p> <p>要請系統図 [略]</p> <pre> graph TD subgraph Town [町本部] direction BT CL[各班長] --> CD[各部長] CD --> CM[町本部長] end CM --> CC[県本部長 (総合防災室)] CC --> CG[陸上自衛隊 岩手駐屯地司令 (第9特第3科)] CC --> CA[航空自衛隊 北部航空方面隊 司令官 (防衛部)] CC --> CH[東京航空事務所長 仙台航空事務所長] CG --> C9[陸上自衛隊 第9師団長 (第3部)] </pre> <p>[略]</p> <p>5～7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 陸上自衛隊の連絡先等について所要の修正をするもの</p>

頁	現 行	修 正 案																																																										
117	<p style="text-align: center;">第12節 災害救助法の適用計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">実施機関</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">町本部</th> <th style="text-align: center;">担当部</th> <th style="text-align: center;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">町本部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">総務部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災班</td> <td style="text-align: center;"><u>災害にかかった者の救出</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建設部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建設班</td> <td></td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 <u>災害にかかった住宅の応急修理</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関			担当業務	町本部	担当部	担当班	町本部	総務部	[略]	[略]	防災班	<u>災害にかかった者の救出</u>	[略]				建設部	建設班		1 [略]		2 <u>災害にかかった住宅の応急修理</u>		3 [略]	[略]				<p style="text-align: center;">第12節 災害救助法の適用計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">実施機関</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">町本部</th> <th style="text-align: center;">担当部</th> <th style="text-align: center;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">町本部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">総務部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災班</td> <td style="text-align: center;"><u>被災者の救出</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建設部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建設班</td> <td></td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 <u>被災した住宅の応急修理</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関			担当業務	町本部	担当部	担当班	町本部	総務部	[略]	[略]	防災班	<u>被災者の救出</u>	[略]				建設部	建設班		1 [略]		2 <u>被災した住宅の応急修理</u>		3 [略]	[略]			
実施機関			担当業務																																																									
町本部	担当部	担当班																																																										
町本部	総務部	[略]	[略]																																																									
		防災班	<u>災害にかかった者の救出</u>																																																									
[略]																																																												
建設部	建設班		1 [略]																																																									
			2 <u>災害にかかった住宅の応急修理</u>																																																									
			3 [略]																																																									
[略]																																																												
実施機関			担当業務																																																									
町本部	担当部	担当班																																																										
町本部	総務部	[略]	[略]																																																									
		防災班	<u>被災者の救出</u>																																																									
[略]																																																												
建設部	建設班		1 [略]																																																									
			2 <u>被災した住宅の応急修理</u>																																																									
			3 [略]																																																									
[略]																																																												
118	<p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情があり、被害世帯が多数であって、かつ、<u>県本部長と厚生労働大臣との協議が成立した次のような場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 法適用の手続 [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする<u>内閣府令で定める特別な事情があり、被害世帯が多数である場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 法適用の手続 [略]</p>																																																										
119	<p>3 救助の実施</p> <p>法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救助の種類</th> <th style="text-align: center;">応急対策計画の該当節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>炊出し</u>その他による食品の給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>災害にかかった者の救出</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>災害にかかった住宅の応急修理</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	応急対策計画の該当節	[略]		<u>炊出し</u> その他による食品の給与		[略]		<u>災害にかかった者の救出</u>		<u>災害にかかった住宅の応急修理</u>		[略]		<p>3 救助の実施</p> <p>法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救助の種類</th> <th style="text-align: center;">応急対策計画の該当節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>炊き出し</u>その他による食品の給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>被災者の救出</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>被災した住宅の応急修理</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	応急対策計画の該当節	[略]		<u>炊き出し</u> その他による食品の給与		[略]		<u>被災者の救出</u>		<u>被災した住宅の応急修理</u>		[略]																															
救助の種類	応急対策計画の該当節																																																											
[略]																																																												
<u>炊出し</u> その他による食品の給与																																																												
[略]																																																												
<u>災害にかかった者の救出</u>																																																												
<u>災害にかかった住宅の応急修理</u>																																																												
[略]																																																												
救助の種類	応急対策計画の該当節																																																											
[略]																																																												
<u>炊き出し</u> その他による食品の給与																																																												
[略]																																																												
<u>被災者の救出</u>																																																												
<u>被災した住宅の応急修理</u>																																																												
[略]																																																												

頁	現 行				
120	第4 救助の種類、程度、期間等 法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。				
	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	避難所	[略]	(基本額) 避難所設置費 1人日当たり300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	[略]	
	応急仮設住宅の提供	[略]			1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容できる「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 [略]
	[略]				
121	災害にかかった者の救出	[略]			
	災害にかかった住宅の応急修理	[略]			
	[略]				
修正理由	1 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 2 その他所要の整備をするもの				

頁	修 正 案			
120	第4 救助の種類、程度、期間等 法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。			
	救助の種類	対象	費用の限度額	期間
	避難所	[略]	(基本額) 避難所設置費 1人日当たり300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する 要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	[略]
	応急仮設住宅の提供	[略]		1 要配慮者を数人以上収容できる「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 [略]
	[略]			
121	被災者の救出	[略]		
	被災した住宅の応急修理	[略]		
	[略]			
修正理由	1 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 2 その他所要の整備をするもの			

頁	現 行	修 正 案
124	<p style="text-align: center;">第13節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示のほか、<u>災害時要援護者等</u>、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（<u>災害時要援護者避難</u>）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p>	<p style="text-align: center;">第13節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、<u>避難行動要支援者その他の</u>、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（<u>避難行動要支援者避難</u>）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p>
125	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の<u>基準及び報告</u></p> <p><u>町本部長は、管内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定等に基づき、あらかじめ、避難勧告等の基準を定め、その内容について町地域防災計画に明記する。なお、基準を定める場合は、地域の実情に応じ、個々具体的に定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>避難勧告等の基準を定める事態に一例的な例示は次のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>気象予報・警報や土砂災害警戒情報等が発表され、避難を要すると判断されるとき</u></p> <p>イ <u>防災関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき</u></p> <p>ウ <u>河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき</u></p> <p>エ <u>河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき</u></p> <p>オ <u>がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき</u></p> <p>カ <u>短時間かつ局地的な集中豪雨等により、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき</u></p> <p>キ <u>火災が拡大するおそれがあるとき</u></p> <p>ク <u>その他危険が切迫していると認められるとき</u></p> </div> <p>実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難勧告等を行う。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の<u>実施及び報告</u></p> <p><u>実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難勧告等を行う。</u></p> <p><u>避難勧告等は、軽米町避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルに定める基準に基づき行う。</u></p> <p><u>町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内</u></p>

町本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

(2) [略]

(3) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) [略]

(イ) 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、聴覚、視覚障害者等の住居を個別に巡回するなど、障害者等に配慮した方法を併せて実施する。

(ウ) ～ (オ) [略]

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) [略]

(イ) 法令に基づく報告又は通知義務

法令又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第3項
[略]		

(4) [略]

(5) 避難の誘導

ア 町本部長は、あらかじめ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、高齢者、障害者、傷病者、子供等の避難を優先する。

ウ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ア) ・ (イ) [略]

エ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

での待避等の安全確保措置を指示することができる。

町本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

実施責任者は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) [略]

(3) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) [略]

(イ) 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

(ウ) ～ (オ) [略]

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) [略]

(イ) 法令に基づく報告又は通知義務

法令又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
[略]		

(4) [略]

(5) 避難の誘導

ア 町本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

ウ 避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ア) ・ (イ) [略]

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

1 2 7	<p>(6) 避難者の確認等 町職員、消防団員、民生委員等は、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。</p> <p>ア 避難場所（避難所） （ア） [略] （イ） 特に、自力避難が困難な<u>高齢者、障害者等</u>の安否の確認 イ [略] （7）～（11） [略]</p>	<p>(6) 避難者の確認等 町職員、消防団員、民生委員等は、被災するおそれがあるなど危険な場合を除き、それぞれが<u>連携、分担しながら</u>、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。</p> <p>ア 避難場所（避難所） （ア） [略] （イ） 特に、自力避難が困難な<u>避難行動要支援者</u>の安否の確認 イ [略] （7）～（11） [略]</p>
1 2 8	<p>2 警戒区域の設定 （1）・（2） [略] （3）警戒区域設定の周知 ア 地域住民への周知 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。その際、特に<u>高齢者、障害者、外国人等</u>の災害時要援護者への必要な措置を講じる。 イ・ウ [略]</p>	<p>2 警戒区域の設定 （1）・（2） [略] （3）警戒区域設定の周知 ア 地域住民への周知 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。その際、特に<u>避難行動要支援者</u>への必要な措置を講じる。 イ・ウ [略]</p>
1 2 9	<p>3 救出 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営 （1）避難所の設置 ア 町本部長は、あらかじめ、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、資料編「<u>一時避難所及び避難所一覧</u>」（3-13-1）のとおり<u>避難所</u>を指定する。 イ [略] ウ 町本部長は、避難所の設置にあたっては、在宅の<u>高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等</u>に配慮した施設の確保に努める。 エ～カ [略]</p>	<p>3 救出 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営 （1）避難所の設置 ア 町本部長は、あらかじめ、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、資料編「<u>指定緊急避難場所</u>」（3-13-1（1））及び<u>指定避難所</u>（3-13-1（2））及び（3-13-2）のとおり指定する。 イ [略] ウ 町本部長は、避難所の設置にあたっては、在宅の<u>要配慮者</u>に配慮した施設の確保に努める。 エ～カ [略]</p>
1 3 0	<p>（2）避難所の運営 ア [略] イ 町本部長、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p>	<p>（2）避難所の運営 ア [略] イ 町本部長、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係る<u>マニュアル</u>に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や<u>岩手県災害派遣福祉チーム</u>の活用を通じて、その状況把握に努め、</p>

ウ～キ [略]

ク 町本部長は、次の書類を整備する。

(7) 救助の種目別〔救出用機械器具燃料〕物資受払状況（様式編 救助様式6）

(4) 救助の種目別〔避難所用物資〕物資受払状況（様式編 救助様式6）

(7) 避難所設置及び収容状況（様式編 救助様式7）

(エ) 被災者救出状況記録簿（様式編 救助様式15）

(オ)～(キ) [略]

(3) [略]

5 [略]

6 避難所以外の住宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

ア [略]

イ 民主委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス業者等は、災害時要援護者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) [略]

7 居住地以外の市町村への避難者に対する情報等の提供体制

居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る

必要な対策を講じる。

ウ～キ [略]

ク 町本部長は、次の書類を整備する。

(7) 救助の種目別〔救出用機械器具燃料〕物資受払状況（様式編 救助様式1）

(4) 救助の種目別〔避難所用物資〕物資受払状況（様式編 救助様式1）

(7) 避難所設置及び収容状況（様式編 救助様式2）

(エ) 被災者救出状況記録簿（様式編 救助様式10）

(オ)～(キ) [略]

(3) [略]

5 [略]

6 避難所以外の住宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

ア [略]

イ 民主委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) [略]

7 住民等に対する情報等の提供体制

ア 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

イ 安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

ウ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないように個人情報の管理を徹底する。

エ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

頁	現 行		
132	<p>8 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p>		
	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先
	協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]
		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]
		県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	[略]
	協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長
		[略]	協議元市町村長
		県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた時	[略]
			根拠法令
			災害対策基本法第86条の2第2項
			災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
			災害対策基本法第86条の2第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
			災害対策基本法第86条の2第5項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
			災害対策基本法第86条の2第5項
			災害対策基本法第86条の2第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

頁	修 正 案		
132	<p>8 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p>		
	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先
	協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]
		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	
		県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	[略]
	協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長
			協議元市町村長
		県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた時	[略]

頁	現 行		
133	<p>(2) 県外広域一部滞在 ア～オ [略] カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。 [法令に基づく報告又は通知義務]</p>		
	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先
	県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]
		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	
		県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	
	協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 [略] 2 協議元市町村が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長
		県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1・2 [略] 3 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関の長
			根拠法令
			災害対策基本法第86条の3第3項
			災害対策基本法第86条の3第9項
			災害対策基本法第86条の3第12項
			災害対策基本法第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
			災害対策基本法第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

頁	修 正 案		
133	<p>(2) 県外広域一部滞在 ア～オ [略] カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。 [法令に基づく報告又は通知義務]</p>		
	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先
	県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]
		受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	
		県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	
	協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	<p>1 [略]</p> <p>2 <u>協議元市町村本部長</u>が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長</p>
		県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>協議元市町村本部長</u>が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関の長</p>
			根拠法令
			<p>災害対策基本法第<u>86条</u>の<u>9第3項</u></p> <p>災害対策基本法第<u>86条</u>の<u>9第9項</u></p> <p>災害対策基本法第<u>86条</u><u>9第12項</u></p> <p>災害対策基本法第<u>86条</u>の<u>9第10項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項</p> <p>災害対策基本法第<u>86条</u>の<u>9第11項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項</p>

頁	現 行			
134	(3) 他都道府県広域一時滞在 ア～ウ [略] エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。 [法令に基づく報告又は通知義務]			
	報告又は通知の 時期	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
	県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法第 <u>86 条の3</u> 第8項
		他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき		災害対策基本法第 <u>86 条の3</u> 第13項
	協議先市町村本部長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 <u>86 条の3</u> 第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
			県本部長	災害対策基本法第 <u>86 条の3</u> 第7項
		他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 <u>86 条の3</u> 第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

頁	修 正 案																								
134	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在 ア～ウ [略] エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。 [法令に基づく報告又は通知義務]</p> <table border="1" data-bbox="260 356 1437 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 356 491 439">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="491 356 794 439">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="794 356 1098 439">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1098 356 1437 439">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 439 491 685" rowspan="2">県本部長</td> <td data-bbox="491 439 794 521">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="794 439 1098 685" rowspan="2">[略]</td> <td data-bbox="1098 439 1437 521">災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 521 794 685">他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="1098 521 1437 685">災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 685 491 965" rowspan="2">協議先市町村本部長</td> <td data-bbox="491 685 794 965">受入施設を決定したとき</td> <td data-bbox="794 685 1098 882">受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td data-bbox="1098 685 1437 882">災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 882 794 965"></td> <td data-bbox="794 882 1098 965">県本部長</td> <td data-bbox="1098 882 1437 965">災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 965 491 1205"></td> <td data-bbox="491 965 794 1205">他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="794 965 1098 1205">受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td data-bbox="1098 965 1437 1205">災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項</td> </tr> </tbody> </table>				報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項	協議先市町村本部長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項		他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																						
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項																						
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき		災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項																						
協議先市町村本部長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項																						
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項																						
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項																						
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 2 屋内での待避等の安全確保設置の指示について規定するもの 3 避難勧告等の解除にあたって安全性の確保について規定するもの 4 避難の際の避難行動要支援者名簿の効果的な利用について規定するもの 5 運送業者である指定公共機関等にたいする被災者の運送の要請等について規定するもの 6 避難所の運営に当たっての避難所運営マニュアル及び岩手県災害派遣福祉チームの活用について規定するもの 7 災害対策基本法の一部改正に伴い、安否情報の提供等について規定するもの 8 避難者の確認等の際の各支援者の連携等について規定するもの 8 その他所要の整備をするもの 																								

頁	現 行	修 正 案
---	-----	-------

第14節 医療・保険計画

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
[略]	
(社) 岩手県医師会	[略]
(社) 二戸医師会	
(社) 岩手県歯科医師会	

第3 初動医療体制

1 医療救護班の編成

- (1) [略]
- (2) 災害時における医療、助産の救助を実施するため、二戸医師会の協力の下に、次により「医療救護班」を編成する。

・医師	1名
・看護師	3名
・事務職員兼運転手	1名

(3) [略]

2 救護所の設置 [略]

3 医療救護班の活動

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]

第14節 医療・保険計画

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
[略]	
(一社) 岩手県医師会	[略]
(一社) 二戸医師会	
(一社) 岩手県歯科医師会	
(一社) 岩手県獣医師会	避難所等における愛玩動物の救護支援
(一社) 岩手県薬剤師会	医療活動における薬剤師の派遣、医薬品の調達・供給
(公社) 岩手県栄養士会	健康管理活動における栄養士の派遣、栄養管理、指導
(公社) 岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣

第3 初動医療体制

1 医療救護班の編成

- (1) [略]
- (2) 災害時における医療、助産の救助を実施するため、(一社) 二戸医師会及び(一社) 岩手県医師会の協力の下に、次により「医療救護班」を編成する。

・医師	1名
・看護師	2～3名
・事務職員兼運転手	1名

(3) 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社) 岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。

(4) [略]

2 救護所の設置 [略]

3 医療救護班の活動

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) 町本部長は、災害医療コーディネーター体制の構築に協力するとともに、医療救護の実施にあたっては、岩手県災害医療コーディネーターとの連携を図る。

※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

	<p>4 歯科医療救護班の活動</p> <p>(1) 歯科医療救護班は、原則として、救護所において歯科医療活動を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>第4～第7 [略]</p> <p>第8 整備すべき書類</p> <p>(1) 救助の種目別〔医薬品衛生材料等〕物資受払状況（様式編 <u>救助様式6</u>）</p> <p>(2) 救護班活動状況（様式編 <u>救助様式12</u>）</p> <p>(3) 病院、診療所医療実施状況（様式編 <u>救助様式13</u>）</p> <p>(4) 助産台帳（様式編 <u>救助様式14</u>）</p> <p>(5)～(8) [略]</p>	<p>4 歯科医療救護班の活動</p> <p>(1) 歯科医療救護班は、原則として、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>第4～第7 [略]</p> <p>第8 整備すべき書類</p> <p>(1) 救助の種目別〔医薬品衛生材料等〕物資受払状況（様式編 <u>救助様式1</u>）</p> <p>(2) 救護班活動状況（様式編 <u>救助様式7</u>）</p> <p>(3) 病院、診療所医療実施状況（様式編 <u>救助様式8</u>）</p> <p>(4) 助産台帳（様式編 <u>救助様式9</u>）</p> <p>(5)～(8) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 指定地方公共機関の追加に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>2 歯科医療活動班による被災地域及び避難所等の巡回について規定するもの</p> <p>3 口腔ケア活動班の編成及び活動について新たに追記するもの</p> <p>4 災害医療コーディネーターについて新たに追記するもの</p> <p>5 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
<p>139</p> <p>140</p> <p>141</p>	<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品供給計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 物資の支給対象者 [略]</p> <p>2 物資の種類 [略]</p> <p>3 物資の確保</p> <p>(1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握し、<u>別記様式1「世帯構成員別被害状況」及び別記様式2「物資購入（配分）計画表」</u>を作成する。</p> <p>(2) 町本部長は、「<u>物資購入（配分）計画表</u>」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄物資を供出し、必要とする物資を確保する。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 物資の輸送及び保管</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 物資の引渡しは、「<u>災害救助用物資引渡書</u>」により行い、授受を明確にする。</p> <p>5 物資の支給等 [略]</p> <p>6 物資の需給調整 [略]</p> <p>7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与 [略]</p> <p>8 整備すべき書類</p> <p>(1) <u>物資受払簿（様式編 救助様式6）</u></p>	<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品供給計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 物資の支給対象者 [略]</p> <p>2 物資の種類 [略]</p> <p>3 物資の確保</p> <p>(1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握し、<u>資料編 対策様式6「世帯構成員別被害状況」及び対策様式7「物資購入（配分）計画表」</u>を作成する。</p> <p>(2) 町本部長は、<u>対策様式7「物資購入（配分）計画表」</u>に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄物資を供出し、必要とする物資を確保する。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 物資の輸送及び保管</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 物資の引渡しは、<u>対策様式8「災害救助用物資引渡書」</u>により行い、授受を明確にする。</p> <p>5 物資の支給等 [略]</p> <p>6 物資の需給調整 [略]</p> <p>7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与 [略]</p> <p>8 整備すべき書類</p> <p>(1) <u>救助の種目別物資受払状況（様式編 救助様式1）</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>1 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
<p>1 4 3</p> <p>1 4 4</p>	<p style="text-align: center;">第16節 食料供給計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 食料の供与対象者 [略]</p> <p>2 供給食料の種類等 [略]</p> <p>3 食料の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町本部長は、被災者に対する食料供給が必要と認められた場合は、「世帯構成員別被害状況」を基準として、別記様式1「食料購入（配分）計画表」を作成する。</p> <p>(3) 町本部長は「食料購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄食料を供出し、必要とする食料を確保する。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>4 食料の輸送及び保管</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県本部から輸送される食料は、農林商工部において受領し、「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>5 食料の供給等 [略]</p> <p>6 食料の需給調整 [略]</p> <p>7 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与 [略]</p> <p>8 整備すべき書類</p> <p>(1) 救助の種目別〔炊き出しその他による食料給与物品〕物資受払状況（様式編 救助様式6）</p> <p>(2) 炊き出し給与状況（様式編 対策様式4）</p> <p>(3) 救助実施記録日計表（様式編 対策様式9）</p> <p>(4)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 食料供給計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 食料の供与対象者 [略]</p> <p>2 供給食料の種類等 [略]</p> <p>3 食料の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町本部長は、被災者に対する食料供給が必要と認められた場合は、資料編 対策様式6「世帯構成員別被害状況」を基準として、対策様式7「物資購入（配分）計画表」を作成する。</p> <p>(3) 町本部長は「物資購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄食料を供出し、必要とする食料を確保する。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>4 食料の輸送及び保管</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県本部から輸送される食料は、農林商工部において受領し、対策様式8「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>5 食料の支給等 [略]</p> <p>6 食料の需給調整 [略]</p> <p>7 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与 [略]</p> <p>8 整備すべき書類</p> <p>(1) 救助の種目別〔炊き出しその他による食料給与物品〕物資受払状況（様式編 救助様式1）</p> <p>(2) 炊き出し給与状況（様式編 救助様式4）</p> <p>(3) 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）</p> <p>(4)～(5) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
147	<p style="text-align: center;">第17節 給水計画</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>6 整備すべき書類</p> <p>(ア) 救助の種目別〔給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材〕物資受払状況 (様式編 救助様式6)</p> <p>(イ) 飲料水の供給状況 (様式編 救助様式10)</p> <p>(オ) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)</p> <p>(カ) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第17節 給水計画</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>6 整備すべき書類</p> <p>(ア) 救助の種目別〔給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材〕物資受払状況 (様式編 救助様式1)</p> <p>(イ) 飲料水の供給状況 (様式編 救助様式5)</p> <p>(オ) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)</p> <p>(カ) [略]</p>
修正理由	<p>1 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
<p>148</p> <p>149</p> <p>150</p>	<p>第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 建設場所の選定 ア～エ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居 ア [略] イ 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、<u>災害時要援護者</u>の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。 ウ [略]</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 住宅の応急修理 [略]</p> <p>3 公営住宅への入居のあっせん</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町本部長は、<u>高齢者、障がい者等</u>の入居を優先する。 [略]</p> <p>5 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 実施状況報告 ア 住宅応急修理の該当者の報告 イ 応急修理戸数の協議 (救助日報) ウ 着工及び完了報告 (救助日報)</p> <p>(2) 整備すべき書類 ア 応急仮設住宅台帳 (様式編 救助様式8) イ 住宅応急修理記録簿 (様式編 救助様式16) ウ 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4) エ <u>人夫雇上げ台帳</u> (様式編 対策様式4) オ～ク [略] ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等<u>人夫</u>出納簿、材料輸送簿等 [略]</p>	<p>第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 建設場所の選定 ア～エ [略] <u>オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居 ア [略] イ 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、<u>要配慮者</u>の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。 ウ [略]</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 住宅の応急修理 [略]</p> <p>3 公営住宅への入居のあっせん</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町本部長は、<u>要配慮者</u>の入居を優先する。 [略]</p> <p>5 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 実施状況報告 ア 住宅応急修理の該当者の報告 イ 応急修理戸数の協議 (様式編 対策様式3) ウ 着工及び完了報告 (様式編 対策様式3)</p> <p>(2) 整備すべき書類 ア 応急仮設住宅台帳 (様式編 救助様式3) イ 住宅応急修理記録簿 (様式編 救助様式11) ウ 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4) エ <u>作業員雇上げ台帳</u> (様式編 対策様式11) オ～ク [略] ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等<u>作業員</u>出納簿、材料輸送簿等 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定する場合における教育活動への配慮について規定するもの</p> <p>3 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>4 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
154	<p style="text-align: center;">第19節 感染症予防計画</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>6 感染症予防活動状況等報告</p> <p>(1) 感染症予防活動報告</p> <p>町本部長は、感染症予防活動を実施したときは、<u>感染症予防活動状況報告（様式編 対策様式12）</u>により、二戸地方支部保健環境班長を通じて県本部長に報告する。</p> <p>(2) 感染症予防対策所要見込額の報告</p> <p>町本部長は、災害感染症予防対策に関する所要見込額を、<u>災害感染症予防対策所要見込額調書（様式編 対策様式13）</u>により、二戸地方支部保健環境班長に報告する。</p> <p>7 整備すべき書類</p> <p>(1) <u>感染症予防活動状況報告（様式編 対策様式12）</u></p> <p>(2) <u>感染症予防対策所要見込額調（様式編 対策様式13）</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第19節 感染症予防計画</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>6 感染症予防活動状況等報告</p> <p>(1) 感染症予防活動報告</p> <p>町本部長は、感染症予防活動を実施したときは、<u>防疫活動状況報告（様式編 対策様式12）</u>により、二戸地方支部保健環境班長を通じて県本部長に報告する。</p> <p>(2) 感染症予防対策所要見込額の報告</p> <p>町本部長は、災害感染症予防対策に関する所要見込額を、<u>災害防疫所要見込額調（様式編 対策様式13）</u>により、二戸地方支部保健環境班長に報告する。</p> <p>7 整備すべき書類</p> <p>(1) <u>防疫活動状況報告（様式編 対策様式12）</u></p> <p>(2) <u>災害防疫所要見込額調（様式編 対策様式13）</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>
修正理由	1 所要の整備をするもの	

頁	現 行	修 正 案
159	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画 [略] 第3 実施要領 [略] 9 整備すべき書類 (1) 障害物除去の状況 (様式編 救助様式 21) (2)～(3) [略]</p>	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画 [略] 第3 実施要領 [略] 9 整備すべき書類 (1) 障害物除去の状況 (様式編 救助様式 15) (2)～(3) [略]</p>
修正理由	1 所要の整備をするもの	

頁	現 行	修 正 案																
160	<p>第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="260 398 810 607"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社) 二戸医師会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(社) 岩手県医師会</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		(社) 二戸医師会	[略]	(社) 岩手県医師会		<p>第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 398 1436 647"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社) 二戸医師会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(一社) 岩手県医師会</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		(一社) 二戸医師会	[略]	(一社) 岩手県医師会	
実施機関	担当業務																	
[略]																		
(社) 二戸医師会	[略]																	
(社) 岩手県医師会																		
実施機関	担当業務																	
[略]																		
(一社) 二戸医師会	[略]																	
(一社) 岩手県医師会																		
162	<p>7 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 埋火葬関係</p> <p>ア 実施状況報告 埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費、その他必要事項（<u>救助日報ほか</u>）</p> <p>イ 整備すべき書類</p> <p>(7) 埋葬台帳（<u>様式編 救助様式19</u>） (i)～(v) [略]</p> <p>(2) 遺体の捜索関係</p> <p>ア 実施状況報告</p> <p>(7) 捜索の日時及び地区（<u>救助日報</u>）</p> <p>(i) 捜索を要する遺体数、当日発見遺体数及び今後の要捜索遺体数（<u>救助日報</u>）</p> <p>(v) 捜索方法（<u>救助日報</u>）</p> <p>(エ) 捜査終了月日（<u>救助日報</u>）</p> <p>イ 整備すべき書類</p> <p>(7) 救助の種目別〔捜索用機械器具燃料〕物資受払状況（<u>様式編 救助様式6</u>） (i)～(v) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(3) 死体の処理関係</p> <p>ア 実施状況報告 処理の日時、場所、遺体の身元、処理内容、その他必要事項（<u>救助日報ほか</u>）</p> <p>イ 整備すべき書類</p> <p>(7) 遺体処理台帳（<u>様式編 救助様式20</u>） (i)～(v) [略]</p>	<p>7 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 埋火葬関係</p> <p>ア 実施状況報告 埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費、その他必要事項（<u>様式編 対策様式3ほか</u>）</p> <p>イ 整備すべき書類</p> <p>(7) 埋葬台帳（<u>様式編 救助様式13</u>） (i)～(v) [略]</p> <p>(2) 遺体の捜索関係</p> <p>ア 実施状況報告</p> <p>(7) 捜索の日時及び地区（<u>様式編 対策様式3</u>）</p> <p>(i) 捜索を要する遺体数、当日発見遺体数及び今後の要捜索遺体数（<u>様式編 対策様式3</u>）</p> <p>(v) 捜索方法（<u>様式編 対策様式3</u>）</p> <p>(エ) 捜査終了月日（<u>様式編 対策様式3</u>）</p> <p>イ 整備すべき書類</p> <p>(7) 救助の種目別〔捜索用機械器具燃料〕物資受払状況（<u>様式編 救助様式1</u>） (i)～(v) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(3) 死体の処理関係</p> <p>ア 実施状況報告 処理の日時、場所、遺体の身元、処理内容、その他必要事項（<u>様式編 対策様式3ほか</u>）</p> <p>イ 整備すべき書類</p> <p>(7) 死体処理台帳（<u>様式編 救助様式14</u>） (i)～(v) [略]</p>																
修正理由	1 所要の整備をするもの																	

頁	現 行	修 正 案																
163	<p align="center">第22節 応急対策要員確保計画</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p>	<p align="center">第22節 応急対策要員確保計画</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p>																
164	<p>4 要員の従事命令等 (1)・(2) [略] (3) 公用令書の交付</p> <table border="1" data-bbox="260 477 826 801"> <thead> <tr> <th>交付者</th> <th>命令 区分</th> <th>交付 事由</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部 長等</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>災害対策基本法案第 81条 災害救助法第24条第 4項において準用する 同法第23条の2第2 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令	町本部 長等	[略]		災害対策基本法案第 81条 災害救助法第24条第 4項において準用する 同法第23条の2第2 項	<p>4 要員の従事命令等 (1)・(2) [略] (3) 公用令書の交付</p> <table border="1" data-bbox="882 477 1453 801"> <thead> <tr> <th>交付者</th> <th>命令 区分</th> <th>交付 事由</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部 長等</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>災害対策基本法案第 <u>81条第1項</u> 災害救助法第24条第 4項において準用する 同法第5条第2項</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令	町本部 長等	[略]		災害対策基本法案第 <u>81条第1項</u> 災害救助法第24条第 4項において準用する 同法第5条第2項
交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令															
町本部 長等	[略]		災害対策基本法案第 81条 災害救助法第24条第 4項において準用する 同法第23条の2第2 項															
交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令															
町本部 長等	[略]		災害対策基本法案第 <u>81条第1項</u> 災害救助法第24条第 4項において準用する 同法第5条第2項															
165	<p>6 確保状況報告及び整備すべき書類 (1) 作業従事者雇用状況報告 <u>人夫</u>雇上げ数、従事作業及びその他必要事項 (救助日報) (2) 整備すべき書類 ア 救助実施記録日計表(様式編 対策様式4) イ 労務、資機材等の供給要請書(様式編 対策様 式15) ウ <u>人夫賃金</u>台帳(様式編 対策様式16) エ <u>人夫賃支払</u>関係証拠書類</p>	<p>6 確保状況報告及び整備すべき書類 (1) 作業従事者雇用状況報告 <u>作業員</u>雇上げ数、従事作業及びその他必要事 項(様式編 対策様式3) (2) 整備すべき書類 ア 救助実施記録日計表(様式編 対策様式4) イ 労務、資機材等の供給要請書(様式編 対策様 式15) ウ <u>作業員賃金</u>台帳(様式編 対策様式16) エ <u>作業員賃支払</u>関係証拠書類</p>																
修正 理由	<p>1 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p>																	

頁	現 行	修 正 案
<p>166</p> <p>168</p> <p>169</p>	<p style="text-align: center;">第23節 文教対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 学用品等の給与</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 町本部長は、調達した学用品等を次の方法により割り当て、支給する。</p> <p>ア 割当</p> <p>町本部長は、県本部長からの学用品支給基準（1人当たり）の通知に基づき、<u>学用品割当台帳（様式編）</u>により、被災児童、生徒別に割当を行う。</p> <p>なお、割当に当たっては、児童、生徒の被災程度を<u>災害被災者調査原票（対策様式1）</u>で照合し、正確を期する。</p> <p>イ 支給 [略]</p> <p>[略]</p> <p>11 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 実施状況報告</p> <p>ア 学校別、学年別被災児童生徒数</p> <p>イ 学用品等の支給点数（<u>救助日報</u>）</p> <p>(2) 整備すべき書類</p> <p>ア 学用品等の給与状況（<u>様式編 救助様式15</u>）</p> <p>イ～エ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第23節 文教対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 学用品等の給与</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 町本部長は、調達した学用品等を次の方法により割り当て、支給する。</p> <p>ア 割当</p> <p>町本部長は、県本部長からの学用品支給基準（1人当たり）の通知に基づき、<u>学用品割当台帳（様式編 対策様式17）</u>により、被災児童、生徒別に割当を行う。</p> <p>なお、割当に当たっては、児童、生徒の被災程度を被災者調査原票（<u>様式編 対策様式1</u>）で照合し、正確を期する。</p> <p>イ 支給 [略]</p> <p>[略]</p> <p>11 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 実施状況報告</p> <p>ア 学校別、学年別被災児童生徒数</p> <p>イ 学用品等の支給点数（<u>様式編 対策様式3</u>）</p> <p>(2) 整備すべき書類</p> <p>ア 学用品等の給与状況（<u>様式編 救助様式12</u>）</p> <p>イ～エ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案												
<p>175</p> <p>181</p>	<p>第26節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="260 320 812 600"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI（株）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 電気通信施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 重要通信の確保等</p> <p>(ア) [略]</p> <p><u>(イ) 防災関係機関がその災害応急対策の実施のために行う通信については、「非常通話」及び「緊急通話」として、他の通信に優先させる。</u></p> <p><u>(ウ)～(オ)</u> [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI（株）		<p>第26節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 320 1436 600"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）NTTドコモ</u> KDDI（株） <u>ソフトバンク（株）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 電気通信施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 重要通信の確保等</p> <p>(ア) [略]</p> <p><u>(イ)～(エ)</u> [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）NTTドコモ</u> KDDI（株） <u>ソフトバンク（株）</u>	
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI（株）														
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） <u>（株）NTTドコモ</u> KDDI（株） <u>ソフトバンク（株）</u>														
<p>修正理由</p>	<p>1 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>2 非常扱い・緊急扱い通話（102番）の廃止に伴い、所要の修正をするもの</p>													

頁	現 行	修 正 案
<p>196</p> <p>197</p>	<p style="text-align: center;">第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第5 緊急融資の確保</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。</p> <p>(1) 国庫負担又は補助</p> <p style="padding-left: 2em;">法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 水道法</p> <p>(19) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)</p> <p>(20) 下水道法</p> <p>(21) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>(22) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>(23) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>(24) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>(25) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)</p> </div>	<p style="text-align: center;">第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第5 緊急融資の確保</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。</p> <p>(1) 国庫負担又は補助</p> <p style="padding-left: 2em;">法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>医療施設等災害復旧費補助金交付要綱</u></p> <p>(19) 水道法</p> <p>(20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)</p> <p>(21) 下水道法</p> <p>(22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>(23) <u>産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</u></p> <p>(24) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>(25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱</p> <p>(26) <u>社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領</u></p> </div>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害復旧事業に係る法令等の内容について見直しを行うもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案
<p>198</p> <p>199</p> <p>201</p>	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談 [略]</p> <p>2 被災証明の交付 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、<u>発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。</u> この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>3 災害弔慰金等の支給 [略]</p> <p>4 被災者生活再建支援制度の活用 (1)・(2) [略] (3) 町は、申請を迅速かつ的確に処理するための<u>体制の整備等</u>を図る。 (4)～(8) [略]</p> <p>5 住宅資金等の貸付 [略]</p> <p>6 住宅の再建 [略]</p> <p>7 職業のあっせん [略]</p> <p>8 租税の徴収猶予及び減免等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談 [略]</p> <p>2 被災者台帳の作成 <u>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。</u></p> <p>3 罹災証明の交付 <u>(1) 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明を交付する。</u> この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。 <u>(2) 町は、罹災証明書の交付が遅滞することなく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p>4 災害弔慰金等の支給 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用 (1)・(2) [略] (3) 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等</u>を図る。 (4)～(8) [略]</p> <p>6 住宅資金等の貸付 [略]</p> <p>7 住宅の再建 [略]</p> <p>8 職業のあっせん [略]</p> <p>9 租税の徴収猶予及び減免等 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、被災者台帳の作成について規定する。</p> <p>2 災害対策基本法の一部改正に伴い、罹災証明書の交付について規定するもの</p> <p>3 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>4 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正 案												
203	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p>1 計画作成組織の整備 学識経験者、産業界、地区町民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、<u>女性や災害時要援護者等</u>の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。</p> <p>2 計画策定の目標 [略]</p> <p>3 復興計画の作成 (1)～(4) [略] (5) 防災とアメニティの観点から、<u>既存不的確建築物</u>の解消を図る。</p> <p>第3 復興事業の実施 激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助</td> <td>(1)～(12) [略] <u>(13)</u> 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 <u>(14)</u> 湛水排除事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業名	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1)～(12) [略] <u>(13)</u> 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 <u>(14)</u> 湛水排除事業	[略]		<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p>1 計画作成組織の整備 学識経験者、産業界、地区町民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、<u>女性や要配慮者</u>の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。</p> <p>2 計画策定の目標 [略]</p> <p>3 復興計画の作成 (1)～(4) [略] (5) 防災とアメニティの観点から、<u>既存不適格建築物</u>の解消を図る。</p> <p>第3 復興事業の実施 激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助</td> <td>(1)～(12) [略] <u>(13)</u> 医療施設等災害復旧事業 <u>(14)</u> 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 <u>(15)</u> 湛水排除事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業名	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1)～(12) [略] <u>(13)</u> 医療施設等災害復旧事業 <u>(14)</u> 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 <u>(15)</u> 湛水排除事業	[略]	
項目	事業名													
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1)～(12) [略] <u>(13)</u> 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 <u>(14)</u> 湛水排除事業													
[略]														
項目	事業名													
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1)～(12) [略] <u>(13)</u> 医療施設等災害復旧事業 <u>(14)</u> 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 <u>(15)</u> 湛水排除事業													
[略]														
204	<p>第4 災害記録編纂計画 [略]</p>	<p>第4 災害記録編纂計画 [略]</p>												
修正理由	<p>1 激甚災害として財政措置が行われる事業を追加するもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p>													

震 災 対 策 編

新旧対照表

平成 28 年 3 月 18 日

震災対策編

○ 目次

第1章 総則

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
----------------------	---

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	3
第2節 自主防災組織等の育成計画	4
第6節 災害時要援護者の安全確保計画	5

第3章 災害応急対策計画

第5節 広聴広報計画	6
第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	7

頁	現 行	修 正																								
2 2 2	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県 [略]</p> <p>2 町及び広域行政事務組合 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県 [略]</p> <p>2 町及び広域行政事務組合 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p>																								
2 2 3	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> 1 <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定供給の確保に関すること。</u> 2 <u>被災商工業者に対する支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td> 1 <u>鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東北経済産業局	1 <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定供給の確保に関すること。</u> 2 <u>被災商工業者に対する支援に関すること。</u>	[略]		東北運輸局	1 <u>鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。</u>	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> 1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> 2 <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需要に関すること。</u> 3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td> 1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に置ける関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東北経済産業局	1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> 2 <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需要に関すること。</u> 3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u>	[略]		東北運輸局	1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に置ける関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u>	[略]	
機関名	業務の大綱																									
[略]																										
東北経済産業局	1 <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定供給の確保に関すること。</u> 2 <u>被災商工業者に対する支援に関すること。</u>																									
[略]																										
東北運輸局	1 <u>鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。</u>																									
[略]																										
機関名	業務の大綱																									
[略]																										
東北経済産業局	1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u> 2 <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需要に関すること。</u> 3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u>																									
[略]																										
東北運輸局	1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>緊急輸送、代替輸送に置ける関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u>																									
[略]																										
2 2 4	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]</td> <td> 1・2 [略] 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4～7 [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 自衛隊 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1・2 [略] 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4～7 [略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]</td> <td> 1・2 [略] 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報の適時・的確な防災機関への伝達並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4～7 [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 自衛隊 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1・2 [略] 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報の適時・的確な防災機関への伝達並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4～7 [略]	[略]									
機関名	業務の大綱																									
[略]																										
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1・2 [略] 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4～7 [略]																									
[略]																										
機関名	業務の大綱																									
[略]																										
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	1・2 [略] 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報の適時・的確な防災機関への伝達並びにこれらの機関や報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4～7 [略]																									
[略]																										

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	
[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ (株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]
日本通運 (株) 盛岡支店	[略]
[略]	

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	
<u>(社) 岩手県トラック協会</u> <u>(社) 岩手県バス協会</u> [略]	[略]
[略]	
<u>(社) 岩手県高圧ガス保安協会</u>	[略]
<u>(社) 岩手県医師会</u> <u>(社) 岩手県歯科医師会</u>	[略]

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
[略]

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	
[略] エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ (株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u>	[略]
日本通運 (株) 盛岡支店 <u>北東北福山通運 (株) 盛岡支店</u> <u>佐川急便 (株) 岩手支店</u> <u>ヤマト運輸 (株) 盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸 (株)</u>	[略]
[略]	

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	
<u>(公社) 岩手県トラック協会</u> <u>(公社) 岩手県バス協会</u> [略]	[略]
[略]	
<u>(一社) 岩手県高圧ガス保安協会</u>	[略]
<u>(一社) 岩手県医師会</u> <u>(一社) 岩手県歯科医師会</u>	[略]

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
[略]

修正
理由

- 1 指定地方行政機関の業務の大綱について、表現の見直しを行うもの
- 2 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正を行うもの
- 3 その他所要の整備をするもの

頁	現 行	修 正
228	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実地するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するとともに地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及計画作成 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 [略]</p> <p>3 町民等に対する防災知識の普及 防災関係機関等は、町民等の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。 (1) 防災関係機関は、次の方法を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。 ア～キ [略] (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ア [略] イ 平常時における心得 ①～⑤ [略] ウ～ク [略] (3) 防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資の送付が被災地地方公共団体等の負担となることなど、被災地支援に関する知識の<u>普及</u>に努める。</p> <p>4 児童生徒等に対する教育 [略]</p> <p>5 防災文化の継承 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実地するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の<u>要配慮者</u>に十分配慮するとともに地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及計画作成 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 [略]</p> <p>3 町民等に対する防災知識の普及 防災関係機関等は、町民等の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。 (1) 防災関係機関は、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら</u>、次の方法等を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。 ア～キ [略] (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ア [略] イ 平常時における心得 ①～⑤ [略] ⑥ <u>家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</u> ウ～ク [略] (3) 防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資の送付が被災地地方公共団体等の負担となることなど、被災地支援に関する知識を<u>整理するとともに、その普及</u>に努める。</p> <p>4 児童生徒等に対する教育 [略]</p> <p>5 防災文化の継承 [略]</p>
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 防災知識の普及に関わる防災士等との連携について規定するもの</p> <p>3 防災知識の普及活動に係る重点事項として、家庭動物との同行避難等の方法を追加するもの</p> <p>4 その他所要の整備をするもの</p>	

第2章 災害予防計画

頁	現 行	修 正
230	<p style="text-align: center;">第2節 自主防災組織育成計画</p> <p>第1 基本方針 1・2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針 1・2 [略]</p> <p>3 町は、町内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に<u>地区防災計画を定める。</u></p>
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、地域防災計画について県地域防災計画に位置けるとともに、住民等による地区内の防災活動の推進について規定するもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正
234	<p style="text-align: center;">第6節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び町民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び町民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p>
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正																				
268	第5節 公聴広報計画 第2 実施機関（責任者） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略] エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ (株) <u>(株) エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ</u> KDDI (株)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(株) アイビーシー岩 手放送</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ (株) <u>(株) エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]	[略]		(株) アイビーシー岩 手放送	[略]	第5節 公聴広報計画 第2 実施機関（責任者） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略] エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ (株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(株) IBC岩手放送</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ (株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u>	[略]	[略]		(株) IBC岩手放送	[略]
実施機関	担当業務																					
[略]																						
[略] エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ (株) <u>(株) エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]																					
[略]																						
(株) アイビーシー岩 手放送	[略]																					
実施機関	担当業務																					
[略]																						
[略] エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ (株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク (株)</u>	[略]																					
[略]																						
(株) IBC岩手放送	[略]																					
修正 理由	1 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの 2 その他所要の整備をするもの																					

頁	現 行	修 正
268	<p>第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p> <p>5 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 実施状況報告</p> <p>ア 住宅応急修理の該当者の報告</p> <p>イ 応急修理戸数の協議 (<u>救助日報</u>)</p> <p>ウ 着工及び完了報告 (<u>救助日報</u>)</p> <p>(2) 整備すべき書類</p> <p>ア 応急仮設住宅台帳 (<u>様式編 救助様式8</u>)</p> <p>イ 住宅応急修理記録簿 (<u>様式編 救助様式16</u>)</p> <p>ウ 救助実施記録日計表 (<u>様式編 対策様式4</u>)</p> <p>エ <u>人夫雇上げ台帳</u> (<u>様式編 対策様式4</u>)</p> <p>オ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書</p> <p>カ 応急仮設住宅使用貸借契約書</p> <p>キ 仮設住宅建設並びに修理のための工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等)</p> <p>ク 工事代金等支払証拠書類</p> <p>ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等<u>人夫</u>出納簿、材料輸送簿等</p> <p>[略]</p>	<p>第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p> <p>5 実施状況報告及び整備すべき書類</p> <p>(1) 実施状況報告</p> <p>ア 住宅応急修理の該当者の報告</p> <p>イ 応急修理戸数の協議 (<u>様式編 対策様式3</u>)</p> <p>ウ 着工及び完了報告 (<u>様式編 対策様式3</u>)</p> <p>(2) 整備すべき書類</p> <p>ア 応急仮設住宅台帳 (<u>様式編 救助様式3</u>)</p> <p>イ 住宅応急修理記録簿 (<u>様式編 救助様式11</u>)</p> <p>ウ 救助実施記録日計表 (<u>様式編 対策様式4</u>)</p> <p>エ <u>作業員雇上げ台帳</u> (<u>様式編 対策様式11</u>)</p> <p>オ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書</p> <p>カ 応急仮設住宅使用貸借契約書</p> <p>キ 仮設住宅建設並びに修理のための工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等)</p> <p>ク 工事代金等支払証拠書類</p> <p>ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等<u>作業員</u>出納簿、材料輸送簿等</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>1 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>2 その他所要の整備をするもの</p>	

原子力災害対策編

新旧対照表

平成 28 年 3 月 18 日

原子力災害対策編

○ 目次

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	1
--------------	---

第3章 災害応急対策計画

第4節 町民等への情報提供・公聴計画	2
--------------------	---

第6節 避難・影響回避計画	3
---------------	---

頁	現 行	修 正
<p>1 2</p> <p>1 3</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実地するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及計画作成 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 [略]</p> <p>3 町民等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関係機関は、次の方法を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>キ～ク [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育 [略]</p> <p>5 相談体制の整備等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実地するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1 防災知識の普及計画作成 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 [略]</p> <p>3 町民等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関係機関は、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等</u>を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</u></p> <p>キ～ク [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育 [略]</p> <p>5 相談体制の整備等 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 防災知識の普及に関わる防災士等との連携について規定するもの</p> <p>3 防災知識の普及活動に係る重点事項として、家庭動物との同行避難等の方法を追加するもの</p> <p>4 その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 行	修 正																
82	<p style="text-align: center;">第4節 町民等への情報提供・公聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町民等への情報提供 [略]</p> <p>2 広報公聴</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 広報活動に当たっては、あらかじめ、町民等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に<u>災害時要援護者への配慮</u>をする。</p> <p>(6) 広聴活動に当たっては、相談窓口の明確化を図り、町民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に<u>災害時要援護者への配慮</u>をする。</p> <p>第2 町民等への情報提供</p> <p>1 県による情報提供 [略]</p> <p>2 町による情報提供</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際に、特に<u>災害時要援護者への配慮</u>をする。</p> <p>3 防災関係機関による情報提供 [略]</p> <p>第3 広報公聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="260 1346 810 1832"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施要領 [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]	[略]		<p style="text-align: center;">第4節 町民等への情報提供・公聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町民等への情報提供 [略]</p> <p>2 広報公聴</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 広報活動に当たっては、あらかじめ、町民等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に<u>要配慮者が必要とする情報についての配慮</u>をする。</p> <p>(6) 広聴活動に当たっては、相談窓口の明確化を図り、町民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に<u>要配慮者の相談、要望等についての配慮</u>をする。</p> <p>第2 町民等への情報提供</p> <p>1 県による情報提供 [略]</p> <p>2 町による情報提供</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際に、特に<u>要配慮者が必要とする情報についての配慮</u>をする。</p> <p>3 防災関係機関による情報提供 [略]</p> <p>第3 広報公聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="887 1346 1437 1794"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク(株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施要領 [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]	[略]	
実施機関	担当業務																	
[略]																		
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> KDDI (株)	[略]																	
[略]																		
実施機関	担当業務																	
[略]																		
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>(株) NTTドコモ</u> KDDI (株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]																	
[略]																		
修正理由	<p>1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>2 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>3 その他所要の整備をするもの</p>																	

頁	現 行	修 正																		
	第6節 避難・影響回避計画	第6節 避難・影響回避計画																		
	第3 実施要領	第3 実施要領																		
	1 注意喚起 [略]	1 注意喚起 [略]																		
	2 避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示等	2 避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示等																		
	(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]																		
	(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知	(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知																		
	ア [略]	ア [略]																		
	・避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知にあたっては、必要に応じ、 <u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者</u> の住居を個別に巡回するなど、 <u>災害時要援護者</u> に配慮した方法を併せて実施する。	・避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知にあたっては、必要に応じ、 <u>避難行動要支援者</u> の住居を個別に巡回するなど、 <u>避難行動要支援者</u> に配慮した方法を併せて実施する。																		
	イ 関係機関相互の連絡	イ 関係機関相互の連絡																		
	実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。	実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。																		
	[報告又は通知事項] [略]	[報告又は通知事項] [略]																		
	[法令に基づく報告又は通知義務]	[法令に基づく報告又は通知義務]																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">報告又は通知義務者</th> <th style="width: 20%;">報告又は通知先</th> <th style="width: 60%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>知事及び原子力災害対策本部長</td> <td>災害対策基本法第60条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>公示及び原子力災害対策本部長</td> <td>災害対策基本法第60条第6項（原災法第28条第2項による読替適用）</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令	町長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）	知事	公示及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第6項（原災法第28条第2項による読替適用）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">報告又は通知義務者</th> <th style="width: 20%;">報告又は通知先</th> <th style="width: 60%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>知事及び原子力災害対策本部長</td> <td>災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>公示及び原子力災害対策本部長</td> <td>災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令	町長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）	知事	公示及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）
報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令																		
町長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）																		
知事	公示及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第6項（原災法第28条第2項による読替適用）																		
報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令																		
町長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）																		
知事	公示及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）																		
	[略]	[略]																		
	(4)～(7) [略]	(4)～(7) [略]																		
	3～8 [略]	3～8 [略]																		
	第4 影響回避等のための措置	第4 影響回避等のための措置																		
	1 県等による情報提供 [略]	1 県等による情報提供 [略]																		
	2 町民等の措置	2 町民等の措置																		
	(1) 町民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は申請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を構ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な <u>災害時要援護者</u> に対し、必要な支援を行うよう勤める。	(1) 町民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は申請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を構ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な <u>避難行動要支援者</u> に対し、必要な支援を行うよう勤める。																		
	(2) [略]	(2) [略]																		

修正理由	<ol style="list-style-type: none">1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの2 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの3 その他所要の整備をするもの
------	--